

【別冊2】監査委員評価及び局区評価  
対比シート

施策分野

# 都市防災

(4施策・43事業)

152 ページから 248 ページ

# 区役所

# 都市防災関連

(34事業)

249 ページから 317 ページ

平成 18 年9月 29 日

# 「都市防災」系統図

## 都 市 防 災

<施策名>		監査		局	頁	
1	危機管理体制の強化	B	77	B	85	154

～事業名～		監査		局	頁	備考	
1	危機対処・防災訓練事業	B	82	B	84	156	
2	防災情報通信システム事業	C	70	B	86	158	意見
3	危機管理対策確立事業 (横浜市防災計画の見直し)	B	78	B	86	160	
4	危機管理対策確立事業 (横浜市国民保護計画の策定)	B	78	B	82	162	
5	デジタル移動無線整備事業	B	80	B	76	164	
6	市民防災啓発事業	B	78	B	88	166	
7	消火器設置奨励事業	C	70	C	66	168	
8	防災服等貸与事業	B	76	B	82	170	
9	危機管理対策経常費	B	72	B	80	172	
.....平均点.....		76.0		81.1			

<施策名>		監査		局	頁	
2	地震に強い都市づくり	B	74	B	76	174

～事業名～		監査		局	頁	備考	
1	いえ・みち まち改善事業	C	70	C	70	176	
2	都市防災不燃化促進事業	C	60	C	68	178	意見
3	橋りょう地震対策費	B	80	B	84	180	
4	水道施設の耐震強化事業	B	72	C	64	182	
5	震後対策協議会負担金	C	64	C	62	184	
6	公共建築物耐震対策事業	C	70	B	80	186	意見
7	特定建築物耐震改修促進事業	C	70	C	60	188	
8	木造・マンション耐震事業	B	82	B	84	190	
.....平均点.....		71.0		71.5			

<施策名>		監査		局	頁	
3	風水害に強い都市づくり	B	71	B	78	192

～事業名～		監査		局	頁	備考	
1	水防事業	C	70	B	84	194	
2	河川・水路等の維持管理	C	68	B	90	196	
3	都市基盤河川改修事業	B	76	B	72	198	
4	準用河川改修事業	B	72	C	68	200	
5	雨水調整池設置指導事業	B	74	B	82	202	
6	下水道整備費（雨水幹線の整備）	B	74	B	74	204	
7	流域貯留浸透事業	B	76	B	72	206	
8	下水道整備費（雨水浸透施設の整備）	B	80	B	76	208	
9	雨水貯留浸透事業	C	70	C	68	210	意見
10	がけ地緊急対策等事業	C	64	C	70	212	意見
11	がけ崩れ警戒区域改善対策事業	C	62	C	68	214	
12	急傾斜地崩壊防止事業	C	64	C	70	216	
13	宅地防災啓発強化事業	C	64	C	68	218	
.....平均点.....		70.3		74.0			

＜施策名＞		監査		局	頁	
4	防災及び災害復旧体制の強化 実 強 化	B	75	B	77	220

～事業名～		監査		局		頁	備考
1	災害対策備蓄事業	B	84	B	74	222	
2	地域防災力向上事業	C	68	B	74	224	
3	地域防災拠点事業	B	72	B	72	226	
4	横浜防災ライセンス事業	B	78	B	74	228	
5	広域避難場所事業	B	84	B	82	230	優れた取組
6	水の缶詰の備蓄促進	B	82	C	62	232	
7	市民との協働による応急給水対策の強化	B	76	C	62	234	
8	災害時応急備蓄物資整備事業	C	70	B	78	236	意見
9	災害救助事業	C	64	C	70	238	
10	災害時医療整備事業	B	78	B	86	240	
11	医療機関整備資金貸付事業	C	66	B	72	242	
12	生活環境防疫対策事業	B	84	A	92	244	
13	災害時用生活用水確保事業	B	82	A	92	246	
……………平均点……………		76.0		76.2			

# ① 「危機管理体制の強化」

評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等
1	適応性 (10点)	10	① a	近年、地震や風水害等の自然災害をはじめ、テロ等の緊急事態など、多様な危機が発生し、生命や生活に対する市民の不安感が高まっている。平成17年度市民意識調査の結果に見られるように、本市の防災力強化に対する市民の関心は高く、地震等防災対策は第2位に位置している。 本施策では、こうした市民の声にこたえるべく、庁内体制や他の防災関係機関との連携、情報通信基盤の整備などにより危機管理体制の強化を図っている。
			② a	続発する自然災害や緊急事態等の危機が発生する中で、的確に情報を収集・分析して、市民に伝達することは、自治体の重要な責務となっているが、市役所と区役所、区役所と地域防災拠点とを結ぶ情報通信基盤の整備を着実に進めており、平常時及び非常時の情報提供体制が整えられている。 また、自然災害だけでなく、近年目立つテロ等の緊急事態に対処する計画も策定し、また、国民保護に関する計画策定も進めるなど、多様な危機が多発する社会経済情勢に対応している。
2	有効性 (10点)	8	① b	本施策は、横浜市防災計画における「防災力強化の取組み」や「防災体制の強化推進」等による具体的な推進が図られており、事業は適切に構成されている。 防災力強化の取組としては、各種情報システムの構築・維持等が、一部システムで連携に向けた検討が求められる部分があるものの、おおむね順調に進められている。 また横浜市防災計画等において、安全管理局を中心に各区・局の役割が明記されているが、計画を着実に実行し、危機管理体制を強化するため職員の危機管理意識の更なる高揚が求められる。
			② a	本施策は、中期政策プランにおいて、「市民のだれもが安心して日常生活を送り、災害などが発生しても市民の安全が守られ、早期に都市機能が復旧する、災害に強い都市づくりをすすめる」こととしたものであり、総合的に防災対策を推進している。 また、横浜市危機管理指針の目的を実現するため、平成17年度には横浜市防災計画等の改訂や横浜市国民保護計画の策定準備が進められており、指針・計画の体系が明確化されている。
3	目標達成度 (10点)	6	① b	中期政策プランにおいては、「市民生活の安全・安心を脅かすさまざまな災禍に対し、機動的かつ横断的に対応するため、市組織全体の指揮命令・連絡調整機能の強化を図る」ことを目指している。 また、横浜市危機管理指針では、市の基本的責務として、市民の生命、身体及び財産の安全を確保するため、関係機関との連携等により危機対策を総合的に推進することとしている。 ただし、これらはいずれも定性的な目標であり、市民に分かりやすい目標・指標は特に立てられていない。
			② b	本施策の目標に示す「市民生活の安全・安心を脅かすさまざまな災禍」については、自然災害、テロ等の緊急事態、他国からの武力攻撃等が想定されるが、それぞれの対処計画について平成17年度に改訂、策定及び策定準備を進めた。特に緊急事態への対処は、自然災害対策の計画中に盛り込む都市が多い中、本市では別途策定するなど、危機事案に応じたきめ細かい対策を立てている。 これらは安全管理局を中心に、各区・局及び関係機関の間に求められる役割・連携方法を定めているが、図上訓練等の危機対処・防災訓練を行うことで、組織の危機管理対策機能の強化を図っており、定性的な目標はおおむね達成している。
小計 (30点)		24	B	市役所と区役所、区役所と地域防災拠点とを結ぶ防災情報通信基盤については、デジタル移動無線の着実な整備も含め、的確な情報の収集・分析や受伝達を行うための充実・強化が図られている。今後、防災情報通信基盤の有効性を更に高めるために、現在連動していない道路の防災情報に関する道路局のシステムとの連携に向けた検討が求められる。 また、横浜市危機管理指針の目的を達成するため、「横浜市防災計画」や「横浜市緊急事態等対処計画」の見直しを行うとともに、「横浜市国民保護計画」の策定を進めている。 危機発生時には、各計画に基づき迅速・的確に行動することが求められるが、平成17年度の地震（震度5弱）の際に、職員の参集率が25%にとどまり、実際の行動が伴わなかったことから、職員の危機管理意識の向上を図るとともに、防災訓練等への参加の拡充を図るなど、計画を着実に実行する取組が求められる。
事業評価計 (70点)		53		
総合評価 (100点)		77		

評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等
局 に よ る 施 策 評 価	1 適応性 (10点)	10	① a	市民意識調査や区役所等を通じて寄せられる市民ニーズを踏まえ、危機管理体制の強化に向け各事業に取り組むとともに、事業等の計画段階から市民の参画を得て事業を推進するなど、市民ニーズの反映に努めている。 また、事業実施にあたっては、地元説明に出向くなど市民に対する説明責任も果たしている。
			② a	台風や地震等の自然災害やテロ等に対する市民の不安、最新の地震被害想定、携帯電話普及に伴う災害時の通信の輻輳、事業の効率化などを踏まえ、防災計画の見直し、国民保護計画の策定、各種訓練の実施、デジタル移動無線の整備、防災服貸与方法の見直し及び各種啓発事業等に取り組んでいる。
	2 有効性 (10点)	10	① a	あらゆる危機に迅速・的確に対応し、市民の安全・安心を確保するため、危機発生に備えた各種計画の整備、計画に基づく訓練、危機管理情報基盤の整備、防災意識の啓発に取り組んでおり、危機管理体制を強化するために必要な事業構成となっている。
			② a	本施策は、「総合的な防災対策の推進」という上位政策の目的を達するため、危機管理指針に基づき、市民生活を脅かす様々な災禍に対し、機動的かつ横断的に対応できるよう、危機管理体制の強化を図るものであり、局運営方針でも危機管理対策室の重点推進施策に位置づけている。
	3 目標達成度 (10点)	8	① b	個別事業については、それぞれ到達目標を設定して事業推進に取り組んだが、何をもって「危機管理体制の強化」が達せられたかを具体的に明示してはいない。
			② a	本市として備えておくべき危機管理体制は、社会状況に影響を受けるため、常に見直しをする必要があり、本施策は到達点のない施策であるが、危機管理体制の強化に向けて、当該年度に実施した各事業の目標は達しているので、単年度で判断するならば目標は達成したといえる。
	小計 (30点)	28		危機はいつ発生するか予測できないため、危機管理体制の強化は、単純にいつまでに何をやればいいというものではない。その意味で、各年度ごとに必要な事業を確実に推進することが目標ともいえるが、今後は、「安全安心都市」の実現に向け、危機管理体制が強化されたといえる状態(目標)と、その状態に達するための施策群と事業群を明らかにしたうえで、事業の選択と集中を図り、計画的かつ効果的・効率的に危機管理対策を推進することが必要である。
	事業評価計 (70点)	57		
	総合評価 (100点)	85	B	

危機対応・防災訓練事業

事業の目的		「横浜市危機管理指針」及び「横浜市防災計画」に基づき、地震、風水害、都市災害等の危機に対処するため、危機対応機能の強化や防災関係機関の連携、さらに市民の防災意識の高揚を図ることにより、市民の総合的な危機対応能力を向上させる。	
点数	abc評価	理由、説明等	
15	① a	横浜市総合防災訓練では、輪番により1区が参加し、区民が企画段階から参画している。他の区に対しては自主的な訓練を推進しており、実施計画の確認、実施結果の報告を受けることで、地域のニーズを把握している。	
	② a	他都市における大型地震等の被災状況を踏まえ、新型インフルエンザ対応図上訓練を実施するなど、都市型災害発生への対応も図っている。	
	③ a	市民・企業・行政等が役割分担に応じた防災訓練を実施している。企業においては148団体と協定を締結し、被災時の対応に係る共通認識を持つよう努めている。	
13	① b	訓練実施後は、アンケート等により訓練実施結果を取りまとめ検証を行い、次回訓練に反映させている。また帰宅困難者対策訓練は、横浜駅に加え、他の主要駅でも実施できるよう各区と連携して候補地調整を進めている。	
	② a	横浜市総合防災訓練では、国、八都県市などと連絡調整会議等の場を通じた事前調整を行い、避難誘導に関する神奈川県警察との協力や水害対策訓練では神奈川県への情報提供など、関係機関との十分な連携を図っている。	
	③ a	訓練に係る国の意向を踏まえるとともに、本市の策定した横浜市防災計画にのっとり適切な訓練を行うことで、危機対応能力の向上に寄与している。	
9	① b	災害対応能力の向上、地域住民との連携、防災機関との連携を図ることを達成目標として、具体的に訓練を計画、実施している。	
	② b	横浜市総合防災訓練における地域の訓練については、市民が企画段階から参画する住民主体型とすることを目標としている。	
	③ b	地域住民との連携、防災機関との連携を着実に図って訓練を実施している一方、災害対応能力の向上については目標達成の度合いが測りにくい。	
13	① a	従来、仮設建物を建築して訓練を行っていたところを、既存の施設（道路や特定建築物等）の活用や、図上訓練への変更を図るなど、訓練手法の見直しを行うことによりコスト削減を図っている。	
	② a	訓練プログラムへの広告掲載、訓練協賛企業等による訓練使用資機材（食料等）の提供などを推進し、歳入の確保を図っている。	
	③ b	前年度の訓練実施結果を踏まえ、新年度の訓練計画を策定し、スケジュール管理を行うことにより、早期に事前の調整会議等を実施している。	
10	① a	関係法令や国からの通知により示される災害対応事項等を考慮し、本市が定める横浜市防災計画、各種マニュアルに基づいた訓練を実施している。	
	② a	訓練計画策定段階において、事前に訓練場所における危険箇所を排除するとともに、訓練時には安全管理要員を配置して事故の未然防止を図っている。また、訓練計画の中に事故発生時の情報連絡体制を明記している。	
6	① b	横浜市総合防災訓練では、当番区制による均一的な訓練成果の享受と訓練に係る区役所の負担の平準化を図っている。一方、訓練日が特定の日程に集中する傾向がある。	
	② b	訓練を通して地域防災力の向上を図ることで、地域住民が受益者となる点で公平性・公正性は保たれている。一方、企業に対しても、より広く参加を求めていくことを検討している。	
6	① b	横浜市町内会連合会会議等への説明や広報よこはま、ホームページ、ポスター等により、訓練内容の事前広報に努めている。訓練結果については八都県市合同防災訓練のみ公開しており、他の訓練については公開されていない。	
	② b	ポスター、パンフレットについては、八都県市において審議し、共同制作しており、訓練参加機関にも掲出を依頼するなど、より多くの市民の目に触れるよう調整を図っている。	
5	① a	住民主体型の訓練を実施することにより、地域住民、NPO、企業など、あらゆる主体が連携・協力して、自分たちのまちを守るという意識、仕組みづくりを推進している。	
5	① a	訓練のための仮設建物の設置を取りやめ、既存の施設等を有効活用している。また、訓練会場における参加者への水分補給では、リユースカップなどを活用している。	
82	B	通年どおり各種防災訓練に取り組んでいるが、水害対策訓練では指揮命令の迅速な伝達を図る図上訓練に切り替えており、帰宅困難者対策では各区との連携により、訓練を要する主要駅の抽出・選定を進めるなど、訓練の質や機会の増を適宜図っている。	



<b>事業の内容</b>	(1) 水害対策訓練
	(2) 横浜市総合防災訓練
	(3) 横浜駅周辺地区混乱防止訓練
	(4) 「防災とボランティアの日」防災訓練

所管局課名

安全管理局危機管理室

評価項目		点数	adc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	15	① a	横浜市総合防災訓練では、訓練の計画段階から地域住民が主体となった企画運営委員会を立ち上げ、訓練項目等について検討を行うことにより、訓練に地域住民の意見が反映されたより住民主体型の訓練が実現できるよう関係機関、参加団体等と事前調整している。
			② a	毎年発生するさまざまな災害等の状況を把握し、新型インフルエンザ対応図上訓練を実施するなど、被害の軽減が少しでも図れるよう、訓練項目の検討を行い、訓練内容に反映させている。
			③ a	自助、共助、公助の立場を理解し、各種災害対応に関し、行政・企業・市民等がそれぞれ担う分野を理解し、それぞれの役割分担に応じた総合的な訓練を実施している。
2	有効性 (15点)	11	① b	訓練実施後は、アンケート等により訓練実施結果をとりまとめ検証を行い、次回訓練に反映させている。
			② a	訓練実施にあたっては、国や八都県市における連絡調整会議等の場を通じて事前調整を実施するとともに、訓練参加機関及び関係局区とも十分な調整を図ったうえで、訓練を実施している。
			③ b	上位施策等が訓練内容に反映できるよう訓練体系を定め、訓練項目等について調整を図っている。
3	目標達成度 (15点)	13	① a	各種訓練ごとに、その課題に対する達成目標を掲げ、より具体的に訓練を計画し、実施している。
			② a	訓練は反復して実施することが必要であるが、その中で全てが前例踏襲型の訓練とならないよう、各種訓練の運営方針（コンセプト）を明確にし、常に訓練手法・内容に工夫を加えている。
			③ b	各種訓練ごとに、その課題に対する達成目標を掲げ、その目標が達成できるようより具体的に訓練を計画し、実施している。
4	経済性・ 効率性 (15点)	13	① a	既存の施設等を活用するなど、訓練手法の見直しを行うことによりコスト削減を図っている。
			② a	訓練プログラムへの広告掲載、訓練協賛企業等による訓練使用資機材（食材等）の提供などを推進し、歳入の確保を図っている。
			③ b	前年度の訓練実施結果を踏まえ、新年度の訓練計画を策定し、スケジュール管理を行うことにより、余裕を持った早期事前調整会議等を実施している。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	8	① a	関係法令や国等から発せられる災害対応事項等を考慮した訓練を実施するほか、本市が定める防災計画、各種マニュアルに基づいた訓練を実施している。
			② b	訓練計画策定段階では、訓練実施上の危険箇所を把握し、排除するとともに、訓練計画の中に事故発生時の情報連絡体制を明記している。また、訓練時には、安全管理要員を配置し、事故の未然防止を図っている。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	6	① b	総合防災訓練では、当番区制により、均一的に訓練成果（サービス）が享受できるとともに、訓練にかかる区の負担の平準化を図っている。
			② b	防災訓練に参加することにより、地域防災力の向上や防災知識の習得が図れることから、終局的には地域住民等が受益者であり、公費を投じた訓練の実施について公平性・公正性は保たれている。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	8	① a	市連会議等への説明や広報よこはま、市ホームページ（インターネット）、ポスター、パンフレット、放送局（ラジオ）などの媒体を活用し、広く訓練内容を広報している。
			② b	ポスター、パンフレットについては、八都県市において審議し、共同制作しており、訓練参加機関にも掲出を依頼するなど、より多くの市民の目に触れるよう調整を図っている。
8	市民との 協働(5点)	5	① a	住民主体型の訓練を実施することにより、地域住民、NPO、企業など、あらゆる主体が連携・協力して、自分たちのまちを守るという意識、仕組みづくりを推進している。
9	環境負荷の 低減(5点)	5	① a	訓練のための仮設建物の設置を取りやめ、既存の施設等を有効活用するなど、環境負荷の軽減を図っている。また、訓練会場における参加者への水分補給では、リユースカップなどを活用している。
総合評価 (100点)		84	B	大規模災害やさまざまな危機等発生時に、地域住民、NPO、企業など、あらゆる主体が連携・協力して、自助・共助・公助が実現できるよう防災訓練等を通じて意識啓発、仕組みづくりを推進している。

局による事業評価

## 事業の目的

災害に関する3つの情報通信システムを安定的に稼働させることで、災害時をはじめとする緊急事態発生時等において、本市が行政として行うべき危機管理対策を情報面から支援する。

点数	abc 評価	理由、説明等
9	① b	気象情報や地震情報等の市民が必要とする情報をインターネットや携帯電話を通じて積極的に提供している。携帯電話の利用者は現在3,000名弱にとどまっているが、返信時の要望等を参考にしている。
	② b	深刻な台風・地震災害が続発し、防災情報の提供や災害時における行政の迅速な対応に対する市民ニーズが高まる中、迅速かつ的確な情報収集・伝達に寄与している。
	③ b	災害時安否情報システムの開発に当たり、民間事業との比較検討を行い、本市が事業を実施する根拠を明確にしている。また、各種行政機関やライフライン事業者等と連携し、本市負担で無線設備の配備を行っている。
9	① b	高密度強震計ネットワークで得られた地震震度情報を防災情報システムを用いてインターネット公開するなど、事業を構成する各システムの一体的な運用に努めているが、道路被害情報はコンピュータ上の連動はしておらず手動で対応している。
	② c	本市独自観測情報と外部機関からの気象情報等とを、防災情報システムを用いて一元的に活用できているが、道路局の所管する災害情報の収集システム等と連携できていない。
	③ a	横浜市防災計画における「防災情報通信基盤網の整備」として事業を進めており、危機管理対策の情報面からの支援という目的に寄与している。
11	① b	各システムを安定的に稼働させることを目的とし、計画的な保守管理を実施するという定性的目標である。
	② b	いつ発生するかもしれない災害に備え、各システムを停止させずに稼働させるためには、トラブル発生時に備えた職員の応急態勢が整えられていなければならない。
	③ a	休日・夜間を問わずに障害対応するなど、各システムの維持管理に努め、深刻なプログラム上の問題等の発生を未然に防いでおり、稼働状態を維持することができた。
13	① a	無線統制局として利用している民間施設の賃借費を交渉により減額したり、システムの通信回線に庁内LANを利用することで約2,000万円の運用費削減を図った。
	② b	災害時安否情報システムの整備に神奈川県補助制度を導入している。
	③ a	「危機管理対策確立事業」で計画していた災害緊急情報システムを、災害時安否情報システムの機能の一部として取り込むことで効率的なシステム開発を実現できた。
10	① a	無線局の設置等に係る要綱、協定に基づき適正に運用している。
	② a	システム障害を即時に感知するシステムを構築し、即応体制を敷いているほか、安否情報システムは個人情報の取扱いに配慮して運用している。また、通報により判明した通信用鉄塔の経年劣化による破損にもいち早く対応し、事故を未然に防いだ。
6	① b	各種システムは市域全域をカバーするものであり、市民すべてが事業の受益者である。
	② b	なじまない。
6	① b	ホームページや電子メールにより、防災情報を広く市民に公開しているが、電子メールによる情報提供では、利用者を大幅に増やせるよう引き続き事業を促進する。
	② b	電子メールの配信情報について内容の選択ができるよう改善要望が多数寄せられており、平成18年度中の解決に向けて検討を行い、防災情報電子メールの機能拡充を行い、改善することとした。
3	① b	災害時の情報伝達のため、アマチュア無線団体と非常通信に係る協力協定を締結している。
3	① b	日常的に紙の使用量の削減などISOに基づく対応に努めている。
70	C	システムの更新・改修を計画的に実施することで常時稼働が保持されており、既存システムを有効に活用してコスト軽減を達成している。 今後、老朽化の進んだ機器の更新に際しては、災害時の情報収集・整理・提供の一層の迅速化を図るためのソフト改修やシステムの連携等が求められる。

## 監査委員による事業評価

## 防災情報通信システム事業



<b>事業の内容</b>	(1)横浜市防災行政無線システム(災害時の情報受伝達)の管理・運用
	(2)横浜市防災情報システム(被害情報等の収集・集約)の管理・運用
	(3)リアルタイム地震防災情報システム(震度情報・被害推定等)の管理・運用

所管局課名

安全管理局危機管理室

評価項目		点数	adc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	13	① a	気象情報や地震情報など、市民が必要とする情報を、インターネットや携帯電話を通じて積極的に提供している。
			② a	防災情報の提供や災害時における行政の迅速な対応に対する市民ニーズが高まる中、迅速かつ的確な情報収集・伝達に寄与している。
			③ b	災害時安否情報システムの開発にあたって、民間事業との比較検討を行い、本市が事業を実施する根拠を明確にしている。
2	有効性 (15点)	15	① a	高密度強震計ネットワークで得られた地震震度情報を防災情報システムを用いてインターネット公開するなど、事業を構成する各システムの一体的な運用に努めている。
			② a	本市独自観測情報と外部機関からの気象情報等とを、防災情報システムを用いて重複・欠落することなく、市民や職員に提供することができている。
			③ a	横浜市防災計画における「防災情報通信基盤網の整備」として事業を実施している。
3	目標達成度 (15点)	15	① a	各システムを安定的に稼働させることを目的とし、計画的な保守管理を実施している。
			② a	いつ発生するかもしれない災害に備え、各システムを停止させずに稼働させることは非常に高い目標設定である。
			③ a	休日・夜間を問わずに障害対応するなど、各システムの維持管理に努め、稼働状態を維持することができた。
4	経済性・ 効率性 (15点)	13	① a	無線統制局として利用している民間施設の賃借費を交渉により減額したり、システムの通信回線に庁内LANを利用することで運用費の削減を図っている。
			② b	災害時安否情報システムの整備に県費補助を導入している。
			③ a	「危機管理対策確立事業」で計画していた災害緊急情報システムを、災害時安否情報システムの機能の一部として取り込むことで効率的なシステム開発を実現できた。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	8	① b	要綱、協定に基づき適正に運用している。
			② a	通信用鉄塔の破損にいち早く対応し、事故を未然に防いだ。また、システム障害を即時に感知するシステムを構築し、即応体制を敷いている。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	8	① a	市民すべてが事業の受益者である。
			② b	市民すべてが受益者であるので、使用者負担などの考え方は採り入れていない。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	8	① a	ホームページやEメールにより、防災情報を広く市民に公開している。
			② b	Eメールの登録方法や情報内容について、改善要望が多数寄せられており、その解決のための検討を行った。
8	市民との 協働(5点)	3	① b	災害時の情報伝達のために、アマチュア無線団体との協力協定を締結している。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	① b	なじまない
総合評価 (100点)		86	B	この事業は、利便性や操作性の向上のための更新・改修を計画的に実施しつつ、各システムの常時稼働を保持しなければならないという困難性の高い事業であり、これを達成したことは非常に高い評価に値するが、多様化する市民ニーズに応えるため、なおも取り組むべき課題がある。

局による事業評価

**事業の目的**

本市の危機管理に関する経常的な業務を実施する。

**危機管理対策確立事業（横浜市市防災計画の見直し）**

**監査委員による事業評価**

点数	abc 評価	理由、説明等
15	① a	市民意識調査では要援護者や帰宅困難者への支援に対する要望が多く、都市基盤整備、地域防災拠点や備蓄物資、飲料水、災害医療体制等の整備など、事業を担当する所管局区と調整して、要望に対応した体制整備・事業実施に努めている。
	② a	平成16年度に行った、新たな地震被害想定調査結果を基本に、震災対策全般を見直し、備蓄量・品目等をはじめ、都市化の進展を踏まえて改めている。
	③ a	防災計画の修正に当たっては、国や神奈川県、指定公共機関等の各機関の代表者で構成する横浜市防災会議及び防災担当者の集まりである幹事会を開催し、外部の意見を反映している。
11	① b	本市の震災対策を推進するため、横浜市防災計画中で関連する事業をとりまとめ、各局へのヒアリングを通してそれぞれの事業の進捗状況等を把握しているが、具体的な内容・実施時期等は一任している。
	② b	横浜市防災計画の中で、市民、防災関係機関、本市それぞれの役割を明確にし、連携・協力体制の確保に努めている。
	③ a	平成17、18年度の局運営方針でも、横浜市防災計画の見直しを重点推進施策と位置付け、防災計画において危機管理対策の推進という目的を掲げて関連事業の目標達成を推進しており、施策の推進に寄与している。
9	① b	中期政策プランの他にも、各種事業計画等により、到達目標の設定を行うとともに共有化を図っているが、対外的に明らかにされていないものもある。
	② b	計画中に記載する防災関連事業の到達目標は対外的に明らかにされていないため、チャレンジ性の有無は判断できない。
	③ b	都市基盤整備等のハード面における取組については、中期政策プラン上ではおおむね目標に達している。
11	① b	新たな地震被害想定を踏まえ、備蓄品目や数量の見直しを行った。
	② b	危機管理対策の財源として、八都県市で足並みをそろえて国に要望している。
	③ a	例年行っていた横浜市防災会議幹事会について、会議開催の形式から書面による会議に変更した。また、他の会議における審議との重複を避け、委員の必要数の見直しを行い会議の効率化に努めた。
10	① a	災害対策基本法や国の防災基本計画等における耐震化の目標数値の設定や医療救護に係る改正を踏まえ、横浜市防災計画の改訂を行った。
	② a	災害発生時に各職員が迅速に参集、対応できるよう危機管理ポケットブックを全職員に配布し訓練を実施している。また、総務課の係長以上の職員を中心にポケットベルや携帯電話電子メール配信を行い、発災時の的確な判断が行えるようにしている。
6	① b	公平性・公正性確保のため、災害時における要援護者への支援対策の充実について健康福祉局と調整を図っている。
	② b	なじまない。
10	① a	市ホームページに全文を掲載しているほか、パンフレット「いざというときに備えて」等を市民情報室、区役所、図書館等に常備している。また、横浜市防災会議を公開している。
	② a	危機管理対策に関する啓発冊子やマップ等を作成するとともに、これらを活用して、市民等への啓発を図っている。
3	① b	市民・企業に対して震災対策や食料等の備蓄の呼びかけを行っており、また発災時には、子どもや高齢者などの災害弱者に配慮した備蓄食料の提供等を行うよう求めている。
3	① b	横浜市防災計画の冊子の発行を必要範囲内に抑え、本市ホームページで公開することで、印刷による環境への負荷を低減した。
78	B	法改正や市民要望等を踏まえ、新たに帰宅困難者対策等を盛り込むなど、関係局区との連携を図りながら計画の見直しが進められているが、計画に記載した各事業の目標を明確化させ、公表するなど計画遂行に向けたより実効性のある管理が求められる。

<b>事業の内容</b>	(1)災害応急対策員及び危機管理対策室参事嘱託員の雇用
	(2)横浜市防災会議開催・各種会議参加
	(3)危機管理研修報償費
	(4)その他経常的経費支出

所管局課名

安全管理局危機管理室

評価項目		点数	adc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	15	① a	市民意識調査においても震災対策などの災害対策に関する市民意識が高く、都市基盤整備、地域防災拠点や備蓄物資、飲料水、災害医療体制等の整備など、事業を担当する所管局区において、市民要望、意見等の反映に努めている。
			② a	平成16年度に行った、新たな地震被害想定調査結果を基本に、震災対策全般の見直しを実施した。
			③ a	防災計画の修正にあたっては、国や県、指定公共機関等の職員で構成する横浜市防災会議及び幹事会を開催し、外部の方々の意見を反映している。
2	有効性 (15点)	13	① a	本市の震災対策を推進するため、関連事業等について防災計画に集約を図っている。
			② b	市民、防災関係機関、本市の役割を明確にするとともに、連携・協力体制の確保に努めている。
			③ a	危機管理対策の推進に大きく寄与している。
3	目標達成度 (15点)	13	① a	中期政策プラン、都市計画マスタープラン等、各種事業計画等により、到達目標の設定を行うとともに共有化が図られている。
			② a	地域防災拠点の整備や帰宅困難者対策など、他都市の状況を上回る取組を行っている。
			③ b	都市基盤整備等のハード面における取組については、一定の目標に達している。
4	経済性・ 効率性 (15点)	11	① b	新たな地震被害想定を踏まえ、備蓄品目や数量の見直しを行った結果、歳出予算の削減につながった。
			② b	危機管理対策の財源として国に要望している。
			③ a	例年行っていた防災会議幹事会について、会議開催の形式から書面による会議に変更した。また、委員の見直しを行い会議の効率化に努めた。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	10	① a	災害対策基本法や国の防災基本計画、県の地域防災計画などの改正等を踏まえ、適切な対応が図られている。
			② a	災害発生時等において各職員が迅速に参集、対応できるよう災害の種類別に対応マニュアルを整備し、訓練等行っている。また、責任職への緊急時連絡手段として、ポケベルや携帯電話Eメール配信等により、的確な判断が行えるよう対策を図っている。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	6	① b	災害時における要援護者への支援対策の充実を図るなど、公平性・公正性を確保している。
			② b	市民や企業等へ、震災対策や食糧等の備蓄の呼びかけを行うとともに、発災時においては、備蓄食糧の提供等を行うよう定めている。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	10	① a	市ホームページをはじめ、市民情報室、区役所、図書館等において、閲覧が可能となっている。
			② a	防災会議を公開している。また、危機管理対策に関する、啓発冊子やマップ等を作成するとともに、これらを活用して、市民等への啓発を図っている。
8	市民との 協働(5点)	5	① a	町の防災組織や地域防災拠点等への助成やボランティア組織のネットワーク化など、市民等との協働の確立に努めている。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	① b	冊子としての防災計画の発行を控え、本市ホームページで公開することで、印刷時の環境への負荷を低減した。
総合評価 (100点)		86	B	法改正や防災に関する市民要望等を踏まえつつ、市民が安心して生活できる都市を目指すために、関係区局との連携を図りながら計画の見直しをしてまいりました。

局による事業評価

危機管理対策確立事業（横浜市国民保護計画の策定）

事業の目的		理由、説明等	
点数	abc 評価	理由、説明等	
<p>武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律【国民保護法】が平成16年9月に施行され、この法律に基づき、横浜市域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項や市が実施する国民の保護のための措置に関する事項などを定める「横浜市国民保護計画」を策定する。</p>			
15	① a	国民保護措置に関し市民代表等の意見を広く求め、国民の保護のための施策を総合的に推進するため設置した横浜市国民保護協議会に市国民保護計画を諮問したほか、パブリックコメントの実施も予定している。	
	② a	武力攻撃や大規模テロの発生している状況を踏まえ、市が、国・神奈川県・近接市、関係機関等と連携・協力して、迅速・的確に住民の避難や救援などを行えるように、計画として定めておくものである。	
	③ a	国民の生命と財産を保護することは国・地方の責務であり、行政及び指定公共機関等を中心に、外部機関の意見も取り入れながら計画策定作業を進めている。	
13	① a	市国民保護計画の策定に当たっては、防災計画等の体制に準じて構築することで、災害の事態等に応じて用いる計画をスムーズに移行できるよう作業を進めている。	
	② a	国民保護措置を実施する上で、国、都道府県、市町村の役割分担が明確となっている。	
	③ b	国の基本指針、都道府県の国民保護計画、市町村の国民保護計画と、計画が体系立っているため、計画に規定すべき事項が明確になっている。	
11	① b	横浜市危機管理推進会議や横浜市国民保護協議会での審議の中で、平成18年度中に市国民保護計画を策定するための具体的な日程を明確にしている。	
	② a	他都市の状況から想定される水準よりも、本市の計画策定期間は早期に目標が定められており、危機管理体制の早期確立に寄与できる。	
	③ b	課題解決を適切に図り、目標どおりに事業は進ちょくしている。	
9	① b	関係機関への意見照会等では、ITを活用し、事務の省力化を進めている。	
	② b	避難や救援など国民保護措置に係る経費は、原則として、国が負担することになっており、また地方交付税の算定根拠となっている。指定都市による要望活動を引き続き行う。	
	③ b	横浜市危機管理推進会議の下に計画を検討する専門部会を設け、関係局区の連絡調整が図られている。	
10	① a	国民保護法や国が策定した「国民の保護に関する基本指針」、さらに「神奈川県国民保護計画」も踏まえ、計画策定作業を進めている。	
	② a	国民保護法に基づき、横浜市国民保護協議会条例と横浜市国民保護対策本部及び横浜市緊急対処事態対策本部条例を12月に制定するなど、順次必要な規定を整備している。	
6	① b	国民保護措置は、国の方針の下に行われ、市国民保護計画は国民保護法に基づいて策定する。	
	② b	市国民保護計画を定める避難や救援など国民の保護に関する措置は、全市民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的としており、受益者負担の考え方になじまない。	
8	① b	ホームページでは、国民保護法に基づく本市の取組を紹介するとともに、国や神奈川県等ともリンクしている。また、計画素案の段階で、市民からの意見を求めるため、パブリックコメントを実施する準備を進めた。	
	② a	横浜市国民保護協議会は記者発表を行った上で公開とし、開催後は、配布資料や会議録などをホームページで公開している。また、資料はイラストなどを活用し、分かりやすくなるよう工夫している。	
3	① b	国民保護法では国民に協力を要請できる場合が列挙されていることを踏まえ、国民の協力や自主防災組織への支援について市国民保護計画中に盛り込むよう進めている。	
3	① b	市国民保護計画に係る資料を作成する場合、簡潔明瞭になるよう工夫し、資料数量を削減している。また、全区・局に、事前に資料を電子メール送信により周知し、ペーパーレス化に努めている。	
78	B	横浜市国民保護計画は、他都市よりも早期に策定される目標水準となっており、定めた日程どおりに計画を策定することを目指す一方、計画に対する認知度が低いことから、市職員への周知等を図ることも求められる。	

監査委員による事業評価



<b>事業の内容</b>	(1)「横浜市国民保護協議会」の設置 (2)「横浜市国民保護計画」策定(準備)
--------------	--

所管局課名

安全管理局危機管理室

評価項目		点数	adc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	13	① a	市民意見の代表として、市内会連合会会長、市消防団長会会長、市議員などを横浜市国民保護協議会の委員に委嘱している。また、計画案の作成にあたり、素案の段階でパブリックコメントを行うこととしている。
			② b	冷戦終結後10年以上が経過し、我が国に対する本格的な侵略事態生起の可能性は低下しているものの、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散の進展、国際テロ組織等の活動を含む新たな脅威や多様な事態への対応が課題となっている。こうした状況を踏まえ整備された法制に基づき、市国民保護計画を作成する。
			③ a	国民保護法に基づく、国、県、市、指定(地方)公共機関のそれぞれの役割に応じて、国民保護措置を実施する。市は、警報の伝達、避難住民の誘導や救援、消防などの措置を実施する。
2	有効性 (15点)	15	① a	市国民保護計画の策定に当たっては、防災計画や緊急事態等対処計画との連携を図り、計画間の移行がスムーズに行えるよう配慮して、計画策定作業を進めている。
			② a	国民保護措置を実施する上で、国、都道府県、市町村の役割分担が明確となっている。
			③ a	国の基本指針、都道府県の国民保護計画、市町村の国民保護計画と、計画が体系立っているため、計画に規定すべき事項が明確になっている。
3	目標達成度 (15点)	13	① a	横浜市危機管理推進会議や横浜市国民保護協議会での審議のなかで、平成18年度中に市国民保護計画を策定するための具体的な日程を明確にしている。
			② a	他都市の状況から想定される水準よりも、本市の計画策定期間は早期に目標が定められている。
			③ b	目標どおりに事業は進ちょくしている。
4	経済性・ 効率性 (15点)	9	① b	関係機関への意見照会等では、ITを活用し、事務の省力化を進めている。
			② b	避難や救援など国民保護措置に係る経費は、原則国において負担する。また、地方交付税の算定根拠となっている。
			③ b	横浜市危機管理推進会議のもとに計画を検討する専門部会を設け、関係局区の連絡調整が図られている。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	10	① a	国民保護法や国が策定した「国民の保護に関する基本指針」、神奈川県国民保護計画に基づいて、計画策定作業を進めている。
			② a	国民保護法に関連し、横浜市国民保護協議会条例と横浜市国民保護対策本部及び横浜市緊急処理事態対策本部条例を制定するなど、順次必要な規定を整備している。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	6	① b	国民保護措置は、国の方針のもとに行われ、市国民保護計画は国民保護法に基づいて策定する。
			② b	市国民保護計画を定める避難や救援など国民の保護に関する措置は、全市民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的としている。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	10	① a	ホームページでは、国民保護法に基づく本市の取り組みを紹介するとともに、国や県等ともリンクしている。また、計画素案の段階で、市民からの意見を求めるため、パブリックコメントを実施する準備を進めた。
			② a	横浜市国民保護協議会は公開とし、開催後は、配布資料や会議録などをホームページで公開している。また、資料は、イラストなどを活用し、わかりやすく工夫している。
8	市民との 協働(5点)	3	① b	市国民保護計画のなかで、国民の協力や、自主防災組織への支援について盛り込むよう進めている。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	① b	市国民保護計画に係る資料作成する場合、簡潔明瞭になるよう工夫し、資料数量を削減している。また、全区・局に、ITを活用して周知している。
総合評価 (100点)		82	B	横浜市国民保護計画は、他都市よりも早期に策定される目標水準となっているが、その目標に向かって事業は進ちょくしている。

局による事業評価



**事業の目的**

区本部と地域防災拠点間にデジタル移動無線を整備し、地域防災拠点の運営状況等の把握及び市民の避難生活・防災活動支援のための情報受伝達の確保を行う。

**デジタル移動無線整備事業**

**監査委員による事業評価**

点数	abc 評価	理由、説明等
15	① a	各区を通じた早期整備を求める市民要望にこたえ、整備期間を4か年から3か年に短縮し、更に効果的な設備の導入が検討されている。
	② a	横浜市国民保護計画策定が求められる中、あらかじめ当計画で求められるサイレン増設に対応可能な仕様・構成とするなど、効率性・整合性に配慮している。
	③ a	P F Iでの事業化の適否が検討されたが、V F M算定の結果、本市が実施した場合の方が財政負担が軽いと判断し、本市直営とした。
11	① a	デジタル化によるメリットを生かしつつ、既存の無線システムも必要に応じて連携できるようにし、一体的な防災行政用無線としての運用を可能としている。
	② b	無線を運用している水道局、環境創造局等とのシステム統合や設備共用についての検討を行っている。
	③ b	中期政策プランに基づいて整備を進めているほか、横浜市防災計画において「防災情報基盤網の整備」として位置付けられている。
13	① a	整備計画を4か年から3か年に短縮する中で、整備完了予定である平成19年度までの各年度における整備箇所数を明確に示した。
	② a	市町村対象の標準規格に政令市独自の仕様を加え、行政区での対応も想定した無線システム構築を目標としている。また、早期整備を求める市民ニーズにこたえて全体整備計画を1か年短縮した。
	③ b	横浜型スケジュールとして設けた期日には達成できなかったが、年度内には達成している。
11	① a	施工方法の見直し等により、工事契約金額を減額することができた（減額変更額約5,000千円）。また、無線設備の設置により、防災用携帯電話の配備が不要になり、通信費の縮減が図られた。（縮減額約1,000千円）
	② b	工事費に国庫補助金を導入している。
	③ b	第1回入札の不調によって生じた着工の遅れを取り戻すことができなかった。この反省点を踏まえ、平成18年度には早期に手続を進められるよう調整している。
8	① a	総務省の周波数割当計画に合致した整備事業であり、電波法を遵守して施工している。携帯電話の電波と同様、圏外になってしまうエリアがあるが、移動して運用することでカバーすべきとの指導を受けている。
	② b	学校の休業期間に工事を集中させるなど安全対策に万全を期している。また、消耗品損耗による機器障害については、定期点検の実施及び保守運用体制を整えて障害発生を極力抑制している。
8	① a	整備が複数年度に渡るため、便益の供与開始時期に地域的な差異があるが、区役所から防災拠点までの距離等を基に、整備期間中においても全体のバランスに配慮した整備計画を立てている。
	② b	整備完了時には、すべての市民が受益者となるため、受益者負担の考え方は取り入れていない。
8	① b	整備及び運用開始に当たって、記者発表を行うとともに、ホームページを利用して市民への情報提供に努めた。
	② a	地域防災拠点運営委員会連絡協議会において、デジタル移動無線整備の説明を行えるよう各区総務課と調整を行い、各運営委員会への説明を順次行っている。また拠点となる小中学校に対する説明はすべて終えている。
3	① b	災害時の情報受伝達に、地域住民の参画を求めるため、デジタル移動無線を活用した防災訓練の実施を検討しており、平成18年度の防災訓練から活用する予定である。
3	① b	日常的に紙の使用量の削減などI S Oに基づく対応に努めている。
80	B	工事の遅れが出ている一方、市民の要望を受け整備期間の短縮化を図っており、チャレンジ性を持って事業が進められている。工事の計画的な進行管理を徹底し、早期のシステム提供が求められる。

<b>事業の内容</b>	(1)市内487箇所の地域防災拠点及び地域医療救護拠点、各区役所、統制局等へのデジタル移動無線設備の整備による防災行政無線網の震災時避難場所への拡大 (2)現在別系統で運用している移動系無線のデジタル化に向けた5箇所の中継局の新設
--------------	--

所管局課名

安全管理局危機管理室

評価項目		点数	adc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	15	① a	早期整備を求める市民要望（地域ニーズ）に応え、整備計画を4か年から3か年に短縮した。
			② a	国民保護法制の制定を踏まえ、将来サイレンを増設することが可能なシステム構成とした。
			③ a	P F Iでの事業化の適否を検討したうえで、直営が適切と判断した。
2	有効性 (15点)	13	① a	既存の無線システムと連携し、一体的な防災行政用無線として運用することで事業の効果を高めている。
			② b	無線を運用している他部局とのシステム統合や設備共用についての検討を行った。
			③ a	中期政策プランに基づいて整備を進めている。
3	目標達成度 (15点)	11	① a	整備計画を4か年から3か年に短縮する中で、各年度における整備局数を明確に示している。
			② a	標準規格に独自の仕様を加え、本市の実情に即した無線システム構築を目標としている。また、早期整備を求める市民ニーズに応じて全体整備計画を1か年短縮した。
			③ c	第1回入札不調による工事契約の遅れや本市独自の仕様策定に想定外の期間を要したことなどから、当初計画どおりのスケジュールで整備を完了することができなかった。
4	経済性・ 効率性 (15点)	9	① a	施工方法の見直し等により、工事契約金額を減額することができた（減額変更額約5,000千円）。また、無線設備の設置により、防災用携帯電話の配備が不要になり、通信費の削減が図られた。（削減額約1,000千円）
			② b	工事費に国庫補助金を導入している。
			③ c	第1回入札の不調によって生じた着工の遅れを取り戻すことができなかった。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	10	① a	総務省の周波数割当計画に合致した整備事業であり、電波法を遵守して施工している。
			② a	学校の休業期間に工事を集中させるなど安全対策に万全を期している。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	6	① b	整備計画が複数年度に及ぶため、便益の供与開始時期に地域的な差異が生じている。
			② b	整備完了時には、すべての市民が受益者となるため、使用者負担などの考え方は採り入れていない。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	6	① b	整備開始および運用開始にあたって、記者発表を行うとともに、ホームページを利用して市民への情報提供に努めた。
			② b	地域防災拠点運営委員会連絡協議会において、デジタル移動無線整備の説明を行えるよう各区総務課と調整を行った。
8	市民との 協働(5点)	3	① b	災害時の情報受伝達に、地域住民の参画を求めるため、デジタル移動無線を活用した防災訓練の実施を検討した。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	① b	なじまない。
総合評価 (100点)		76	B	全国的にも先例の少ない先進的な取り組みであることに加え、本市独自の仕様を盛り込むなどチャレンジ性が高く、かつ、市民の安全に直結している重要度の高い事業である。しかしながら、工事の完了時期は予定より大幅に遅れており、次期整備工事に向けて解決すべき課題となっている。

局による事業評価

**事業の目的**

ホームページや広報よこはま等を通じて、市民の防災意識を高め、知識の普及を図る。

**市民防災啓発事業**

**監査委員による事業評価**

点数	abc 評価	理由、説明等
13	① b	インターネットによる広報・啓発や小学生への分かりやすい冊子による啓発など、市民ニーズに即した啓発を行っており、市民からの問い合わせ等によりニーズ把握に努めている。
	② a	インターネットの普及を踏まえ、危機管理室ホームページの開設・充実をはじめ、冊子、ラジオ放送等の情報伝達手段の多様化と迅速化を図った。
	③ a	危機管理意識の普及・各種防災情報の提供に関して、広報能力の高いラジオ会社との共催による防災フェアを開催し、開催後は周知方法の見直し点などの検証を行った。
9	① b	小学生向けの啓発冊子の作成や、ホームページへの情報掲載など、多様な媒体により広報を行ったが、防犯や防火などの市民が求める同種の情報について、局内で一本化するなどの調整はされていない。
	② b	危機管理情報・防災情報は市民から問い合わせも多い。そこで市広報部門と調整し、啓発内容が重複しないよう調整を行っている。
	③ b	横浜市防災計画に市民への防災知識の普及が定められており、これに基づきインターネット、冊子等の多様な手段に基づく広報啓発を行っている。
11	① b	児童用啓発冊子の作成、防災フェアの開催、インターネットによる情報提供等を行うことを目指している。
	② a	児童や市民へ分かりやすい内容とするとともに、危機管理室ホームページでは、外国人に対する啓発など多様な市民に対応できるようなホームページとした。
	③ b	当初の目標であった児童用啓発冊子作成、防災フェア開催、インターネットによる情報提供等は実現できた。
15	① a	インターネットによる情報提供において、ホームページ更新作業を職員で行い、また児童向け冊子の配布方法の見直しを行うことなどでコストの削減につながった。
	② a	冊子の作成に当たっては、神奈川県補助制度を積極的に導入し、財源を確保した。
	③ a	職員によるホームページ作り、冊子の配布方法の見直し、財源の確保などにより経費削減につながる効率的な執行を行った。
8	① a	横浜市防災計画「震災対策編」「風水害対策編」に基づき、広報・啓発を行った。
	② b	冊子の送付やホームページへの掲載に当たっては所属内で事業担当者と総務・経理担当者としてダブルチェックを行い、事故の未然防止を図った。
6	① b	外国人に対しても危機管理意識の高揚、防災情報を提供できるよう、ホームページに防災情報を掲載するとともに、他機関の情報についても冊子やホームページで紹介した。防災フェアの共催は複数のメディアの競合を図っていない。
	② b	なじまない。
10	① a	インターネット、冊子、メディア等、様々な媒体を通し、啓発を行った。また、外国人向けの冊子も配布するなどの情報提供を行った。
	② a	小学校低学年向けの冊子について、教育委員会などと調整し、子供達に理解しやすいものを作成した。また、防災フェア開催に当たって、メディアと共催してリーフレットを作成するなど、必要な情報を伝達した。
3	① b	防災フェアでは、民間企業等と共同主催して市民への防災情報の啓発を行った。
3	① b	インターネットを活用した情報提供を併用することで、ペーパーレス化を推進し、環境負荷の低減を図った。
78	B	市民の防災意識を高め、災害に対する対応能力を身に付ける目的に照らして、イベントやインターネット等での啓発や、児童などの対象を選んだ啓発など、幅広い層を対象に事業はおおむね適正に執行されている。

<b>事業の内容</b>	(1) インターネットを活用した危機管理意識の普及・各種防災情報の提供
	(2) 横浜市災害防止功労者の表彰
	(3) 児童用(対象:小学1・2年)防災啓発用ハンドブックの作成
	(4) 防災週間及び防災とボランティア週間に合わせた防災フェアの開催

所管局課名

安全管理局危機管理室

評価項目		点数	adc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	15	① a	ホームページによる広報・啓発や小学生への判りやすい冊子による啓発など、市民ニーズに即した啓発を行っている。
			② a	インターネットを利用して危機管理室ホームページとして多くの広報をしており、情報伝達手段の多様化と迅速化を図っている。
			③ a	危機管理意識の普及・各種防災情報の提供に関して、行政だけでは限界がある。そこで、民間会社と共同での防災フェア開催など、官民協働して、啓発を行った。
2	有効性 (15点)	13	① a	インターネット、冊子、防災フェア等のイベント、メディア等への発信など多種多様な媒体をとおり、多くの市民に啓発できるよう広報手段の多様化を図っている
			② b	危機管理情報・防災情報は市民から問い合わせも多い。そこで市広報部門と調整し、啓発内容が重複しないよう調整を行っている。
			③ a	横浜市防災計画に市民への防災知識の普及が定められており、多様な手段に基づく広報啓発を行っている
3	目標達成度 (15点)	13	① a	小学校低学年用冊子「地震と私たち」は低学年の理解力に合わせた表現や内容とすること。また、ホームページへは、極力、迅速に掲載し市民に判り易い内容とした。
			② a	児童や市民へ判りやすい内容とすると共に、危機管理室ホームページでは、外国人に対する啓発など多様な市民に対応できるようなホームページとした。
			③ b	当初の目標であった児童用啓発冊子作成、防災フェア開催、インターネットによる情報提供等、実現できた。
4	経済性・ 効率性 (15点)	13	① a	インターネットによる情報提供において、ホームページ更新作業を職員で行うことや冊子の配布方法の工夫を行った。
			② b	冊子の作成にあたっては、県費を積極的に導入し、財源の確保に努めた。
			③ a	職員によるホームページ作り、冊子の配布方法、財源の確保などにより経費の削減し効率的な執行とした。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	6	① b	横浜市防災計画「震災対策編」「風水害対策編」に基づき、広報・啓発を行った。
			② b	危機管理室として、冊子の送付やホームページでのアップにあたってはダブルチェックを行うことや全庁的な視点に立ち、各区局と連携できるよう調整を図っている。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	8	① a	日本人だけでなく、外国人に対し危機管理意識の高揚、防災情報の提供を行うため、ホームページに防災情報を掲載する共に、他機関の情報についても冊子やホームページで紹介を行った。
			② b	市民への防災情報については、いつでも無償で提供することが必要と考える。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	10	① a	インターネット、紙媒体、メディア等、様々な媒体を通し、啓発を行った。また、外国人向けの冊子も配布するなど、広く情報提供がされるよう心掛けた。
			② a	「地震と私たち」のような小学校低学年向けの冊子については、教育委員会などと十分調整に、子供達に判り易く理解し易いものとした。また、その他ホームページ掲載情報も市民が判り易い内容とした。
8	市民との 協働(5点)	5	① a	防災フェアでは、インターンシップを活用し、市民への防災情報の啓発を行った。
9	環境負荷の 低減(5点)	5	① a	インターネットを活用した情報提供を行うことにより、環境負荷の軽減を図っている
総合評価 (100点)		88	B	市民の防災意識を高め、災害に対する対応能力を身につける目的に対し、適正な事業執行が行えた。

局による事業評価



**事業の目的**

初期消火による火災の防止と市民の防災意識の高揚を図る。

**消火器設置奨励事業**

**監査委員による事業評価**

点数	abc 評価	理由、説明等
11	① b	火災防止及び市民の防災意識の高揚を図る事業であり、固有のアンケート等は実施していないが、消火器補助本数が累計約110万本となった事業実績に照らし、市民のニーズに沿った事業と考えられる。
	② a	昭和48年度の事業開始当時と状況は変わり、消火器は一般に量販されており、各世帯で購入しやすくなったことを踏まえ、補助対象を購入費から薬剤詰替・廃棄費用の補助に変更している。
	③ b	消火器の普及啓発を本市が行い、薬剤詰替・廃棄を専門業者に委託している。
9	① b	本事業により約110万本の消火器が設置された。また防災訓練やパンフレット配布などにより使用方法の啓発もされており、消防隊到着前の市民の手による消化活動が進んでいると判断できる。
	② b	住宅用火災警報器の普及が他の事業で進められているが、火災予防という目的を同じくする事業である点を踏まえ、効果的な啓発活動を検討する必要がある。
	③ b	横浜市防災計画に定めるとおり、市民による防災活動を促進する事業であり、市民による消火器購入を啓発するとともに、詰替等を補助することで、自助と公助を両立した事業展開がされている。
9	① b	全市民に対する普及啓発を目標としている。
	② b	前年度と同様な目標となっている。
	③ b	目標が具体的でないため、達成度を測ることが困難である。
11	① a	パンフレットや申込書の発送業務をアルバイト雇用により行っていたところ、職員及び委託業者との協働で対応することとし、人件費を削減している。
	② b	パンフレットには既に広告が掲載されているが、固定的であり、広く公募する必要がある。
	③ b	区民代表による集いの場や、区に対する説明など、各団体等を活用した普及活動を行っている。
8	① a	消火器薬剤詰替え等あっせん事業については、要綱に基づき事業が行われている。
	② b	自治会町内会長あての送付に関しては、誤送付がないように課内の複数職員による確認が行われている。
6	① b	自治会町内会を通して各世帯に回覧するほか、各消防署にパンフレットを用意するなど、広く一般市民に広報されており、受益者に不公平はない。
	② b	広く一般市民を対象に普及啓発するものであり、着眼点は本事業評価になじまない。
8	① a	自治会町内会を通して各世帯に回覧するほか、各消防署にパンフレットを用意するなど、広く一般市民に広報されている。
	② b	市民が理解しやすく、要点を集約したパンフレットが作成されているが、さらに、火災予防の目的を同じくする、他の消火用器具と併せた広報を行う必要がある。
5	① a	防災機器を取り扱う団体との協働で事業が進められている。
3	① b	普及啓発のチラシを作成するに当たり、再生紙が使用されている。
70	C	補助対象を購入から詰め替えに切り替えるなど、情勢の変化に即して事業転換を図っている。今後は、初期消火による火災防止という点で目的を同じくする住宅用火災警報器と併せて啓発するなどの方法の検討が必要である。



<b>事業の内容</b>	(1)家庭用粉末消火器の設置奨励 (2)これまで本事業で設置してきた消火器の薬剤詰替及び廃棄のあっせん
--------------	--

所管局課名

安全管理局企画課

評価項目		点数	adc 評価	理由、説明等	
1	適応性 (15点)	9	①	b	消火器の設置奨励（詰替、廃棄）という点では、申し込み件数で市民のニーズを把握している（火災の防止と市民の防災意識の高揚という目的からすると評価に適さない。）。
			②	b	消火器の販売ルートの拡大、価格の低下を踏まえ、平成16年度に事業の見直しを行い、補助を廃止したところである。
			③	b	消火器の販売ルートの拡大、価格の低下を踏まえ、平成16年度に事業の見直しを行ったところである。
2	有効性 (15点)	9	①	b	30年間継続して啓発事業を行った結果、各家庭に100万本を超える消火器が設置され初期消火などの事業効果があった。（平成16年度に事業を見直し、補助を廃止）
			②	c	類似する広報の部署があり、今後、役割分担の調整が必要となる。
			③	a	全市民に対する普及啓発事業であり、また事業が施策に基づいて進められており、施策の目標の実現に寄与している。
3	目標達成度 (15点)	9	①	b	目標は全市民に対する普及啓発事業としているが、目標到達点が具体的でない。
			②	b	前年と同様な目標となっている。
			③	b	到達目標が具体的でないため、達成度を示すことが困難である。
4	経済性・ 効率性 (15点)	9	①	b	仕様を変えるなど、平成16年度と比べてチラシ1枚あたりの単価を下げた。
			②	b	着眼点が事業を評価するに適さない。
			③	b	市連会や区との連絡調整会議などを活用し事業を進めた。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	8	①	a	消火器薬剤詰替え等あつ旋事業については、要綱に則り事業を行っている。
			②	b	自治会・町内会長あての送付に関しては、誤送付が無いようにダブルチェックを行うと共に区との調整を図っている。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	6	①	b	全世帯に回覧等できるため、受益者に不公平はない。
			②	b	着眼点が事業を評価するに適さない。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	10	①	a	各自治会・町内会でチラシを回覧していただく仕組としており、市民に幅広く情報提供している。
			②	a	市民が理解しやすく、要点を集約したパンフレットを作成している。
8	市民との 協働(5点)	3	①	b	着眼点が事業を評価するに適さない。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	①	b	普及啓発のチラシを作成するにあたり、再生紙を使用している。
総合評価 (100点)		66	C	初期消火による火災防止と市民の防災意識の高揚を目的とする事業は、消火器設置奨励以外に類似した業務（住宅用火災警報器の普及啓発等）があることから、統合するなどして効率的に行う方法を検討する必要がある。	

局による事業評価

**事業の目的**

災害対策活動を円滑に遂行するために、職員等に必要な被服を貸与する。

**防災服等貸与事業**

**監査委員による事業評価**

点数	abc 評価	理由、説明等
11	① b	本事業における防災服貸与は被災時における災害復旧活動等を行うための備えとなるもので、市民意識調査等でも防災に対する本市の取組の強化が市民から強く求められている。
	② a	国内では地震や風水害等の災害が続発する中、応急活動等のために日ごろから防災服等を備える必要性が高くなっており、貸与の方法等を検討しつつ各職員が必要に応じて着用できる態勢を整えている。
	③ b	防災服の貸与は本市職員を対象とするもので、民の役割を求めるものでなく、評価になじまない。
13	① a	平成16年度に設けた「防災服のあり方検討会」の意見を踏まえ、被服貸与の対象職員について災害時に指示・命令を行う職員などとするよう被服貸与規則を改めている。
	② a	職員全員に防災服を貸与していたが、被服（作業服等）を貸与された職員については、防災服を貸与しないこと、退職者等から返却された防災服等を有効に活用すること、などの見直しを図っている。
	③ b	被災時の応急活動等のための事業であり、横浜市防災計画における応急対策の趣旨に沿うものである。
11	① b	被災時に活動する職員を対象に貸与しており、安全かつ効率的に活動する態勢をとることを目標としている。
	② b	防災服の必要範囲での貸与は実行されており、貸与による安全かつ効率的な活動を飛躍的に高めるような目標の設定はなじまない。
	③ a	被災時に活動する職員に常時貸与を実施しており、安全かつ効率的な活動のための備えができています。またその他の職員に対しても必要に応じて貸与する体制が整えられている。
11	① a	他都市の状況を調査し、全職員に対する貸与を改め、被災時に活動する職員を中心に貸与するよう方法を改めることで、コスト削減を果たしている。
	② c	特定財源や新規財源の確保は特に検討されていない。
	③ a	貸与の対象となる職員を原則として必要範囲に限定したことで、ストックスペースが大幅に節減でき、毎年行っていたサイズ調査、集約、契約依頼といった一連の事務が効率化できている。
10	① a	「横浜市災害対策従事職員被服貸与規則」に基づき適正に行われている。
	② a	貸与は各区・局総務課を通して対象職員への貸与が管理されており、不慮の事故等で紛失・損傷した場合でも、総務課を通して予備の防災服を貸与する体制を整えている。
8	① a	被服の対象職員を特定しているが、常時貸与されていない職員も、訓練時などには貸し出せる体制を整えており、職員間で公平性を欠くなどの事情は生じていない。
	② b	職員の被災時の公務遂行のために貸与するもので、評価になじまない。
6	① b	横浜市総合防災訓練や各区役所で取り組む訓練などで、参加する職員が防災服を着用しており、被災時に本市職員であることを判別できるよう、市民に対してアピールするものとなっている。
	② b	貸与している防災服の形状はほぼ同じであり、本市のマークを付けるなど、被災時に本市職員であることが判別できるような工夫がされている。
3	① b	防災服は本市職員が被災時の公務のために着用するもので、貸与の対象は本市職員のみであるため、貸与における市民との協働はない。
3	① b	ISO14001プログラム進行管理表において、物品調達に関する取組が報告されている。
76	B	他都市における貸与の実態調査及び本市の財政状況を踏まえて、貸与の方法が適切に見直されており、経費の削減が図られている。また、被服（作業服等）や退職者等から返却された防災服等を有効に活用するなど、効率的、有効的な工夫が図られている。

<b>事業の内容</b>	①災害時に災害対策活動に従事する職員に対し指示・命令を行う職員、②横浜市災害対策本部及び区災害対策本部の運営に従事する職員に対する上着、ズボン、帽子、ベルト、革靴、ヘルメット、腕章の貸与及びその他の職員に対する腕章の貸与(消防吏員を除く)
--------------	---

所管局課名

安全管理局危機管理室

評価項目		点数	adc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	15	① a	防災服等の貸与については、「横浜市災害対策従事職員被服貸与規則」に基づき、災害対策活動に従事する職員に対して、災害対策活動を円滑に遂行するために防災服を貸与しているが、平成16年度に貸与のあり方について検討を行い、事業の見直しを行った。
			② a	職員全員に防災服を貸与していたが、被服(作業服等)を貸与された職員については、防災服を貸与しないこと、退職者等から返却された防災服等を有効に活用すること、など事業の見直しを図った。
			③ a	防災服等の貸与のあり方を検討する中で、「防災服あり方検討会」及び「総務局改革推進委員会」で議論いただき、意見等をいただいた。
2	有効性 (15点)	15	① a	防災服を貸与する職員は、①災害時に災害対策活動に従事する職員に対し指示・命令を行う職員②横浜市災害対策本部及び区災害対策本部の運営に従事する職員に貸与することとした。
			② a	他都市の状況等について調査し、実態等を把握する中で、本貸与事業の見直しの参考とした。
			③ a	予算編成方針等に基づき、貸与のあり方を見直すことで、経費の節減が図れた。(平成16年度メリット事業の適用を受けた。)
3	目標達成度 (15点)	11	① b	災害時に支障がない範囲でコストを削減することを目標とした。
			② a	防災服等の貸与のあり方を検討し、平成16年度予算に対し平成17年度予算は、1719万4千円の縮減を図った。(平成16年度メリット事業の適用を受けた。)
			③ b	改正した「横浜市災害対策従事職員被服貸与規則」に基づき、職員に防災服を貸与している。
4	経済性・ 効率性 (15点)	11	① a	予算編成方針等に基づき、貸与のあり方を見直すことで、経費の節減が図れた。(平成16年度メリット事業の適用を受けた。) ○予算額 18,114千円(16年度)→920千円(17年度)
			② c	特定財源や新規財源の確保は特に検討していない。
			③ a	貸与のあり方を見直すことで、全新採用職員の防災服のサイズ確認作業等が不要となり、大幅な事務の省力化につながった。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	8	① a	「横浜市災害対策従事職員被服貸与規則」に基づき適正に行われている。
			② b	各局区総務課において防災服が必要な職員に貸与している。また、サイズ変更が必要な職員に対しては、各局区総務課からの依頼により、危機管理室保管分から再貸与している。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	8	① a	災害時に本市職員と分かるよう被服を貸与するものであり適正である。
			② b	該当なし
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	6	① b	「横浜市災害対策従事職員被服貸与規則」に基づき適正に行われている。
			② b	「横浜市災害対策従事職員被服貸与規則」に基づき適正に行われている。
8	市民との 協働(5点)	3	① b	該当なし
9	環境負荷の 低減(5点)	5	① a	I S O14001プログラム進行管理表において、物品調達に関する取組を報告している。
総合評価 (100点)		82	B	防災服等の貸与のあり方を検討し経費の縮減が図られている。また、被服(作業服等)や退職者等から返却された防災服等を有効に活用するなど、効率的、有効的な工夫が図られている。

局による事業評価

危機管理対策経常費

事業の目的		本市の危機管理に関する経常的な業務を実施する。	
点数	abc 評価	理由、説明等	
11	① b	横浜市防災会議では、各区役所を通じて地域防災拠点運営委員会などで出される市民の意見を踏まえ、横浜市防災計画の見直しに反映した。また災害に強い都市づくりを求める市民ニーズにこたえられるよう、危機管理研修や応急対策を行う嘱託員を雇用している。	
	② a	近年続発する災害を踏まえて、24時間の稼働体制を組んでおり、また様々な災害に対応できるよう、平成16年度は地震、17年度は風水害について取り上げ、検討、研修を行った。	
	③ b	横浜市防災会議では、地域の意見を踏まえつつ、防災における本市と地域等との適切な役割分担が図られるよう、横浜市防災計画の見直し等を検討した。	
13	① a	危機管理研修では、研修後にアンケートを集約し、研修内容の充実強化に向けた検証が行われた。	
	② a	横浜市防災計画の改訂に際しては、関係機関の役割分担などを確認・調整した上で、横浜市防災会議が進められた。	
	③ b	災害対策基本法に基づき横浜市防災会議を機能させるとともに、横浜市防災計画に基づき関係機関等との連携を図っている。	
9	① b	防災・危機管理に関する経常的な業務であるため、具体的な目標設定の有無の判断になじまない。	
	② b	なじまない。	
	③ b	なじまない。	
9	① a	コスト削減の観点から会議時間の縮減などに努めた。	
	② c	特に検討はされていない。	
	③ b	横浜市防災会議は、社会変化に対応するため、随時必要により開催されている。	
8	① a	嘱託員の雇用は就業要綱を定め適正に行われている。横浜市防災会議は災害対策基本法及び横浜市防災会議条例に基づき運営されている。研修は横浜市防災計画の趣旨に沿って実施された。	
	② b	初期対応は、嘱託員2名体制として災害時に対応できる体制とされている。研修は、災害発生時に最高責任者として適切な対応が執れることを目的に実施している。	
8	① a	嘱託員の雇用が就業要綱に沿って行われた。横浜市防災会議は、公益機関が参加し多様な意見が反映できる体制で、社会的公平性の確保に配慮して進められた。	
	② b	本事業は防災・危機管理の経常的な業務を行うもので、特定の者の受益に供する事業ではなく、評価になじまない。	
8	① a	横浜市防災会議は公開されており、広く市民に情報を公開できる体制としている。また、研修は事前に記者発表を行っており、研修後日にはその内容が記事となっている。	
	② b	横浜市防災会議の結果などは、ホームページなどで迅速に公開している。	
3	① b	災害の対応は市民との連携が前提とされており、横浜市防災会議は市民との協働により開催された。	
3	① b	ISOに基づく対応を職員一人ひとりが心掛けている。	
72	B	本事業は、本市防災体制の基本方針を定める横浜市防災会議の運営や、緊急時の連絡、災害対策本部設置等を速やかに行う体制を整えるものであり、本市防災体制を経常的に支えるものである。これらの体制を引き続き維持するとともに、新たな危機に対処するための研修の質の向上が求められる。	



<b>事業の内容</b>	(1) 災害応急対策員及び危機管理対策室参事嘱託員の雇用
	(2) 横浜市防災会議開催・各種会議参加
	(3) 危機管理研修報償費
	(4) その他経常的経費支出

所管局課名

**安全管理局危機管理室**

評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	13	① a	(1) 夜間、休庁日の勤務時間外の災害発生に対応するため、応急対策員等を雇用 (2) 各局区が市民ニーズを把握し、防災会議での審議内容に反映している。 (3) 災害発生時に最高責任者の取るべき対応などの具体的な研修が行われた。
			② a	(1) 災害に対し24時間体制を確保し、対応するため応急対策員等を雇用。 (2) 関係法令の修正や近時の災害事例を踏まえ、適切な対応が図られている。 (3) 近年の災害内容を踏まえ、様々な災害に対する研修とした。
			③ b	(1) 行政として緊急時の連絡・指示・支援体制の確保が必要である。 (2) 防災会議は外部委員も多く、官民それぞれの役割に基づく審議を行っている。
2	有効性 (15点)	13	① a	(1) 災害に対し24時間体制とし、全市的な連絡体制を集中的に確保している。 (2) 社会変化に対応するため、計画変更等は随時防災会議を開催している。 (3) 研修後は、アンケート等により検証を行い次回に反映させている。
			② b	(1) 様々な危機に対処するため、他自治体、警察、自衛隊等との幅広い連携。 (2) 防災計画の修正等については、関係機関と十分調整がされている。
			③ a	(1) 関係機関等との連携は、横浜市防災計画に基づき行われている。 (2) 災害対策基本法に基づく防災会議として機能している。 (3) 災害時の指導者（責任者）の取るべき対応を中心とする研修とした。
3	目標達成度 (15点)	13	① a	(1) 緊急事態でも24時間対応できる体制を確保している。 (2) 17年度は、新たな被害想定に基づく防災計画の修正を行った (3) 指導者として必要な能力向上について、演習等による研修を行った。
			② a	(1) 24時間対応するため、定期的に訓練を行い不測の事態に対応している。 (2) 帰宅困難者対策など他都市に先駆けた計画に取り組んだ。 (3) 状況予測型の図上訓練を取り入れるなど、より実践的な研修とした。
			③ b	(1) 24時間、不測の緊急事態にも対応ができています。 (2) 有為な防災会議による、社会変化に対応した防災計画となっている。 (3) 指導者として、必要な知識や指揮力の向上が図られた。
4	経済性・ 効率性 (15点)	9	① a	(1) 夜間、休庁日の対応は、嘱託員により対応している。 (2) コスト削減の観点から会議時間の縮減に努めた。 (3) コストを意識した研修会としている。
			② c	(1) 該当なし (2) 該当なし (3) 該当なし
			③ b	(1) 嘱託員の雇用にあたっては、必要最小限の人数としている。 (2) 防災会議は、社会変化に対応するため、随時必要により開催されている。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	10	① a	(1) 嘱託員の雇用にあたっては、就業要綱を定め適正に行っている。 (2) 災害対策基本法及び横浜市防災会議条例に基づき運営されている。 (3) 横浜市防災計画に基づき研修を実施している。
			② a	(1) 初期対応は、嘱託員2体制とし災害時に的確に対応できる体制とした。 (2) 公益機関等の外部委員が参加し、多様な視点から計画が検証されている。 (3) 災害発生時に最高責任者として適切な対応ができるような研修とした。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	6	① a	(1) 嘱託員の雇用にあたっては、就業要綱を定め適正に行っている。 (2) 公益機関が参加し多様な意見が反映され社会的公平性が確保されている。 (3) 災害発生時に最高責任者として適切な対応ができるような研修とした。
			② c	(1) 該当なし (2) 該当なし (3) 該当なし
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	10	① a	(1) 適切に情報の公開がされている。 (2) 会議は公開され、広く市民に情報を公開している。 (3) 庁内研修のため該当なし
			② a	(1) 適切に情報の公開がされている。 (2) 会議の結果などは、ホームページなどで迅速に公開している。 (3) 庁内研修のため該当なし
8	市民との 協働(5点)	3	① b	(1) 行政即応力での対応なため該当しない。 (2) 防災会議は市民との協働による会議が前提となっている。 (3) 災害の対応は市民との連携を前提とし、研修会でもその趣旨は十分説明。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	① b	室内事業全般について、ISOに基づく対応を職員一人ひとりが心がけている。
総合評価 (100点)		80	B	経常経費は、事務費・事業費が混在しているものの、社会変化に対応した防災計画の修正、指導者の育成及び緊急時の対応など必要とされる事業効果が上がっている。

局による事業評価



## ② 「地震に強い都市づくり」

評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等
監 査 委 員 に よ る 施 策 評 価	1 適応性 (10点)	10	① a	<p>市民意識調査では、今後行政が充実すべきものとして「地震などの災害対策」が第2位(37.1%)となり、地震等の災害対策に対する市民の関心は高い。阪神・淡路大震災では窒息死・圧死が全体の死因の8割以上を占め、家屋の倒壊・焼失が広範囲にわたって発生したことから、市民の生命や財産を守るために、まずは建物倒壊や家具転倒、火災などの被害防止が求められる。建物倒壊等の備えとなる各種建築物の耐震対策や区役所での家具転倒防止器具の取付、火災の延焼を防止するための延焼遮断帯の形成や既成市街地の防災性向上など、市民の身の安全を確保するための取組が進められている。</p>
			② a	<p>ここ数年だけでも、新潟県中越地震や宮城県沖地震、福岡県西方沖地震などマグニチュード7クラスの地震が全国各地で発生しており、関東地方をいつ大地震が襲ってもおかしくない状況といわれている。</p> <p>阪神・淡路大震災から10年が経過したにもかかわらず、全国的に耐震対策の進捗がはかばかしくないため、国は橋りょうの耐震対策緊急プログラムの策定や木造住宅の耐震化目標の引上げによりテコ入れを図っている。</p> <p>こうした中、本市では阪神・淡路大震災が発生した平成7年以降、早くから個々の事業ごとに都市基盤の強化に向けた耐震対策の取組を進めている。</p>
	2 有効性 (10点)	8	① b	<p>地震に強い都市づくりを進めるため、公共建築物等の補強や耐震強化、ライフライン(電気・ガス・水道等)の耐震性向上及び災害時の早期復旧体制の確立、民間建築物の耐震診断・改修の促進、防災上課題のある密集市街地における住民と連携した防災まちづくりなどの事業で施策を構成している。</p> <p>このうち、地元住民の合意の下に個々の建物の建替えに合わせて徐々に進めていく木造密集市街地における狭あい道路の拡幅整備や延焼遮断帯の形成、木造住宅の耐震診断・改修等の事業では、早期の防災性向上が困難な面もあり、住民側のニーズの把握も含めた効果検証が求められる。</p>
		② a	<p>中期政策プランでは『市民のだれもが安心して日常生活を送り、災害などが発生しても市民の安全が守られ、早期に都市機能が復旧する、災害に強い都市づくりをすすめる』とされている。</p> <p>また、横浜市防災計画(震災対策編)では『震災発生時に、市民の安全を守りつつ早期に都市機能を復旧するためには、都市計画に基づく防災化の推進、災害に強い市街地の整備、都市施設の防災化、ライフラインの耐震強化など地震に強い都市づくりを推進する必要がある』とされている。</p> <p>こうした目的に沿って、都市基盤整備を中心に施策が進められている。</p>	
3 目標達成度 (10点)	6	① b	<p>中期政策プランでは「市民の安全が図られるよう都市基盤の強化を促進」「ライフライン事業者と提携し、耐震性の向上及び災害時の早期復旧体制の確立」「住宅の耐震改修の促進及び民間建築物に対する啓発・指導などの建築物の防災対策」「住民と連携した防災まちづくり」を目指すとしている。</p> <p>また、横浜市防災計画(震災対策編)では「災害に強い多心型都市構造の形成」「都市計画に基づく防災化計画の推進」「災害に強い市街地整備の推進」「住民参加の災害に強いまちづくりの推進」の施策を重点的に展開することで防災都市づくりの推進を図ることとしている。</p>	
		② b	<p>中期政策プラン及び横浜市防災計画(震災対策編)において掲げられているのはいずれも具体的な目標といえるものではなく、あくまでも目的であり定性的な内容であるため、目標達成度を正確に測ることはできない。</p> <p>それぞれの目的を実現するため、各事業レベルでは整備目標などを設定して対策を進めている場合もあるが、「地震に強い都市づくり」という施策が現在どの程度の進捗状況にあるのか、あるいは当該施策を端的に表す指標は何かということを分かりやすく示していない。</p>	
小計 (30点)	24	B	<p>本市では、特に阪神・淡路大震災が発生した平成7年以降、個々の事業ごとに都市基盤の強化に向けた耐震対策の取組を進めてきている。</p> <p>橋りょうの地震対策や水道施設の耐震強化などインフラ施設の整備は着実に進められており、災害時の防災拠点となる公共建築物についても「公共建築物耐震対策事業計画」に基づき、平成22年度までの耐震補強対策の完成を目標に順次整備が進められているが、一部目標に遅れが生じている。</p> <p>また、木造住宅が密集する既成市街地における狭あい道路の拡幅整備や延焼遮断帯の形成、木造住宅の耐震診断・改修等も、地元住民の合意の下に個々の建物の建替えに合わせて改善していくという事業の性質上、早期に防災性を向上させることが困難な面もある。</p> <p>地震に強い都市づくりは長い時間がかかり、大きな財政的負担も伴うことから「選択と集中」を基本とした着実な取組が求められる。地元住民の合意を必要とする事業では、住民側のニーズ把握による効果検証が必要である。</p>	
事業評価計 (70点)	50			
総合評価 (100点)	74			

評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等
局 に よ る 施 策 評 価	1 適応性 (10点)	10	① a	横浜市防災計画をもとに想定される震災に対して、市民生活の安全・安心が守られるよう都市を構成する都市基盤施設（災害時拠点施設、橋りょう、水道施設）や民間建築物等（耐震診断、いえみちまち改善、不燃化促進）について補強、耐震強化を推進している。また、発災後の危険度判定土養成と市民との協働の仕組みづくりとして行っている。
			② a	本市における都市防災については、本市防災計画により、順次事業を推進してきており、阪神・淡路大震災（H7）以後、その教訓を生かし、事業、取り組みの拡大をするなど、状況に沿った取り組みを進めている。
	2 有効性 (10点)	10	① a	都市防災として、市民の安全を守る倒壊・火災被害を抑える事業（耐震診断、いえみちまち改善）、緊急交通路・ライフラインを確保するべく事前に整備する事業（災害時拠点施設、橋りょう、水道施設、不燃化促進）、復興をより迅速に進める事業（危険度判定土養成）など各段階を想定した目的に応じた事業構成である。
			② a	本施策は、横浜市防災計画を受け都市防災として都市基盤やライフラインの耐震性向上、さらに、耐震改修を目的とした民間建築物への啓発・指導等の防災対策の推進など、本市総合計画に位置づけられた「災害に強い都市づくり」の実現に寄与している。
	3 目標達成度 (10点)	6	① b	各事業とも数値目標の設定できており、組織間や関係者との共有はできている。しかし、住民の防災強化や危険度判定土など一部で市民と共有はしているもののすべてにおいて市民への積極的な公表ができていない状況にはない。
			② b	各事業とも、いつ起こるかかわからない震災に対し、それぞれの取り組みは着実な進捗ができていく状況にある。 特に、密集市街地整備や木造住宅などの耐震化など市民の私権に関わる事業については、中長期的なスパンの中でひとつひとつ地道で着実な推進をせざるを得ない状況にある。
小計 (30点)	26	B	都市防災における地震に強い都市づくりは、行政主体で成り立つものではなく、市民と行政がそれぞれの立場で市民生活の安全と安心が守られるよう普段からの準備が必要である。 この施策により進められる各事業は、都市の基盤と市民の財産を災害などの発生から守り、早期に都市機能の回復が図れるよう、災害に強い都市づくりを進めるものとして今後とも着実な推進をすべきものである。	
事業評価計 (70点)	50			
総合評価 (100点)	76			

**事業の目的**

密集住宅市街地において、住民と防災情報の共有と計画づくりを行い、耐震改修や狭あい道路拡幅を進め、合意形成に応じて密集住宅市街地整備促進事業を導入し、建替え促進や小広場整備等による防災性向上と住環境改善を図る。

いえ・みち まち改善事業

監査委員による事業評価	点数	abc評価	理由、説明等
	13	①	a
②		b	まちづくりの専門家が地域のまちづくりを支援するというテーマ型の地域活動に、NPOが参加する仕組みを備えた官民協働の事業手法が採られている。
③		a	NPOは住民意見の誘発・集約及び専門知識の説明、住民は地域活動を通じて地域全体の防災意識の向上及び計画合意に向けて取り組んでいる。NPOとは住民合意へのプロセス、行政とNPOの協働のあり方などを意見交換している。
11	①	b	進め方としては、防災まちづくりという専門的な計画を、住民側の視点で分かりやすく説明し合意形成を誘導する役割をNPOが担い、官と民の間に入った調整弁的機能などをもって行われている。
	②	b	今後、事業の進捗よくにあわせ、庁内の関連部署と防災という視点からの整備計画等も含めた調整が必要となる。
	③	a	中期政策プラン、国の都市再生プロジェクト、社会資本整備計画等に基づき、倒壊危険条件に本市の特性を加味して事業推進が図られており、市民生活の安全・安心が守られるような都市基盤の強化促進に寄与している。
9	①	a	防災まちづくり計画策定に向けた取組として、協議会への移行3地区、勉強会新規3地区の立上げが数値目標として掲げられている。
	②	b	対象23地区に対して平成15、16年度の2か年で勉強会の立上げが9地区、協議会への移行が1地区となっており、概ね平均的な目標である。
	③	c	協議会への移行については目標が達成されているが、勉強会については新規立上げができていない。
7	①	b	地元主体型の事業として協議会の運営費、建替え費用、耐震改修費について一部地元負担を求めている。
	②	b	国庫補助事業として住宅市街地整備総合整備事業（補助率1/2）を導入している。
	③	c	計画づくりの段階で地元の合意形成を十分に行うことで、事業着手後の作業が迅速に進むことが期待される。一方、事業の必要性の理解を得られず、地元の意識が高まらずに勉強会が立ち上がらない、立ち上がっても休止する地区がある。
8	①	a	都市再生プロジェクト、社会資本整備計画法、住宅市街地総合整備事業制度要綱等に基づき事業が進められている。
	②	b	情報管理上の事故はなく、課内全担当者を対象に研修を行うなど事故防止に努めている。
6	①	b	国が定めた客観的基準（住宅戸数密度条件、倒壊危険条件、延焼危険条件、基盤条件）に基づいて客観的に対象地区を割り出している。
	②	b	道路整備、広場整備は行政が行い、道路拡幅への理解・協力体制の確立に向けた啓発活動、広場の自主管理など、地元協議会としての負担は見込まれているが、今後の調整による。
8	①	b	各地域における説明会等の開催や、勉強会等が立ち上がっている地区での定期的なニュース発行により、対象地区の地元における説明は果たしている。
	②	a	市ホームページにおいて地図や写真を活用して事業の概要が説明されており、併せて関係する事業の紹介もされている。
5	①	a	地域住民との話し合いを通じ、地域の合意を得て実現性の高い防災まちづくり計画の策定を行っている。
3	①	b	市役所の標準的な取組として紙の使用量の削減等に努めている。
70		C	区画整理・再開発等の面的整備ではなく、個別の建物の建替え、道路拡幅により防災性の向上を図る修復型のまちづくりとして、密集市街地の整備手法としては効率性・経済性に優れた取組であるが、勉強会の立上げ等の住民協働において進捗よくが図られていない部分がある。



<b>事業の内容</b>	(1)防災上課題のある密集住宅市街地においての区と連携しての地域住民に対する防災情報等の提供や意識啓発
	(2)住民との協働による計画の作成及び狭い道路の拡幅や住宅の耐震改修など既存制度の積極的な活用による地域の防災性の向上と住環境の改善
	(3)地域住民の合意形成に応じた密集住宅市街地整備促進事業や地区計画等導入の検討

所管局課名

都市整備局地域整備課

評価項目		点数	adc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	13	① a	住民の意向を取り入れ、住民と協働で防災まちづくり計画を策定し、修復型のまちづくりを行うことを目指している。
			② a	住民との協働、住民が住み続けられる修復型まちづくりといった社会情勢にあった進め方を行っている。
			③ b	事業開始当初から、NPO、地元住民、行政とで役割分担を行い、協働で事業を進めているが、その適否については、NPOとの意見交換もふまえ、担当者会議で議論している。
2	有効性 (15点)	11	① a	住民との協働で行っている計画策定の場に中立的な立場のNPOが参加し、議論の活性化・効率化を図っている。
			② b	地域まちづくり推進条例の活用等について調整してきた。今後、事業の進捗にあわせ、庁内の関連部署との緊密な調整が必要がある。
			③ b	中期政策プラン、国の都市再生プロジェクト、社会資本整備計画等に基づき事業推進が図られている。
3	目標達成度 (15点)	7	① b	防災まちづくり計画策定に向けた取組として、協議会への移行3地区、勉強会新規3地区の立ち上げを目標として掲げている。
			② b	勉強会の立ち上げ等については住民の意向に左右される目標設定になっている。
			③ c	協議会への移行については目標が達成されたが、勉強会については新規立ち上げができなかった。建替促進事業、細街路整備事業については当初目標を達成している。
4	経済性・ 効率性 (15点)	11	① a	地元主体の修復型まちづくりにより事業費の軽減を図っている。勉強会等の場にNPOが参画することにより、計画づくりの効率化を図っている。
			② b	国庫補助を導入している。
			③ b	計画づくりの段階で広報・話し合いを十分に行い、地元の合意形成を十分に行うことで、事業着手後の作業が迅速に進むことが期待される。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	6	① b	事業費の執行にあたっては国の要綱に則り、国費導入に努めている。
			② b	個人情報を取り扱う業務であるが、取扱については課内の研修を行い、事故防止に努めている。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	6	① b	国の基準に準じた客観的指標を用いて対象地区の抽出を行っており、全地区に情報提供を行った上で、地元との協働が見込まれる地区から事業を進めている。
			② b	防災まちづくり計画の策定に向けて地元協議会において費用・労力を負担するような地区から事業を進めている。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	8	① a	各地域において説明会等を開催し防災情報の提供を行っている。勉強会等が立ち上がっている地区は定期的にニュースを発行し回覧あるいは配布している。
			② b	ニュース作成にあたっては、住民、NPOも係り、わかりやすい物となるよう工夫をしている。
8	市民との 協働(5点)	5	① a	地域住民との話し合いを通じ、地域の合意を得て実現性の高い防災まちづくり計画の策定を行っている。細街路整備等の事業実施にあたっては地域との連携で路線の選定等を行い、事業実施にあたって協力を得ている。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	① b	紙の使用量の削減等を日常的に行っている。
総合評価 (100点)		70	C	この事業は、最低限の防災性の確保を行うものであり、事業実施により地震等の災害による被害が未然に防げるものである。市民等との協働により、コスト削減効果も大きい事業である。

局による事業評価

## 事業の目的

主要な幹線道路沿道の建築物を不燃化して、災害時の火災の延焼を遮断し、避難路や緊急輸送路を確保する。

## 都市防災不燃化促進事業

点数	abc 評価		理由、説明等
	9	①	
9	②	b	大規模な地震等により発生する火災の延焼拡大を防止し、緊急通行車両の通行を確保するため、建物と道路幅員を合わせて、おおむね45mの不燃化促進区域の形成を図ることを目標としている。
	③	b	民間の建築活動を活用した建築物の不燃化を推進するものであり、一定の条件を満たす場合に建築主に対して助成を行うものである。
7	①	b	建築確認申請窓口等にパンフレット等を置き、事業者に周知を図っているが、対象区域において補助対象としての要件を満たした耐火建築物の新築や建替えが年間で1、2件しかない。
	②	c	事業導入にあたって国との調整を行っているが、主要幹線道路等沿道の防火地域の指定、拡大など関連事業との一体的な事業推進が図られていない。
	③	b	中期政策プラン及び横浜市防災計画において、災害に強い市街地整備の推進として、都市防災不燃化促進事業が位置付けられている。
9	①	a	年間の新築・建替え想定件数を1～2件として目標を掲げている。
	②	b	過去の実績からすれば平均的な目標である。
	③	c	対象建築物がなく、目標が達成できていない。
7	①	c	特段の取組は行われていない。
	②	b	国庫補助事業として都市防災総合推進補助（補助率1/2）を導入している。
	③	b	年間数回、区役所の建築確認申請窓口で相談・要望の受入れ状況を年に3回ほど調査しており、漏れのないように対応している。
8	①	a	事業は国及び市の要綱に沿って進められている。
	②	b	個人情報の取扱いについては、年に2～3回の課内研修を行うなど、事故防止に努めている。
8	①	a	対象区域については、平成6年度の都市計画審議会の答申を踏まえてエリアを選定し、都市計画決定により不燃化促進地域の指定が行われている。
	②	b	建築主が主体となって行う不燃化建築物の新築や建替えの際に、市が助成を行うものである。
6	①	b	アンケート調査や都市計画手続きの中で、広く市民に説明会等を行っている。
	②	b	事業計画のパンフレットについては、分かりやすいよう心がけて作成している。
3	①	b	事業者の新築や建替えに連携するため、建築確認申請窓口の情報を入手している。
3	①	b	紙の使用量の削減等を日常的に行っている。
60		C	平成8年度の都市計画審議会の答申を踏まえ、段階的な支援・誘導を進めていくものとし、国道1号線の一部を不燃化促進区域に指定して事業を進めているが、補助対象の要件を満たした耐火建築物の新築や建替えが年間で1、2件しかなく、耐火率は事業開始時と比較してあまり向上していない。

## 監査委員による事業評価



<b>事業の内容</b>	一定の基準を満たす耐火建築物等の建築に対する助成 ・100㎡以上300㎡未満(延床面積):2,000千円 ・50㎡以上100㎡未満(延床面積):1,000千円
--------------	---

所管局課名

都市整備局地域整備課

評価項目		点数	adc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	15	① a	大規模な災害等により火災が発生した際の延焼防止や緊急車などの通行の確保についての意向を取り入れている。
			② a	阪神淡路大震災の教訓を踏まえた都市防災への取組である。
			③ a	不燃化促進のため、建築物を建築される建築主に対して、一定の条件を満たす場合について補助金を交付するもので、その適否については国とも調整しながら行っている。
2	有効性 (15点)	9	① b	建築確認申請窓口等にパンフレット等を置き、事業者に周知を図っている。
			② b	事業導入にあたっては、国との調整を行ってきた。
			③ b	中期政策プランに基づき、事業推進が図られている。
3	目標達成度 (15点)	7	① b	年間の新築・建替想定件数を1～2件として目標を掲げている。
			② b	建替に合わせた事業である。
			③ c	昨年度は、対象建築物がなく、目標は達成できなかった。
4	経済性・ 効率性 (15点)	9	① b	新築・建て替えを想定して行う補助事業である。
			② b	国庫補助を導入している。
			③ b	年間数回、確認申請窓口で状況を把握しており、漏れのないよう対応している。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	6	① b	事業費の執行にあたっては、国の要綱に則り、国費導入に努めている。
			② b	個人情報については、課内研修を行い、事故防止に努めている。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	10	① a	対象区域については、都市計画制限と併せて設定しており、都市計画手続きに沿って公平さを確保している。
			② a	不燃化建築物の新築や建て替えの際に、一部の補助を行っている。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	6	① b	アンケート調査や都市計画手続きの中で、広く市民に説明会等を行っている。
			② b	事業計画のパンフレットについては、わかりやすいよう心がけて作成している。
8	市民との 協働(5点)	3	① b	事業者の新築や建て替えに連携するため、建築確認申請窓口の情報を入手している。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	① b	紙の使用量の削減等を日常的に行っている。
総合評価 (100点)		68	C	この事業は、主要幹線道路の建築物の不燃化を図ることにより、災害時の延焼拡大防止や避難・輸送機能を確保する事業である。事業者の一部の補助を行うことにより、この事業目的を早期に達成することが望まれる。また、市民への周知方法等について更なる工夫が必要である。

局による事業評価

**事業の目的**

本市が管理する道路橋のうち緊急輸送路に位置する橋りょう等を重要橋りょうと位置づけ耐震補強対策を実施し被害を軽減することで、被災時の緊急輸送路ネットワークを確保するとともに、橋りょうの被災後の復旧を容易にすることを目的とする。

**橋りょう地震対策費**

点数	adc 評価	理由、説明等
13	① a	阪神・淡路大震災では橋脚や高速道路の倒壊、落橋といった甚大な被害が国民を不安に陥れたことを教訓に、平成7年度以降、橋脚補強や橋桁の落橋防止対策などを計画に従って順次進めている。
	② a	橋は道路施設として位置付けられるものであり、災害時に緊急輸送路として機能を発揮することが求められるが、予算制約下において橋りょうの長寿命化と長期間使用に耐え得る耐震性の担保のための検討が進められている。
	③ b	道路法により都道府県道及び市町村道の管理は指定都市が行うこととされている。
11	① b	耐震補強を行うことにより通常の使用において特段の効果が発揮される訳ではないが、発災時の被害が軽微なことにより、復旧費用が大幅に削減されるものである。
	② a	国、神奈川県、本市及び高速道路関連企業等で構成される「神奈川県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会」において、緊急輸送機能確保のための計画づくりが協議されている。
	③ b	中期政策プラン及び横浜市防災計画において、都市施設の防災化促進として一般道路橋等の耐震対策及び高速道路の耐震対策が位置付けられている。
13	① a	耐震補強すべき橋りょうの整備の進捗率について目標を設けている。
	② b	有効に比較できる他都市の事例等が把握されていない。
	③ a	目標を上回る実績を上げている。
11	① a	技術提案制度により提案のあった工法として、扁平型橋脚の補強において、前後の鉄筋を連結する中間鉄筋に替えて、アラミド繊維を採用することにより削孔数が少なくなり、工事費の縮減が図られた。
	② b	国庫補助を導入して事業を進めている。
	③ b	鉄道事業者、国土交通省、高速道路関連会社、河川管理者、港湾管理者、海上保安庁など、関係機関と幅広く調整が行われている。
10	① a	財団法人日本道路協会が作成する道路工事における設計の基本となる「道路橋示方書」に従い事業が行われている。
	② a	高所作業における転落事故や掘削作業における土砂崩壊など、工事施工計画書に事故が起きた場合の報告ルートなどはマニュアル化されている。
6	① b	地震対策事業の実施により、発災時の道路インフラ自体の復旧費が抑えられること、緊急輸送路として復旧作業が迅速に行えることなどから市民一般に便益が及ぶものである。
	② b	有料道路を除き、道路整備は国・県・市税により賄われるべき性質のものである。
8	① a	写真や図面を活用したホームページや広報よこはま区版での工事箇所紹介、区土木事務所での図面閲覧など幅広く情報提供されている。
	② b	位置図や写真等を用いてビジュアル化を図っているが、整備後の効果などについての説明はない。
3	① b	道路管理者として行政が主体的に実施する事業であり、市民活動との連携の要素は少ない。
5	① a	発災時の被害が軽微なことにより、補修にあたっての廃棄物発生量は抑制される。
80	B	阪神大震災から10年を経過しても全国の自治体で橋りょうの耐震補強の進捗率が50%程度である状況を踏まえ、国から緊急3か年プログラムが示されたが、既に本市では90%を上回る実績が上げられている。

<b>事業の内容</b>	重要橋りょうのうち対策が必要な347橋についての地震対策工事の実施 ・橋脚本体の補強及び橋桁の落下を防止する落橋防止装置の設置 ・老朽化の著しい橋りょうは地震対策を目的とした架替えも実施
--------------	---

所管局課名

道路局橋梁課

評価項目		点数	adc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	13	① a	大規模地震を想定した対策事業であり、市民ニーズは高いと考えている。
			② a	橋梁の耐震補強は、地震に対して社会が必要としている安全な道路インフラの確保を目的としている。また、耐震補強設計は道路橋示方書を基に実施しているが、道路橋示方書は、大きな地震を経験する度に、社会ニーズに対応して改訂されている。
			③ b	道路管理者として行政が主体的に実施する事業であることから、事業の担い手のあり方については検討する余地がない。
2	有効性 (15点)	13	① b	他事業との関わりの程度に関係なく実施する事業である。
			② a	横浜市の管理橋についての事業であり、事業の重複はない。また、事業を進めるにあたっては国等との連携を取っている。
			③ a	中期政策プランにおける、都市基盤整備の都市防災における地震に強い都市づくりの施策である。
3	目標達成度 (15点)	13	① a	全体の管理橋に対し、目標を設定し事業を行っている。
			② a	他都市を上回る目標を設定している。
			③ b	概ね、目標を達成している。
4	経済性・ 効率性 (15点)	11	① a	新工法等が取り入れることが可能な場合は積極的に行っている。
			② b	国庫補助事業での執行についても調整している。
			③ b	関係機関と調整を行い、事業を執行している。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	10	① a	関係法令・各種基準に則り事業が実施されている。
			② a	安全管理指定工事制度等により事前の安全確認がなされ、事故が起こった後の対応についてもマニュアル化されている。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	8	① a	地震対策事業を適切に行った結果、多種多様の便益は、多くの市民・事業者 に享受されており、社会公平性を確保している。
			② b	市民にとって一般的な受益となるため、特に負担は求めている。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	8	① a	事業はホームページ、広報誌、説明会等で情報提供している。
			② b	位置図や写真等を用いて、わかりやすい内容としている。
8	市民との 協働(5点)	3	① b	道路管理者として行政が主体的に実施する事業であり、市民活動との連携の 要素は少ない。
9	環境負荷の 低減(5点)	5	① a	地震対策事業を行うことが環境負荷の軽減となる。
総合評価 (100点)		84	B	この事業は市民生活の安全を確保するための重要な事業である。1期、2期 と優先順位をつけて事業を進めているが、3期以降についても継続して実施 する必要があると考えている。

局による事業評価

水道施設の耐震強化事業

事業の目的		「市民が安心できる水道の構築」を図るため、相模湖・道志川系導水管路を計画的に整備するとともに、送水施設及び配水池の耐震補強を実施し、老朽化した施設の機能向上と耐震性の強化を図る。	
点数	abc評価	理由、説明等	
13	① a	平成17年度に実施した水道意識調査では「地震や洪水などの災害に強い水道」を求める回答が57.2%と市民の高い関心を示しており、管路や配水池等の施設毎の耐震化率向上を新10か年プランに位置付け重点化を図っている。	
	② a	新潟県中越地震などの大地震の発生を受けた耐震基準や各種指針等の見直し(地滑り対策等)に伴い、診断手法等の技術的事項について局内だけではなく外部コンサルタントも活用して本市の地形も考慮した検討を進めている。	
	③ b	技術の承継という点で検証可能な条件が整っていれば、耐震診断や補強設計など直営よりも時間的・経費的に効率性が高いものは基本的に委託することで民間の力を有効に活用している。	
11	① b	厚生労働省で診断手法が確立されたことにより施設の機能評価が可能になったことから、評価結果を踏まえて施設の耐震化の優先順位が決められている。	
	② b	工事による止水の際の給水体制を確保するため、本市だけで賄いきれない分の水量は神奈川県内広域水道企業団と調整して、必要水量を確保した上で施設整備が進められている。	
	③ a	中期財政プランや長期ビジョン・10か年プラン等との整合性はもとより、水運用計画、設備更新などに基づき計画的に施設整備が進められており、発災時の市民の安全・安心を確保する都市基盤の強化促進に寄与している。	
9	① b	施設の機能評価や耐震診断の結果に基づき、管路や配水池などの施設ごとに耐震整備の年次計画が立てられている。	
	② a	高所にある配水池が多い本市の実情を踏まえて地滑り対策を反映した耐震化計画が立てられていることに加え、南関東地震を想定した現行の耐震補強の最高レベルの対策が採られている。	
	③ c	施工場所付近の開発事業に伴う工期の調整が発生したことから、一部施設について年度内の完成が間に合わないものがあった。	
9	① a	地形上の制約等で開削できない箇所では古い管に新しい管を内挿することで布設替えに比べて、結果的に1億6千万円のコストが削減できた。	
	② b	耐震化事業については、厚生労働省の国庫補助対象事業となっていないため、新たに対象事業に加えるよう要望している。	
	③ c	おおむね当初予定通りに執行されているが、施工場所付近の開発事業に伴う工期の調整が発生したことから、一部工事で繰越が発生した。	
8	① a	施設整備に当たっては、日本水道協会が発行する「水道施設耐震工法指針」に基づき工事が行われている。	
	② b	工事安全や事務処理ミス防止に関して、局で実施する管理職全員を対象とした研修を受けて、課長から各職場で同様の内容を伝えるなど、個人情報の保護等に配慮して事業が実施されている。	
6	① b	施設整備については、発災時の被害が水道施設にとどまらず、施設の倒壊や漏水による近隣への二次災害の影響等に配慮して進めている。	
	② b	事業費は基本的に水道料金で賄われており、適切な受益者負担となっている。	
8	① b	耐震化事業については広報よこはまを活用して市民全体に周知するとともに、地下給水タンク周辺住民には操作訓練の際などに説明を行っている。	
	② a	お知らせの看板を見やすいように改良したり、専門用語の使用を極力避けて工事内容の絵を掲載するなど分かりやすさを意識し、アンケートもとっている。	
5	① a	地元幼稚園による工事現場のパネルゲート等のデザイン画の作成に協力を得るなど、地域住民の理解に努めている。	
3	① b	「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律」により、コンクリートから、アスファルトコンクリート、砕石などの特定建設資材の適切な分別解体を実施している。	
72	B	発災時において市民の生命に直結するライフライン施設であり、市民の関心も非常に高い。地震発生時における最低限の給水確保のため、計画を定めて導水施設、浄水施設、配水池などの基幹施設の耐震化が順次進められており、市民への広報も分かりやすさを意識して工夫されている。	



<b>事業の内容</b>	(1)相模湖系統導水施設の耐震診断調査・補強工事
	(2)送水施設及び配水池の耐震診断調査・補強工事

所管局課名

水道局計画課

評価項目		点数	adc 評価	理由、説明等		
<b>1 適応性 (15点)</b>	局				9	①
		②	b	兵庫県南部地震や新潟県中越地震などの大地震の発生を受け、社会全体として地震対策の強化が求められている中で、全国的な耐震基準や各種指針等の見直しに伴い、診断手法等の技術的事項について本市の地形を考慮した独自の検討（地滑り対策など）を行っている。		
		③	b	18年7月に公表予定の「横浜水道長期ビジョン・10か年プラン」の策定にあたり、16年7月に専門家等による長期構想検討委員会を設置し、外部の有識者の意見や市民意見などを取り入れた。こうした経緯の中で、耐震化事業について、その検討内容を、17年度予算に反映することができた。また、耐震診断及び補強設計を委託することにより、民間の力を有効に活用している。		
	<b>2 有効性 (15点)</b>	局	9	①	b	施設の機能評価等（各施設が安定給水に及ぼす影響の大きさなど）により耐震化の優先順位を定め、関係部所と情報の共有化を図り、円滑に事業を実施している（例えば、水源から市内浄水場に原水を運ぶ導水施設の耐震化に優先的に取り組んでいる）。
				②	b	施設整備中の応援給水の確保に向けた調整（水運用上の調整）を神奈川県内広域水道企業団など他事業体と十分に行うとともに、関係部所との事業内容の共有化や十分な連携を保って施設整備を行っている。
				③	b	局中期財政プランや（18年度からの）「長期ビジョン・10か年プラン」等との整合性はもとより、水運用計画、設備更新など局内工事を統括的に調整し、計画的な施設整備を進めている。
	<b>3 目標達成度 (15点)</b>	局	9	①	b	施設の機能評価や耐震診断の結果に基づき整備計画を立て、関係各課との調整を十分に図り、年度予算計画を踏まえた目標設定を行った。
				②	a	想定地震レベルの設定や二次災害等の想定被害など全国一律の基準に加え、本市の実情に応じた基準（骨子案）を他都市に先駆けて作成した。また、原則として全ての水道施設を対象に、現行の耐震補強の最高レベルの対策を、他都市に先駆けて実施している。
				③	c	当該事業のうち導水施設については、中期政策プランでは18年度で完了予定のものを1年前倒して実施していたが、施工場所付近の開発事業に伴う工期の調整が生じ、一部繰越しが発生した。また、施工段階で計画を変更した事業もあった。
<b>4 経済性・効率性 (15点)</b>	局	11	①	a	古い管に新しい管を内挿することで、布設替えに比べて1.6億円のコストが削減できた。	
			②	b	国庫補助については、メニューや対象の拡大について、機会をとらえて働きかけている。	
			③	b	予算策定段階から綿密な計画を立てた結果、一部工事を除き、予定通り執行することができた。また、他企業との調整を十分に行い、事業を実施している。	
<b>5 法規性・正確性・安全性 (10点)</b>	局	6	①	b	各種法令の遵守はもちろんのこと、施設基準や耐震基準を満たした施設整備を行っている。	
			②	b	局内のみならず工事事業者にも指導し、研修会や大会を開くなど、工事安全を徹底した。更に局内では、事務処理ミス防止に関する研修の充実により、個人情報の保護等に配慮し事業を実施することができた。	
<b>6 社会的公平性・公正性 (10点)</b>	局	6	①	b	契約方法や業者選定において局の基準等に基づき、厳正に行っている。施設整備については、発災時の被害が水道施設にとどまらず、施設の倒壊や漏水による近隣への二次災害防止を最重要課題と位置づけて実施している。	
			②	b	事業費は基本的に水道料金で賄うため、適切な受益者負担となっている。	
<b>7 説明責任・情報公開 (10点)</b>	局	6	①	b	耐震化事業については市民全体に周知している。また、区役所と連携のもと、区連会や自治会の集会などに参加して事業及び工事説明を行った結果、工事に対する理解と協力が得られ、地元との信頼関係が構築できた。	
			②	b	工事お知らせ看板やチラシに局独自の検討を加え、市民にわかりやすい情報提供の仕方を工夫した結果、地元住民から好評を得ている。	
<b>8 市民との協働(5点)</b>	局	5	①	a	工事現場のパネルゲート等のデザイン画の作成で地元幼稚園に協力していただくなど、地域住民の協力と十分な理解を得ることができた。	
<b>9 環境負荷の低減(5点)</b>	局	3	①	b	「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律」により、コンクリートから、アスコン、砕石などの特定建設資材の適切な分別解体を実施した。	
<b>総合評価 (100点)</b>	局	64		C	地震発生時にも最低限の給水を確保するため、効率的、効果的な計画の下、導水施設、浄水施設、配水池などの基幹施設の耐震化を進め、災害に強く信頼されるライフラインの構築を図っている。	

震後対策協議会負担金

事業の目的		地震後、被災した建築物が安全かどうかについて、判定体制の維持や効率的な判定体制を整備することを目的とする。	
点数	abc 評価	理由、説明等	
11	①	b	神奈川県や静岡県では、東海沖地震に備えた対応を図る必要に迫られ、早くから県下全自治体が参加する協議会を設置して活動を行っているが、市民からの意見・要望などは特に集約されていない。
	②	b	阪神・淡路大震災における活躍を受けて、応急危険度判定士の存在が認知されたことにより、判定士養成のための取組が全国的に広がりを見せ、全国協議会、地域ブロックごとの協議会が作られている。
	③	a	行政は判定士の養成及び他市町村との連絡調整を行い、実際の判定士となるのは一定の資格を有する一般市（県）民である。
11	①	b	一自治体で検討、対応するのではなく、県下の自治体が連携することにより効果が生まれるものであり、阪神・淡路大震災、新潟県中越地震での派遣実績などを踏まえた県下での非常時の対応等について協議している。
	②	a	地震は単独市町村だけの被害にとどまらないことから、応援体制も含めて県下で連携をとる必要があり、各部会の下に広報・訓練・コーディネーター・企画の4つの分科会を設けて議論がされている。
	③	b	横浜市防災計画において、応急対策として建築部の建築調査班で建物やがけの被害状況の把握と応急危険度判定調査に関することが位置付けられている。
9	①	b	協議会の通常総会（4月下旬頃開催）で議決される事業計画の中で、判定士養成の登録者数や訓練実施回数、資機材の整備数などの目標が設定されており、県下自治体及び職員で共有している。
	②	b	判定士の養成者数についてはおおむねここ数年の登録者数の平均値である。
	③	b	年度当初に定めた目標は達成されているが、県下市町村全体での実績であり、市町村別の実績ではない。
9	①	b	協議会への負担金額は長期にわたり固定化している。
	②	b	評価になじまない。
	③	b	神奈川県及び関係市町村との通常のやり取りは電子メールを活用して迅速化・省力化が図られている。
8	①	a	協議会規約を定めて運営している。事業計画や収支予算の決定及び事業報告や収支決算の承認は総会の議決事項になっており、協議会に監事2名（毎年度交替）を置き、監査を行っている。
	②	b	収支決算に関しては毎年度内部監査を受けており、監査状況については、通常総会で報告がされている。
4	①	c	負担金総額の3分の1を神奈川県、3分の1を政令指定都市、3分の1を特定行政庁の市（10市）、他の市（7市）、町（18町）のグループに分けて配分しているが、負担割合の根拠が不明である。
	②	b	受益者は全市（県）民あるいは発災時に家屋倒壊などの被害を受けた市（県）民であり、受益者負担はなじまない。
6	①	b	協議会のホームページにおいて活動状況の情報などが公開されている。そのほか、「県のたより」や広報よこはままでの広報実績もある。
	②	b	協議会のホームページにおいて、協議会規約や地震に関する知識、応急危険度判定士の活動実績などが掲載されている。
3	①	b	広報分科会では民間判定士（自治体職員でない判定士）とのコミュニケーション手法などの検討・調整を図っており、広報誌「判定士だより」を年1回発行している。
3	①	b	協議会との事務文書のやり取りには電子メールを活用している。
64		C	当協議会の活動が震後対策における重要な役割を担っていることは明らかだが、発災時に実際に活動する判定士の方とのコミュニケーションについて、年1回の広報紙発行のみで足りるとは考えにくく、広報手段については検討の余地がある。

<b>事業の内容</b>	判定を行う応急危険度判定士の養成を目的とする「神奈川県建築物震後対策推進協議会」に負担金を支出し、次の事業を実施 (1)判定士の養成、(2)判定士資格更新の講習、(3)模擬訓練の実施、 (4)判定資機材の整備
--------------	--

所管局課名

まちづくり調整局建築企画課

評価項目		点数	adc 評価	理由、説明等	
1	適応性 (15点)	9	①	b	・地震による被災建物に対して自治体の迅速かつ適切な活動が市民からも強く求められており、それに対応すべく県下自治体による協議会による活動を行っている。
			②	b	大規模地震が緊迫している状況で、他県の情報も踏まえながら協議会の各種分科会で検討を行っている。
			③	b	・毎年度事業計画を定める中で、あり方についても議論している。
2	有効性 (15点)	11	①	a	・一自治体で検討、対応するのではなく、県下の自治体が連携することにより効果が生まれる。17年度横浜市は、コーディネーター分科会の座長として参加市町を取りまとめシナリオを作成し演習を実施した、このシナリオは今年度に活かされている。
			②	b	・関連団体との連携についても調整している。
			③	b	・政策や施策目的に合致した事業である。
3	目標達成度 (15点)	9	①	b	・通常総会に諮り、当該年度の事業計画（目標）を議決している。 ・当該目標は、県下自治体及び職員が共有している。
			②	b	・過去の実績や想定される水準を考慮して目標が定められている。
			③	b	・通常総会で前年度の活動内容の報告を行い、承認を得ている。
4	経済性・ 効率性 (15点)	9	①	b	・協議会では県及び各市町村による限られた予算で運営していることから絶えず効率的な執行に心がけている。
			②	b	・負担金の額は総会で定められている。 ・雑収入としての新たな財源の確保に向けた工夫に心がけている。
			③	b	・県及び関係市町村とは電子メールの活用などにより省力化を図っている。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	6	①	b	・協議会規約を定めて運営している。事業計画や収支予算の決定及び事業報告や収支決算の承認は総会の議決事項になっており、監査を行っている。
			②	b	・収支決算に関しては毎年度内部監査を受けており、監査状況については、通常総会で報告がされる。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	6	①	b	・県及び各市町村の負担金の額は、各都市の財政力や活動状況に応じて妥当の額と考えられ、総会で決定している。
			②	b	・受益者負担額決定時に妥当性の検討を行った。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	6	①	b	・協議会のホームページに随時、最新の活動状況の情報を公開している。
			②	b	市民に分かりやすい工夫をしている。
8	市民との 協働(5点)	3	①	b	市民やNPO、企業等との連携を図る工夫が行われている。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	①	b	環境負荷に心がけた活動を心がけている。
総合評価 (100点)		62	C	当協議会は、大地震時の被災に対して迅速かつ適切な活動を行うために県下の自治体の連携により設立されたものであり、震後対策における重要な役割を担っている。	

局による事業評価



## 事業の目的

本市公共建築物が大規模震災時に防災拠点として十分な機能を確保するため、耐震対策が必要とされた施設の耐震対策事業計画を策定し、耐震補強を計画的に進める。また、建築構造の専門家で構成される「横浜市公共建築物耐震工法検討委員会」において、具体的計画案件について最適な耐震工法の導入検討を行う。

## 公共建築物耐震対策事業

点数	abc 評価	理由、説明等
9	① b	小中学校などを中心に公共建築物の耐震対策を早急に図るよう要望する声は多く、大規模な補強計画や特殊工法を採用した補強計画など、最も効果的な耐震対策工法のあり方について専門家からの助言を得ている。
	② b	実用レベルでの先進的な耐震工法の採用について、施設が有する耐震性能や施設運営状況も踏まえて、個々の公共建築物ごとに委員会の中で審議されている。
	③ b	公共建築物の耐震対策は、所有者である行政主体が実施すべきものであるが、民間のノウハウを活用した先進的な工法の採用についても検討している。
13	① a	委員会場で推奨工法に食い違いが出ないように、まず専門部会（委員の専門分野に応じて3名程度で構成）で審議を行った後に本委員会にかけることとしている。また、委員の任期は2年として偏りがないようにしている。
	② b	委員は、広く国や本市以外における同様な専門的機関に属しており、そうした関係機関等における貴重な活動実績や経験が活用されている。
	③ a	中期政策プランや市防災計画、局運営方針などにおいて、公共建築物の耐震補強の促進が位置付けられており、発災時に公共建築物が防災拠点として十分な機能を確保することに寄与している。
11	① a	「新耐震対策事業計画検討調査業務委託」で平成18年度の耐震対策事業計画を見直し、平成22年度までに耐震対策完了を目指すことを目標に設定している。
	② b	計画が策定された平成10年度以来初めでの見直しであるが、平成22年度耐震対策完了という時期は従来の計画から明示されている。
	③ b	現計画では施設ごとの年次計画が明らかにされておらず、現時点では目標は達成されているか確認ができない。
9	① b	審議案件が少なくなったことにより事業費が減少しているが、1件あたりの委員会の開催数は4～5回程度で特に変わりはない。
	② b	国庫補助制度の導入を検討したが、適した制度がなかった。
	③ b	本委員会の審議が必要な案件については設計着手時点から調整を進め、工法を具体的に審議できるようにしてから付議されている。
8	① a	委員会設置要綱や要領を定めており、ホームページでも公開されている。
	② b	過去には、同一の職員が長年携わっていたこともあるが、近年は、二人体制で事務を執行するようになっており、また、同一職員による長年の事務執行は避けている。
6	① b	施設利用者以外の市民からの問合せに対しては個別に説明を行っている。
	② b	広く市民一般が利用する公共施設を対象とした事業であり、一般財源による負担が適当である。
6	① b	本委員会で審議される事項は、将来発注する工事の内容に触れる部分がほとんどであり、特定の企業に有利となる恐れもあるため、会議は非公開を原則としているが、開催情報については局のホームページで公表されている。
	② b	案件名、開催日等の必要最低限の情報は公表されている。
3	① b	専門的な工法を審議する場であり、市民との協働の余地は少ない。
5	① a	既存公共建築物を建て替えることなく耐震補強をして継続利用することで、長期的に考えた場合に環境負荷の低減に貢献している。
70	C	建替自体は施設所管局の予算状況に応じるため、取組を促進するよう依頼するにとどまっている。また現計画では年次計画を明らかにしていないため、目標達成に向けた進捗よく状況を把握することが困難である。



<b>事業の内容</b>	(1)「公共建築物耐震対策事業計画」の進行管理
	(2)「横浜市公共建築物耐震工法検討委員会」開催に伴う委員報酬の支出

所管局課名

まちづくり調整局企画管理課

評価項目		点数	adc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	9	① b	市民からは大地震に備えた公共建築物の耐震対策を早急に進めるよう要望されており、大規模な補強計画や特殊工法を採用した補強計画など、最も効果的な耐震対策工法のあり方について専門的な助言を得ている。
			② b	施設が有する耐震性能や施設運営状況等を考慮して、先進的な耐震工法の採用についても、委員会の中で審議されている。
			③ b	公共建築物の耐震対策は、所有者である行政主体が実施すべきものであるが、民間のノウハウを活用した先進的な工法の採用についても検討している。
2	有効性 (15点)	13	① a	委員会委員（学識経験者）の専門的かつ高度な知識・見識が、公共建築物の耐震補強設計等に十分活かされている。
			② b	委員は、広く国や本市以外における同様な専門的機関に属しているため、そういった関係機関等における貴重な活動実績や経験を有効に活かしている。
			③ a	横浜市防災計画「震災対策編」の公共施設の耐震化整備方針等に基づき、横浜市公共建築物耐震対策事業計画を策定し、計画的、効率的な公共建築物の耐震強化に寄与している。
3	目標達成度 (15点)	15	① a	「新耐震対策事業計画検討調査業務委託」で平成18年度の耐震対策事業計画の見直し目標に設定している。
			② a	計画が策定された平成10年度以来初めての見直しであり、平成22年度耐震対策完了を目指す、チャレンジ性の高い事業である。
			③ a	次年度の計画見直しに向け新たな課題の洗出しやその解決方法など検討など十分目標を達成した。
4	経済性・ 効率性 (15点)	13	① a	「新耐震対策事業計画検討調査業務委託」自体が耐震対策を効率的に実施し財政負担の縮減を目指すものである。
			② b	工法検討委員会開催に伴う委員報償費については、活用できる国費等のメニューはない。また、耐震対策工事の事業費については、「まちづくり交付金」の補助制度を可能な限り活用していくよう所管局等との調整を進めている。
			③ a	公共建築物の耐震対策は早急に進めていく必要があり、本委員会の審議が必要な案件については、委員会への付議時期について設計着手時点から調整を進めて、タイムリーな実施に努めている。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	6	① b	委員会設置要綱や要領を定めており、実務上の判断の誤りはない。
			② b	過去には、同一の職員が長年携わっていたこともあるが、近年は、二人体制で事務を執行するようにしており、また、同一職員による長年の事務執行は避けている。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	10	① a	事業の進め方等について、受益者以外の市民から見ても、客観的な説明ができるようにしている。
			② a	公共建築物の耐震対策は、そこを利用する市民も受益者であり、適切な受益者負担（支出）となっている。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	6	① b	本委員会が審議される事項は、将来発注する工事の内容に触れる部分がほとんどであり、特定の企業に有利となる恐れもあるため、会議は非公開を原則としている。ただし開催情報については公表している。
			② b	案件名、開催日等の非公開の会議としては必要な情報を公表している。
8	市民との 協働(5点)	3	① b	市民等との協働を進める余地は少ない。
9	環境負荷の 低減(5点)	5	① a	既存公共建築物を建て替えることなく耐震補強をして継続利用することが、環境負荷の低減に貢献している。
総合評価 (100点)		80	B	本市公共建築物の耐震対策事業計画を着実に推進するためにも、個々の施設の効果的・効率的な耐震補強工法の導入について、「横浜市公共建築物耐震工法検討委員会」での検討を進めていく必要がある。

局による事業評価

特定建築物耐震改修促進事業

事業の目的		平成10年7月に策定した「横浜市耐震改修促進実施計画」に基づき、特定建築物の耐震化を促進する。	
点数	abc評価	理由、説明等	
11	①	b	平成12年度に実施した特定建築物の建物所有者へのアンケート調査によって始められた事業であるが、事業効果等に関してその後の追跡調査などは特に行われていない。
	②	b	大規模地震に備えた耐震化は公共施設以外の大規模施設に対しても求められるものであり、国においても特定建築物の耐震診断及び耐震改修工事費について予算額が確保されている。
	③	a	従来は民間事業者の行う耐震診断との関係が不明瞭だったが、多くの市民に被害を及ぼすものや、災害時に活用すべき施設について、一定の基準を定めて公的支援により耐震化を進めることとした。
11	①	a	耐震改修の支援制度がないため耐震改修までに至るケースが少なかったことから、国の補助制度を活用して、平成18年度から耐震診断又は耐震改修を行う事業者とその費用の一部を補助する制度を創設した。
	②	b	私立学校や病院などでは神奈川県や国などからの補助制度があり、関連する補助事業の情報収集を行い内容を確認して提供している。
	③	b	平成7年度の国土交通省通知により平成10年度に作成した「横浜市耐震改修促進実施計画」に基づいて実施している。また、横浜市防災計画において、民間建築物の耐震改修の促進として位置付けられている。
11	①	a	耐震診断実施件数を目標として設定し、職員で共有している。
	②	a	他都市で同様の事業を行っているところはなく、また過去の実績を上回る目標を定めている。
	③	c	平成17年度は構造計算書偽装問題やアスベスト対策など突発的な事件への対応に追われ当初の目標達成に至らなかった。
11	①	a	耐震診断は委託で実施するよりも直営で行った方が低コストで行うことができ、ヒアリングは耐震診断が行える構造技術者に委託しており、耐震診断に関する技術的意見の確認もできる。
	②	a	国が平成17年度に創設した補助制度を活用すべく制度を創設し、国家予算要望を行った結果、平成18年度から国庫補助導入予定である。
	③	c	構造計算書偽装問題やアスベスト対策など突発的な事件への対応に追われてスケジュール管理が困難となり、1件のみの実施となった。
6	①	b	国が認めている市販の耐震診断プログラムを用いて実施している。
	②	b	職員が入力した内容を第三者が確認する体制までは整備されていないが、課内でのダブルチェックは行われている。
8	①	b	個人情報にかかわる内容も含まれることから公表は困難だが、診断方法や診断結果に対する対応方法についての説明は可能である。
	②	a	従来は無料の耐震診断として受益者からの負担は求めていなかったが、平成18年度から応分の負担を求めることとしている。
6	①	b	市のホームページ及びパンフレットにより情報提供されている。（平成18年度からは別事業）
	②	b	専門的な内容ではあるが、図やグラフを用いて分かりやすくするための工夫がされている。
3	①	b	市民（地域・NPO・企業等）との連携という点では、企業との協働により耐震改修を促進するための事業として整理される。
3	①	b	当事業では耐震診断を行うものであり、耐震改修時の対応までは含まれず、環境に負荷を与えるものではない。
70		C	多くの市民に被害を及ぼすものや、災害時に活用すべき施設について、公的支援による耐震化を進めることとして一定の基準を定めたことにより支援体制が整えられたが、過去に診断を受けた特定建築物について耐震率向上の効果検証がなされていない。

<b>事業の内容</b>	(1)特定建築物に関する現地ヒアリング調査 (2)地域地震波策定 (3)講習会の開催
--------------	--

所管局課名

まちづくり調整局建築企画課

評価項目		点数	adc 評価	理由、説明等	
1	適応性 (15点)	11	①	b	・平成12年度に特定建築物の建物所有者からのアンケート調査により耐震診断の状況を把握し、その結果耐震診断に対する支援の要請が多かったことから当事業を実施した。
			②	b	・大規模地震に備えた耐震化は喫緊の課題であり、平成17年度には「18年度予算において特定建築物の耐震診断及び耐震改修工事費の補助金確保」の国家要望を行った。
			③	a	・耐震診断の内容の充実を図り、事業者に対して負担も求める補助事業への移行について検討した。
2	有効性 (15点)	9	①	b	耐震診断の結果を建物所有者に説明し、耐震性の弱い建築物には耐震改修のアドバイスを行っている。しかし、耐震改修の支援制度がないことなどから、なかなか耐震改修までに至らない。
			②	b	関連する補助事業の情報収集を行い内容を確認して提供している。
			③	b	平成7年の国土交通省通知により平成10年に作成した「横浜市耐震改修促進実施計画」に基づいて実施している。
3	目標達成度 (15点)	11	①	a	・件数目標を設定しており、職員で共有している。
			②	a	・他都市に先駆けて実施しており、過去の実績を上回る目標を定めた。
			③	c	・17年度は、突発的な事件が発生し、その対応に追われ当初の目標達成に至らなかった。
4	経済性・ 効率性 (15点)	9	①	b	・もともと低コスト（事業費はヒヤリング調査の委託のみであり、耐震診断は直営で実施）で実施している。更なる工夫は困難である。
			②	a	国庫補助を導入に向けた検討を行った。また、国家要望も行った。
			③	c	突発的な事件が発生し、スケジュール管理が困難になった。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	4	①	b	・国が認めている市販の耐震診断プログラムを用いて実施している。
			②	c	・チェック体制が未整備である。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	4	①	b	・サービスの提供は、受益者以外の市民に対しても適正に説明できる状態にあるが、公表までには至っていない。
			②	c	無料の耐震診断であり、受益者から負担を求めている。今後は、耐震診断の内容を充実させ応分の負担も必要と考えられる。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	8	①	a	・市のウェブページに掲載、パンフレットの配布により情報提供している。
			②	b	・専門的な内容ではあるが、市民にわかりやすいように工夫をしている。
8	市民との 協働(5点)	1	①	c	・NPOや企業との連携が確立されておらず、役割分担が明確になっていない。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	①	b	・事業は、環境に負荷を与える内容のものではない。
総合評価 (100点)		60	C	大規模地震に備え特定建築物の耐震化は喫緊の課題になっており、この事業の有益性は大きい。市が直営で実施している2次診断であることから、すぐには耐震改修に繋がらない課題がある。	

局による事業評価



**事業の目的**

災害に強いまちづくりを目指し、昭和56年5月末日以前(耐震基準が強化される以前)に建築確認を得て着工された、木造建築住宅及び分譲マンションを対象に、耐震診断や耐震改修工事費用の一部補助を実施し、耐震改修を促進する。

**木造・マンション耐震事業**

監査委員による事業評価	点数	abc評価	理由、説明等
	15	① a	市民の利用実績が伸び悩んでいる実態を踏まえ、耐震診断の結果、今までの「倒壊の危険有り」と判定された住宅に加えて、新たに「やや危険」と判定された住宅を追加するなどの見直しを行った。
	② a	構造計算書偽装事件を受けて、マンションの構造計算書再検証を行う管理組合への費用の一部補助制度を昨年12月に急きょ創設し、本診断の補助内容も一部拡充するなど、市民の不安解消に向けて早急な対応を図った。	
	③ a	国においても今後10年間での耐震化率の目標を9割と掲げるなど、国全体として補助制度の創設や内容を拡充するなど、行政側の関与を強める方向にあることを踏まえて、耐震診断・改修制度の拡充を決定した。	
13	① b	対象住宅が20万戸あるところ、現在1万8千戸にとどまっている点を踏まえ、横浜開港祭や住宅フェア、区民まつり等で耐震関係の相談会を開催するなど、様々な機会をとらえて事業の広報に努めた。	
	② a	建築物を公共建築物、住宅、特定建築物に大きく分類して、関係部署と役割を整理し、昨年末に全国に先駆けて創設した緊急マンション構造計算書再検証事業は、短期間のうちに国庫補助を導入し、国とも十分連携を図っている。	
	③ a	中期政策プランや市防災計画、局運営方針等において、木造住宅の耐震診断と耐震補強の促進・マンションの耐震診断の促進が位置付けられており、発災時の市民の安全・安心を確保する都市基盤の強化促進に寄与している。	
11	① a	局の運営方針において、木造住宅耐震診断件数(2,000件)、木造住宅耐震改修件数(200件)、マンション予備診断(30棟)、マンション本診断(400戸(5棟))を目標として設定している。	
	② b	昨年度までの実績とおおむね同水準である。	
	③ b	木造住宅の耐震診断の件数を除き、目標数値を達成している。	
15	① a	委託先と協議し、委託費用を変更しないで委託業務の範囲を拡大してコスト増加を抑制している。また、木造住宅耐震改修促進事業のパンフレットに広告を導入し、印刷製本費の一部(15万円)を削減している。	
	② a	国の耐震関係補助制度が一本化された「住宅・建築物耐震改修等事業制度」及び地域住宅交付金の活用等について、国土交通省と打合わせを行い、積極的な国費導入を図っている。	
	③ a	国の耐震設計基準の改定等に伴い、補助単価項目を追加・整理するとともに、内部の事務処理方法を改善して1件当たりの処理時間を1時間程度削減した(約200件)。	
8	① a	「建築物の耐震改修の促進に関する法律」及び本市の各種要綱や関係基準等に基づき適切に執行している。	
	② b	補助金交付決定通知書の交付に際して、本市職員と委託先担当者で個々にチェックするなど誤通知がないようにしている。	
6	① b	事業用資産である賃貸住宅への耐震化支援事業の追加については、平成18年度に特定建築物の耐震診断、耐震改修の補助事業が新たに創設されたこともあり、今後検討の必要がある。	
	② b	木造住宅の耐震改修を限られた財源で効率的に推進するため、補助上限を一般世帯で最大450万円から150万円に引き下げるとともに、補助対象を拡大した。	
8	① a	局ホームページや記者発表などの各種媒体による広報をはじめ、各種イベント開催時におけるパネル展示や無料相談会、区役所と連携した地域の集いや区主催の地元説明会等への参加など、幅広い広報が行われている。	
	② b	パネルや事業PR用のビデオを活用した事業説明が行われている。	
3	① b	事業の内容等については、相談会を通じて市民の声を把握するとともに、委託先の横浜市建築事務所協会が窓口となって、相談対応業務で把握した市民からの意見・要望を踏まえた改善策を順次検討している。	
3	① b	申請書関係の書類印刷軽減を目的に、申請書類等をホームページからダウンロード出来るように順次改善を行っている。	
82	B	耐震診断の対象となる住宅は市内総数で20万戸あるところ、現在までに1万8千戸の診断が終了している。診断件数の増加に向けて診断対象要件の緩和を決定し、耐震改修促進のために補助上限の引下げや補助対象の拡大など、積極的に制度変更を行った。	



<b>事業の内容</b>	(1)木造住宅耐震診断士派遣事業
	(2)木造住宅耐震改修促進事業(耐震改修工事費用の一部補助)
	(3)マンション耐震診断支援事業(無料予備診断、本診断費用の一部補助)
	(4)マンション耐震改修促進事業(耐震改修工事費用の一部補助)

所管局課名

まちづくり調整局住宅計画課

評価項目		点数	adc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	15	① a	木造住宅耐震改修促進事業について、平成18年度から補助対象範囲の拡大や申請書類簡素化等、より利用しやすい補助制度への改正を決定した。
			② a	昨年発生した構造計算書偽装事件に対応して、市民の不安解消を目的としマンションの構造計算書の再検証を行う管理組合に対して費用の一部を補助する制度を昨年12月に急遽創設するとともに、マンションの本診断の補助内容も一部拡充した。
			③ a	建築物の耐震化については国として今後10年間で耐震化率9割を目標に掲げ、国全体として補助制度の創設や内容を拡充するなど行政側の関与を強める方向にあり、本市においても耐震化の推進の観点から、市民と本市の役割分担も考慮し耐震診断・改修制度の拡充を決定した。
2	有効性 (15点)	13	① b	横浜開港祭や住宅フェア、区民まつり等で耐震関係の相談会を開催するなど、様々な機会を捉えて事業の広報に努めてきた。
			② a	建築物を公共建築物、住宅、特定建築物に大きく分類し、関係部署と役割を整理した上で事業を進めてきている。また、昨年末に全国に先駆けて創設した緊急マンション構造計算書再検証事業は、年末にもかかわらず短期間のうちに国庫補助導入するなど、国土交通省とも十分な連携のうえ、事業を進めてきている。
			③ a	中期政策プラン及び局運営方針に基づき、事業を推進してきた。
3	目標達成度 (15点)	13	① a	各事業について、具体的な数値目標を設定し公表している。
			② a	木造住宅の耐震改修補助の上限を一般世帯で最大450万円から150万円に引き下げるなど、補助内容の大幅な見直しを決定した。
			③ b	木造住宅の耐震診断の件数を除き、年度当初の目標数値を達成した。(マンションの本診断は戸数では当初目標を若干下回ったが、診断件数では目標を超えた。)
4	経済性・ 効率性 (15点)	13	① a	委託先と協議し、委託費用を変更しないで委託業務の範囲を拡大しコスト削減を実施した。また、木造住宅耐震改修促進事業のパンフレットに広告を導入し、印刷製本費の一部を削減できた。
			② a	平成17年度に創設された国の「住宅・建築物耐震改修等事業制度」及び地域住宅交付金の活用等について、国土交通省と打ち合わせを行い、積極的な国費導入を行ってきた。
			③ b	審査の迅速化の観点から補助単価の見直しを行うとともに、内部の事務処理方法の改善を実施した。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	10	① a	国及び本市の各種要綱や関係基準等に基づき適切に執行してきた。
			② a	補助金交付決定通知書の交付に際して、本市職員と委託先担当者で個々にチェックするなど誤通知がないようにしている。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	8	① b	今回の木造住宅耐震改修促進事業の見直しに際して、事業用資産である賃貸住宅は耐震化支援事業追加を検討したが、営利目的の住宅にまで補助対象を拡大する必要はないとの判断で見送った。しかし、平成18年度に特定建築物への耐震診断、耐震改修の補助事業が新たに創設されたこともあり、今後、賃貸住宅への支援を改めて検討する必要がある。
			② a	木造住宅の耐震改修補助の上限を一般世帯で最大450万円から150万円に引き下げた。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	6	① b	局のホームページをはじめ、各種広報媒体を用いて事業内容広報するとともに、各種イベント開催時にはパネル展示や無料相談会を開催してきた。また、区役所と連携して、地域のつどいや区主催の地元説明会等に参加してきた。
			② b	パネルや事業PR用のビデオを活用して事業説明を行ってきた。
8	市民との 協働(5点)	3	① b	事業の内容等については、委託先の横浜市建築事務所協会を窓口として業務内容の改善等を適宜打ち合わせ、打ち合わせ結果に基づき、順次改善策を検討してきている。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	① b	申請書関係の書類印刷軽減をも目的に、申請書類等をホームページからダウンロード出来るように順次改善を行っている。
総合評価 (100点)		84	B	住宅の耐震化は安全なまちづくり推進のためには極めて重要な施策である。そこで、引き続き市民の声等も参考にしながら、より着実に効果が上がるように随時業務内容を見直し、事業を推進していく必要がある。

局による事業評価

### ③ 「風水害に強い都市づくり」

評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等
1	適応性 (10点)	8	① a	台風22・23号の際には、避難勧告の音声は風雨の音にかき消されて届かなかった例なども指摘されており、災害時における行政から市民への迅速・確実な情報提供に対する要求が高まっている。 こうしたことを教訓に、市民に情報を分かりやすく確実に伝えるため、河川の水位や降雨量などに関する情報提供手段の整備や、サイレン・スピーカーの機能充実が図られている。今後、水害危険箇所を事前に市民に対してあらかじめ示しておくことが減災の観点からは有効と考えられる。
			② b	都市化の進展による緑地や農地等の減少に伴い保水・遊水機能が低下している中で、台風や局所的な集中豪雨などの風水害は全国各地で頻繁に発生し、被害の深刻さも度合いを増している。 現在は主に過去に浸水した箇所や整備が遅れている箇所を優先して河川の護岸改修や雨水幹線の整備などを進めているが、雨水をゆっくり流すための流域全体に視点を置いた総合的な浸水対策を推進する必要がある。
2	有効性 (10点)	8	① b	風水害に強い都市づくりを進めるため、河川の改修や遊水地・地下調節池の整備、流域における雨水の貯留浸透の推進、開発遊水池の恒久化に向けた検討、危険性の高いがけ崩れ防止のための改善工事の促進などの事業で施策を構成している。 行政によるハード整備及び維持管理を中心に、雨水浸透ますの家庭内設置やがけ崩れ予防工事助成など、市民との協働による事業にも重点的に取り組んでいるが、台風や大雨によるがけ崩れ被害について、より機動性のある体制の整備に向けた検討が求められる。
			② a	中期政策プランでは『市民のだれもが安心して日常生活を送り、災害などが発生しても市民の安全が守られ、早期に都市機能が復旧する、災害に強い都市づくりをすすめる』とされている。 また、横浜市防災計画（風水害対策編）では『風水害に強い都市づくりのため、中期政策プラン等による水害予防対策、港湾・高潮予防対策及びがけ崩れ災害予防対策について定める』とされている。 こうした目的に沿って、都市基盤整備を中心に施策が進められている。
3	目標達成度 (10点)	6	① b	中期政策プランでは「総合的な雨水対策の推進」を目指すとして、それぞれ事業ごとに計画目標を定めて整備を進めている。 また、横浜市防災計画（風水害対策編）では河川改修、遊水池等の整備、下水施設整備及び維持管理などの「水害予防対策」、がけ崩れ発生の危険がある区域の指定、安全管理の指導、がけ地改善の促進などの「がけ崩れ災害予防対策」を進めることとしている。
			② b	中期政策プラン及び横浜市防災計画（風水害対策編）では、各事業ごとに整備計画が掲げられており、おおむね計画通りに進められている。 しかし、それぞれの事業ごとに計画水準を達成した場合でも、例えば流域全体でどの程度の安全性向上につながるのかを把握することが難しく、施策総体としての目標達成度を正確に測ることはできない。 「風水害に強い都市づくり」という施策が現在どの程度の進ちょく状況にあるのか、あるいは当該施策を端的に表す指標は何かということを分かりやすく表すことができるような目標の設定を検討すべきである。
小計 (30点)		22	B	河川改修や雨水幹線の整備に当たっては、過去の浸水箇所やネック箇所などを優先して進めているが、整備完了までには相当の期間を要することもあるので、雨水調整池の改良、学校や公園の貯留施設の設置のほか、雨水浸透ますの設置拡充などによる雨水流出抑制や保水効果を明確に示した上で、分担して整備を進めていくことも効果的と考える。 一方、市民が自ら風水害を予見し、発災時の避難に役立てるため、河川水位計の設置や警報サイレンの機能強化、インターネットでの風水害関連情報の充実などの対策が着実に進められている。今後は、中小河川における洪水ハザードマップを順次策定して、市民の迅速な避難行動につなげることが重要である。
事業評価計 (70点)		49		
総合評価 (100点)		71		

監査委員による施策評価

評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等
局 に よ る 施 策 評 価	1 適応性 (10点)	10	① a	「風水害に強い都市づくり」を求める市民ニーズは非常に高く、また、多種多様である。 それに応えるため、過去に浸水被害を受けた地区や周辺環境に配慮しながら河川護岸や雨水幹線、雨水貯留浸透施設等の整備、がけ地緊急対策等を進めている。 また、浸水対策や市民の憩いの場としての河川や水路の維持管理事業は、防災上も貴重な水辺空間として必要不可欠なものである。 事業推進にあたり河川・流域・下水道・緑化・まちづくり等が連携して進めている。
			② a	浸水被害を受けた地区を河川・下水道とも最優先に整備し、河川・水路断面の確保等適正な管理と平成16年の台風被害の教訓や水防法の改正を受け、河川水位計の新規設置、河川水位情報の提供等ソフト・ハード両面での対応を行っている。 また、時代のニーズに応えるため、雨水流出抑制や地下水の涵養効果等を目的とした雨水浸透施設等の整備を進めている。
	2 有効性 (10点)	8	① b	市民の安全を守るため、関連する他事業との連携など効果的に進めている。また、多種多様な市民ニーズに応えるため、ソフト・ハード両面からきめ細かく、広く事業を展開している。 国費、県費の補助金等を積極的に導入し、事業を執行しているが、財政状況は依然厳しい状況にある。今後も、事業の優先順位を的確に判断しながら施策を進めていく。
			② a	「中期政策プラン」に定める「風水害に強い都市づくり」を目指し、事業を進めている。 また、維持管理業務の内容は、河川法、下水道条例等に定められており、適正に行っている。 また、開発指導については、横浜市開発事業の調整等に関する条例及び特定都市河川浸水被害対策法に基づき、業務を進めている。
	3 目標達成度 (10点)	8	① a	河川護岸整備については、各年度の予算編成時に、前年度末整備率から1%の向上を目標として設定している。また、河川遊水地については、中期政策プランにおいて、整備完了時期を設定している。 下水道整備については、中期政策プラン及び財政計画で目標値を定めている。 水防事業については、県が策定する水防計画や本市が策定する地域防災計画、あるいは国や県からの通達に基づいた水防事業を行っている。
			② b	河川護岸整備については、前年度末整備率から1%の向上を達成している。また、河川遊水地については、中期政策プランにおける整備目標を概ね達成している。 下水道整備については、中期政策プラン及び財政計画での目標を達成している。 水防活動等については、17年度は事故無く、円滑に行うことができた。 河川・水路管理については、概ね目標は達成できているが、予算措置等の問題から、管理が行き届かない部分もある。
	小計 (30点)	26		早期に効果が発現できるよう浸水被害を受けた地区を重点に、河川改修や雨水幹線等の整備や河川水位計の設置、水位情報提供システム等ハード・ソフト両面から風水害に強いまちづくりを進めた。 今後も、樹林地・農地の保全を図るとともに学校等のオープンスペースを活用した貯留施設や雨水浸透ますなどの雨水貯留浸透施設の整備等を進め、流域全体で保水・遊水機能の向上を図り、総合的な浸水対策を継続して進める。
	事業評価計 (70点)	52		
	総合評価 (100点)	78	B	



<b>事業の目的</b>	市域における河川、水路について、洪水等による水害を防ぐ。
--------------	------------------------------

水防事業

点数	abc 評価	理由、説明等
11	① b	特に平成16年の台風22・23号の被害を受け、水防に関する市民の関心は非常に高く、災害発生時における行政の対応を求める要望が多くなっている。
	② a	平成16年の台風22・23号の被害の教訓や水防法の改正を受け、河川管理者である神奈川県とも連携して、本市が緊急的に河川水位計を新規に設置したほか、水位情報周知河川の指定などのハード・ソフト両面での対応が図られている。
	③ b	水防事業の内容は水防法はじめ、横浜市防災計画などに行政としての役割・責務等が明記されていて、安全管理局を中心に各局区が分担してその業務を担っており、官・民の役割分担という観点からの検証は特に行われていない。
11	① a	河川水位計は本来、河川管理者である神奈川県が設置すべき施設であるが、再度大型の台風が襲来する前に、緊急性を考慮して本市において新規に14箇所設置し、5～10分ごとに水位を確認することが可能となった。
	② b	河川管理者である神奈川県が主催する水防連絡会に出席して「水防計画」や「水防実施要領」に関する説明を受け、各区総務課長会や土木事務所長会等での報告及び法改正等のトピックがあった際にも適宜情報を提供している。
	③ b	神奈川県が策定する水防計画や本市が策定している防災計画、あるいは国や神奈川県からの通達に基づいて事業が進められている。
9	① b	洪水等による人的・物的被害を無くすため、適切に水防関連機器の保守管理等を行うという定性的な目標にとどまっている。
	② b	具体的な数値を掲げた目標などは定めていない。
	③ b	土木事務所等との連携により、水防関連機器の保守管理等を行った。
9	① b	水防活動時に土木事務所が用意する土のう用の砂については、局内の下水道施設（汚泥資源化センター）から調達するなどコスト削減を図ったが、下水汚泥やポンプ場の沈砂であり、臭気の問題などから多用できない。
	② b	水防事務は水防法等の法規、横浜市防災計画などにより、水防管理団体である市の費用で賄うことが定められている業務であるということから、評価になじまない。
	③ b	実際の水防活動等は、安全管理局を中心に、環境創造局、道路局、区役所（土木事務所含む）などにおいて、気象警報、水防警報等の状況ごとに職員の配備等が定められている。
10	① a	水防法をはじめとして、神奈川県が策定する水防計画、横浜市防災計画あるいは、国や神奈川県からの通達に定められている。
	② a	水防活動時には近隣住民等も活動するため、水防活動時の水難事故や重機操作上の事故などが想定されるが、水防計画や各種通達、横浜市防災計画等に対応が定められており、保険にも加入している。
6	① b	神奈川県が策定する水防計画は、その流域の関係自治体の防災部門、区役所、消防署あるいは、河川改修工事部門等の様々な情報を考慮しながら策定されており、本市の意見についても反映される場が確保されている。
	② b	水防事務はすべての市民の財産・安全に関わる業務であり、受益者負担はなじまない。
6	① b	ホームページにおける河川の水位情報の発信や「広報よこはま」等での周知が行われている。
	② b	ホームページでは横浜の治水について平易な表現でイラストなども活用して説明がされている。
5	① a	台風の事前の備えとして、土のうを市民に配布するなど、自助・共助・公助の考えで地域住民と連携しながら、水防活動等を行っている。
3	① b	自然災害に対する事前の備え、防災という事業である。
70	C	水防関連機器の保守管理や水防活動に必要な資機材の備蓄・整備が主な業務であり、適正に維持管理されている状態が普通であることについて、どのような形で市民に事業を周知するべきかということについては難しい側面がある。

監査委員による事業評価



<b>事業の内容</b>	(1)水防関連機器の保守管理
	(2)水防活動に必要な資機材の備蓄・整備

所管局課名

環境創造局水・緑管理課

評価項目		点数	adc 評価	理由、説明等
<b>局 に よ る 事 業 評 価</b>	1 適応性 (15点)	13	① a	水防法をはじめとして、本市地域防災計画などに、水防活動等の内容は定められているとともに、水防災に関する市民の関心は非常に高く、またそのニーズも多種多様である。
	② a		平成16年の台風被害の教訓や水防法の改正を受け、河川管理者である県とも連携して、河川水位計を新規に設置することや、水位情報周知河川の指定などのハード・ソフトの対応を行っている。	
	③ b		水防事業の内容は水防法はじめ本市地域防災計画などに行政としての役割・責務等が明記されている。安全管理局（H17年度は総務局）を中心に各局区が分担してその業務を担っている。	
	2 有効性 (15点)	15	① a	毎年度河川管理者である県が主催する水防連絡会に出席し、必要な情報交換等を行っているが、別途、各区総務課長会や土木事務所長会等にも適宜、情報を提供するなど、様々な機会を捉えて情報の提供・交換を行っている。
	② a		水防関連業務については、河川管理者である国もしくは県からの情報をもとに、本市では、安全管理局（H17年度は総務局）を中心に各局区がそれぞれの分担業務を行っており、とくに業務が重複もしくは欠落しているということはない。	
	③ a		県が策定する水防計画や本市が策定している地域防災計画、あるいは国や県からの通達に基づいた水防事業を行っている。	
	3 目標達成度 (15点)	11	① b	具体的な業務は、県が策定する水防計画や本市が策定する地域防災計画等に定められている。
	② a		河川水位計は本来、河川管理者である県が設置すべき施設であるが、市民の立場から積極的に本市において、新規に14箇所設置するなど、積極的な事業展開を図っている。	
	③ b		平成17年度においては、水系別に延べ23回の水防警報が発令されたが、安全管理局（H17年度は総務局）を中心に、関係局・区とも連携しながら、水防活動等を事故無く、円滑に行うことができた。	
4 経済性・ 効率性 (15点)	13	① a	水防活動時に土木事務所が用意する土のう用の砂については、局内の下水道施設（汚泥資源化センター）から調達するなど、コスト削減を図った。	
② b		水防事務は水防法等の法規、地域防災計画などにより、定められている業務である。		
③ a		実際の水防活動等は、安全管理局（H17年度は総務局）を中心として、気象警報、水防警報等の状況ごとにその職員の配備等が定められているなど、迅速かつ無駄のない体制が組まれている。		
5 法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	10	① a	水防法をはじめとして、県が策定する水防計画、本市地域防災計画あるいは、国や県からの通達に定められている。	
② a		事故は生じていないが、そういった場合の対応も水防計画や各種通達、地域防災計画等に定められている。		
6 社会的 公平性・ 公正性 (10点)	8	① a	県が策定する水防計画は、その流域の関係自治体の防災部門、区役所、消防署あるいは、河川改修工事部門等の様々な情報を考慮しながら策定されている。	
② b		水防事務は全ての市民の財産・安全にかかわる業務であるため、受益者を特定することはできず、評価になじまない。		
7 説明責任・ 情報公開 (10点)	6	① b	ハザードマップを市ホームページで公表することや適宜、市の広報に掲載するなど、その周知に努めているが、さまざまな機会をとらえて、できるだけ多くの市民にこれらの情報を周知する方法等については検討する余地が多少ある。	
② b		公開している情報が十分とは言えない面もあるので、今後、市のホームページなどを活用して、市民への啓発をより広げていく必要性はある。		
8 市民との 協働(5点)	5	① a	台風の事前の備えとして、土のうを市民に配布するなど、自助・公助の考えで地域住民と連携しながら、水防活動等を行っている。	
9 環境負荷の 低減(5点)	3	① b	環境負荷を与えるというよりも、その反対で、自然災害に対する事前の備え、防災という事業であるので、評価するに適さない項目である。	
総合評価 (100点)	84	B	水防災情報等の市民への周知方法について若干の課題はあるが、概ね良好に執行されている。しかし、水防は普段からの準備・備えが大切であるので、市民と協働しながら、継続して行う必要がある。	

<b>事業の目的</b>	河川・水路等の維持管理を確実に、雨水の氾濫溢水、浸水被害を防止するとともに環境衛生の保全を図る。
--------------	--

河川・水路等の維持管理

点数	abc 評価	理由、説明等
9	① b	河川や水路の維持管理に関しては、日常的な市民ニーズとしては除草や台風時における土のうの手配などが多いが、特別にニーズを把握するような取組は行われていない。
	② b	平成16年の台風22・23号の被害の教訓などから、河川や水路のしゅんせつなどによる河川・水路断面の確保、護岸の修繕や日常的な草木の維持管理は防災上あるいは平常時の良好な生活環境の維持の観点からも必要性が高い。
	③ b	本来は、河川法や下水道条例等の法規に基づき行政による維持管理が主体となるものだが、市民の身近な水辺の草刈り・清掃等は愛護会と委託契約を締結し、実施されているところもある。
9	① b	実際の維持管理業務については、各土木事務所への予算配付による執行であるが、適宜、執行状況等を把握することなどにより執行調整が行われている。
	② b	河川法に基づき、本市が管理若しくは維持工事を行っている河川と国や神奈川県が管理すべき河川については区分されている。
	③ b	中期政策プラン及び横浜市防災計画上の明確な定めはないが、維持管理業務の内容は、河川法若しくは一般下水道条例等に定められており、その範囲内で維持管理事業を適正に行うことで防災力の維持に寄与している。
9	① b	しゅんせつ量、巡回点検箇所数等が目標とされている。
	② b	おおむね例年と同様の目標を設定している。
	③ b	おおむね目標は達成できているが、予算措置等の問題から、管理が行き届いていない部分もある。
11	① a	行政による維持管理が主体となるが、地元の市民が自発的に水辺愛護会を組織して身近な水辺の草刈り・清掃等を実質的にボランティアに近い委託契約により行っている。
	② b	国の補助制度等を確認したが、適した制度がなかった。
	③ b	河川情報について、河川の境界、流れ方、浸水実績などは各土木事務所管理されているが、紙ベースでの管理であり、各種問合せへの対応や情報の共有、データ更新作業の効率化という点では取組が遅れている。
10	① a	河川法や下水道条例等に基づき、維持管理事業を適正に行っている。
	② a	事故発生に備えた職員間の連絡網は整備されている。区役所及び業者との連絡は土木事務所が連絡体系図を作成し、速やかな連絡が可能となっている。
6	① b	維持管理業務の内容は、河川法若しくは下水道条例等に定められており、その範囲内で維持管理事業を行っている。
	② b	河川・水路は都市のインフラとして維持管理するものであり、受益者を特定することができないためなじまない。
6	① b	水防月間（5月）や河川愛護月間（7月）などの機会に、町内会長説明、フォーラム開催など多様な手法でPRしている。
	② b	予算規模に照らして、適切な範囲で情報が提供できるよう努めている。
5	① a	行政による維持管理が主体となるが、市民の身近な水辺の草刈り・清掃等は愛護会など市民との協働による維持管理に努めている。
3	① b	河川・水路施設の補修工事については、ISOの方針にのっとった発注を行っている。
68	C	市民が自発的に水辺愛護会を組織して、身近な水辺の草刈り・清掃等を行うなど、市民との協働による維持管理の取組が進められている。河川情報はデータ化されておらず、効率的な情報管理という点では取組が遅れている。

<b>事業の内容</b>	本市が管理または維持工事を行っている河川・水路・雨水調整池等の除草・しゅんせつ等を効率的に実施することによる流水機能の確保及び良好な水辺環境の維持
--------------	---

所管局課名

環境創造局 水・緑管理課

評価項目		点数	adc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	15	① a	浸水対策や市民の憩いの場としての河川や水路の維持管理事業は防災上も貴重な水辺空間としても必要不可欠なものであり、市民の関心も高くやそのニーズも多様である。
			② a	平成16年の台風被害の教訓などからも、河川や水路のしゅんせつなどによる河川・水路断面の確保、護岸の修繕や日常的な草木の維持管理は防災上から、もしくは、平常時の良好な生活環境の維持の観点からも、必要不可欠なものである。
			③ a	基本的には河川法や下水道条例等の法規に基づき、行政による維持管理が主体となるが、市民の身近な水辺の草刈り・清掃等は愛護会などについては市民との協働により効率的な維持管理に努めている。
2	有効性 (15点)	13	① b	実際の維持管理業務については、各土木事務所への予算配布による執行であるが、適宜、執行状況等を把握することなどにより、適切な執行調整に努めている。
			② a	河川法に基づき、本市が管理もしくは維持工事を行っている河川と国や県が管理すべき河川については厳格に区分されているため、事業の重複または欠落等はない。
			③ a	維持管理業務の内容は、河川法もしくは一般下水道条例等に定められており、その範囲内で維持管理事業を適正に行っている。
3	目標達成度 (15点)	13	① a	関係土木からの情報交換、連携等により、適宜必要な調整を行っている。
			② a	地元住民からの要望等を多いことから、一定の目標を定めて、業務を遂行している。
			③ b	概ね目標は達成できているが、予算措置等の問題から、管理が行き届かない部分もある。
4	経済性・ 効率性 (15点)	13	① a	行政による維持管理が主体となるが、市民の身近な水辺の草刈り・清掃等は愛護会などについては市民との協働により効率的な維持管理に努めている。
			② b	河川・水路の維持管理業務は行政の責務である。
			③ a	迅速、的確な対応ができるよう、各土木事務所に必要な維持管理費を年度当初に配布している。各土木事務所での所要額の過不足については、適宜、ヒアリング等を行い把握している。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	10	① a	維持管理業務の内容は、河川法もしくは一般下水道条例等に定められており、その範囲内で維持管理事業を適正に行っている。
			② a	事故は生じていないが、そういった場合の職員連絡網等は整備されている。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	10	① a	維持管理業務の内容は、河川法もしくは一般下水道条例等に定められており、その範囲内で維持管理事業を適正に行っている。
			② a	河川・水路は都市のインフラとして維持管理しなければならないため、受益者を特定することはできず、評価になじまない。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	6	① b	維持管理業務は、適正に管理されている状態が「普通」であるので、評価するには適さない。
			② b	維持管理業務は、適正に管理されている状態が「普通」であるので、評価するには適さない。
8	市民との 協働(5点)	5	① a	行政による維持管理が主体となるが、市民の身近な水辺の草刈り・清掃等は愛護会などについては市民との協働により効率的な維持管理に努めている。
9	環境負荷の 低減(5点)	5	① a	河川・水路施設の補修工事については、ISOの精神にのっとった発注を行っている。
総合評価 (100点)		90	B	予算措置等の問題から管理が行き届かない面もあるが、概ね良好な執行状況である。今後も引き続き、市民との協働により、効率的な維持管理に努めていくことが重要である。

局による事業評価



都市基盤河川改修事業

事業の目的		治水安全度の向上を図る。	
点数	abc 評価	理由、説明等	
11	① a	市民からの要望の多い都市部の貴重な憩いの空間としての親水拠点、散歩道として、護岸整備とともに「ふるさとの川整備事業」等周辺環境に配慮した河川整備を進めている。	
	② b	従前に比べると雨が局所的に集中して降る傾向が強くなっており、50mm対応の改修では対応できない場合があるが、現在は、50mm対応の暫定的整備として位置付けており、将来は、70mm程度の雨量に対応できるように整備することを目指している。	
	③ b	河川法及び建設省河川局長通達「都市基盤河川改修費補助制度について」において、施工主体は市長と定められている。	
13	① a	鉄道・主要道路の横断部や用地取得が難航しているネック箇所の解消、河川の洪水を一時貯留して下流の洪水流量を低減するための河川遊水地の整備を優先的に進めるなど、事業効果の早期発現に努めている。	
	② b	各年度の事業の実施にあつては、神奈川県、国土交通省関東地方整備局との協議を行っている。また、県とは別途、毎年1回県・市の事業実施状況等について、連絡・調整会議を実施し、連携を図っている。	
	③ a	中期政策プラン及び市防災計画において、風水害に強い都市づくりの推進として、河川の改修が位置付けられており、風水害に強い都市づくりの基幹的な事業である。	
15	① a	護岸整備については、各年度の予算編成時に、計画27河川の前年度末の整備率から1%の向上を目標としている。また、河川遊水地の整備については、中期政策プランにおいて整備完了時期を目標として設定している。	
	② a	平成16年度末の計画27河川の護岸整備率は83%に達しており、工事の施工に困難が予想される箇所が多い中で、時間降雨量50mm対応の河川改修を年1%向上させるのは過去の整備実績から見ても高い目標である。	
	③ a	護岸整備については前年度末の整備率から1%の向上を達成している。また、河川遊水地の整備については、中期政策プランにおける整備目標に向けて、おおむね順調に整備が進んでいる。	
9	① a	建設発生土の再利用、掘削時に発生した廃棄物（植物の根）を加工し、遊歩道の舗装に代えて利用するなどのほか、ライフサイクルコストについても検討を開始している。	
	② b	国及び神奈川県の補助として都市基盤河川改修費補助（国1/3、県1/3）を活用している。	
	③ c	事業執行にあたり、施工時期（渇水期）の制限を受けたり、用地の取得、関係機関（交通管理者等）との調整に日数を要し、事業が翌年度に繰り越される場合がある。	
10	① a	河川法及び建設省河川局長通達「都市基盤河川改修費補助制度について」等により、適正かつ正確に行われている。	
	② a	本市の土木工事共通仕様書では、関係法令を遵守して安全・確実な施工に努めることとし、施工業者は、施工計画書を作成し、監督員の承諾を得て工事を進める体制とされている。	
6	① b	現在整備を進めている時間降雨量50mm対応の整備水準は、中小河川における標準的な整備水準である。	
	② b	河川改修は広域的な事業であり、受益者負担はなじまない。	
6	① b	各年度の予算編成時に事業計画書を情報公開している。また、年度当初に各区に対して、事業説明を実施しており、区を通じて広報誌及びホームページに事業内容が掲載されている。	
	② b	平常時には市民にあまり意識されない性質の事業であるものの、発災時の影響が大きく、多額の事業費を要することから市民への情報提供が求められるが、内容の専門性に照らして十分な情報提供となっていない。	
3	① b	地元説明会を実施し、河川愛護会、地元自治会町内会等からの親水拠点の整備等の要望・意見も踏まえながら、改修を実施している。	
3	① b	資材のグリーン購入はもちろんのこと、振動・騒音を抑える工事、工事車両の通路選定、工事時間の制限を設けるなど、環境負荷低減に向けた取組が行われている。	
76	B	ネック箇所を選定して優先的に整備が進められているが、事業効果の早期発現を目指すため、用地の取得や関係機関との調整を早期に整理する必要がある。	



<b>事業の内容</b>	本市が工事等を施工する都市基盤河川についての時間降雨量50mm対応の河川改修
--------------	--

所管局課名

環境創造局事業調整課

評価項目		点数	adc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	11	① a	「風水害に強い都市づくり」を求める市民ニーズは非常に高く、それに応えるため、護岸整備等を進めている。さらに、護岸整備と共に「ふるさとの川整備事業」等周辺環境に配慮した河川整備を進めている。
			② b	河川改修と共に、水辺を都市部の貴重な憩いの空間として、親水拠点、散歩道としての整備を行い、市民のニーズに応えている。
			③ b	「河川法」及び河川局長通達「都市基盤河川改修費補助制度について」において、施工主体は市長と定められており、検証の対象となりえない。
2	有効性 (15点)	13	① a	鉄道・主要道路の横断部や用地取得が難航しているネック箇所の解消や河川の洪水を一時貯留し、下流の洪水流量を低減するための河川遊水地の整備を進める等事業効果の早期発現に努めている。
			② a	各年度の事業の実施にあつては、神奈川県、国土交通省関東地方整備局との協議を行っている。また、神奈川県とは、毎年1回別途県・市の事業実施状況等について、連絡・調整会議を実施し、連携を図っている。
			③ b	「中期政策プラン」に定める「風水害に強い都市づくり」を目指し、事業を進めている。
3	目標達成度 (15点)	11	① a	護岸整備については、各年度の予算編成時に、計画27河川の前年度末の整備率から1%の向上を目標としている。また、河川遊水地の整備については、中期政策プランにおいて整備完了時期を目標として設定している。
			② b	平成16年度末の計画27河川の護岸整備率は、83%に達しており、工事の施工に困難が予想される箇所が多い中、現在改修を進めている河川について、時間降雨量50mm対応の河川改修を早期に実現させるための目標を定めている。
			③ b	護岸整備については、予算編成時の目標である、前年度末の整備率から1%の向上を達成している。また、河川遊水地の整備については、中期政策プランにおける整備目標に向けて、概ね順調に整備が進んでいる。
4	経済性・ 効率性 (15点)	7	① b	建設発生土の再利用、掘削時に発生した廃棄物（植物の根）を加工し、遊歩道の舗装に代えて利用するなどのほか、ライフサイクルコストについて検討を開始している。
			② b	事業執行にあたり、国費、県費の補助金を導入し、財源の確保を図っている。
			③ c	事業執行にあたり、用地の取得、関係機関（交通管理者等）との調整に日数を要する場合もあり、早期に調整を図る必要がある。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	10	① a	事業の執行にあつては、「河川法」、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」、河川局長通達「都市基盤河川改修費補助制度について」等により、適正かつ正確に行われている。
			② a	本市の土木工事共通仕様書では、関係法令を遵守して安全・確実な施工に努めることとし、施工業者は、施工計画書を作成し、監督員の承諾を得て事業を進める体制となっている。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	8	① a	現在整備を進めている時間降雨量50mm対応の整備水準は、中小河川における標準的な整備水準であり、適切なものである。
			② b	河川改修は、広域的な事業であり、「受益者負担」の考え方には、なじまない。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	4	① b	各年度の予算編成時に事業計画書を情報公開している。また、年度当初各区に対し、事業説明を実施しており、区を通じて広報誌及びホームページに事業内容が掲載されている。
			② c	情報の内容をさらに充実させる必要がある。
8	市民との 協働(5点)	5	① a	河川改修の実施にあたり、地元説明会を実施し、河川愛護会、地元自治会等からの要望・意見も踏まえながら事業を実施している。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	① b	法令、条例に基づく環境影響評価実施対象事業ではないが、自然環境への影響を予測して、環境負荷低減措置を講じている。
総合評価 (100点)		72	B	本事業は、「風水害に強い都市づくり」や「市民が親しめる水辺づくり」の高い市民ニーズに応えているが、事業効果の早期発現を目指すため、用地の取得や関係機関との調整を早期に整理する必要がある。

局による事業評価

準用河川改修事業

事業の目的		治水安全度の向上を図る。	
点数	abc 評価	理由、説明等	
11	① a	市民からの要望の多い都市部の貴重な憩いの空間として、護岸整備とともに環境省の「水辺空間再生施設整備等事業」等の制度を活用し、周辺環境に配慮した河川整備を進めている。	
	② b	従前に比べると雨が集中的に降る傾向が強くなっており、50mm対応の改修では対応できない場合があることから、50mm対応は暫定整備と位置付け、70mm程度の雨量に対応できるように整備することを目指している。	
	③ b	河川法及び建設省河川局長通達「総合流域防災事業の実施について」において、施工主体は市長と定められている。	
9	① b	現在施工中の準用河川は、一・二級河川の上流部に位置しており、先に整備すると下流の流下能力をオーバーし、浸水被害が発生してしまうため、下流部に位置する二級河川（神奈川県施工）の改修状況を見極めながら事業を進めている。	
	② b	各年度の事業の実施にあつては、神奈川県、国土交通省関東地方整備局との協議を行っている。また、県とは別途、毎年1回県・市の事業実施状況等について、連絡・調整会議を実施し、連携を図っている。	
	③ b	中期政策プラン及び横浜市防災計画において、風水害に強い都市づくりの推進として、河川の改修が位置付けられている。	
15	① a	護岸整備については、各年度の予算編成時に、計画27河川の前年度末の整備率から1%の向上を目標として設定している。	
	② a	平成16年度末の計画27河川の護岸整備率は83%に達しており、工事の施工に困難が予想される箇所が多い中で、時間降雨量50mm対応の河川改修を年1%向上させるのは過去の整備実績から見ても高い目標である。	
	③ a	護岸整備については前年度末の整備率から1%の向上を達成している。	
9	① b	建設発生土の再利用を図りコストの削減に努めている。	
	② a	事業執行に当たり、国庫補助金を導入し、財源の確保を図っている。平成18年度からは、従来の補助制度のみにとらわれず、まちづくり交付金制度を導入し、準用河川の改修を実施する。	
	③ c	事業執行に当たり、用地の取得、関係機関（交通管理者等）との調整に日数を要し、事業が翌年度に繰り越される場合がある。	
10	① a	河川法及び建設省河川局長通達「総合流域防災事業の実施について」等により、適正かつ正確に行われている。	
	② a	本市の土木工事共通仕様書では、関係法令を遵守して安全・確実な施工に努めることとし、施工業者は、施工計画書を作成し、監督員の承諾を得て工事を進める体制とされている。	
6	① b	現在整備を進めている時間降雨量50mm対応の整備水準は、中小河川における標準的な整備水準である。	
	② b	河川改修は広域的な事業であり、受益者負担はなじまない。	
6	① b	各年度の予算編成時に事業計画書を情報公開している。また、年度当初に各区に対して、事業説明を実施しており、区を通じて広報紙及びホームページに事業内容が掲載されている。	
	② b	平常時には市民にあまり意識されない性質の事業であるものの、発災時の影響が大きく、多額の事業費を要することから市民への情報提供が求められるが、内容の専門性に照らして十分な情報提供となっていない。	
3	① b	地元説明会を実施し、河川愛護会、地元自治会町内会等からの親水拠点の整備等の要望・意見も踏まえながら、改修を実施している。	
3	① b	グリーン購入法に基づく資材の購入はもちろんのこと、振動・騒音を抑える工事、工事車両の通路選定、工事時間の制限を設けるなど、環境負荷低減に向けた取組が行われている。	
72	B	現在施工中の準用河川については、下流部に位置する二級河川の改修状況を見極めながら事業が進められているが、事業効果の早期発現を目指すため、用地の取得や関係機関との調整を早期に整理する必要がある。	

<b>事業の内容</b>	本市が管理する準用河川についての時間降雨量50mm対応の河川改修
--------------	----------------------------------

所管局課名

環境創造局事業調整課

評価項目		点数	adc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	11	① a	「風水害に強い都市づくり」を求める市民ニーズは非常に高く、それに応えるため、護岸整備等を進めている。また、護岸整備と共に「水辺空間再生施設整備等事業」により市民が親しめる快適な水辺づくりを進めている。
			② b	河川改修と共に、水辺を都市部の貴重な憩いの空間として、改修済の河川において、低水路の整備等環境整備を行い、市民のニーズに応えている。
			③ b	「河川法」及び河川局長通達「総合流域防災事業の実施について」において、施工主体は市長と定められており、検証の対象とならない。
2	有効性 (15点)	9	① c	現在施工中の準用河川は、一・二級河川の上流部に位置しているため、下流部に位置する二級河川（県施工）の河川改修の状況を見極めながら事業を進めている。
			② a	各年度の事業の実施にあつては、神奈川県、国土交通省関東地方整備局との協議を行っている。また、神奈川県とは、毎年1回別途県・市の事業実施状況等について、連絡・調整会議を実施し、連携を図っている。
			③ b	「中期政策プラン」に定める「風水害に強い都市づくり」を目指し、事業を進めている。
3	目標達成度 (15点)	11	① a	護岸整備については、各年度の予算編成時に、計画27河川の前年度末の整備率から1%の向上を目標として設定している。
			② b	平成16年度末の計画27河川の護岸整備率は、83%に達しており、工事の施工に困難が予想される箇所が多い中、現在改修を進めている河川について時間降雨量50mm対応の河川改修を早期に実現させるため、目標を定めている。
			③ b	護岸整備については、予算編成時の目標である、前年度末の整備率から1%の向上を達成している。
4	経済性・ 効率性 (15点)	7	① b	建設発生土の再利用を図りコストの削減に努めている。
			② b	事業執行にあたり、国庫補助金を導入し、財源の確保を図っている。（18年度からは、従来の補助制度のみにとらわれず、まちづくり交付金制度を導入し、準用河川の改修を実施する。）
			③ c	事業執行にあたり、用地の取得、関係機関（交通管理者等）との調整に日数を要する場合もあり、早期に調整を図る必要がある。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	10	① a	事業の執行にあつては、「河川法」、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」、河川局長通達「総合流域防災事業の実施について」等により、適正かつ正確に行われている。
			② a	本市の土木工事共通仕様書では、関係法令を遵守して安全・確実な施工に努めることとし、施工業者は、施工計画書を作成し、監督員の承諾を得て工事を進める体制となっている。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	8	① a	現在整備を進めている時間降雨量50mm対応の整備水準は、中小河川における標準的な整備水準であり、適切なものである。
			② b	河川改修は、広域的な事業であり、「受益者負担」の考え方には、なじまない。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	4	① b	各年度の予算編成時に事業計画書を情報公開している。また、年度当初各区に対し、事業説明を実施しており、区を通じて広報誌及びホームページに事業内容が掲載されている。
			② c	情報の内容をさらに充実させる必要がある。
8	市民との 協働(5点)	5	① a	河川改修の実施にあたり、地元説明会を実施し、河川愛護会、地元自治会等からの要望・意見も踏まえながら事業を実施している。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	① b	法令、条例に基づく環境影響評価実施対象事業ではないが、自然環境への影響を予測して、環境負荷低減措置を講じている。
総合評価 (100点)		68	C	本事業は、「風水害に強い都市づくり」や「市民が親しめる水辺づくり」の高い市民ニーズに応えているが、事業効果の早期発現を目指すため、用地の取得や関係機関との調整を早期に整理する必要がある。

局による事業評価



**事業の目的**

総合治水対策の一環として、開発行為や大規模な共同住宅など用途・形状変更に伴う雨水流出量の増大により河川がいつ水しないよう、開発者・所有者等に対して条例及び法令に基づく雨水流出抑制施設の設置と、設置後の巡回点検・指導を行う事業である。

**雨水調整池設置指導事業**

監査委員による事業評価	点数	abc評価	理由、説明等
	9	①	b
②		b	河川整備状況により放流量が決定されており、整備水準の向上に伴い許容放流比流量を見直し、河川整備等が進んで不要となった雨水調整池は指定解除を行うなどの見直しが行われている。
③		b	雨水調整池の設置に係る経費はすべて開発者負担であり、市は開発者又は所有者と管理に関する協定を締結して管理状況の報告を義務付けており、一定の条件を満たした雨水調整池で開発者から市に帰属された施設は水・緑管理課が河川・水路等維持管理費により管理している。
9	①	b	開発場所や土地の開発状況により雨水調整池の設置の有無が決まってくるが、開発面積に応じて対策規模（容量など）や整備水準（雨水浸透ます、雨水浸透管、雨水調整池）が定められている。
	②	b	開発行為の許可権及び雨水流出抑制施設の設置指導は市の専属業務であり、国・神奈川県が許可を代行することはできない。
	③	b	横浜市防災計画の中で、流域治水対策として開発に伴う雨水流出抑制施設の設置指導が位置付けられている。
9	①	b	開発行為等に伴う河川への雨水流出量を増大させないために、条例及び法令で定めた目標で、具体的な数値を定めている。
	②	b	開発行為等に伴う河川への雨水流出量を増大させないために、条例及び法令で定めた目標で、具体的な数値を定めている。
	③	b	設置基準を下回る指導はしていない。
11	①	b	経費は業務遂行のために最低限必要な事務費のみで構成されている。
	②	b	開発行為の申請手続きには申請手数料を徴収している。
	③	a	午前中は職員全員が窓口で審査業務、午後は現場検査業務とすることにより、相談者の利便性と効率化が図られている。
10	①	a	法や条例に基づき設置基準が明確に定められており、職員間で許可基準を周知してケーススタディなどを行うことで、窓口対応した職員によって判断が異ならないよう配慮されている。
	②	a	指導業務は、設置基準が明確であることと、担当地域等を定めず職員全員がローテーションで行うことにより、指導の公平性を高め、事故防止が図られている。
10	①	a	横浜市の地域特性に応じた指導基準が明確にされている。
	②	a	雨水流出抑制施設指導は、開発に伴う浸水被害の拡大を防止するために行っているものであり、施設設置費は開発者負担とされている。
6	①	b	雨水流出抑制施設の設計に必要な基準・様式等は、ホームページに掲載されている。
	②	b	雨水流出抑制施設の設置基準は、直接市民が利用するものではなく、設計者が正確に使用できるよう作成されている。
5	①	a	雨水流出抑制施設の設置後の維持管理は、その所有形態により市民が所有者として主体的に行っている施設もあり、市が行っている巡回点検の結果に基づき清掃・除草等を依頼している。
5	①	a	雨水流出抑制施設には、流下調整機能を持たせた雨水調整池・貯留槽と雨水浸透を主体とした雨水浸透ます・雨水浸透槽・浸透トレンチ等の施設があり、雨水浸透施設は地下水のかん養効果がある。
74		B	開発面積に応じた整備水準（雨水浸透ます、雨水浸透管、雨水調整池）が明確に定められており、職員間でのケーススタディなどを通じて指導の公平性を高める努力がされており、適正な運用が図られている。



<b>事業の内容</b>	(1)雨水調整池・雨水浸透施設等雨水流出抑制施設の設置指導 (2)設置した雨水流出抑制施設の完了検査 (3)設置後の巡回点検・指導
--------------	---

所管局課名

環境創造局事業調整課

評価項目		点数	adc 評価	理由、説明等	
1	適応性 (15点)	11	①	b	開発行為等土地利用・形状の変更に伴う浸水被害の拡大を防止するため、河川への雨水流出量増加を抑制する施設設置の指導を行っており、指導に関する市民の関心が大きい。
			②	b	河川整備状況により設置基準が決定されており、整備水準の向上に伴い過大な指導とならないよう見直しを行っている。(許容放流比流量、設置解除区域)
			③	a	条例及び法に基づく指導業務であり公平性や指導責任が問われる。さらに設置後の施設維持管理の指導も必要であるため、官の役割となっている。
2	有効性 (15点)	11	①	a	開発者の全額負担により雨水調整池等の雨水流出抑制施設を設置しており、本市は事務費のみで事業執行が図られているので、最も効果的な事業である。
			②	b	開発行為の許可権は市であり、また雨水流出抑制施設の設置指導は当課の専属業務となっている。そのため、国・県が許可を代行することはできない。
			③	b	この業務は、『横浜市開発事業の調整等に関する条例』及び『特定都市河川浸水被害対策法』に基づき、設置基準が定められているものである。
3	目標達成度 (15点)	9	①	b	『横浜市開発事業の調整等に関する条例』及び『特定都市河川浸水被害対策法』に基づき、設置基準が明確に定められている。
			②	b	設置基準に合致するよう指導水準を一定に保つ努力をしている。
			③	b	設置基準を下回る指導はしていない。
4	経済性・ 効率性 (15点)	13	①	a	経費は業務遂行のために最低限必要な事務費のみであり、最もコスト削減が図られている。
			②	b	開発行為の申請手続きには申請手数料を徴収している。
			③	a	午前は職員全員が窓口で審査業務、午後は現場検査業務とすることにより、相談者の利便性と効率化を図っている。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	10	①	a	法や条例に基づき設置基準が明確に定められており、実務上の誤りはない。
			②	a	指導業務は、設置基準が明確であることと、担当区等を定めず職員全員がローテーションにより行うことにより、指導の公平性を高め事故防止を図っている。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	10	①	a	指導基準が明確となっており、申請者以外の業者や市民から見ても、客観的な説明ができる。
			②	a	雨水流出抑制施設指導は、開発に伴う浸水被害の拡大を防止するために行っているものであり、施設設置費は開発者負担となる。また、指導に伴う事務費についても市民全体の利益という観点から適正な支出となっている。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	8	①	a	雨水流出抑制施設の設計に必要な基準・様式等は、局HPに掲載し広く情報を提供している。設置に関する市民からの質問については、明確に基準や目的を説明している。
			②	b	雨水流出抑制施設の設置基準は、直接市民が利用するものではなく設計者が正確に使用できるよう作成されている。
8	市民との 協働(5点)	5	①	a	雨水流出抑制施設の設置後の維持管理は、その所有形態により市民が主体的に行っている施設もあり、市が行っている巡回点検の結果に基づき清掃・除草等を依頼している。
9	環境負荷の 低減(5点)	5	①	a	雨水流出抑制施設には、流下調整機能を持たせた雨水調整池・貯留層と雨水浸透を主体とした雨水浸透ます・雨水浸透槽・浸透トレンチ等の施設があり、雨水浸透施設は地下水の涵養効果がある。
総合評価 (100点)		82	B	この事業による効果は、浸水被害の拡大防止と地下水の涵養等があり、開発行為に伴う環境悪化対策として有効で、さらに事務費のみという低コストな事業である。	

局による事業評価

<b>事業の目的</b>	管きよの整備により雨水整備区域を順次拡大して、雨水を速やかに河川などに流す。
--------------	--

**下水道整備費（雨水幹線の整備）**

点数	abc 評価	理由、説明等
9	① b	過去の台風や集中豪雨により浸水被害を受けた地区において、土木事務所等からの報告を通じて浸水状況等を把握し、緊急に整備する箇所と今後計画的に整備する箇所を定め、浸水被害があった箇所から応急整備を進めている。
	② b	過去に浸水被害を受けた地区を優先して雨水幹線等の整備が進められており、樹林地、農地、水路の保全といった環境への配慮や、学校、公園などの公共施設を活用した雨水流出抑制施設の整備が行われている。
	③ b	下水道法において公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、市町村が行うものとする定められているが、土のうの配布や水害情報の提供など、地域住民による自助のあり方についても検討が進められている。
13	① a	公園などの広い場所や学校に雨水を貯めるなど、河川事業や公園整備等と連携して事業を行うことにより、雨水流出抑制の効果が上がるとともに、普段目に付きにくい下水道事業単独に比べ、アピール効果も期待される。
	② b	当該事業については他の機関等に所管はないが、雨水管きよのはけ口や用地の確保等に関して、必要に応じ国、神奈川県、民間等との協議調整が行われている。
	③ a	中期政策プラン及び横浜市防災計画の中で、雨水幹線等の整備が位置付けられており、風水害に強い都市づくりの基幹的な事業である。
11	① a	中期政策プランにおいて、平成18年度までに雨水幹線の整備延長を189km（雨水整備率60%）とすることが定められている。
	② b	過去の整備実績などからおおむね妥当な水準である。
	③ b	平成18年度までの整備目標達成に向けておおむね順調に事業が進められている。（平成17年度末実績184km、雨水整備率59%）
11	① a	技術基準の見直し、設計方法の見直し（管更生工法）、技術開発（長尺セグメント）などのほか、一定規模以上の事業に関しては庁内の検討委員会等で審査を受けることなどで工事コストの低減が図られている。
	② b	管きよはおおむね50%、処理場施設等はおおむね55%の補助率による国の制度を活用している。
	③ b	事業前の地元説明での工事実施時間や交通規制等、地下埋設物企業者との調整など、工事実施に際し進捗よくに影響を及ぼす恐れがある事柄については、事前に調整を行っている。
10	① a	下水道法をはじめとする関係法令や事業認可、設計基準、要綱等に基づいて事業が執行されている。
	② a	本市の土木工事共通仕様書においては、関係法令を遵守し、安全確実な施工に努めることとし、施工業者は、施工計画書を作成し、監督員の承諾を得て工事を進める体制とされている。
8	① a	横浜市域全域において下水道法に基づく事業認可を受け、時間あたり降雨量おおむね50mm対応、60mm対応として整備水準を定め事業を推進している。
	② b	雨水幹線の整備は雨水公費汚水私費の原則に基づき進められる広域的な事業であり、受益者負担の考え方にはなじまない。
4	① b	局ホームページや予算概要などを活用した情報提供を行っているとともに、一定規模以上の事業については、事前評価制度の試行的な試みとして、実施内容を公表したり、市民意見を募集している。
	② c	雨水管きよは地下構造物であるため、直接市民の目に触れる機会がないことから、分かりやすい情報提供を行う必要がある。
3	① b	工事を実施する際には、地元自治会町内会等を通じた情報提供、説明会などを行い、市民の協力を得られるよう努めている。また、市民自らの手による浸水対策（自助）のあり方についても検討を行っている。
5	① a	管きよを整備して雨水を速やかに河川に流すことで浸水被害を防ぐとともに、合流区域では雨水滞水池等を設置し、晴天時に水再生センターで処理することにより、環境負荷の低減に寄与している。
74	B	過去に浸水被害を受けた地区を優先して雨水幹線等の整備が進められており、学校、公園などの公共施設を活用することにより整備効率を高めている。雨水管きよは地下構造物であり、市民の目に触れることがないため、分かりやすい情報提供を行う必要がある。

**監査委員による事業評価**

<b>事業の内容</b>	(1)浸水被害のあった地区の解消を最優先とした時間降雨量概ね50mmに対応した雨水幹線の整備
	(2)人口が集中し、地盤の低いポンプ排水の必要な地区における時間降雨量概ね60mmに対応した雨水幹線の整備

所管局課名

環境創造局事業調整課

評価項目		点数	adc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	11	① a	・過去の台風や集中豪雨により浸水被害を受けた地区について、区（土木事務所等）を通じた被害情報・市民要望や優先度等を踏まえ事業を実施している。
			② b	・樹林地、農地、水路の保全や、学校、公園と連携した雨水をゆっくり流す雨水流出抑制施設の整備や過去に浸水被害を受けた地区を優先的に雨水幹線等の整備を行っている。
			③ b	・下水道法等で規定されている事業であるため、工事については行政で行っており、検証の対象とはなりえないが、土嚢の配布や水害情報の提供の検討など、地域住民による自助のあり方についても検討を行っている。
2	有効性 (15点)	9	① b	・関連する他事業と連携し、浸水対策事業を推進することにより、下水道事業単独で行うことと比較して、相乗効果が生まれる。また、事業の効果が早期発現できる。
			② b	・当該事業については他の機関等に所管はないが、必要に応じ国、県、民間等との協議・調整を行っている。
			③ b	・「中期政策プラン」に定める「風水害に強い都市づくり」を目指し、事業を進めている。
3	目標達成度 (15点)	13	① a	・中期政策プラン及び財政計画で目標値が定められている。
			② b	・この事業は他都市に先駆けて行う事業ではありませんが、浸水解消に向けて、着実に進める事業である。
			③ a	・中期政策プラン及び財政計画で定めている事業目標については、達成されている。
4	経済性・ 効率性 (15点)	13	① a	・技術基準の見直し、設計方法の見直し、技術開発等により工事コストの低減を行っているほか、一定規模以上の事業に関しては庁内の検討委員会等で審査を受けている。
			② a	・国庫補助事業等の活用など歳入確保の工夫をしている
			③ b	・事業前に地元説明を行う、地下埋設物企業者との調整を行うなど、工事実施に際し進捗に影響を及ぼす恐れがある事柄については、事前に調整を行うなど、事業の効率性を高める工夫を行っている。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	10	① a	・関係法令や事業認可、設計基準、要綱等に基づき、適正な事業執行が行われている。
			② a	・本市の土木工事共通仕様書においては、関係法令を遵守して安全・確実な施工に努めることとし、施工業者は、施工計画書を作成し、監督員の承諾を得て工事を進める体制となっている。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	8	① a	・市域内において整備水準（時間降雨量概ね50mm/hr、60mm/hr）を定め、事業を推進しており、この整備水準は下水道整備において一般的な水準である。
			② b	・受益者負担、開発者負担は求めているが、雨水幹線の整備はある程度広域的な事業であるため、受益者負担の考え方にないまま
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	4	① b	・局HPや予算概要などを活用し、情報提供に努めた。また、一定規模以上の事業については、事前評価制度の試行的な試みとして、実施内容を公表したり、市民意見を募集し、円滑な事業実施に努めた。
			② c	・情報の内容をさらに充実させる必要がある。
8	市民との 協働(5点)	3	① b	・工事実施は行政で行っているが、市民の協力が不可欠であるため、地元自治会等を通じた情報提供、説明会などにより市民の協力を得られるよう努めている。また、市民自らの手による浸水対策（自助）のあり方についても検討を行っている。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	① b	・当該事業は環境負荷をあたえる事業ではないが、現況水路の活用など自然環境への影響を最小限に留めている。また、工事仕様書に環境負荷の低減を条件明示するなど、周辺環境への影響を極力抑えるような設計に努めている。
総合評価 (100点)		74	B	この事業は、市民の生命・財産を守るために下水道施設を構築するものであり、着実に成果を上げているが、市民への情報提供に関してさらに検討する余地がある。

局による事業評価



流域貯留浸透事業

事業の目的		水害に強い都市をつくるため、総合的な治水対策の一環として、河川流域の保水、遊水機能を確保する。	
点数	abc評価	理由、説明等	
13	① a	区民意識調査では、治水対策とともに親水設備の整備・改善についてのニーズが高く、雨水貯留浸透効果の向上とともに、身近な水・緑の環境向上を目指して、雨水調整池の改良に当たっての修景地等の整備を進めている。	
	② b	総合的な治水対策の一環として雨水の流出抑制を目的に、公共公益施設などを利用して流域の雨水貯留浸透施設の整備を進めている。	
	③ a	河川法において、施工主体は市長と定められているが、ビオトープの整備などでは、事前に地元の小学校も入ったワーキングなどを設けて意見をもらい、整備後に愛護団体等が利用できるような取組を進めている。	
11	① b	学校の校庭に施設を計画する際、まちづくり調整局の学校施設担当と協議し、散水施設等の更新を一体で実施できるよう調整しているほか、公園内のグラウンド内の整備でも同様な調整を行っている。	
	② b	事業の実施に当たっては、神奈川県、国交省関東地方整備局との協議を行っている。また、神奈川県とは、毎年1回県・市の事業実施状況等について、連絡・調整会議を実施し、連携を図っている。	
	③ a	横浜市防災計画の中で、河川流域において雨水を一時貯留・浸透させることなどにより、保水・遊水機能を確保して河川への流入を抑制し、河川流量の低減を図るなどの浸水対策が重要事業として位置付けられている。	
13	① a	流域貯留施設の設置や雨水調整池の改良については、鶴見川と境川が総合治水対策特定河川流域に指定されており、横浜市の対策分担量が決められているほか、中期政策プランで雨水浸透ますの設置目標が定められている。	
	② b	総合治水対策特定河川流域での対策分担量の達成については、関連自治体の財政事情等により目標年次が定められていないが、中期政策プランでは、平成18年度までに雨水浸透ますを2,400個設置することが定められている。	
	③ a	流域貯留施設や雨水調整池については、予算の範囲内で着実に進めている。雨水浸透ますについては、中期政策プランの目標値を前倒しで達成している。	
9	① b	雨水調整池の改良に際して、進入斜路をつける構造設計や作業スペースの捻出など、施設の立地条件に適する維持管理と貯留構造を考慮した設計を行うとともに、既製品の活用により工期を短縮してコスト縮減を図っている。	
	② b	総合流域防災事業補助を活用しているが、国の公共事業関係予算の抑制の影響を受けて認証状況は厳しい。そのため、平成18年度からは、まちづくり交付金制度を導入し、事業の推進を図っている。	
	③ b	民間管理の雨水調整池については、本市所管として雨水調整池の恒久化を図り、流域対策の一環として整備を進めるため、早期に移管されるよう管理者との協議を重ねている。	
10	① a	事業の執行に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」、建設省河川局長通達「総合流域防災事業の実施について」等に基づき行われている。	
	② a	本市の土木工事共通仕様書では、関係法令を遵守して安全・確実な施行に努めることとし、施工業者は施行計画書を作成し、監督員の承諾を得て事業を進める体制となっている。	
6	① b	雨水浸透ますを設置する適所は、雨水を浸透しやすい土壌等の一定の条件があり、市域全域に均等に整備することにはならない。	
	② b	流域対策事業は雨水公費汚水私費の原則に基づき進められる広域的な事業であり、受益者負担の考え方にはなじまない。	
6	① b	予算編成時に事業計画書を情報公開している。また、年度当初に各区役所に対して、事業説明を実施しており、広報よこはま区版やホームページに事業内容が掲載されている。	
	② b	自治会を通じて回覧などにより周知されている。	
3	① b	雨水調整池については、ビオトープを設置した場合は、環境教育の場として利用できるよう、近隣の学校とワークショップなどで連携が図られているが、調整池の性格上利用制限があるなど、今後検討すべき課題がある。	
5	① a	雨水調整池においては、湧水の多い池でのビオトープの創出、雨水浸透ますでは地下水のかん養など環境負荷の低減が図られている。	
76	B	流域貯留浸透施設の整備による雨水貯留浸透効果の向上とともに、区民からの要望も踏まえて、身近な水・緑の環境向上を目指して修景地等の整備を進めるなど、複数の事業効果を備えた手法により進められている。	



<b>事業の内容</b>	公共公益施設などを利用した雨水の貯留浸透施設の整備
--------------	---------------------------

所管局課名

環境創造局事業調整課

評価項目		点数	adc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	11	① a	「風水害に強い都市づくり」を求める市民ニーズは非常に高く、それに応えるため、総合的な治水対策の一環として雨水の流出抑制を目的に公共公益施設などを利用して流域の雨水貯留浸透施設の整備を進めている。
			② b	雨水貯留浸透効果の向上とともに、身近な水・緑の環境向上を目指して雨水調整池の改良に当たって、修景地等の整備を進めている。
			③ b	「河川法」において、施工主体は、市長と定められているため、検証の対象となりえない。
2	有効性 (15点)	13	① b	学校の校庭に施設を計画する際、まちづくり調整局の学校施設担当と協議し、散水施設等の更新を一体で実施出来るよう調整している。
			② a	事業の実施にあたっては、神奈川県、国交省関東地方整備局との協議を行っている。また、神奈川県とは、毎年1回県・市の事業実施状況等について、連絡・調整会議を実施し、連携を図っている。
			③ a	国の治水施策の一つである総合流域防災事業補助制度に基づき計画的に進めている事業である。
3	目標達成度 (15点)	11	① a	流域貯留施設の設置や雨水調整池の改良については、鶴見川と境川が総合治水対策特定河川流域に指定されており、横浜市の対策分担量が決められている。また、雨水浸透ます設置については、中期政策プランで目標が設定されている。
			② b	総合治水対策特定河川流域での対策分担量の達成については、流域に関連する県・市町村の財政事情により目標年次が定められていない。雨水浸透ます設置については中期政策プランの目標値があり、積極的に進めている。
			③ b	流域貯留施設や雨水調整池については、予算の範囲内で着実に進めている。雨水浸透ますについては、中期政策プランの目標値を十分に上回って達成している。
4	経済性・ 効率性 (15点)	9	① b	施設の立地条件に適する維持管理と貯留構造を考慮した設計を行うとともに、適切な資材利用によるコスト縮減を常に心がけている。
			② b	総合流域防災事業補助額の拡大を毎年要望しているが、国の「公共投資関係費」の抑制策により暫減の状況にある。そのため、平成18年度からは、まちづくり交付金補助制度の導入により事業の推進を図っているが、かなり厳しい状況にある。
			③ b	民間管理の雨水調整池については、市に早期移管を進めるべく管理者との協議を重ねている。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	10	① a	事業の執行にあたっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」、河川局長通達「総合流域防災事業の実施について」等により、適正かつ正確に行われている。
			② a	本市の土木工事共通仕様書では、関係法令の遵守をして安全・確実な施行に努めることとし、施工業者は施行計画書を作成し監督員の承諾をえて工事を進める体制となっている。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	6	① b	施設の設置場所には適所があるため、公平性の尺度を当てはめるのは適さない。
			② b	流域対策事業は広域的事業であり、「受益者負担」の考え方はなじまない。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	6	① b	予算編成時に事業計画書を情報公開している。また、年度当初各区に対し、事業説明を実施しており、区を通じて広報誌及びホームページに事業内容が掲載されている。
			② b	地域（学校など）とのワークショップによる計画策定をしたところは、十分に分かりやすいものとなっている。その他のものは自治会を通じて周知されている。
8	市民との 協働(5点)	3	① b	雨水調整池については、ビオトープを作った場合は学習の場として利用できるよう近隣の学校とワークショップなどで連携を図っているが、調整池の性格上利用制限があるので地域との連携の点では今後の検討課題が残る
9	環境負荷の 低減(5点)	3	① b	雨水調整池においては、湧水の多い池でのビオトープの創出、雨水浸透ますでは地下水の涵養など環境負荷の低減が図られている。
総合評価 (100点)		72	B	「風水害に強い都市づくり」の高い市民ニーズに応えており、河川改修と併せた総合的な治水対策の一環として整備を進めているが、事業効果の早期発現に向け、新たな事業メニューや事業手法の検討、転換が必要である。

局による事業評価

**事業の目的**

流域における雨水の流出抑制と、都市における水環境の回復を図る。

**下水道整備費（雨水浸透施設の整備）**

点数	abc 評価		理由、説明等
13	①	a	平成17年度に実施したアンケート調査では設置に協力的な意見が多かったが、認知度が低く設置による効果が分かりにくいという声を踏まえて、設置効果の測定実験の実施及び更なる事業効果のPRを行うこととした。
	②	b	現在、モデル事業として旭区・瀬谷区・青葉区でおおむね自治会町内会単位で雨水浸透ますを設置しているが、設置適地（郊外区が多い）で地元の理解が得られた箇所を選定して設置しているもので、過去の浸水被害とは直接関係しない。
	③	a	モデル地区の選定にあたっては、雨水浸透ますの整備が進んでおり、住宅敷地内に比較的余裕のある郊外区で地元の理解があるところを設置箇所として選定し、計測の協力を得ている。
11	①	b	他の浸水対策事業や環境整備事業と一体的に進めることで、水路・河川の水量確保、浸水解消効果、地下水のかん養、下水管の負荷軽減といった相乗効果が期待される。
	②	b	事業を統括している環境政策課と連携し、モデル事業の効果検証や雨水浸透ますの設置基準の改定、他事業との連携の調整などを進めている。
	③	a	中期政策プラン及び横浜市防災計画の中で、流域対策の推進として雨水浸透ますの設置が位置付けられている。
13	①	a	中期政策プランにおいて、平成18年度までに7,200個の雨水浸透ます設置が定められている。
	②	b	既に目標が達成されている。
	③	a	中期政策プランの目標値を前倒しで達成している。（平成17年度末実績8,869個）
13	①	a	土木事務所で行う舗装の打ち替えと同時に施工することにより工事費を節減し、新たな雨水浸透ますの設置費用に充てることで、設置個数の目標を前倒しで達成することができた。
	②	b	国庫補助事業として新世代下水道支援事業（補助率1/3）を導入している。
	③	a	地元自治会町内会、監督事務所などと事前に調整を行い、手戻りのない進め方をしている。また設置適地を判断できる専用マップを活用し、事業の効率化を図っている。
8	①	a	設置判断のよりどころとなる「雨水浸透施設設置基準」を独自に策定し、地質条件などを表す判断マップとともに活用している。
	②	b	他の公共土木事業と同様に、事故対策が工事ごとに策定されている。
6	①	b	雨水浸透ますを設置する適所は、雨水を浸透しやすい土壌、法面高1.5m未満など一定の条件があり、均等に整備することにはならない。
	②	b	流域対策事業は雨水公費汚水私費の原則に基づき進められる広域的な事業であり、受益者負担の考え方にはなじまない。
8	①	b	横浜市のホームページに雨水浸透ますを掲示して市民への情報提供を行っている。また、自治会町内会などに個別説明を行っている。
	②	a	雨水浸透ますの実験結果についても、市民アンケートを踏まえた取組報告としてホームページで公表するなどの工夫がされている。
3	①	b	自治会町内会から事業周知のための説明会の開催や資料の回覧、設置箇所周辺の掃除といった協力を得ながら、事業が進められている。
5	①	a	雨水浸透ますの設置により、地下水のかん養や下水管の負荷軽減といった環境負荷の低減につながるものである。
80		B	雨水浸透ますに対する市民の認知度は低かったものの、設置効果をきちんと伝えることで設置に協力的になってもらえることが、アンケートの結果で明らかになった。今回のモデル事業の検証結果を元に、更なる事業効果のPRを行うことが必要である。

**監査委員による事業評価**

<b>事業の内容</b>	宅地内から下水道管(雨水管)に流出する雨水を浸透させる接続雨水浸透ますの設置及び道路上の雨水を浸透させる雨水浸透施設の設置
--------------	---

所管局課名

環境創造局管路事業課

評価項目		点数	adc 評価	理由、説明等	
1	適応性 (15点)	9	①	b	町内会などと連携を図り、地域の要望を捉えている。
			②	b	雨水流出抑制や地下水の涵養効果など、時代のニーズにあった事業である。
			③	b	庁内に推進会議を設置し、事業の推進について検討している。
2	有効性 (15点)	13	①	a	他の浸水対策事業や環境整備事業と一体的に進めることで、単体で行うことと比較して相乗効果が期待できる。
			②	b	事業を統括している環境政策課と連携し、事業の実施について調整している。
			③	a	局の方針に基づき、体系だてて事業を進めている。
3	目標達成度 (15点)	15	①	a	目標が具体的に分かりやすい形で数値化されており、かつ設定した目標が職場内で共有されている。
			②	a	過去の実績から想定される水準を上回る目標が定められている。
			③	a	当初の予定を上回る事業量を達成している。
4	経済性・ 効率性 (15点)	13	①	a	他事業と同時施工することで、経費の削減を図っている。
			②	a	国との調整を行い、補助金の導入を図っている。
			③	b	地元町内会、監督事務所などと事前に調整を行い、手戻りのない進め方をしている。また設置適地を判断できる専用マップを活用し、事業の効率化を図っている。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	6	①	b	事業の拠り所となる「雨水浸透柵設置判断基準」が策定されている。
			②	b	他の公共土木事業と同様に、事故対策が策定されている。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	6	①	b	地域全体の環境保全につながる事業であり、社会的に見ても事業の必要性を説明できる。
			②	b	本事業は地下水の涵養、河川の氾濫防止など、公共目的事業であるため、受益者負担という考え方になじまない。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	6	①	b	横浜市のHPに雨水浸透ますを掲示し市民への情報提供を行っている。また、町内会などに個別説明を行っている。
			②	b	業務の周知などについては検討の余地があるが、雨水浸透柵についての説明は効果がある表現となっている。
8	市民との 協働(5点)	3	①	b	町内会の協力を得て、事業を進めている。
9	環境負荷の 低減(5点)	5	①	a	事業そのものが環境負荷の低減に役立つ取組である。
総合評価 (100点)		76	B	この事業は環境保全事業であり、優れた取組が見られるが、市民に向けた事業説明などに工夫が必要である。	

局による事業評価

## 事業の目的

近年、都市型洪水への対応については、河川改修と併せて、流域における流出抑制が重要課題となっている。本件は、治水安全性の向上と地下水のかん養を目的とする。

## 雨水貯留浸透事業

点数	abc 評価		理由、説明等
9	①	b	まず自体は雨水浸透でなくとも必ず設置しなければならないものだが、直接的な利益とはならないことからニーズは出にくいいため、説明会やホームページで設置の趣旨を説明して市民の理解を求めている。
	②	b	現行制度における既存宅地の浸透ます設置事業については設置個数が伸び悩んでおり、新たな設置希望者の開拓も困難なことから、新築家屋も対象とした助成金制度への転換を検討している。
	③	b	雨水浸透ます設置は市民の協力を得て行う事業であり、他都市の事例でも設置工事費の一部の助成がほとんどである。
11	①	a	モデル地区での実験結果をホームページに掲載して効果をPRするとともに、ますの小型化や隣地との離隔、設置適地判断マップの作製などのほか、設置促進に向けて雨水浸透施設設置基準を改定した。
	②	b	雨水浸透事業を統括している環境政策課の下、局内に関係課長会を設け、各課の事業と連携を図りながら事業を進めている。
	③	b	中期政策プラン及び横浜市防災計画の中で、流域対策の一つとして雨水浸透ますの設置が位置付けられている。
11	①	b	中期政策プランにおいて、平成18年度までに7,200個の雨水浸透ます設置が定められているが、住宅敷地内設置分と市施工設置分との区分はされていない。事業計画書上では60個とされている。
	②	b	事業計画書上でおおむね毎年ベースの目標を設置している。
	③	a	中期政策プランの目標値は前倒しで達成されている（平成17年度末8,869個）。そのうち本事業分（住宅敷地内設置分）は75個となっており、当初目標を達成している。
9	①	a	従来は内径30～36cmのコンクリートますを使用していたが、新たに内径15～20cmの小型の塩ビますを追加してコスト削減が図られた。
	②	c	新規財源の確保は特に検討していない。
	③	b	一定の地域で集中的に設置することが効率的であることから、他の治水事業との連携を図り、関係地域の自治会町内会に働きかけるなどの工夫をした。
8	①	a	市の要綱等に基づき実施している。
	②	b	設置希望者に工事についての説明を事前に行い、地下埋設物の状況を市職員が確認しつつ、申請人と面談して水道管やガス管の位置を確認することにより、事故の未然防止に努めている。
6	①	b	民地内の私有財産への公費支出ではあるが、地下水のかん養及び河川のはん濫防止等という公共的な目的を達成するために行われる事業である。
	②	b	全体の公共の福祉に資するということであり、特定の市民の利益を得るために行うものではないが、平成19年度から工事費用の一部負担を求めることが検討されている。
8	①	b	横浜市ホームページに雨水浸透ますを掲載し、情報提供を行っている。
	②	a	雨水浸透ますについての実験結果も、市民アンケートを踏まえた取組報告としてホームページで公表するなどの工夫がされている。
3	①	b	モデル区の一つでは、他の治水事業との連携の下、関係町内会から説明会の場の提供を受け、当該町内会の協力を得るなどの形で事業が進められている。
5	①	a	雨水浸透ますの設置により、地下水の涵養や下水管の負荷軽減といった環境負荷の低減につながるものである。
70		C	市民アンケートの実施やホームページでの広報、モデル事業の実施など、事業効果を高めるための様々な取組が行われたが、希望者の増加には必ずしもつながっていない。



<b>事業の内容</b>	雨水浸透ますの設置を希望する戸建住宅及び集合住宅の敷地内への市の全額負担による設置
--------------	---

所管局課名

環境創造局管路保全課

評価項目		点数	adc 評価	理由、説明等	
1	適応性 (15点)	9	①	b	現行制度における既存宅地の浸透ます設置事業については、新たな設置希望者を開拓することが困難なため、19年度において新築家屋も対象とした助成金制度への転換を検討している。
			②	b	限りある予算を有効に活用するため、現行制度における浸透ます設置工事費の全額市費負担ではなく、設置工事費の一部助成制度への転換を図るべく検討している。
			③	b	浸透ます設置は、市民と協働で行う事業であるため、設置工事費の一部の助成が妥当と考えている。
2	有効性 (15点)	11	①	b	局内に関係課長会を設け、各課の事業と連携を図り実施している。雨水浸透施設設置基準を改定し、設置促進を図っている。
			②	b	事業を統括している環境政策課と連携、調整しながら事業を進めている。
			③	a	局運営方針に基づき体系立てて進めている。
3	目標達成度 (15点)	11	①	a	浸透ます設置目標を設定し、取り組んでいる。
			②	c	既存宅地における設置希望者が、年々減少傾向にあり目標を高く設定できない。
			③	a	設置目標は、達成した。
4	経済性・ 効率性 (15点)	9	①	a	内径15～20cmの塩ビますを追加したことによりコスト削減を図った。
			②	c	新規財源の確保は特に検討していない。
			③	b	事業の効率化を図り、特性を活かすため、一定の地域を選定して実施した。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	6	①	b	事業は、要綱等に基づき適正に実施している。
			②	b	設置希望者に工事についての説明を事前に行い、地下埋設物の状況を把握し事故の未然防止に努めている。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	6	①	b	設置基準は、要綱に定め、適正に処理している。
			②	b	浸透ます設置事業は全額本市負担ではあるが、地下水の涵養及び河川の氾濫防止等という公共的な目的のもとに宅内に浸透ますを設置していただいているという点から、受益者負担という考え方になじまないと考えられる。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	6	①	b	横浜市ホームページに雨水浸透ますを掲載し、情報提供を行っている。
			②	b	事業の周知内容等については検討の余地があるが、雨水浸透ますについての説明については、分かりやすい表現となるようにしている。
8	市民との 協働(5点)	5	①	a	町内会の協力を得て協働で行っている。
9	環境負荷の 低減(5点)	5	①	a	雨水浸透ます設置が環境負荷低減に貢献するものである。
総合評価 (100点)		68	C	現行制度における浸透ます設置事業は、希望者も少なく経済性・効率性の観点から課題があるので、新築家屋を対象とした助成制度に移行し市民と協働で取り組んでいく必要がある。	

局による事業評価

## 事業の目的

がけ崩れ災害から市民の生命を守る。

## がけ地緊急対策等事業

監査委員による事業評価	点数	abc評価		理由、説明等
		a	b	
11	①	b		区役所の窓口等で助成制度に関するパンフレットを配布しており、電話などでの問合せが多い中で、平成17年度から「がけ防災相談セミナー」（弁護士相談や講習会を開催）の中で、助成金制度の説明を行った。
	②	a		近年国内外で発生した中越地震、スマトラ沖地震などの災害等により、市の応急対応に対する要求レベルが高くなりつつある中で、自己責任の原則も踏まえて平成18年度から助成基準の見直しを行った。
	③	b		民地がけの整備であり、本来は全額自己負担で行うべき性質のものであるが、工事費用を工面できずに、危険な状態が放置されることを防ぐために行われている事業である。
9	①	b		従来は宅地防災パトロールとして、区や建築事務所と連携して警戒区域（408か所）中心に予防を促していたが、平成17年度以降は平成16年の台風22・23号で崩れた322か所を中心にパトロールを行っている。
	②	b		民地のがけ崩れ災害により隣接する道水路被害が発生した場合などに、土木事務所と連携して対応する手法について、関係部署と調整が進められているが、明確な結論が出されていない。
	③	b		平成17年度及び18年度の局運営方針の中で、重点推進施策として「がけ地防災の推進」が位置付けられている。
9	①	b		自らがけ地を守る意識を育てるという定性的目標である。
	②	b		自らがけ地を守る意識を育てるという定性的目標である。
	③	b		定性的目標であり達成状況の検証が困難である。
11	①	b		助成額及び負担割合についてはそれぞれ上限が設けられている。
	②	a		平成18年度から地域住宅交付金などの国庫補助導入により事業費を拡大している。
	③	b		区からは防災パトロールの実施やセミナーの開催で協力を得ている。応急事業は区で立ち上げた災害対策本部を中心に実施している。
6	①	b		要綱上、応急対応の結果、シートや土のうなどの資材を土地所有者に引き渡すこととなっているが、災害対応後の地権者調査において、不在地主が時折点在するため、資材が放置されて、後日地元において問題となる場合がある。
	②	b		民地のがけ崩れ災害により隣接する道水路被害が発生した場合、土木事務所と連携して対応する手法について、今後関係部署と検討を行うとされている。
6	①	b		がけ崩れ復旧工事への助成金の交付や応急対応などの事業を行っている自治体は全国的にも少なく、民地でのがけ崩れの応急対応への関与の仕方や助成金制度のあり方について明確な基準を設けることが難しい。
	②	b		市民自らが改善する意欲を削がない程度の負担範囲は、市民の意識や経済情勢にも左右されるが、平地の所有者との租税負担の公平性の問題もあり、適切な受益者負担の程度を測ることが難しい。
6	①	b		がけ防災相談セミナー開催や防災パトロールの実施により改善指導などを行い、助成金制度の紹介や応急対応事業などを広報よこはま区版やホームページ、チラシ等により市民に情報を提供している。
	②	b		がけ防災事業に対する市民からの要望や苦情については「市民からの提案」や「要望記録公表制度」等により公開している。
3	①	b		がけ防災意識の啓発によって、自らがけを保全する意識と市の助成制度の活用があいまって「市民との協働」が図られるため、がけ防災相談セミナーの開催や防災パトロールの実施が重要だが、その意識が十分とは言えない。
3	①	b		発災時の被害が軽微なことにより、補修に当たっての廃棄物発生量が抑制される。
64		C		市民ががけ改善に取り組みやすい環境を整えることを目的に、従来の事業を整理・統合して、新たな助成制度として拡充を図っている。 一方、民地のがけ崩れ災害により隣接する道水路被害が発生した場合等の対応方法について、関係部署との協議による結論が出されていない。

<b>事業の内容</b>	(1) 宅地防災パトロール、宅地防災工事資金融資
	(2) 応急資材整備事業、応急仮設工事、がけ崩れ復旧工事助成、宅地防災工事資金融資

所管局課名

まちづくり調整局宅地企画課

評価項目		点数	adc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	11	① a	風水害、地震などによるがけ崩れ災害の拡大防止のため、すみやかな応急対応を図り、市民生活の安全・安心の一端を担っている。その反面、過大な対応は、市民の自己責任を回避させることとなり、対応の程度が難しい。
			② b	近年国内外で発生した中越地震、スマトラ沖地震などの災害に危機感を高める一方、長引く不況とが相俟って、市の応急対応に対する要求レベルが高くなりつつある。自らがけ地を管理する意識啓発が必要。
			③ b	がけ崩れが発生した場合の役割分担として、民事上の法律相談は弁護士、復旧・予防工事は市民自らによる工事の実施、行政は復旧・予防の助成金交付のほか、がけ地防災の総合的なコーディネーターとしての役割を担っている。
2	有効性 (15点)	11	① a	市民ががけ改善に取り組みやすい環境を整えることを目的に、従来の助成制度を見直し統合して、新たな助成制度として拡充を図った。制度見直し後、新助成制度の問い合わせや助成申請の申し込み希望が多い。
			② b	民地のがけ崩れ災害により隣接する道水路被害が発生した場合、土木事務所と連携して対応する手法の検討など、関係部署と協議することで調整する。
			③ b	まちづくり調整局の重点推進施策に挙げられている「安全・安心のまちづくりの推進」の一環として定められた、がけ防災相談セミナーや防災パトロールの実施などを着実に進めており、自らがけ地を守る意識を育てている。
3	目標達成度 (15点)	11	① a	がけ改善は費用の問題と改善意識の問題があるため、助成金交付件数などの目標設定が定めにくい事業である。そのため平成18年度から助成要件の緩和や助成金額の拡大などを図り改善意欲向上に努めた。
			② b	どこで何件崩れるのか予測できないので、目標を定めることは難しいため、チャレンジ性のある目標を定めることも難しい。
			③ b	②同様どこで何件崩れるのか予測できないため、目標を定めることは難しい。
4	経済性・ 効率性 (15点)	11	① b	応急対応などにおいて、過度の対応は市民による本復旧などの改善意欲を削ぐ結果となる傾向にある。がけ崩れ災害の拡大防止と自ら改善する意欲との兼ね合いが難しい。
			② a	平成18年度から助成制度の拡充を図る一方、同じく平成18年度から地域住宅交付金などの国費導入による事業費拡大を行い、がけ改善事業の促進を図っている。
			③ b	市民からの助成金申請に対して、速やかな現地調査、審査を行い、速やかな回答を行うなど、迅速な対応を図っている。また、がけ崩れ災害時には区役所と連携を図り、迅速な対応をとるための執行体制を確立している。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	6	① b	要綱上、応急対応の結果、シートや土のうなどの資材を土地所有者に引き渡すこととなっているが、災害対応後の地権者調査において、不在地主が時折点在するため、後日地元において問題となる場合が、間々ある。
			② b	がけ崩れ災害対応の執行体制を定め、がけ災害対応を図る体制が確立されている。今後は、道水路管理者などとの調整を図り機能的な体制づくりに向けて調整を図る。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	6	① b	がけ地緊急対策事業の助成金事業やがけ崩れ災害時の応急対応などの事業を行っている自治体は、全国的にも珍しい。がけ崩れに対する過度の応急対応と助成金制度のあり方との兼ね合いが難しい。
			② b	適切な受益者負担の程度が定めにくい。市民自らが改善する意欲を削がない程度の負担がどの程度の範囲なのかは、市民の意識、経済情勢に左右される。平地の所有者からすれば、税金の公平性が問題となる。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	8	① a	がけ防災相談セミナー開催や防災パトロールの実施により改善指導などを行い、助成金制度の紹介や応急対応事業などを広く市民に情報を提供している。
			② b	がけ防災事業に対する市民からの要望や苦情については、「市民からの提案」や「要望記録公表制度」等により、広く公開している。
8	市民との 協働(5点)	3	① b	がけ防災意識の啓発によって、自らがけを保全する意識と市の助成制度の活用が相俟って「市民との協働」が図られる。そのため、がけ防災相談セミナーの開催や防災パトロールの実施が重要。市民の改善意識はまだ不十分。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	① b	環境負荷に大きな影響は与えないと思われる。
総合評価 (100点)		70	C	平成16年の台風22、23号の経験をもとに、予防助成の拡大や現行復旧助成の拡充の必要性が高まり助成金制度の見直しを図ったが、市民等からの問い合わせが多くあり、がけ改善意欲向上に効果が認められる。

局による事業評価

**事業の目的**

がけ崩れ災害から市民の生命を守る。

**がけ崩れ警戒区域改善対策事業**

監査委員による事業評価	点数	abc評価	理由、説明等
	11	①	a
②		b	市民の防災意識の高まりにより、がけ改善に対する助成要件の緩和（予防助成の市内全域への枠拡大）や助成金額の拡大など助成制度の見直しが図られたが、一方で警戒区域の指定は助成金交付の上では関係なくなった。
③		b	民地がけの整備であり、本来は全額自己負担で行うべき性質のものであるが、工事費用を工面できずに危険な状態が放置されることを防ぐために行われている事業である。
11	①	a	市民ががけ改善に取り組みやすい環境を整えることを目的に、従来の助成制度を見直し統合して、新たな助成制度として拡充を図っている。
	②	b	民地のがけ崩れ災害により隣接する道水路被害が発生した場合の対応方法について、関係部署と協議を行うこととしている。
	③	b	平成17年度及び18年度の局運営方針の中で、重点推進施策として「がけ地防災の推進」が位置付けられており、横浜市防災計画の中で、がけ地改善の推進として当事業が位置付けられている。
7	①	b	自らがけ地を守る意識を育てるという定性的目標である。
	②	b	自らがけ地を守る意識を育てるという定性的目標である。
	③	c	定性的目標であり達成状況の検証が困難である。
7	①	b	要綱に基づく助成要件及び助成金算定基準の適正運用により、条件に合わないものは適切に排除して無駄なコストを抑えている。
	②	b	平成18年度から地域住宅交付金などの国費導入により事業費を拡大している。
	③	c	特に工夫は図られていない。
8	①	a	要綱に基づいて助成要件の適正適用と助成金算定基準の適正運用を図っている。
	②	b	要綱に基づく助成要件の適正適用と助成金算定基準の適正運用によって、市民とのトラブル防止が図られている。
6	①	b	民地の防災工事に助成金事業を展開している自治体は全国的にも少なく、がけ地改善への助成金交付は、平地の所有者から見れば不公平感が生じることから、本市負担を1/3にとどめ、がけ地所有者の負担を大きくしている。
	②	b	適切な受益者負担は行われているかどうかは、がけ地所有者と平地所有者との公平性や助成要件及び算定基準の適正運用によって図られるが、本市負担を1/3にとどめ、がけ地所有者の負担を大きくしている。
8	①	a	区民まつりや連町会などの場に出向いてチラシを配布したり、広報よこはま区版、記者発表などにより幅広くPRによる周知を行っている。
	②	b	がけ防災事業に対する市民からの要望や苦情については「市民からの提案」や「要望記録・公表制度」等により公開している。
1	①	c	がけ防災意識の啓発によって、自らがけを保全する意識と市の助成制度の活用があいまって「市民との協働」が図られるため、がけ防災相談セミナーの開催や防災パトロールの実施が重要だが、その意識が十分とは言えない。
3	①	b	発災時の被害が軽微なことにより、補修に当たっての廃棄物発生量は抑制される。
62		C	自己責任による管理という考え方が大前提であり、がけ地所有者自らが管理する必要性を認識してもらうことを目標とする一方で、助成要件の引下げなど、目標と事業内容に整合性が見られない部分がある。



<b>事業の内容</b>	(1)がけの所有者等に対する安全管理の指導及び助成制度利用の働きかけ
	(2)がけ崩れ警戒区域改善工事助成金の交付

所管局課名

まちづくり調整局宅地企画課

評価項目		点数	adc 評価	理由、説明等	
1	適応性 (15点)	9	①	b	「がけ崩れ警戒区域」内の一連のがけの高さ5m以上のがけに対して予防を目的として助成する制度であるが、5m以上であることが要件となっているため、市民の利用が少ない。
			②	b	市民の防災意識の高まりなど、近年の社会情勢の変化に伴い、がけ改善に対する助成要件の緩和や助成金額の拡大など制度の見直しが求められていたため、平成18年度から助成制度の拡充拡大を図った。
			③	b	官民の役割分担として、民事上の法律相談は弁護士、予防工事は市民自らによる工事の実施、行政は復旧・予防の助成金交付のほか、がけ地防災の総合的なコーディネーターとしての役割を担っている。
2	有効性 (15点)	11	①	a	市民ががけ改善に取り組みやすい環境を整えることを目的に、従来の助成制度を見直し統合して、新たな助成制度として拡充を図った。制度見直し後、2ヶ月経過したが、新助成制度の問い合わせや助成申請の申し込みが増えつつある。
			②	b	民地のがけ崩れ災害により隣接する道水路被害が発生した場合、土木事務所と連携して対応するシステムなどの検討を行い、関係部署と協議することで調整する。
			③	b	まちづくり調整局の重点推進施策に挙げられている「安全・安心のまちづくりの推進」の一環として定められた、がけ防災相談セミナーや防災パトロールの実施などを着実に進めており、自らがけ地を守る意識を育てている。
3	目標達成度 (15点)	11	①	a	がけ改善は費用の問題と意識の問題であり、助成金交付件数などの目標設定が定めにくい事業である。そのため平成18年度から助成要件の緩和や助成金額の拡大などによって市民の改善意識を高めるなどの対応を図った。
			②	b	チャレンジ性を目標に定めることは難しい。
			③	b	がけ改善は費用の問題と意識の問題であり、目標を定めることは難しい。
4	経済性・ 効率性 (15点)	11	①	b	要綱にもとづく助成要件の適正適用と助成金算定基準の適正運用
			②	a	平成18年度から助成制度の拡充を図る一方、同じく平成18年度から地域住宅交付金などの国費導入による事業費拡大を行い、がけ改善事業の推進を図っている。
			③	b	市民からの助成金交付申請に対して、速やかな現地調査を行い審査し、その結果の速やかな回答を行うなど、迅速な対応を図っている。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	6	①	b	要綱にもとづく助成要件の適正適用と助成金算定基準の適正運用に努めている。
			②	b	要綱にもとづく助成要件の適正適用と助成金算定基準の適正運用によって、市民とのトラブル防止を図っている。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	6	①	b	民地の防災工事に助成金事業を展開している自治体は全国的にも珍しい。がけ地改善に一定以上の助成金を交付することは、平地の所有者から見れば不公平感が生まれる。
			②	b	適切な受益者負担は行われているかどうかは、がけ地の所有者と平地の所有者との公平性や助成要件の適正運用や助成金算定基準の適正運用によって図られる。適切な受益者負担の程度が定めにくい。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	8	①	a	がけ防災相談セミナー開催や防災パトロールの実施により改善指導などを行い、助成金制度の紹介や応急対応事業など広く市民に情報を提供している。
			②	b	がけ防災事業に対する市民からの要望や苦情については、「市民からの提案」や「要望記録公表制度」等により、広く公開している。
8	市民との 協働(5点)	3	①	b	がけ防災意識の啓発によって、自らがけを保全する意識と市の助成制度の活用が相俟って「市民との協働」が図られる。そのため、がけ防災相談セミナーの開催や防災パトロールの実施が重要である。その意識はまだ不十分。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	①	b	環境負荷に大きな負担はあまり与えないと思われる。
総合評価 (100点)		68	C	事業対象区域や高さ要件(5m以上)が限定されているため、申請件数が少なかつたため、平成18年度より制度見直しを行い、市内全域に対象区域の拡大し、高さ要件も2m超とするなど拡充した。	

局による事業評価

**事業の目的**

がけ崩れ災害から市民の生命を守る。

**急傾斜地崩壊防止事業**

点数	abc 評価	理由、説明等
9	① b	公共事業によるがけ改善工事の対象とならない、がけ高5m未満の指定要件を満たさない工事について、所有者の自己負担が大きいことから、工事費の所有者負担部分について助成している。
	② b	近年、国内外で自然災害に対する危機感、不安感が高まっている中で、神奈川県は財政難により執行が困難になっていることから、国に対して指定要件の緩和や事業費の確保を求めている。
	③ b	急傾斜地法による防災工事は、公共事業として実施されており、市の負担は事業費の20%。事業の官民の役割分担としては、防災施設の管理は官、区域内の草木の伐採、排水溝の清掃等は民の管理と定められている。
9	① b	急傾斜地法で対象とならない、指定要件を満たさないがけ地に対する神奈川県の独自の助成制度であり、本市では地形が急峻な上に宅地化が進んでいるという特殊な事情を踏まえて、所有者負担部分を負担している。
	② b	市有がけのうち、一定の要件を満たす普通財産のみが防災工事の対象とされていることから、行政財産も対象とするように神奈川県と調整を行っている。
	③ b	横浜市防災計画の中で、がけ崩れ災害予防対策として急傾斜地崩壊危険区域の指定が位置付けられている。
9	① b	神奈川県の事業であること及びがけ周辺の住宅新築等により対象が増加することなどから、数値目標は定められていない。県の事業への協力を適切に行って土砂災害の危険性を軽減するという定性的な目標となっている。
	② b	急傾斜地法に基づく区域指定及び工事は神奈川県が行うもので、本市は本事業により指定協力・工事費用一部負担を事務的に行うものであるため、チャレンジ性のある取組を求めにくい。
	③ b	工事実施等により土砂災害の危険性は軽減されていると推測されるが、指標がないため明確には判断できない。
9	① b	神奈川県が行う工事に対する負担金の支出であるため、コスト削減という観点からはなじみにくい。国・県・市の負担割合の変更についての要望などは行われている。
	② b	指定要件の緩和や事業費の確保などについて、国家への要望を毎年行っている。
	③ b	県の工事実施に際して必要となる横浜市内の関係各局との調整が速やかに行われるよう、事前調整及び情報提供等を行うほか、会議にも同席している。
8	① a	急傾斜地関係法令及び要綱に基づき事業が進められている。
	② b	要綱において負担金の支出にあたってのフロー図を整理している。
6	① b	指定基準に基づき区域指定されているため、指定の際の公平性、公正性は保たれている。
	② b	指定区域内の土地所有者（市民）に対する受益者負担は法で定められており、公平性、公正性は保たれている。
8	① a	パンフレットやホームページ、相談セミナー・防災パトロール、あるいは市民からのがけ相談を受ける際に事業の紹介をしている。神奈川県作成のパンフレットにも本市の担当部署名を記して統一したPRを行っている。
	② b	急傾斜地の事業は全国一律の事業であり、がけ近隣住民にはおおむね周知されている。
3	① b	急傾斜地事業の市の役割分担は区域指定促進であるが、区域指定に向けて地元住民との連携を図りながら事業推進を図っている。
3	① b	神奈川県の事業に対する負担金の支出であり、なじまない。
64	C	神奈川県が実施主体となる急傾斜地の指定・工事に対して、本市はPRも含め適宜協力しているが、がけ周辺での住宅の新築等により対象が増加するなどの不確定要素があることから、工事件数等の数値目標は設定されておらず、がけの危険性についての現在の状況や今後の見通しが分かりにくい。

<b>事業の内容</b>	(1)神奈川県が行う「急傾斜地崩壊危険区域」の指定への協力 (2)「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づく崩壊危険区域における県施工の崩壊防止工事費の一部(原則20%)の負担
--------------	---

所管局課名

まちづくり調整局宅地企画課

評価項目		点数	adc 評価	理由、説明等	
1	適応性 (15点)	9	①	b	急傾斜地崩壊防止事業に対する市民ニーズは非常に多い。がけ高5m未満の指定要件を満たさない場合は公共事業によるがけ改善工事は困難。その場合は、自ら改善工事を行い、その工事費の一部を助成する制度を利用する。
			②	b	近年、国内外で自然災害に対する危機感、不安感が高まっている。そのため、がけの防災工事に対する市民の期待は高く、国に対して指定要件の緩和や事業費の確保により、事業の強力な推進を図ることを要望している。
			③	b	急傾斜地法による防災工事は、公共事業として実施されており、市の負担は事業費の20%。事業の官民の役割分担としては、防災施設の管理は官、区域内の草木の伐採、排水溝の清掃等は民の管理と定められている。
2	有効性 (15点)	13	①	b	急傾斜地法で対象とならない、指定要件を満たさないがけ地に対しては市の助成制度を設けて、事業の成果、効果を高めている。民地のがけ防災に対する助成制度は、全国でも横浜市と横須賀市だけである。
			②	a	市有がけのうち一定の要件を満たす普通財産は防災工事の対象となるが、行政財産は対象とならない。県は急傾斜地工事の際に、事業に重複を避けるため、各市有がけ所有者に対して工事照会を行い、工事を実施している。
			③	a	現在、国土交通省は、急傾斜地法(ハード事業)と土砂災害防止法(ソフト事業)を両輪として、我が国のがけ防災事業を展開している。
3	目標達成度 (15点)	9	①	b	県の事業であるため目標設定は難しい。
			②	b	県は急傾斜地崩壊危険区域指定と防止工事を実施するが、横浜市は区域指定までの間、速やかな区域指定が行われるよう区域指定までの間の地元との打ち合わせや調整などを行っている。
			③	b	県の事業であるため目標設定は難しい。
4	経済性・ 効率性 (15点)	9	①	b	県の事業であるため、コスト削減対象外である。
			②	b	指定要件の緩和や事業費の確保などについて国家要望を毎年行っている。
			③	b	県が工事実施に際して必要となる横浜市内の関係各局との調整が、すみやかに行われるよう事前調整等を行っている。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	6	①	b	県との「取り扱い方針」「協定書」にもとづき実施している。
			②	b	法に基づき受益者負担の割合が定められている。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	10	①	a	指定基準にもとづき区域指定されているため、指定の際の公平性、公正性は保たれている。
			②	a	指定区域内の土地所有者(市民)に対する受益者負担は、法で定められており公平性、公正性は保たれている。区域内の公共用地の所有者である市の場合、受益者負担をする部署としていない部署とがあり、統一されていない。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	8	①	a	助成金制度のパンフレットに記載して情報を提供しているほか、がけ防災相談セミナーや防災パトロールなどにおいて情報の提供を行っているほか、市民からのがけ相談を受ける際、事業の紹介など情報の提供を行っている。
			②	b	急傾斜地の事業は、全国一律の事業なので広く一般市民に周知されている。
8	市民との 協働(5点)	3	①	b	急傾斜地事業の市の役割分担は区域指定促進であるが、区域指定に向けて地元住民との連携を図りながら事業推進を図っている。本来の「市民との協働」とは少し意味合いが異なると思われる。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	①	b	市民の緑の保全意識の高まりを受けて、崩壊防止工事の実施に際して、可能な限り緑化が可能な工法を選択するなど環境負荷を与えないよう配慮し、県と連携しながら事業推進を図っている。
総合評価 (100点)		70	C	急傾斜地工事を土地所有者が自ら実施するためには、多大な費用と高度な技術力を必要とするため、急傾斜地崩壊防止事業の実施は市民の安全・安心が確保されるため、事業効果は高い。	

局による事業評価



<b>事業の目的</b>	がけ防災のPR等を行うことにより、市民の防災意識を高める。
--------------	-------------------------------

宅地防災啓発強化事業

点数	adc 評価	理由、説明等
13	① a	平成16年の台風22・23号で市内322箇所のがけ崩れが発生し、その復旧に困窮した市民に対して、安全ながけ管理手法の技術指導や助成制度の見直しによる制度拡充などを図るため、事業化されたものである。
	② a	平成16年の台風被害をはじめ、それ以後に発生した中越地震やスマトラ沖地震などにより災害対策への関心が高まる中で、日ごろからどのようにがけの安全管理を心掛けたらよいのかなどについて情報提供を行っている。
	③ b	民事の法律相談は弁護士、工事関連は建設業協会加盟企業、総合的なコーディネートは行政という役割分担の下にセミナーを実施している。
11	① a	がけ防災のために必要な知識を高めてもらうため、市民の防災意識向上のための「がけ防災相談会」を開催し、がけ崩れ予防のノウハウ、緊急時の窓口紹介、助成制度の説明、技術的アドバイスなどを行っている。
	② b	セミナーの開催や市主催のパトロールでは調整の必要は生じないが、急傾斜地指定の関係で神奈川県職員との現地調査に赴いたり、神奈川県主催の急傾斜地のパトロールに参加することはある。
	③ b	平成17年度及び18年度の局運営方針の中で、重点推進施策として「がけ地防災の推進」が位置付けられており、防災セミナー及び防災パトロールの実施を行うこととされている。
9	① b	がけに対する市民意識の啓発などを目的に、がけ相談会の開催や助成制度の拡充などを目標としている。
	② b	がけ相談会の開催や助成制度の拡充については予算措置されているものである。
	③ b	がけ相談会の開催や助成制度の拡充は予定通り行われたが、そのことによりどの程度市民の防災意識が高まったか不明である。
9	① b	がけ防災相談会の開催に当たって、極力、公共施設利用による開催や市職員の応援体制を図る（代休対応）ことなどによりコスト削減に努めた。
	② b	相談やパトロールでは該当する補助制度がない。
	③ b	セミナーの開催にあたっては、まず平成16年の台風22・23号による被害が最も大きかった3区において関心が高いことを見込み、先行的に実施することとした。
8	① a	宅地造成等規制法、建築基準法などに基づき、要綱を作成して事業が進められている。
	② b	個人情報の取扱いには配慮し、弁護士への法律相談にも市は基本的に関与せず、パーテーションを区切って相談を受けている。
4	① b	平成16年の台風22・23号で特に被害の大きかった3区（戸塚区、保土ヶ谷区、港北区）において先行的にセミナーを開催した。平成18年度は西区、南区、金沢区でも開催予定であるが、周辺区の市民も参加できるものである。
	② c	特に検討はされていない。
4	① b	チラシ配布や広報よこはまへの掲載、開催に関する記者発表などの広報活動により、延べ200人の市民の参加を得た。
	② c	ホームページではセミナー開催時の写真等が掲載されているのみで、事業に関する説明や相談セミナー開催結果などについては掲載されていない。
3	① b	平成16年の台風22・23号により、がけ崩れの発生件数が多かった区を選択し、区役所・横浜建設業協会・市民などと協働してがけ改善の取組を行った。
3	① b	市役所の標準的な取組として紙の使用量の削減等に努めている。
64	C	平成17年度から新たに始めた事業であるが、相談セミナーの開催実績についての事後検証が行われておらず、ホームページなどで事業に関する説明や相談セミナー開催結果などについても広報されていないことから、セミナーを開催したことによる効果が分かりにくい。

監査委員による事業評価



<b>事業の内容</b>	区役所、横浜建設業協会との協働による、がけ所有者の責務、がけ崩れ予防のノウハウ、緊急時の窓口紹介、がけ崩れ予防・復旧工事助成制度等の説明、技術的アドバイス、がけ防災のために必要な隣地関係についての民事相談などの相談会等の実施
--------------	--

所管局課名  
まちづくり調整局宅地企画課

評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	13	① b	平成16年の台風22号、23号で市内322箇所のがけ崩れが発生し、その復旧に困窮した市民に対して、安全ながけ管理手法の技術指導や助成制度の見直しによる制度拡充などを図るため事業化。
			② a	平成16年度の台風被害をはじめとして、それ以後に発生した中越地震やスマトラ沖地震などにより災害対策への関心が高まる中で、日頃からどのようにがけの安全管理を心がけたら良いのかなどについて情報提供を行った。
			③ a	がけ崩れが発生した場合の役割分担として、民事上の法律相談は弁護士、復旧・予防工事は市民自らによる工事の実施、行政は復旧・予防の助成金交付のほか、がけ地防災の総合的なコーディネーターとしての役割を担っている。
2	有効性 (15点)	13	① a	市民の防災意識向上のための「がけ防災相談会」を開催し、がけ崩れ予防のノウハウ、緊急時の窓口紹介、助成制度の説明、技術的アドバイスなど、がけ防災のために必要な知識を高めてもらう。
			② b	「がけ防災相談セミナー」の開催に際し、区役所と連携・調整し、チラシ配布や広報「よこはま」各区版への記載など、広報活動を精力的に行い、市民の多くの参加を得て、相談セミナーを開催した。
			③ a	平成17年度の運営方針「がけの防災対策の推進」にもとづき、市民ニーズを反映して助成制度の見直しなどを行った。
3	目標達成度 (15点)	9	① b	がけに対する市民意識の啓発などを目的に、がけ相談会の開催や平成16年度の台風22、23号時のがけ崩れ322箇所のパトロールの実施などを目標設定した。
			② b	「市民のがけ防災に対する意識啓発を図る」という点でのチャレンジ性のある目標を設定した。
			③ b	市内3区で「がけ防災相談セミナー」を開催したほか、宅地防災パトロールについては、平成16年度の台風22、23号のがけ崩れ被害箇所322箇所のうち151箇所についてパトロールを実施した。
4	経済性・ 効率性 (15点)	9	① b	がけ防災相談会の開催にあたって、極力、公共施設利用による開催や市職員の応援体制を図る（代休対応）ことなどにより支出削減に努めた。
			② b	該当しない。
			③ b	部内の連絡調整や該当区などとの綿密な打ち合わせを行い、「がけ防災相談セミナー」の効果的な開催に努める一方、区役所と連携を図り「宅地防災パトロール」の効率的な実施に努めた。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	6	① b	該当しない。
			② b	個人情報の取り扱いには配慮している。弁護士への法律相談などにも基本的には関与せず、パーティーなどで仕切り相談を受けるよう配慮している。新聞記事での現地写真なども個人が特定されないよう配慮している。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	6	① b	平成16年の台風22、23号において市内でがけ崩れ件数の特に多かった保土ヶ谷区、港北区、戸塚区の3区を優先的ながけ防災相談セミナーを実施した。
			② b	主ながけ崩れ災害防止を目的とした意識啓発のためのセミナーやパトロールのため該当しない。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	6	① b	チラシ配布や広報「よこはま」への掲載、開催に関する記者発表など、広報活動を精力的に行い、市民の多くの参加を得て、効果的な相談会、パトロールの開催ができた。
			② b	チラシ配布や広報「よこはま」への掲載、開催に関する記者発表など、広報活動を精力的に行い、市民の多くの参加を得て、効果的な相談会、パトロールの開催ができた。
8	市民との 協働(5点)	3	① b	平成16年10月の台風22号及び23号により、がけ崩れの発生件数が多かった区を選択し、区役所・横浜建設業協会・市民などと協働してがけ改善の取り組みを行った。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	① b	該当しない。
総合評価 (100点)		68	C	平成16年の台風22号、23号のがけ崩れ災害の結果、がけ防災に対する市民への意識啓発が必要と認識され、「相談会」を開催。その効果の発現と維持のため、今後も継続することの必要性が確認された。

局による事業評価

#### ④ 「防災及び災害復旧体制の充実強化」

評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等
1	適応性 (10点)	8	① a	地震・風水害等の大型自然災害が多発していることを背景に、平成17年度の市民意識調査では、“防災”に対する市民の関心度は“防犯”に次ぐ2位となっており、安全・安心を求める市民の要望は強い。 本施策は、被災時の対応を行政だけで行うことが困難であることを踏まえ、地域の防災力を高めるため、日ごろから市民が自主的に防災活動を展開できるように、防災組織の運営や防災訓練、防災資機材取扱者の育成などを進めるものであり、市民の要望に沿った施策である。
			② b	高齢者や障害者などの災害弱者、いわゆる災害時要援護者が、地震等の被災時に逃げ遅れる事故が全国で多く見られている。災害時要援護者を地域で支援していくための課題意識が市民の間に生まれており、国においても今後の自治体の重要な取組事項として位置付けられている。 本施策ではこうした社会情勢を踏まえ、課題解決に向けた事業も進めているが、災害時要援護者の具体的な避難などについて、まだ十分な体制になっていない。
2	有効性 (10点)	8	① b	施策の目的の実現に向け、地域防災活動の支援、地域防災拠点の運営、防災資機材の取扱者等の人材育成などの事業で施策が構成されている。 ただし、育成した人材の活躍の場が十分設けられていないことや、防災訓練参加者の偏りといったことも見受けられるため、事業構成の検討が求められる。
			② a	本施策は、中期政策プランにおいて「市民のだれもが安心して日常生活を送り、災害などが発生しても市民の安全が守られ、早期に都市機能が復旧する、災害に強い都市づくりを進める」こととしたものであり、総合的な防災対策を推進している。 また、横浜市防災計画では「地域防災力強化の取組み」や「災害に強い人づくり」、「災害に強い地域づくり」などの項目中で具体の事業を挙げており、体系的に推進されている。
3	目標達成度 (10点)	6	① b	横浜市防災計画では、地域防災拠点の整備や備蓄物資の充実など、個々の事業において具体的な目標値を明確にしているものもあるが、中期政策プランにおいては「市民のだれもが安心して日常生活を送り、災害などが発生しても市民の安全が守られ、早期に都市機能が復旧する、災害に強い都市づくりを進める」ことを目指す、定性的な目標となっている。
			② b	中期政策プランに掲げた「災害に強い都市づくり」のために、地域防災拠点運営の支援、人材の育成、避難場所・物資の拡充が図られている。 個々の項目においては成果が出されているが、施策総体としての具体的な指標が設けられていないため、施策の達成度を測ることは困難である。
小計 (30点)		22	B	小中学校を活用した地域防災拠点の整備や、防災資機材や食料・飲料水等の備蓄など、防災基盤の整備が着実に進められている。 さらに、地域での防災訓練等の活動支援や防災資機材取扱リーダー等の人材育成、市民との協働による応急給水対策など、自主的な防災活動の展開を支援している。 一方、被災時における要援護者の逃げ遅れが全国的に問題となっていることから、避難を支援する地域住民を特定するなど、円滑な避難を可能とする体制を整えるとともに、地域防災拠点での避難生活が困難である場合の受け皿となる特別避難場所を確保するなど、早急な対応が求められる。 被災時の対応を行政だけで行うには限界があることから、地域の自主的な防災活動の支援及び行政との連携の推進により、地域の防災力を向上させていくことが必要である。
事業評価計 (70点)		53		
総合評価 (100点)		75		

監査委員による施策評価

評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等
局 に よ る 施 策 評 価	1 適応性 (10点)	8	① b	市民意識調査で市政への要望として、地震などの災害対策がいつも上位を占めている中、平常時の防災訓練や、避難訓練等は充実している。 発災時における迅速な復旧体制の確立や市民の安全確保が最も重要であり、各事業共に積極的に取り組んでいるが、更なる充実強化を図っていく。
			② a	17年度に横浜市防災計画災害対策編の見直しを行い、災害対策物資の計画的な更新をはかると共に、地域防災拠点を中心とした地域活動の支援などにより、災害に強いまちづくりを進めている。
	2 有効性 (10点)	10	① a	発災時市民生活を脅かすさまざまな災害に対し機動力を発揮すると共に、各局間では横断的に対応が出来るが、緊急事態でも平常時と同じように出来るように日頃から各事業に当たっている職員は尚一層危機感を持って対応していく。
			② a	市民の誰もが安心して日常生活を送り、災害などが発生しても市民の安全が守られ、一日でも早い復旧を目指すため、互いに連携をとりあい災害に強い都市作りを進めている。
	3 目標達成度 (10点)	6	① b	市内の発災時応急対策及び復旧・復興対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を保護することを基本として各事業毎に目標を設定している。 しかし一部の事業において、具体的な目標を設定することが馴染まない事業があるので、今後視点を変え目標を設定できるように検討していく。
			② b	社会情勢の変化を踏まえ、横浜市防災計画震災対策編の見直しや、各事業毎にも随時見直しを行い目標を達成している。 しかし一部の事業において、目標を設定することが馴染まない事業があるので、今後視点を変え目標を設定し、達成できるように検討していく。
	小計 (30点)	24		市民ニーズの多様化に配慮した備蓄品目の追加など、防災備蓄計画の充実や防災ボランティアとの連携・協力体制の強化を図り、災害に強い都市づくりと市民の誰もが安心して生活できるまちづくりの実現に向け、市民・ボランティア・防災関連機関との連携を深めている。 地域防災力や行政の即応力を更に強化するとともに、防災基盤の整備を促進するなど総合的に震災対策は無くしてはならない施策のひとつであり、より一層の推進を図っていく。
	事業評価計 (70点)	53		
	総合評価 (100点)	77	B	

災害対策備蓄事業

事業の目的		災害時等における迅速・的確な救助活動が行えるよう、災害救助物資の備蓄を行う。	
点数	abc 評価	理由、説明等	
15	① a	各区役所を通して地域防災拠点からの備蓄の充実に関する要望を受けており、横浜市防災計画の見直しに際して、栄養価・保存性等を踏まえて品目を追加している。	
	② a	横浜市防災計画の改訂において、南関東地震の想定避難者数の見直しや帰宅困難者対策を新たに設けたことを踏まえ、備蓄計画が見直された。	
	③ a	災害復旧が長期化する場合に備えて、被災時に食料の供給を受けられるよう、流通企業・団体等と食料供給協定を締結している。	
13	① a	備蓄食料は方面別備蓄庫などを活用して在庫切れを起こさないように調整している。また、被災時に迅速に食料供給ができるよう、流通企業・団体等と食料供給協定を締結し、被災場所へ物資補給を行うこととしている。	
	② b	保管場所である区役所や各区の消防出張所、休日急患診療所と備蓄物資の在庫管理等について調整が行われている。	
	③ a	横浜市防災計画の中で備蓄量が定められており、計画的な更新を図ることで地域防災力の充実強化に寄与している。	
11	① b	横浜市防災計画において各備蓄庫に配備する品目・数量等が定められており、品質を保持するため、年2回の点検を行うこととしている。	
	② b	横浜市防災計画に沿って進められており、その定めを上回る内容の備蓄は実施していない。	
	③ a	備蓄計画数を維持するため、備蓄食料の更新や補充を行った。	
13	① a	平成17年度に南関東地震の想定避難者数の見直しや、新たな帰宅困難者対策を反映したことで、結果的に備蓄数量を3日分から2日分に減らした。	
	② b	なじまない。	
	③ a	定期的な在庫管理を行い、無駄のないよう配慮して事業執行している。また更新時期が迫った備蓄食料は、防災訓練時に用いたり、海外支援のために有効活用した。	
8	① a	横浜市防災計画に基づいて備蓄を進めている。	
	② b	定期的な在庫管理等、保守点検を行うことで適切に運用している。	
6	① b	備蓄食料の購入に際しては、行政運営調整局契約財産部に契約依頼をして、透明性・公平性を保っている。	
	② b	災害時の避難場所であり、市民すべてが受益者であるため、受益者負担の考えはなじまない。	
8	① a	各区と連携し、地域防災拠点運営委員等の協力を通して自治会町内会に周知しており、また防災訓練等の際に広く市民に情報が提供されている。	
	② b	防災マップなどを通じ、地域防災拠点を分かりやすく示している。ホームページでは横浜市防災計画を掲載しているが、この中で備蓄物資の一覧などが閲覧できるようになっている。	
5	① a	市内すべての地域防災拠点において、地域防災拠点運営委員を中心に運営マニュアルを作成し、防災備蓄庫を管理している。	
5	① a	更新時期が迫った備蓄食料を有効活用している。	
84	B	流通企業等から食料の供給を受けられるよう協定を締結しており、災害復旧が長期化する場合にも備えている。また、更新時期の近い備蓄食料を新たに海外緊急支援に用いることで、一層の有効活用が図られている。	



<b>事業の内容</b>	方面別備蓄庫の保守・管理
--------------	--------------

所管局課名

安全管理局地域安全支援課

評価項目		点数	adc 評価	理由、説明等
<b>局 に よ る 事 業 評 価</b>	1 適応性 (15点)	15	① a	発災直後は道路障害等により、物資輸送が困難となり、食品の流通も混乱し、一時的に被災した市民の食料は不足が予想されるため、市民の安全確保に係る食料と水を最低限確保している。
			② a	乾パン等の食料及び水缶詰を備蓄していますが、17年度に南関東地震の想定避難者数の見直しと、新たな帰宅困難者対策に伴い備蓄計画を見直している。
			③ a	迅速な食料供給を図り、流通企業・団体等と食糧供給協定を締結し、被災場所へ物資補給を行うこととした。
	2 有効性 (15点)	11	① b	毎年2回の備蓄庫の在庫管理を行い備蓄計画数を維持するため、食糧の補充や期限切れを更新している。
			② b	保管場所である区役所や各区の消防出張所、休日急患診療所と調整を行っている。
			③ a	横浜市防災計画に基づいて行っている。
	3 目標達成度 (15点)	9	① b	備蓄計画数を維持するため、食糧の補充や期限切れを更新する。
			② b	賞味期限切れが迫った備蓄食料の有効な活用の取組をしている。
			③ b	備蓄計画数を維持するため、食糧の補充や期限切れを更新している。
4 経済性・ 効率性 (15点)	11	① a	17年度に南関東地震の想定避難者数の見直しと、新たな帰宅困難者対策に伴い備蓄数量を減らした。	
		② b	着眼点が事業を評価するに適さない。	
		③ b	定期的な在庫管理を行い、無駄のない事業執行に務めている。	
5 法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	8	① a	横浜市防災計画に基づいて行っている。	
		② b	定期的な在庫管理等、保守点検を行うことで適切に運用している。	
6 社会的 公平性・ 公正性 (10点)	8	① a	備蓄食糧の購入に際しては、行政運営調整局契約財産部に契約依頼をして、透明性・公平性を保っている。	
		② b	災害時の避難場所であり、市民全てが受益者であるため、使用者負担などの考えはなじまない。	
7 説明責任・ 情報公開 (10点)	6	① b	地域防災拠点運営委員等が町内会・自治会に働きかけて、防災訓練等を行い、広く市民に情報を提供している。	
		② b	防災マップなどを通じ、地域防災拠点を判りやすく示している。	
8 市民との 協働(5点)	3	① b	地域防災拠点運営委員が先頭に立ち、運営マニュアルを作成し、防災備蓄庫を管理している。	
9 環境負荷の 低減(5点)	3	① b	賞味期限切れが迫った備蓄食料の有効な活用の取組をしている。	
総合評価 (100点)	74	B	事業そのものが災害対策備蓄事業という市民にとって、必要不可欠なものである。	

地域防災力向上事業

事業の目的		大地震等の災害に備え、地域防災体制の確立を図るため、地域防災拠点を単位とした防災組織の育成・強化を図る。	
点数	abc 評価	理由、説明等	
11	①	b	地域防災拠点運営委員会や自治会等を単位とする町の防災組織の意見を踏まえて、これらの防災活動を支援している。
	②	b	深刻な自然災害が他都市で続発し、防災に対する市民の関心が高まっていることを踏まえて、市民の自主的な防災活動を支援している。
	③	a	被災時の対応を行政だけで行うことが困難であることを踏まえ、地域の防災力向上を日ごろから支援しており、地域防災拠点等における訓練状況を報告書により確認している。
9	①	b	自治会町内会長などの参加する各区の地域防災拠点運営委員総会に出席し、活動状況、要望などの把握に努めている。
	②	b	地域には地域防災拠点運営委員会と町の防災組織があり、それぞれに補助金が交付されているが、類似する活動があり、適宜調整を行っている。
	③	b	横浜市防災計画に沿って地域防災力の向上のため、地域防災拠点等における防災訓練等の活動を支援している。
9	①	b	地域防災拠点や自治会町内会等を単位として防災組織の育成・強化を図ることを目的としている。
	②	b	定性的な目標はあるが、数値等を示した飛躍的な目標は設定されていない。
	③	b	すべての地域防災拠点の運営委員会に対して補助を実施し、また町の防災組織に対する補助も申請のあった組織に交付しているが、育成・強化につながったことについての検証は行われていない。
11	①	b	平成16年度より「町の防災組織活動支援」において、本市の財政状況を踏まえて交付金額を減額見直した。平成17年度は据置きとなっている。
	②	a	神奈川県補助金を導入し、新規財源を確保した。
	③	b	地域防災拠点運営委員総会に出席し、決算及び予算案の報告を受けて確認している。
8	①	a	横浜市地域防災活動奨励助成金交付要綱及び横浜市町の防災組織活動支援要綱に基づき適正に行われている。
	②	b	自治会町内会、地域防災拠点運営委員会あての送付文書については、誤送付がないように職員による二重の確認を行っている。
8	①	a	地域防災拠点運営委員会や自治会町内会のほか、自治会町内会に加入していない世帯も対象として、公平性を保つようにしている。
	②	b	本事業が支援する防災活動は市民一般が受益者となるため、受益者負担の考えはなじまない。
6	①	b	自治会町内会や防災拠点運営委員会等を通して市民に防災訓練や講習会等に関する情報を提供している。
	②	b	区役所と連携し、自治会町内会等の回覧板による地域への情報提供を図っている。
3	①	b	市民が自主的に行う防災活動の状況については、地域防災拠点運営委員総会において、また報告書等で確認している。
3	①	b	更新時期が迫った備蓄食料が有効活用されている。
68		C	大地震等に備えて地域防災力の向上を図るため、地域防災拠点運営委員会と町の防災組織に対して、防災活動に係る補助金を交付しており、飛躍的な目標設定はないが、各地域の防災体制はおおむね横浜市防災計画にのっとり推進されている。

監査委員による事業評価

<b>事業の内容</b>	「町の防災組織」及び「地域防災拠点運営委員会」が行う防災活動を支援するための奨励金交付
--------------	---

所管局課名

安全管理局地域安全支援課

評価項目		点数	adc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	11	① b	各区の地域が相互に協力して災害に対応出来る体制を確立するため、「町の防災組織活動支援」および「地域防災活動奨励助成」の防災活動を支援する。
			② a	平成16年度より、「町の防災組織活動支援」において、交付金額を減額見直しをした。
			③ b	着眼点が事業を評価するに適さない。
2	有効性 (15点)	13	① a	年1回各区の地域防災拠点運営委員総会に出席し、確認している。
			② b	類似する活動があるため、調整をしている。
			③ a	横浜市地域防災活動奨励助成金交付要綱ならびに横浜市町の防災組織活動支援要綱に基づき進めている。
3	目標達成度 (15点)	9	① b	地域防災拠点数や世帯数で交付金額が決まるので、評価するに適さない。
			② b	着眼点が事業を評価するに適さない。
			③ b	着眼点が事業を評価するに適さない。
4	経済性・ 効率性 (15点)	13	① a	平成16年度より、「町の防災組織活動支援」において、交付金額を減額見直しをした。
			② b	着眼点が事業を評価するに適さない。
			③ a	地域防災拠点運営委員総会に出席し、決算報告ならびに予算案の報告を受けて確認している。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	8	① a	横浜市地域防災活動奨励助成金交付要綱ならびに横浜市町の防災組織活動支援要綱に基づき適正に行われている。
			② b	自治会・町内会、運営委員会あての送付文書については、誤送付が無いようにダブルチェックを行うと共に区と調整を図っている。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	8	① a	防災拠点運営委員会や自治会・町内会と町内会等に参加していない世帯に対しても対象としているので、公平性を保っている。
			② b	防災訓練等ほぼ市民全てが受益者であるため、使用者負担などの考えはなじまない。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	6	① b	市連会・区連会・防災拠点運営委員会等広く市民に情報を提供している。
			② b	町内会等の回覧板で情報を提供している。
8	市民との 協働(5点)	3	① b	市民が自主的に防災訓練を行い、共助を行っている。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	① b	賞味期限切れが迫った備蓄食料の有効な活用の取組をしている。
総合評価 (100点)		74	B	事業そのものが地域防災力向上事業という市民にとって、必要不可欠なものである。

局による事業評価

**事業の目的**

教育長から依頼のある学校について、教室型防災備蓄庫を教室に復旧するため、校地型防災備蓄庫(1か所)を新設する。また、これまでに整備した防災備蓄庫、防災資機材及び携帯電話の維持管理を行う。

**地域防災拠点事業**

**監査委員による事業評価**

点数	abc 評価	理由、説明等
11	① b	いつ起こるかかわからない大規模震災に備えて防災備蓄庫等の整備を進めており、災害対策を求める市民ニーズを踏まえて実施している。
	② b	阪神・淡路大震災を契機に地域防災力強化の一環として、平成7年度から整備を始めた事業であり、その後も続発する震災に照らし、拠点整備・維持を図っている。
	③ a	地域の自主的な活動を求めて地域防災拠点を整備しており、防災訓練等は地域防災拠点運営委員会と協働して実施されている。
11	① b	各地域防災拠点に運営委員会が設けられ、補助金交付により自主的な拠点の運営が行われている。
	② a	各地域防災拠点の運営に際して、区役所の職員も参加するなど、各区との連携調整を行いながら事業を進めている。
	③ b	横浜市防災計画に沿って地域防災拠点の整備及び運営委員会の運営を支援している。
9	① b	小中学校の新設・統廃合による地域防災拠点の増減・移設について、教育委員会と連携調整しながら、拠点の区割りを適切に実施することを目標としている。
	② b	横浜市防災計画に定めた必要箇所は全て整備済みである。
	③ b	平成17年度に統廃合された小中学校については代替の拠点を措置し、また空き教室の活用に伴う校地への備蓄庫移設等を実施したが、区割りの適否については判断ができない。
7	① b	備品調達の契約及び備蓄庫の設計等をそれぞれ関連局と調整することで適正な執行額にとどめ、無駄なコスト発生を回避している。
	② c	備蓄庫の整備など、地域防災力の強化を目的とする国、神奈川県等の補助金の導入が検討されていない。
	③ b	備蓄する食料の購入は横浜市防災計画に沿って行い、無駄のないよう事業執行している。
8	① a	横浜市防災計画に基づいて、地域防災拠点の整備を進めている。
	② b	地域防災拠点の運営マニュアルに基づき、発災時に迅速かつ的確な対応ができる体制を整備している。
8	① a	防災資機材の購入などは各拠点で同じ品目・数量を整えており、公平性を保っている。
	② b	災害時の避難行動等の拠点を整備する事業であり、市民一般が受益者となるため、受益者負担の考えはなじまない。
10	① a	地域防災拠点運営委員会や自治会町内会を通して地域に情報を提供している。また、区役所と連携し、拠点の位置をマップやホームページ等に掲載することで周知を図っている。
	② a	防災マップやホームページなどにより、地域防災拠点を分かりやすく示している。
5	① a	本市が地域防災拠点を整備し、地域防災拠点運営委員会が運営を行う、市民との協働事業である。
3	① b	日常的に紙の使用量の削減などISOに基づく対応に努めている。
72	B	小中学校の新設・統廃合などに伴う拠点の設置・移設が適宜行われている。また、各拠点の運営委員会には区の職員も参加するなど、区との連携調整も図っている。地域防災拠点の整備・運営は市民との協働により進められている。



<b>事業の内容</b>	(1)これまでに整備した地域防災拠点の防災備蓄庫や携帯電話などの維持管理 (2)教育長からの依頼により、教室型防災備蓄庫を教室に復旧するための校地型防災備蓄庫の新設
--------------	---

所管局課名

安全管理局地域安全支援課

評価項目		点数	adc 評価	理由、説明等	
<b>局 に よ る 事 業 評 価</b>	1 適応性 (15点)	13	① a	震災時の避難場所に指定した市立小・中学校に防災備蓄庫を設置し、人命救助・救護用資機材、食糧や飲料水および避難生活に必要な物資を備蓄した、地域防災拠点を454箇所整備した。	
			② a	阪神淡路大震災を契機に平成7年度から整備を始め平成10年度に完備した。	
			③ b	共助事業として官が整備して民が運営を行う、協働事業である。	
		2 有効性 (15点)	11	① b	運営主体を地域・学校・区からなる地域防災拠点運営委員会を設立し、運営経費を助成している。
		② b		区との連携調整を強め、運営委員会をバックアップしている。	
		③ a		横浜市防災計画に基づいて行っている。	
		3 目標達成度 (15点)	9	① b	児童数の増減により、新設校および統廃合に伴う拠点の増減が発生するので、教育委員会から示される増減対応を目標に設定している。
		② b		着眼点が事業を評価するに適さない。	
		③ b		教育委員会から示された期限は、年度末完結であり、それに向かい事業を進めている。	
	4 経済性・効率性 (15点)	11	① b	適正な備品調達には行政運営調整局で公平に、新設備蓄庫はまちづくり調整局が適正に整備を進めている。	
	② b		備蓄庫新設に伴う設置費や購入品および統廃合に伴う移設費等を予算要求時に反映させ、適正に執行している。		
	③ a		防災備蓄計画にない品目は購入せず、無駄のない事業執行をしている。		
	5 合規性・正確性・安全性 (10点)	8	① a	横浜市防災計画に基づいて行っている。	
	② b		地域防災拠点の運営マニュアルに基づき、迅速かつ的確な対応が出来る体制を整備している。		
	6 社会的公平性・公正性 (10点)	8	① a	地域防災拠点運営委員総会で決算報告や次年度の予算案を審議して、公平性透明性を図っている。	
	② b		災害時の避難場所でもり、市民すべてが受益者であるため、使用者負担などの考えはなじまない。		
	7 説明責任・情報公開 (10点)	6	① b	地域防災拠点運営委員会が地域に情報を提供している。また、自治会町内会でも周知している。	
	② b		防災マップなどを通じ、地域防災拠点を判りやすく示している。		
	8 市民との協働 (5点)	3	① b	共助事業として官が整備して民が運営を行う、協働して事業を進めている。	
	9 環境負荷の低減 (5点)	3	① b	賞味期限切れが迫った備蓄食料の有効な活用の取組をしている。	
総合評価 (100点)		72	B	事業そのものが地域防災拠点事業という市民にとって、必要不可欠なものである。	

横浜防災ライセンス事業

事業の目的		地域防災拠点に備えている防災資機材の取扱講習を実施し、地域の防災活動のリーダーとなるような人材を養成して地域防災力の向上を図る。	
点数	abc 評価	理由、説明等	
13	① a	地域防災拠点に備えている防災資機材を取り扱うことのできる人材を養成するもので、市民が求める災害対応能力の向上を図る事業の一環として、各地域での自助・共助による防災を促進している。	
	② b	平成7年の阪神・淡路大震災を受けて、被災地での救助活動に自助・共助が欠かせないものとなっており、本事業はこれを促進するものである。	
	③ a	ライセンス講習等を本市が実施する一方、資機材取扱リーダー等はボランティアとして地域に赴き、資機材の取扱方法を地域に伝える役割を担っている。	
13	① b	ライセンス講習会場を市域内に分散させ、各地域で育成することで、地域で知識や技術を伝える波及効果が期待できる。しかし、資機材取扱リーダー等の地域活動の場は十分に設けられていない。	
	② a	講習会開催にあたっては、年間の日程・場所を計画し、水道局・資源循環局・各区及び消防署と連携をとることで、施設などを使った効果的な訓練が一度の機会で行えるよう調整している。	
	③ a	横浜本市防災計画における地域防災力強化の趣旨に沿って事業を進めており、地域防災力の充実強化に寄与している。	
11	① a	平成17年度では720名の資機材取扱リーダーと12名の指導員を養成することを目標とした。	
	② b	5年後の平成22年度までに6,500名の資機材取扱リーダーと100名の指導員を養成し、バランスよく各地域防災拠点に配置できるよう、全区での講習実施を予定している。	
	③ b	平成17年度までの計画では資機材取扱リーダー1,080名、指導員36名を目標としたところ、それぞれ1,068名、36名を養成し、おおむね目標を達成している。	
9	① b	講習はボランティア等を活用することで、謝礼金等の支出を抑えるなど、コスト削減の意識をもって事業を進めている。	
	② b	指導員は最低3年のボランティア活動を約束しており、その活動のための作業服を交付しているが、当該作業服への広告導入を検討している。	
	③ b	全区で講習会を開催することにより、バランスよく各地域防災拠点に資機材取扱リーダー等が配置され、さらに、こうしたリーダーを中心とする地域の活動が活発化する副次効果も考えている。	
8	① a	横浜本市防災計画における地域防災力強化の趣旨に沿って事業を進めている。	
	② b	講習会での資機材取扱時の事故等に備え、損害保険及び賠償責任保険に加入し、体制を整えている。	
8	① a	ライセンス講習案内はホームページや区の広報に掲載し、応募者を募り定員がオーバーした場合、公平に選出（くじ引き）している。16歳以上の横浜市民であれば誰でも受講できるものである。	
	② b	ライセンス習得後、防災訓練等にボランティアで活動してもらうのが目的であり、受講者負担などの考えはなじまない。	
8	① a	ライセンス講習案内はホームページや区の広報に掲載し、応募者を募っている。また、各区の広報相談係等で案内を配布して、広く情報を提供している。	
	② b	講習案内や申込みはがきの記入例等を案内の中に掲載している。	
5	① a	資機材取扱リーダーや指導員はボランティアとして、地域で知識や技術の普及に努めることができ、防災活動における官民の協働体制がとれている。	
3	① b	更新時期が迫った備蓄食料が訓練の時に配布され、有効活用されている。	
78	B	既に1,000人を超える資機材取扱リーダー等を育成しているが、防災について関心の低い市民への啓発も引き続き行い、一層の人材養成を図る必要がある。また、養成したリーダー等が各地域防災拠点の活動とつながるような、地域とリーダー等を仲介する仕組みが十分でない。	

<b>事業の内容</b>	(1) 避難生活に必要な資機材を取り扱う「生活資機材取扱リーダー」の養成 (2) 救助活動に必要な資機材を取り扱う「救助資機材取扱リーダー」の養成 (3) リーダーを目指す市民に指導する「資機材取扱指導員」の養成
--------------	--

所管局課名

安全管理局地域安全支援課

評価項目		点数	adc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	13	① a	地域防災拠点に備えている防災資機材の取り扱い講習を行い。ライセンスを交付し、地域における災害時の応急活動や平常時の防災訓練の場で日頃から習得した知識や技術をそれぞれの地域で防災活動に役立てています。
			② b	リーダーの育成は、各区のバランスを考慮しながら養成しています。
			③ a	ライセンスを習得後はボランティアとして、地域に赴いていただき、資機材の取扱方を地域の皆さんに知識や技術を伝え、市民の中で輪を広げていくもので、市民との協働事業として位地づけている。
2	有効性 (15点)	15	① a	ライセンスを習得後はボランティアとして、地域に赴いていただき、地域の皆さんに知識や技術を伝えている。
			② a	リーダー講習会では水道局・資源循環局各区消防署と連携をとり、調整を図っている。
			③ a	横浜防災ライセンス実施要項に基づき、事業を進めている。
3	目標達成度 (15点)	9	① b	22年度までに6500名のリーダーと、100名の指導員を養成します。
			② b	全区展開し、バランスよく各地域防災拠点にリーダーが配置できるように目指します。
			③ b	平成17年度までの計画ではリーダー1080名、指導員36名を目標として、実績としてリーダー1068名、指導員36名を養成し、目標をクリアしています。
4	経済性・ 効率性 (15点)	9	① b	ライセンスを養成しますが、講習における謝礼金等が発生せず、ボランティアとして活動していただき、コスト縮減がなされている。
			② b	指導員等の作業服に対し、広告導入を検討していきます。
			③ b	全区展開し、バランスよく各地域防災拠点にリーダーが配置できるように目指します。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	6	① b	横浜防災ライセンス実施要項に基づき、事業を進めている。
			② b	講習会での事故に備え、損害保険および賠償責任保険に加入し、体制を整えている。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	8	① a	ライセンス講習案内はホームページや区の広報に掲載し、応募者を募り定員がオーバーした場合、公平に選出(くじ引き)している。
			② b	ライセンス習得後防災訓練等にボランティアで活動してもらうのが目的であり、受講者負担などの考えはなじまない。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	6	① b	ライセンス講習案内はホームページや区の広報に掲載し、応募者を募っている。また、各区の広報相談係り等に配布して、広く情報を提供している。
			② b	講習案内や申し込みはがきの記入例等を掲載し、判りやすいように工夫した。
8	市民との 協働(5点)	5	① a	リーダーや指導員はボランティアとして、地域に戻り、知識や技術を地域の皆さまに伝え、市民の中で輪を広げている。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	① b	賞味期限切れが迫った備蓄食料を訓練の時に配布し、有効活用している。
総合評価 (100点)		74	B	事業そのものが防災ライセンス事業ということで、市民にとって必要不可欠なものである。

局による事業評価

<b>事業の目的</b>	大地震による火災が多発して延焼拡大した場合、そのふく射熱や煙から市民の生命・身体を守るために避難する場所として、広域避難場所を指定する。
--------------	--

広域避難場所事業

監査委員による事業評価	点数	abc 評価	理由、説明等
	13	①	b
②		a	民間活力の導入が進む中、広域避難場所案内標識の整備や維持管理について、民間活力を生かすためのガイドラインを策定した。
③		a	新たに民間の活力を利用した広域避難場所標識の整備を行うため、ガイドラインを策定するなど、積極的に民間の力を取り入れる仕組みを確立した。
13	①	a	標識のみでなく、行政地図情報提供システムを利用して、インターネットによる広域避難場所を周知するなどの工夫をしている。
	②	a	神奈川区の標識整備を、区局連携事業とするなど、関係区との調整により、効率的に事業を展開している。
	③	b	横浜市防災計画では、避難場所指定の目的・要件・手続き等を定めており、これに基づき、標識等の修繕等を実施した。
9	①	b	広域避難場所に係る案内標識・機材庫の設置、及び経年劣化、破損による補修など適切な維持管理を目的としている。
	②	b	案内標識等について適切に維持管理をするという定性的な目標であり、チャレンジ性の有無は判断できない。
	③	b	神奈川区の標識再整備は整備に至っていないが、これは民間活力を利用できるよう方針転換を図り、ガイドラインの策定を行ったためである。
15	①	a	民間活力を利用した標識整備の実施により、約6,000万円の整備費が節減されると試算している。
	②	a	広告収入を基に、民間による標識整備事業を行っていく方針を確定することができた。本市への収入は無いが、標識整備に係る設置費や維持管理費を削減できる見込みである。
	③	a	民間活力を利用するに当たり、検討委員会を設置して事前に十分調整するなど、手戻りのない事業執行を行っている。
10	①	a	横浜市防災計画において広域避難場所の指定などの、明確な基準があり、これに沿った適切な運用が行われている。
	②	a	標識の整備に当たり、交通整理員を置くなど事故防止のための体制を整えている。また、民間活力を導入した標識の整備事業をスタートするに当たり、事故対応等の役割分担を明記した協定書の案を作成した。
6	①	b	モデル事業の実施により、区ごとに標識の整備状況に若干の差異が生じる可能性がある。なお、今後、全市展開が予定されている。
	②	b	災害時の避難場所であり、市民全てが受益者であるため、受益者負担の考えはなじまない。
10	①	a	事業そのものが標識による避難場所の情報提供である。そのほかにも、各区を通じて避難場所の周知や、インターネットによる検索システムの作成、新規事業実施時における記者発表の実施など広く市民へ公開している。
	②	a	防災マップや広報よこはま区版などにより、広域避難場所を分かりやすく示している。
5	①	a	神奈川区の標識整備に当たり、市民による標識の設置箇所の調査など、地域の主体的な活動に基づく事業展開を図った。
3	①	b	廃棄する標識の鉄くずは全て資源物として処理している。
84		B	防災情報を多くの市民に提供する上で欠かせない本事業において、区との連携により、標識整備と維持管理に民間活力を導入する仕組みを確立している。



<b>事業の内容</b>	(1)横浜市広域避難場所の新規指定・指定見直し
	(2)標識等の維持管理

所管局課名

安全管理局危機管理室

評価項目		点数	adc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	13	① b	区役所を通じて市民からの要望を受け、老朽化した標識の建替や避難場所の変更などを行い、維持管理に努めている。
			② a	一部他都市でも行われている、広域避難場所案内標識への広告の掲示や、民間による維持管理などについて検討を進めた。
			③ a	新たに民間の活力を利用した広域避難場所標識の整備を行うため、ガイドラインを策定するなど、積極的に民間の力を取り入れるしくみを確立した。
2	有効性 (15点)	15	① a	標識のみでなく、行政地図情報提供システムを利用してインターネットによる広域避難場所の周知を行うなどの工夫を行っている。
			② a	神奈川区の標識整備を、区局連携事業とするなど、関係課区局と綿密な打合せを行い、効率的に事業を展開している。
			③ a	横浜市防災計画に基づき事業が行われている。
3	目標達成度 (15点)	9	① b	広域避難場所にかかる案内標識・機材庫の設置、及び適切な維持管理を目的としている。経年劣化、事故による破損などによる補修を目的とするため、数量の目標は持たない。
			② a	民間による標識の整備について、本市独自のガイドラインを策定するなど、全市展開を見据えた目標を定めた。
			③ c	神奈川区の標識再整備に当たり、民間活力を利用する事としたため、ガイドラインの策定にとどまり、実際の整備にまで至らなかった。
4	経済性・ 効率性 (15点)	15	① a	民間活力を利用した標識整備の実施により、その維持管理費を大幅に削減する計画を立てている。
			② a	広告収入を基に、民間による標識整備事業を行っていく方針を確定することができた。本市への収入は無いが、標識整備に係る設置費や維持管理費を削減できる見込みである。
			③ a	民間活力を利用するに当たり、検討委員会を設置し事前の調整を十分に行うなど、手戻りの無い事業執行を行っている。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	10	① a	広域避難場所の指定や変更、解除の手続等については、横浜市防災計画（震災対策編）に基づいて、適切な運用が行われている。
			② a	標識の整備に当たり、交通整理員をおくなど事故防止のための体制を整えている。また、民間活力を導入した標識の整備事業をスタートするにあたり、事故対応等の役割分担を明記した協定書の案を作成した。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	6	① b	モデル事業の実施により、区ごとに標識の整備状況に若干の差異が生じる可能性がある。今後全市展開の予定である。
			② b	災害時の避難場所であり、市民全てが受益者であるため、使用者負担などの考えはなじまない。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	8	① a	事業そのものが、標識による避難場所の情報提供である。その他にも、各区を通じて避難場所の周知や、インターネットによる検索システムを作成している、また新規事業の実施時には記者発表の実施など、広く市民へ公開している。
			② b	防災マップなどを通じ、広域避難場所を分かりやすく示している。
8	市民との 協働(5点)	3	① b	神奈川区の標識整備に当たり、市民による標識の設置箇所の調査など、地域の主体的な活動に基づく事業展開を開始した。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	① b	現段階の事業全般には、当該項目はなじまないと考えている。
総合評価 (100点)		82	B	事業そのものが、防災情報提供事業という市民にとって必要不可欠なものであり、平成17年度には、標識整備と維持管理に民間活力を導入する仕組みを確立することができ、コスト削減の見通しがついたと考えている。

局による事業評価

**事業の目的**

震災時は、交通手段の途絶や渋滞などにより応急給水体制が整うまで時間がかかることが予想されるため、各家庭などでの飲料水の備蓄を促進する必要がある。そのため、災害備蓄用の保存飲料水を販売し、市民の飲料水備蓄を促進する。

**水の缶詰の備蓄促進**

点数	abc 評価	理由、説明等
13	① a	おおむね3年ごとに実施する水道事業に係る市民意識調査では、安全な水の供給や地震、濁水等の災害に強い水道が上位に挙げられており、災害時の水の確保に係る市民ニーズは強く、各家庭での飲料水の備蓄をPRしている。
	② b	震災時は、交通手段の途絶や渋滞等により応急給水体制が整うまでに時間がかかることが予想されるため、本市では災害用地下給水タンクなどによる応急給水対策を進めつつ、本事業により日ごろからの水の備蓄を市民に啓発している。
	③ a	本事業は、昭和52年より災害対策の一環として、水道事業体として全国で初めて製造を開始したものである。現在においても災害時用の水缶は民間で製造されている例が少なく、公共水道事業体の使命をもって取り組んでいる。
13	① b	営業所と連携し、区民まつり等において、保存期間が4年以下となった水缶（10～11万本）を無償頒布し、備蓄のPRが行われている。
	② a	市民の備蓄用、他都市援助用、災害時復旧従事者用として製造・販売しているものであり、地域防災拠点に備蓄する水の缶詰が避難住民のための備蓄物資である点で目的を異にしており、災害時の飲料水確保の役割を明確にしている。
	③ a	水道局の中期財政プランや「長期ビジョン・10か年プラン」等との整合性をとりながら事業が進められており、地域防災力の充実強化に寄与している。
13	① a	平成16年度の販売数（約42万缶）を基に目標設定している。
	② b	執行運用段階において、前年度の販売実績を更に上回ることを目標としてPRが行われている。
	③ a	目標を上回り、48万缶の販売実績となった。
9	① b	製造業者が神奈川県内にはおらず、業者が限られているため、コストの削減は厳しい状況にあるが、昭和52年から50円未満の製造単価を維持して販売を続けている。
	② b	販売本数を増やすことにより、歳入の確保が図られている。
	③ b	毎月、各営業所から在庫・販売報告を受けて、販売状況や在庫状況を把握し、営業所以外の備蓄場所であるポンプ場や倉庫の分と合わせて管理するなど、効率的な執行に努めている。
8	① a	要綱に則して適正に実施している。
	② b	安全な水の缶詰の製造のために、法定検査機関による検査のほかに、製造時の立会い、水質課による検査を実施している。
10	① a	配達サービスの実施により、高齢者や運搬手段を持たない市民、エレベーターのない集合住宅に居住する市民などの要望にもこたえられている。
	② a	販売の目的は利益を上げるためではなく、各家庭などでの備蓄促進を図ることであり、製造原価相当での販売を行っていることから、適切な受益者負担となっている。
10	① a	「広報よこはま」などの広報媒体の活用に加え、区民まつりや各種イベント、防災訓練などで広くPRを行っている。
	② a	分かりやすいPR方法として、イラストなどを用いたチラシの配布や区民まつり等において保存期間が4年以下となった水の缶詰の現物無償頒布を行っている。
3	① b	自治会町内会単位での購入希望の取りまとめやチラシの配布などをお願いし、備蓄促進を図っている。
3	① b	容器をリサイクル可能なアルミ缶としている。
82	B	飲料水は市民生活に欠かせないものであるが、本事業はこれを日ごろから家庭内に備蓄するよう求め、災害対応を自助で行うことを推進する事業である。販売本数を更に伸ばすためにも、引き続き市民意識調査等により、広報・製造方法等を検討しつつ事業を推進する必要がある。

<b>事業の内容</b>	(1)市民の備蓄用、他都市援助用、災害時復旧従事者用として毎年度25～45万缶を製造(平成17年度当初予算は30万缶)
	(2)平成13年度より開始した市内配達サービスの継続実施

所管局課名

水道局総務課

評価項目		点数	adc 評価	理由、説明等	
1	適応性 (15点)	9	①	b	新潟県中越地震の発生などにより、地震に対する防災意識が高まっている。その中でも飲料水の確保対策は重要であり、水の缶詰などを活用した各家庭での飲料水の備蓄(一人一日3リットルで3日分)についてPRを行っている。
			②	b	水道週間におけるアンケートや「水道に関する市民意識調査」により、各家庭での飲料水の備蓄状況を検証している。14年度からは、お客さまの利便性を高めるため、ワンストップサービスとしてインフォメーションセンターでの受付を実施している。また、13年度からの配達サービスの実施により、高齢者の方や運搬手段を持たない方からの要望も反映した事業内容となっている。
			③	b	昭和52年より災害対策の一環として、水道事業体として全国で初めて製造を開始した。民間で取り組んでいるところは少ない。また、配達サービスも行っており、高齢者や運搬手段を持たない市民などの要望にも応えた事業となっている。
2	有効性 (15点)	9	①	b	営業所と協力して、区民まつり等において、保存期間が4年以下となった水缶を無償頒布し、備蓄のPRに努めている。
			②	b	当局が製造販売する水の缶詰は、市民の備蓄用や災害時復旧従事者用などであり、地域防災拠点に備蓄する水の缶詰は避難住民のために関係局が食料と合わせて備蓄するものとして、関係局と調整を十分行い、災害時の飲料水確保の役割を明確にしている。
			③	b	局中期財政プランや「横浜水道長期ビジョン・10か年プラン」との整合性をとりながら、着実に事業を進めている。
3	目標達成度 (15点)	11	①	b	過去の販売実績を基に、目標設定している。
			②	b	執行運用段階において、前年度の販売実績を上回ることを目標としてPRに努めている。
			③	a	目標を上回る成果を上げた。
4	経済性・ 効率性 (15点)	9	①	b	製造業者が県内にはいないなど、業者に限られる状況にあるため、コストの削減は厳しい状況にあるが、昭和52年から50円未満の製造単価を維持して販売を続けている。
			②	b	販売本数を増やすことにより、歳入の確保を図っている。
			③	b	販売状況や在庫状況を把握し、効率的な執行に努めている。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	6	①	b	要綱に則して適正に実施している。
			②	b	安全な水の缶詰の製造のために、法定検査機関による検査のほかに、製造時の立会い、当局水質課による検査を実施している。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	6	①	b	配達サービスの実施により、高齢者や運搬手段を持たない市民、エレベーターのない集合住宅にお住まいの方などの要望にも応えられている。
			②	b	販売の目的は利益をあげるためではなく、各家庭などでの備蓄促進を図ることであり、製造原価相当での販売を行っていることから、適切な受益者負担となっている。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	6	①	b	「広報よこはま」などの広報媒体の活用に加え、区民まつりや各種イベント、防災訓練などで広くPRを行っている。
			②	b	分かりやすいPR方法として、イラストなどを用いたチラシの配布や区民まつり等において保存期間が4年以下となった水の缶詰の現物無償頒布を行っている。
8	市民との 協働(5点)	3	①	b	自治会・町内会の協力を得て備蓄促進を図っている。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	①	b	容器をリサイクル可能なアルミ缶としている。
総合評価 (100点)		62	C	震災時は交通手段の途絶や渋滞により、応急給水体制が整うまでに時間がかかることが予想されるため、水の缶詰などを利用した各家庭などでの備蓄促進に努めている。	

局による事業評価

**事業の目的**

地震災害時には絶対的に多くの人手を必要とするため、行政と市民が一体となって応急活動を行い、早期の復旧を目指すことが不可欠である。  
そのため、地震災害時における応急給水活動を市民と協働して行う体制を整え、迅速かつ円滑な応急給水活動を行う。

**市民との協働による応急給水対策の強化**

点数	abc 評価	理由、説明等
9	① b	市民意識調査などでは災害対策についての関心が高く、寄せられた要望や意見を反映した事業となっており、配水池での訓練も要望を反映して実施したものである。
	② b	新潟県中越地震の発生などにより、地震に対する防災意識が高まっている。そのため、市民参加による訓練や広報よこはま等を通じて、応急給水拠点の場所や応急給水方法の市民への周知が図られている。
	③ b	市民との連携による長期構想検討委員会により、現状と課題などの検討を行った。
9	① b	地下給水タンクを活用した訓練実施協力の呼びかけや、防災ライセンス事業と連携した取組、さらに災害時支援協力員や地域で防災活動をする市民等を募り、災害ボランティアを講師にボランティア活動推進等のフォーラム開催などに取り組んでいる。
	② b	他の水道事業者や民間団体と災害時の応急給水・復旧作業等について応援協定が締結されている。
	③ b	水道局の中期財政プランや「長期ビジョン・10か年プラン」等との整合性をとりながら、事業が進められている。
15	① a	訓練の市民参加人数を従前の参加人数を踏まえて目標設定しており、また、安全管理局が計画する資機材取扱指導員及び資機材取扱リーダーの養成者数の目標を達成するため、同局と連携して取り組んでいる。
	② a	訓練の市民参加者については、平成15年度に16,000人を超える参加があり、この高い数値を最低目標として取り組んでいる。資機材取扱指導員及び資機材取扱リーダーについては、安全管理局の計画する講習会の実施回数及び募集人数による。
	③ a	当初の目標が達成されている。
9	① a	災害用地下給水タンク操作ビデオやマニュアルを職員の手作りで作成した。
	② c	特に検討はされていない。
	③ b	年度当初に防災訓練の実施期間を計画し、その計画に沿って区役所や自治会町内会等と調整を図りながら訓練を実施している。
10	① a	横浜市防災計画や災害用地下給水タンクの操作マニュアル等に基づき、適正に実施された。
	② a	訓練時に操作を行う市民に対するヘルメット着用の徹底など、事故防止に努めるとともに、緊急時の連絡体制を整備している。また、局内において事務処理ミス防止研修の実施や支援協力員名簿の管理徹底など、個人情報の漏洩防止を徹底した。
8	① a	訓練は、災害用地下給水タンクが設置されている地域防災拠点を中心に、18区すべてで実施されている。また、災害用地下給水タンクの操作が市民でも容易に行えるように、各設置場所に操作マニュアルを備えている。
	② b	不特定多数の市民を受益者とするもので、評価になじまない。
8	① a	「広報よこはま特別号『よこはまの水』（地震対策特集）」の発行や、ホームページ等での広報のほか、区の作成する防災マップなど、多様な広報媒体を活用するとともに、市民参加による応急給水訓練を通じて周知されている。
	② b	区役所の作成する防災マップに、写真やイラストなどを用いるよう調整している。
5	① a	地域防災拠点運営委員会や自治会町内会、災害時支援協力員等と連携を図りながら実施されている。
3	① b	マニュアルなどの印刷物はリサイクル紙を使用している。
76	B	災害用地下給水タンクを被災時に十分活用できるよう、市民と協働できる体制づくりが進められており、また、職員の手によるビデオマニュアルの作成など、コスト意識を持った取組は評価できる。市民からは応急給水拠点の位置に関する照会が多く、適切に情報を伝えるための広報を工夫する必要がある。



<b>事業の内容</b>	(1)住民参加による応急給水訓練の積極的な実施
	(2)災害用地下給水タンクの操作が行える住民の育成(横浜防災ライセンス事業)
	(3)応急給水活動を市民と協働で行う体制などのマニュアルの作成

所管局課名

水道局総務課

評価項目		点数	adc 評価	理由、説明等	
1	適応性 (15点)	9	①	b	「水道に関する市民意識調査」などでは災害対策についての関心が高く、寄せられた要望や意見を反映した事業となっている。
			②	b	新潟県中越地震の発生などにより、地震に対する防災意識が高まっている。そのため、市民参加による訓練などを通じて応急給水拠点の場所や応急給水方法の市民への周知に努めている。
			③	b	市民も含めた外部委員による長期構想検討委員会(18年7月に公表した「横浜水道長期ビジョン・10か年プラン」の策定にあたり、16年7月に設置)との意見交換により、現状と課題などの検討を行い、災害時の応急給水対策の強化に取り組んでいる。
2	有効性 (15点)	9	①	b	年度当初に各区役所に訓練実施の協力依頼をするなど関係局と連携・調整を図っている。
			②	b	他の水道事業者や民間団体と災害時の応援協定を締結している。
			③	b	局中期財政プランや「横浜水道長期ビジョン・10か年プラン」との整合性をとりながら、着実に事業を進めている。
3	目標達成度 (15点)	11	①	b	市民参加人数の目標を設定し、訓練を実施している。あわせて、安全管理局が計画する資機材取扱指導員及び生活資機材取扱リーダーの養成者数の目標を達成するため、同局とともに取り組んでいる。
			②	b	訓練の市民参加者については、平成15年度に16,000人を超える参加があり、この高い数値を最低目標として取り組んでいる。資機材取扱指導員及び生活資機材取扱リーダーについては、安全管理局の計画する講習会の実施回数及び募集人数による。
			③	a	目標を達成している。また、当初目標にはなかったが、災害ボランティアとして活躍されている方を講師として招き、災害時支援協力員(局OBで構成)のほか地域で防災活動をされている方々の参加による「災害時支援協力員のフォーラム」の開催も行った。
4	経済性・ 効率性 (15点)	9	①	b	災害用地下給水タンク操作ビデオやマニュアルを職員の手作りで作成。
			②	b	なじまない。
			③	b	年度当初に実施期間を計画し、その計画に沿って各区役所や各自治会等と調整を図りながら実施している。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	6	①	b	横浜市防災計画やマニュアルに基づき適正に実施している。
			②	b	訓練時に操作を行う市民に対してヘルメット着用の徹底など、事故防止に努めるとともに、緊急時の連絡体制の徹底を図っている。また、局内において事務処理ミス防止研修の実施や支援協力員名簿の管理徹底など、個人情報漏洩を防止している。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	6	①	b	訓練は災害用地下給水タンクが設置されている地域防災拠点を中心に18区全てで実施している。また、災害用地下給水タンクの操作が市民でも容易に行えるように、各設置場所に操作マニュアルを備えている。
			②	b	なじまない。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	6	①	b	「広報よこはま特別号『よこはまの水』(地震対策特集)」の発行、ホームページ、区の防災マップなど、多様な広報媒体を活用するとともに、市民参加による応急給水訓練を通じて周知に努めている。
			②	b	防災マップの作成など区役所と連携を図り、写真、イラストなどを用いて、分かりやすいものになっている。
8	市民との 協働(5点)	3	①	b	地域防災拠点運営委員会や自治会・町内会、災害時支援協力員等と連携を図りながら実施している。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	①	b	マニュアルなど印刷物はリサイクル紙を使用している。
総合評価 (100点)		62	C	整備した施設の機能を十分に発揮させ、発災時の応急活動の充実を図るため、今後も訓練の積極的な実施などにより、市民との協働による応急給水体制を強化していくとともに、応急給水拠点の新たな周知方法を検討する必要がある。	

局による事業評価

## 事業の目的

「横浜市防災計画」に基づいて、民間社会福祉施設が災害時に在宅要援護者の二次的避難場所となる、特別避難場所を運営するために用いる応急備蓄物資の整備に要する経費を助成し、災害時に在宅要援護者に対して支援を行う。

## 災害時応急備蓄物資整備事業

## 監査委員による事業評価

点数	abc 評価	理由、説明等
11	① b	公の施設に加えて、民間社会福祉施設においても備蓄物資を整備することにより、災害時に多くの在宅要援護者が使用できる環境を整えており、要援護者の支援を求める市民のニーズを踏まえている。
	② a	国においても、高齢化の進展等を受けて要援護者支援策には力を入れており、防災活動における地域の自助を推進する上で、要援護者に対する共助は欠かせない対策となっている。
	③ b	要援護者の受入れ施設は公の施設だけでは不足しており、民間の施設の協力が不可欠である。本市が費用負担しつつ、備蓄及び被災時の受入れについては民の役割を求めることが適切である。
9	① c	社会福祉施設を要援護者の特別避難場所とする協定の締結を進めているが、避難支援者の特定など、迅速に避難するための具体的な体制が確立されていない。
	② b	各区と連携し、特別避難場所の指定に関する社会福祉施設との協定を進めているが、これらの施設や地域防災拠点との具体的な連携体制については調整されていない。
	③ a	横浜市防災計画の中で、社会福祉施設等における安全確保対策として、備蓄等の充実が位置付けられており、地域防災力の充実強化に寄与している。
11	① a	要援護者の特別避難場所に関する社会福祉施設との協定締結について、対象307施設すべてと締結を結ぶことを目標とした。
	② a	市内のすべての社会福祉施設を対象としており、民間施設も含むなど、高い目標を設定している。
	③ c	特別避難場所における備蓄物資は必要量を備えた。社会福祉施設との協定締結は区との連携により進めたが、約200施設との締結にとどまった。
11	① b	コスト削減の検討は行われていないが、各施設での備蓄物資を本市が取りまとめて発注するなどの方法を検討することで、コスト削減を図る必要がある。
	② b	平成18年度には、災害時にトイレが使用できなくなった場合の簡易トイレの整備及び備蓄物資の保管のための物置の購入費用のために、神奈川県補助金の申請が検討されている。
	③ a	各施設からの報告様式に、在庫部数や品質期限を間近にした部数などの記入欄を盛り込んだことで、在庫管理のできる体制を整えた。
10	① a	備蓄物資の購入、賞味期限切れの物資の更新については「横浜市民間社会福祉施設災害時特別避難場所応急備蓄物資整備事業助成要綱」により定められている。
	② a	各施設からの報告様式を見直し、在庫管理ができる体制を整え、適切な運用を行える体制とした。
6	① b	備蓄物資の種類や締結施設等、要綱により画一化されており、公平性が保たれている。
	② b	不特定多数の要援護者を対象とするもので、評価になじまない。
4	① b	二次的避難場所の特性を踏まえると、地域防災拠点と同程度までの広報は不要であるが、関係者には広く、ホームページ等により広報する必要がある。
	② c	関係者に十分に情報提供していく必要がある。
5	① a	協定を締結した民間施設は要援護者の受入れについて本市と協働する体制を構築している。
3	① b	品質保持期限が間近に迫った備蓄物資は施設で有効に活用できるとし、廃棄物の減少に努めている。
70	C	要援護者の特別避難場所について、民間も含めた社会福祉施設との協定締結を区と連携して積極的に進めている。しかし、要援護者の避難支援者や避難先施設が特定されておらず、具体的な避難方法が明らかにされていない。

<b>事業の内容</b>	災害時に在宅要援護者(身体及び知的障害児・者、精神障害者、寝たきり及び認知障害者、乳児、養護に欠ける児童)を受け入れるための特別避難場所(民間社会福祉施設)における食糧、水、粉ミルク等の災害時応急備蓄物資の購入費用の助成
--------------	--

所管局課名

健康福祉局総務課

評価項目		点数	adc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	13	① a	備蓄の整備については、公の施設だけではなく民間社会福祉施設について備蓄物資整備のための補助金を交付している等、災害時に多くの市民の方が使用できるよう、整備を行っているところである。
			② a	17年3月現在では民間及び公立施設のうち227施設に備蓄が整備されており、16年8月現在の154施設と比較して備蓄整備については昨今の防災対策の強化を踏まえて拡大している。
			③ b	この事業は災害時における要援護者の支援を行うという目的から、公的な事業であるため、今後も引き続き所管課で行うべきである。
2	有効性 (15点)	13	① b	要援護者を受け入れるための特別避難場所の協定締結については、局が直接行うのではなく、より地域や社会福祉施設に関わりのある区に業務を移管している。
			② a	備蓄整備事業を行う所管課が、庁内各施設所管課だけでなく、民間社会福祉施設も含まれるため、各所管課と関連民間施設については連携・調整が図られている。
			③ a	事業は上位の施策である、「災害時要援護者対策」に沿った形で業務が進められている。
3	目標達成度 (15点)	9	① b	平成17年度は本事業については具体的な目標を設定していないが、本事業上位の施策である災害時要援護者対策については運営方針にて重点推進課題として設定した。
			② b	運営方針にて特別避難場所開設マニュアルの作成や、特別避難場所における社会福祉施設と区との間の協定締結等、目標設定を行った。
			③ b	平成17年度は本事業については具体的な目標を設定していないが、平成18年度については、簡易トイレ、備蓄用物置を助成対象に加え、協定締結を推進する予定である。
4	経済性・ 効率性 (15点)	13	① b	施設毎に購入する備蓄物資が異なるため、一括購入等のコスト削減は困難であるが、要綱により、適正な備蓄物資の購入、更新が行われているため、無駄がなく執行されている。
			② a	今年度については、災害時にトイレが使用できなくなった場合の簡易トイレの整備及び備蓄物資の保管のための物置の購入費用のために、県の補助金の申請を行う予定である。実際には費用の2分の1が補助されることになっている。
			③ a	民間社会福祉施設の備蓄整備のための補助金の交付については要綱に定められており、適正な執行がなされている。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	8	① a	備蓄物資の購入、賞味期限切れの物資の更新については「横浜市民間社会福祉施設災害時特別避難場所応急備蓄物資整備事業助成要綱」により定められている。
			② b	備蓄物資については、昨年度要綱で施設にある在庫の数量が把握できるような様式に改正したため、在庫を適正に管理することで適切な運用を行っている。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	8	① a	備蓄物資の種類や締結施設等、要綱により画一化されており、社会的観点から公平性が保たれている。
			② b	災害時に使用される備蓄(水、食料等)の事業であるので、適切か否かの判断は困難である。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	6	① b	本事業の公開は行っていないが、特別避難場所の開設等については、6月中旬に立ち上げた「災害時要援護者支援ガイド」ホームページで情報提供している。
			② b	本事業の公開は行っていないが、特別避難場所の開設等については、6月中旬に立ち上げた「災害時要援護者支援ガイド」ホームページで情報提供している。
8	市民との 協働(5点)	5	① a	公立の施設だけではなく、民間の社会福祉施設にも整備助成のための補助金を交付しているため、より地域や企業等の主体性を保ちつつ備蓄整備が行われている。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	① b	消費期限切れの備蓄物資については、横浜市のゴミ分別方法に基づき、各施設で処理されている。
総合評価 (100点)		78	B	今後については、本事業に関して、適正な業務体制を維持していく必要があるのと同時に、局と区の防災における役割分担に基づいて、相互の関係、連携を強めるための取組が必要なのではないかと考えられる。

局による事業評価



**事業の目的**

災害により被災した市民又はその遺族に対する見舞金及び弔慰金の支給、精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対する災害見舞金の支給及び被害を受けた市民に対する災害援護資金の貸付等を行うことにより、市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

**災害救助事業**

**監査委員による事業評価**

点数	abc 評価	理由、説明等
9	① b	災害救助法の趣旨に基づき、被災した市民に見舞・弔意の念を表すもので、市民からの要望を受けて進めるものではなく、評価になじまない。
	② b	災害救助法において本事業に係る改正は行われておらず、情勢の変化はない。
	③ b	民の役割分担を求める事業ではなく、評価になじまない。
9	① b	なじまない。
	② b	申請主義ではないことから、対象者を漏らすことのないよう災害時の被災市民の情報収集・確認について関係局や関係機関と調整している。
	③ b	大規模災害を対象とした「災害弔慰金・災害障害見舞金の支給」及び「災害援護資金の貸付」と、小規模災害を対象とした「災害見舞金・弔慰金の支給」とに分けることにより、災害規模に合わせた支給が行われている。
9	① b	発災時に支給要綱に定めたとおり適正に執行を行うもので、評価になじまない。
	② b	発災時に支給要綱に定めたとおり適正に執行を行うもので、評価になじまない。
	③ b	発災時に支給要綱に定めたとおり適正に執行を行うもので、評価になじまない。
9	① b	見舞金・弔慰金のほかに事務的経費が計上されており、見直しの視点は持っているが、削減の実績は特に出していない。
	② b	災害援護貸付金について一部の未返済金があり、引き続き督促を行っている。
	③ b	支給要綱に定めたとおり適正に執行を行うことを心掛けている。
8	① a	支給基準が要綱、要領に明確に定められていることに加えて、従前に取り扱った例を記録した問答集も作成されており、各種事例に対応できるようにしている。
	② b	区役所の担当職員が災害現場を訪れて支給要件等を確認しており、支給が決定した場合も、現地を訪れて見舞金等を手渡し、領収確認が行われている。
8	① a	支給基準が要綱・要領に明確に定められ、また各種事例に対応できるよう、過去の事例を記録した問答集も作成されており、公平な支給が行われている。
	② b	災害時の見舞金・弔慰金の支給であり、受益者負担を求める事業ではなく、評価になじまない。
6	① b	横浜市ホームページ及び一部の区のホームページなどで情報提供が行われている。
	② b	安全管理局のホームページで紹介している災害時の市の支援メニューの中で、他の制度と一覧できる形で公表している。
3	① b	災害時の見舞金・弔慰金の支給を行うもので、市民と協働するものでなく、評価になじまない。
3	① b	災害時の見舞金・弔慰金の支給等を目的とした事業であるため、なじまない。
64	C	見舞金・弔慰金は支給要綱や問答集に沿って適切に実施されている。申請主義ではないため、被災した対象者の情報収集について関係局や関係機関から情報収集・確認などを更に円滑に行う必要がある。



**事業の内容**

(1)「横浜市災害見舞金・弔慰金交付要綱」に基づき、市内で発生した災害による被災者及び横浜市外で発生した異常な災害により被災した市民に対する見舞金・弔慰金の支給  
 (2)自然災害による被災者及び遺族に対する災害弔慰金の支給及び被災者の生活立て直しの一助としての災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付の実施

所管局課名

健康福祉局福祉保健課

評価項目		点数	adc 評価	理由、説明等	
1	適応性 (15点)	9	①	b	災害時の見舞金・弔慰金の支給等を目的とした事業であるため、なじまない。
			②	b	災害時の見舞金・弔慰金の支給等を目的とした事業であるため、なじまない。
			③	b	災害時の見舞金・弔慰金の支給等を目的とした事業であるため、なじまない。
2	有効性 (15点)	13	①	b	災害時の見舞金・弔慰金の支給等を目的とした事業であるため、なじまない。
			②	a	「災害見舞金・弔慰金の支給」(要綱に基づくもの)と、「災害弔慰金・災害障害見舞金の支給」及び「災害援護資金の貸付」(法律・条例に基づくもの)で支給対象が明確に分かれている。
			③	a	大規模災害を対象とした「災害弔慰金・災害障害見舞金の支給」及び「災害援護資金の貸付」と、小規模災害を対象とした「災害見舞金・弔慰金の支給」とに分けることにより、災害規模に合わせた支給が行われている。
3	目標達成度 (15点)	9	①	b	災害時の見舞金・弔慰金の支給等を目的とした事業であるため、なじまない。
			②	b	災害時の見舞金・弔慰金の支給等を目的とした事業であるため、なじまない。
			③	b	災害時の見舞金・弔慰金の支給等を目的とした事業であるため、なじまない。
4	経済性・ 効率性 (15点)	9	①	b	災害時の見舞金・弔慰金の支給等を目的とした事業であるため、なじまない。
			②	b	災害時の見舞金・弔慰金の支給等を目的とした事業であるため、なじまない。
			③	b	災害時の見舞金・弔慰金の支給等を目的とした事業であるため、なじまない。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	10	①	a	支給基準が要綱、要領に明確に定められており、さらに、「事例集」を作成している。
			②	a	区の担当職員が必ず災害現場を訪れ支給要件等を確認し、支給が決定した場合も、現地を訪れ見舞金等を手渡し領収確認を行っている。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	8	①	a	支給基準が要綱、要領に明確に定められており、さらに、「事例集」も作成しているため、客観的に公平な支給が行われている。
			②	b	災害時の見舞金・弔慰金の支給等を目的とした事業であるため、なじまない。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	6	①	b	横浜市ホームページ及び数区のホームページで情報提供を行っている。
			②	b	横浜市ホームページ上で情報提供を行っており、他の制度のとの違いが分かりやすいものとなっている。
8	市民との 協働(5点)	3	①	b	災害時の見舞金・弔慰金の支給等を目的とした事業であるため、なじまない。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	①	b	災害時の見舞金・弔慰金の支給等を目的とした事業であるため、なじまない。
総合評価 (100点)		70	C	災害時の見舞金・弔慰金の支給等を目的とした事業であるため、民間度チェックになじまない部分が多い。今後も制度の趣旨に従い、適正に事業を実施していく必要がある。	

局による事業評価

災害時医療整備事業

事業の目的		地震等の発災後直ちに必要とされる外科的負傷者の応急医療を、被災者の身近な場所で行うために、中学校校区に1か所、地域医療救護拠点を設置する。また、被災状況に応じて、その後発生する内科的疾患の医療に対応する。	
点数	abc 評価	理由、説明等	
11	① b	市民意識調査における市政への要望では、「地震などの災害対策」が2位となっており、この対応として医療救護拠点の整備を推進している。	
	② a	中学校開校に伴い、医療救護拠点を開設した。またジェネリック医薬品（後発医薬品）の普及に伴い、医療救護拠点への導入などが図られている。	
	③ b	備蓄医薬品の管理・更新業務や看護職ボランティアの研修を委託するなど、民の専門性を踏まえた業務分担を行っている。	
9	① b	地域医療救護拠点の設置等に際して、各地域防災拠点と被災時の連携ができるよう各区と設置箇所等について調整して進めている。	
	② b	地域医療救護拠点の設置等に際して、各区役所保健福祉センターと連携をとり、各区役所の防災マニュアル策定に協力している。	
	③ b	横浜市防災計画における、地域医療救護体制の整備として進められている。	
11	① b	横浜市防災計画に定められた、地域医療救護拠点の設置、医療活動体制、医薬品等の備蓄などの各基準の達成を掲げている。	
	② b	横浜市防災計画で定められた基準に沿って実施しており、これを超える目標設定はされていない。	
	③ a	横浜市防災計画に定められている各基準を達成している。	
13	① a	医薬品更新に際して低コストのジェネリック医薬品が購入され、また、災害時の医薬品の搬送や情報収集を行うため、ボランティア団体との協定が結ばれている。	
	② b	歳入の確保等に適した事業ではなく、評価になじまない。	
	③ a	市立病院での利用や海外医療支援に役立てることで、有効期限が迫った医薬品を有効に活用した。	
10	① a	横浜市防災計画や薬事法に基づき適正に実施された。	
	② a	過年度に作成した地域医療救護拠点の運営マニュアルのひな形に基づき、各区においてマニュアルが整備されている。	
8	① a	横浜市防災計画において各医療救護拠点の体制、備蓄医薬品等が定められており、等しく医療活動が行われる体制としている。	
	② b	特定の被災者を対象とするものでなく、評価になじまない。	
6	① b	横浜市防災計画や各区ホームページで情報を提供しており、また防災訓練等で応急活動訓練等を実施している。	
	② b	各区のホームページにおいて、拠点の位置を図等を用いて分かりやすく情報提供されている。	
5	① a	地域医療救護拠点の運営のため、各区役所と市民、医療団体等が連携している。また、被災時の情報収集のため、新たにボランティア団体との連携を開始した。	
5	① a	備蓄医薬品の更新時に、廃棄予定の医薬品を市立病院で利用したり、海外医療支援に役立たせたりすることにより、環境負荷低減に向けた取組がなされている。	
78	B	備蓄医薬品の更新に当たり、医薬品を海外支援等に用いるなど適切な有効活用が図られているが、一部の医薬品は依然廃棄されており、なお一層の活用を検討する必要がある。地域医療救護拠点では参集する看護師が不足する懸案事項もあり、神奈川県看護協会等との連携による有資格者の確保が求められる。	

**事業の内容**

- (1) 管理業務(更新医薬品購入・更新滅菌医療資材購入など)
- (2) 地域医療救護拠点備蓄医療資機材管理・更新委託業務
- (3) 医療救護隊研修等事業
- (4) 神奈川県広域災害・救急医療情報システム接続費
- (5) 横浜労災病院災害備品管理

所管局課名

健康福祉局医療政策課

評価項目		点数	adc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	13	① a	市民意識調査で市政への要望として、「地震などの災害対策」が上位を占めているなかで医療救護拠点の整備を推進している。 【具体例】地域医療救護拠点を1箇所増設。
			② a	社会情勢の変化を踏まえ、医療救護拠点におけるジェネリック医薬品(後発医薬品)の導入や廃棄予定の医薬品の有効活用を考え海外支援に役立てた。また、各地域における医療救護拠点の整備をおこなった。
			③ b	事業項目を細分化し、業務の担い手を検証している。 【例】災害時看護職ボランティア研修 備蓄医薬品等の管理・更新業務
2	有効性 (15点)	15	① a	事業の推進にあたり、各区保健福祉センターと連携を取り、各区の防災マニュアルの策定を取りまとめる。
			② a	事業の効果と有効性を高めるために各区や医療関係団体と連携し、事業を推進している。
			③ a	横浜市防災計画に基づいて進められている。
3	目標達成度 (15点)	15	① a	地域医療救護拠点の整備や医薬品の有効利用など具体的な目標設定が定められている。
			② a	地域医療救護拠点の整備を推進したほか、医薬品の有効利用を考え自治体では初めて、海外への医療支援に役立てた。
			③ a	当初の目的を達成している。
4	経済性・ 効率性 (15点)	13	① a	医薬品更新にあたり、低コストのジェネリック医薬品の購入やバイクボランティアを活用し、災害時の医薬品の搬送や情報収集行うなどの工夫が図られた。
			② b	なじまない。
			③ a	有効期限が迫った医薬品を有効利用するため、市立病院での利用や海外医療支援に役立てた。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	8	① a	横浜市防災計画や薬事法に基づき適正に実施。
			② b	各区のマニュアルが整備されている。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	8	① a	どこの医療救護拠点でも同様の支援が受けれるよう整備されている。
			② b	なじまない。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	6	① b	横浜市防災計画や各区ホームページで広く情報を提供している。
			② b	図や表を使い、わかりやすく情報提供が行われている。
8	市民との 協働(5点)	3	① b	各区と地域が事業を進めている。また、バイクボランティア団体との連携を図るため、協定を締結。
9	環境負荷の 低減(5点)	5	① a	備蓄医薬品の更新時、廃棄予定の医薬品を市立病院での利用や海外医療支援に役立たせることにより、環境負荷低減に向けた取り組みがなされている。
総合評価 (100点)		86	B	大規模地震の発生が予想されている中で、市民の安心・安全を最大限重視した事業となっている。その中で、様々な工夫を行い無駄を省くよう努めているが、更なる工夫が必要である。また、震災があった場合を想定し、より実効性が高い事業となるよう検証に努めていく必要がある。

局による事業評価

**事業の目的**

経営基盤の弱い中小病院(公的病院と300床以上の病院を除く)と診療所(内科・歯科)を対象に、次の整備資金を貸し付けることによって、地域医療の確保・充実を図る。  
 (1) 患者の安全対策のための災害・防災設備の整備  
 (2) 地震発生時に病院機能の確保を図るための地震対策補強工事・自家発電設備の整備など

**医療機関整備資金貸付事業**

**監査委員による事業評価**

点数	abc 評価	理由、説明等
9	① b	防災対策の強化を望む市民ニーズに基づき、被災時の病院機能の確保を図るため、無利子融資による重点整備等を実施している。
	② b	国の医療制度改正や神奈川県保健医療計画の改正を踏まえ、融資枠の上限の変更等が図られた。
	③ b	資金調達を本市が直接行う預託方式から、民間機関が行う補助方式に改めている。
11	① a	療養病床・災害防災設備については政策誘導が必要という理由で無利子として、当該整備の促進が本市施策に合致するような工夫が図られている。
	② b	資金調達コスト補てん方式に切り替えているが、参入金融機関は2機関となっている。金融機関の新規参入を得るための仕組みが検討されている。
	③ b	災害等に備えて地域医療を確保するものであり、特に重点的に整備を促進したい医療機能に対し、有利子・無利子の別で事業の促進を図っている。
9	① b	防災対策等による地域医療の確保・充実を目的としているが、具体的な数値目標はなく、定性的な目標にとどまっている。
	② b	飛躍的な目標などは設定されていない。
	③ b	融資実績はあるが、具体の目標が設定されていないため、達成度が不明である。
11	① a	病院整備資金融資事業費補助金について事務内容の見直しを行い、補助額を削減した。
	② b	国等の補助制度は調査しているが、該当する制度がなく、導入していない。
	③ b	金融機関等の関係機関と調整しながら滞りなく事務が執行された。
10	① a	事業は、要綱にのっとり、適正に運用されている。
	② a	金融機関や病院協会などの関係機関に対しても要綱を周知徹底し、融資の不適正利用等を防止している。
8	① b	有利子融資については、短期プライムレートに照らして適正な利率となるよう見直しが行われている。
	② a	診療報酬の増加に結びつかない防災設備の整備等については、防災力向上の観点から無利子融資の対象としており、他との公平性が説明できるように事業が進められている。
2	① c	本市防災力向上に資する事業として、広く市民に対してアピールすることが適切であり、市政概要等に加え、他の広報手段を検討する必要がある。
	② c	現在は市政概要等で案内されているだけであり、その他の媒体も含め、分かりやすい広報が必要である。
3	① b	融資については金融機関、病院整備資金融資事業については病院協会と役割が明確にされている。
3	① b	日常的に紙の使用量の削減などISOに基づく対応に努めている。
66	C	官民の役割分担を踏まえた事業転換を図っているが、数・質的にどこまでの地域医療確保・充実を図る必要があるのかの指標が示されておらず、また、制度の広報が十分なされていない。



<b>事業の内容</b>	民間中小病院・診療所を対象とした災害・防災設備の整備、地震対策に必要な資金の融資
--------------	--

所管局課名

健康福祉局医療政策課

評価項目		点数	adc 評価	理由、説明等
局 に よ る 事 業 評 価	1 適応性 (15点)			
		② a	融資事業全体について、環境変化に即して融資枠の上限、有利子融資については長期プライムレートへの連動を行っている。	
		③ b	金融機関への全面移行については、実績が伸び悩む中、厳しい状況であり、市として施策を実行する上では現状維持が望ましいと思われる。	
	2 有効性 (15点)	15	① a	療養病床・災害防災設備については無利子として、当該整備の促進が本市施策に合致するような工夫をおこなっている。
			② a	類似の事業は国・県にもあるが、それらに加えて本市独自の融資制度を運用することで、市内医療機関の整備がさらに推進される効果がある。
			③ a	重点的に整備を促進したい医療機能に対し、有利子・無利子の別で事業の促進を図っている。
	3 目標達成度 (15点)	9	① b	病院整備資金融資事業費補助金について事務内容の見直しを行い、補助額を削減した。
			② b	事業全般にわたる目標の設定ができなかったが、補助金額を削減する効果を得た。
			③ b	当初の目標どおり削減できた。
4 経済性・効率性 (15点)	7	① b	病院整備資金融資事業費補助金について事務内容の見直しを行い、補助額を削減した。	
		② c	新たな財源の確保について方策を検討したことはない。	
		③ b	関係機関と調整しながら、滞りなく事務を執行している。	
5 合规性・正確性・安全性 (10点)	8	① a	事業は、要綱に則り、適正に運用されている。	
		② b	関係機関に対しても、要綱を周知徹底し、事故防止を図っている。	
6 社会的公平性・公正性 (10点)	10	① a	有利子融資については、短期プライムレートに照らし適正な利率となるよう見直しを行っている。	
		② a	特に無利子融資については、本市施策上整備の促進が必要なものに限定している。	
7 説明責任・情報公開 (10点)	6	① b	医療機関への融資によって市民に直接的な影響の及ぶ事業ではないため、市政概要等での周知に現状はとどまっている。	
		② b	医療機関への融資によって市民に直接的な影響の及ぶ事業ではないため、市政概要等での周知に現状はとどまっている。	
8 市民との協働 (5点)	3	① b	融資については、金融機関、病院整備資金融資事業については病院協会と役割を明確にしている。	
9 環境負荷の低減 (5点)	3	① b	本事業による環境負荷はかかりません。	
総合評価 (100点)	72	B	病院協会・金融機関など民の力を活用しながら事業実施を行っています。平成18年度にはさらに事業内容の見直しを行い、事業の効率かつ適正な運用を進めています。	

**事業の目的**

感染症やスズメバチ等による刺傷事故の発生を予防し、市民の安全な生活環境を確保する。

**生活環境防疫対策事業**

**監査委員による事業評価**

点数	abc 評価	理由、説明等
13	① b	区役所などで被災地の自治会町内会や市民から、例えば消毒剤の配布などの水害時の予防対策に対する要望を受けている。
	② a	感染症新法の下では、薬局の許可なく薬剤を配布することができなくなった点を踏まえ、消毒方法の啓発、消毒作業の直接実施へと切り替えている。
	③ a	消毒の必要性は区の衛生監視員が現場調査等を実施し、汚水の浸水状況等から判断する。大規模な消毒作業が必要な場合、行政の監督の下、民間の専門事業者へ委託して、的確に対応している。
13	① a	平成17年度に「横浜市防疫対策実施要領」を制定し、従来の災害発生時の薬剤支給を改め、平時の啓発及び災害発生時の消毒作業の直接実施を行うなど、総合的な防疫対策という位置付けを明確にした。
	② a	水害発生時に迅速な対応がとれるよう、横浜市薬剤師会等の関係団体と協定を締結するとともに、各区役所との災害時の防疫対策フローを定め、役割分担を明確にしている。
	③ b	平成17年度の局運営方針では位置付けられていないが、その前文において趣旨は明示されており、市民が健康で安心できる生活を確保できるよう進められている。
11	① b	迅速かつ的確な防疫対策を図るための要領の制定が目標設定されている。
	② b	要領の中では、平時及び災害時の感染症の発生及び流行を防止することを目的とした、防疫対策の強化を目標とした。
	③ a	「横浜市防疫対策実施要領」を制定するとともに、各区役所と連携し、災害時に直接消毒作業を実施できる体制整備を完了した。
13	① a	薬剤の市民への配布制度を廃止し、薬剤購入費の削減を図った。また、備蓄薬剤の数を適切に削減し、廃棄薬品の処理経費の削減につなげている。
	② b	なじまない。
	③ a	水害発生時に迅速な対応を図ることができるよう、職員及び関係団体用の連絡票、対応フロー及びマニュアルを整備した。また、薬剤の配布制度を廃止し、過剰な薬剤の使用を抑えた、適切な消毒を実施している。
10	① a	制定している要綱、要領等に基づき適正に行われている。
	② a	各区役所を対象に、消毒マニュアルの研修を実施し、意見交換を行っている。
8	① a	薬剤の配布制度を廃止し、過剰な薬剤の使用を抑えた、適切な消毒を実施している。
	② b	消毒の必要性を判断の上、過剰ではなく、必要な対応を実施している。
8	① b	本市ホームページで事業を紹介するほか、水害時消毒のリーフレットを作成し、各区役所等で配布している。
	② a	区役所用対応マニュアルを職員の手により整備し、市民からの相談に対して的確に説明できる体制をとっている。
5	① a	水害時の衛生対策等について、行政と民間の関係団体との役割を明確化し、横浜市薬剤師会等と協定を締結している。
3	① b	必要最小限の薬剤で消毒を実施するよう努めている。
84	B	従前からの薬剤配布の廃止は法改正がきっかけではあったものの、これに替えて直ちに各区役所職員向けの消毒実施マニュアルを作成・配布し、災害時の体制を整備した。また、備蓄薬剤の数を適宜見直しており、コスト意識をもって事業展開をしている。

<b>事業の内容</b>	(1)水害発生後の感染症患者の発生を抑えるため、浸水した家屋に対して必要に応じて消毒等の実施 (2)防除・防疫支援対策及びスズメバチ等対策
--------------	--

所管局課名

健康福祉局生活衛生課

評価項目		点数	adc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	13	① a	・スズメバチやアシナガバチ等の巣の駆除に関する市民ニーズをとらえ、総合的な対応を図るための「対策要領」を定めて実施し、常に見直しを行っている。
			② b	・水害時の消毒について、薬剤の配布を取りやめ、消毒方法の啓発、作業の実施をすることで、過剰な薬剤の使用を防ぎ、適切な消毒を実施することとした。また、殺虫剤の配布制度を廃止し、環境対策に重点をおいた防除対策へ転換した。
			③ a	・消毒の必要性は行政が現場調査等を実施し、判断する。広域的又は大規模な消毒作業が必要とされる場合は、行政の監督のもと、民間の専門事業者団体に委託することで、迅速かつ的確な対応を図ることとした。
2	有効性 (15点)	15	① a	・スズメバチの巣の早期発見・早期駆除を推進するためのキャンペーンを実施し「巣が作られてしまった」から「巣が作られないように」「巣が大きくなる前に対処する」へと転換した。 ・「横浜市防疫対策実施要領」を制定し、従来の災害発生時のみの対応から、平時及び災害発生時の総合的な防疫対策とし位置づけを明確にした。
			② a	・水害発生時に、迅速な対応がとれるよう、関係団体（市薬剤師会、神奈川県PCO協会）との協定を締結するとともに、区生活衛生課との役割分担も明確にした。
			③ a	・事業は上位の施策である「市民が健康で安心できる生活の確保」に基づいて体系立って進められている。
3	目標達成度 (15点)	15	① a	・スズメバチ駆除費補助の執行を縮減するため、早期発見・早期駆除を進めるとともに、低廉な料金（補助対象外）で駆除できる団体の育成を目標として設定。 ・迅速かつ的確な防疫対策を図るための要領の制定を目標として設定。
			② a	・市民満足度を高めつつ、スズメバチ駆除費補助の縮減を目標としている。 ・平時及び災害時の感染症の発生及びまん延を防止することを目的とした、防疫対策の強化を目標としている。
			③ a	・「横浜市防疫対策実施要領」を制定し、環境に配慮した害虫防除及び水害発生時の体制について整備を行った。
4	経済性・ 効率性 (15点)	13	① a	・早期発見・早期駆除により、駆除費補助金の執行の縮減を図った。 ・ねずみ・昆虫防除用薬剤の市民への配布制度を廃止し、薬剤購入費の縮減を図った。
			② b	事業の内容にそぐわないため、特定財源や新規財源の確保は検討していない。
			③ a	・スズメバチ等の的確な相談対応を行うため、職員及び関係団体向けのマニュアルの整備を行った。 ・水害発生時に迅速な対応が図れるよう、職員及び関係団体用の、連絡票、対応フローおよびマニュアルの整備を行った。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	8	① a	制定している要綱、要領等に基づき適正に行われている。
			② b	個人情報保護について、定期的なチェック項目の見直しを実施している。関係団体への個人情報保護の徹底の周知を行っている。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	8	① a	人に対し危害をおよぼすおそれのあるスズメバチの巣ができた施設等の所有者又は管理者に対する、駆除費の一部を補助する制度として、リーフレット、ホームページ等で公表している。
			② b	国や地方公共団体等公の機関以外は、申請に基づきスズメバチ駆除費補助金を交付している。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	10	① a	・市のホームページ、リーフレット、ポスター等で周知している。
			② a	・市民に提供する情報については、簡潔でわかりやすい内容にするよう心がけている。 ・区福祉保健センター用対応マニュアルを整備し、市民からの相談に対処する体制をとっている。
8	市民との 協働(5点)	5	① a	・早期発見・早期駆除の周知を行い、市民自らが対策をとることで全体的な負担を低減することができる。 ・スズメバチ等の駆除業者の団体の育成を行っている。 ・水害時の衛生対策等について、行政と民間の関係団体との役割を明確化し、協定を締結（市薬剤師会、神奈川県PCO協会）している。
9	環境負荷の 低減(5点)	5	① a	殺虫剤使用を中心とする害虫駆除から発生源対策に重点をおく環境的防除を推進することや、必要最小限の薬剤で消毒を実施するよう環境への負荷の低減に有効な事業となっている。
総合評価 (100点)		92	A	・スズメバチ等駆除について、関係機関との協定の拡充を検討する必要がある。 ・防疫対策の強化のため、17年度に策定した内容の強化が必要。

局による事業評価

**事業の目的**

地震等の災害発生後、上水道が復旧するまでの間、市民が所有・管理する井戸水を洗浄水等の生活用水として活用し、地域の衛生水準を維持するため、災害応急用井戸の指定、現状把握及び管理に関する助言を行う。

**災害時用生活用水確保事業**

**監査委員による事業評価**

点数	abc 評価	理由、説明等
11	① b	市民が所有、管理する井戸水を地域に提供してもらい、活用することができるよう、要綱に定めた条件に合致した井戸を「災害応急用井戸」として指定し、災害時における生活用水の確保に関する市民ニーズにこたえている。
	② b	都市化が進んだ市域では、井戸水は煮沸しても飲用可能といえないため、平成15年度から災害応急用井戸の使用用途を「飲用以外の生活用水」と明確化し、表示プレートも作り替えている。
	③ a	「災害応急用井戸」の指定については、行政で行い、それ以後の適正管理の支援として行う、簡易な水質検査及び施設調査については、民間団体に委託実施している。
11	① b	横浜市防災計画に基づき、市民の生活用水確保に向けて、水道局の行う応急給水を補う事業として取り組んでいる。
	② a	災害時に水道局の実施する応急給水は、飲料水と生活用水を確保するものであるが、それだけでは限りがあるため、復旧に時間がかかる場合などの対応として井戸水を想定しており、事業の重複はない。
	③ b	横浜市防災計画に基づき、地震等の災害発生時でライフライン(水道)が途絶した際の生活用水確保対策として実施しており、施策目標の実現に寄与しているが、水量が示されておらず、災害時の応急活動の目安が立てにくい。
11	① b	約3,600施設ある指定井戸を対象として、計画的に指定井戸の適正管理を支援するため、簡易な水質検査及び施設調査を毎年行うこととしている(平成18年度から2年に1回に変更)。
	② b	市民の所有、管理する井戸を活用し、地域における災害時の生活用水を確保するという他都市に先行した取組であるが、用意できる水量の目安が立っていない。
	③ a	指定井戸はすべて年1回の検査を実施しており、災害に対応する準備が整えられている。
13	① a	指定井戸の適正管理の支援のための簡易水質検査及び施設調査について、飲料用でないことを踏まえ、過剰な検査項目を減らし、コストに配慮した対応をとった。
	② b	なじまない。
	③ a	各区役所のための「災害応急用井戸実務マニュアル」を作成し、適切かつ効率的な事業の執行を図っている。
10	① a	指定基準等が要綱、要領等により明確に定められており、事業が適正に行われている。
	② a	委託先との意見交換を元に定期的にチェック項目を見直し、委託事業者への個人情報保護の徹底について周知が図られている。また、滞水して水質が低下しないよう、平時にも普通に使用することで水質を維持するよう呼びかけている。
8	① a	制度の説明、要綱、要領等について、ホームページに公表している。水質検査は生活用水であることを踏まえて検査項目を設定している。
	② b	被災時には不特定多数の市民に対して供することができ、ひとしく市民が受益者となるもので、評価になじまない。
8	① a	定期的に指定井戸件数(区別)等を本市ホームページで公表している。また、要綱、要領に基づき、各区役所生活衛生課で指定井戸名簿を更新し、地域に情報提供している。
	② b	本市ホームページで情報を公開している。
5	① a	市民が所有、管理する井戸を活用し、災害発生時に、生活用水を地域の人へ提供してもらうことから市民が主体であり、行政はその支援をすることで役割分担は明確になっている。
5	① a	災害時を想定しつつ、平時の井戸水の適正利用(庭木への散水等)を推進できることから、事業そのものが環境負荷の低減に役立つ取組となっている。
82	B	被災時の応急活動をより計画的に実施できるようにするため、井戸により水量がどの程度確保できるのか、目安を示して事業を進める必要がある。また、市民の意識を高め、より一層の確保を図るため、引き続き啓発を行うことが必要である。



<b>事業の内容</b>	(1)災害時に活用できる生活用水を確保するための井戸の指定 (2)指定井戸の現状把握、適正管理のための支援として行う簡易な水質検査及び適正管理に関する助言
--------------	--

所管局課名

健康福祉局生活衛生課

評価項目		点数	adc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	13	① a	災害時における洗浄水等の生活用水の確保に関する市民ニーズをとらえ、市民が所有、管理する「井戸水」を地域に提供してもらい、活用することができるよう、条件に合致した井戸を「災害応急用井戸」として指定するよう、「要綱」等を定めて対応している。常に、見直しを行っている。
			② b	都市化が進んだ市域では、井戸水は煮沸しても飲用可能といえないことから、災害応急用井戸の使用用途を「飲用以外の生活用水」と明確化した。
			③ a	「災害応急用井戸」の指定については、行政で行い、それ以後の適正管理の支援として行う、簡易な水質検査及び施設調査については、民間団体に委託実施している。
2	有効性 (15点)	15	① a	横浜市防災計画に基づき、災害時の生活用水確保を補完する事業として取り組んでいる。
			② a	事業の重複はない。
			③ a	横浜市防災計画に基づき、地震等の災害発生時でライフライン（水道）が途絶した際の生活用水確保対策として実施しており、施策目標の実現に大きく寄与している。
3	目標達成度 (15点)	15	① a	約3,600施設ある指定井戸を対象として、計画的に指定井戸の適正管理の支援のための簡易な水質検査及び施設調査を行っている。
			② a	市民の所有、管理する井戸を活用し、地域における災害時の生活用水を確保するという他都市に先行して行っている取り組みである。
			③ a	指定井戸（平成18年3月末：3,597件）の名簿を各区生活衛生課で随時更新し、各地域で情報共有されている。
4	経済性・ 効率性 (15点)	13	① a	指定井戸の適正管理の支援のための簡易水質検査及び施設調査について検査項目の見直しなど、コストも考慮した対応としている。
			② b	事業の内容にそぐわないため、特定財源や新規財源の確保は検討していない。
			③ a	適切かつ効率的な事業の執行のため、区福祉保健センター用のマニュアルを整備している。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	8	① a	指定基準等が要綱、要領等により明確に定められており、事業が適正に行われている。
			② b	個人情報保護について、定期的なチェック項目の見直しを実施している。委託事業者への個人情報保護の徹底について周知をしている。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	8	① a	制度の説明、要綱、要領等について、ホームページに公表している。
			② b	事業の内容にそぐわないため、検討していない。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	10	① a	定期的に指定井戸件数（区別）等を市のホームページで公表している。要綱、要領に基づき、各区生活衛生課で指定井戸名簿を更新し、地域に情報提供している。
			② a	ホームページ等の構成を簡潔でわかりやすい内容にしている。
8	市民との 協働(5点)	5	① a	市民が所有、管理する井戸を活用し、災害発生時に、生活用水を地域の人へ提供してもらうことから市民が主体であり、行政はその支援をすることで役割分担は明確になっている。
9	環境負荷の 低減(5点)	5	① a	災害時を想定しつつ、平時の井戸水の適正利用（庭木への散水等）を推進できることから、事業そのものが環境負荷の低減に役立つ取組となっている。
総合評価 (100点)		92	A	行政による指定井戸の適正管理の支援をより効果的に言い、所有者の自己点検による生活用水の確保がより推進できるよう取り組む必要がある。

局による事業評価



区名	事業名	監査評価		区評価		頁
鶴見区	区防災活動事業	B	74	B	74	250
神奈川区	地域防災拠点の充実	B	72	C	64	252
	区災害対策費	C	68	C	66	254
西区	地域防災活動推進事業	B	80	B	80	256
	浸水危険情報伝達システム整備事業	B	80	B	86	258
	いえ・みち まち改善緊急整備事業	B	78	B	78	260
中区	地域防災力向上事業	B	78	B	84	262
	安全安心な街づくり事業	C	70	B	78	264
	災害対策関係事務費	C	64	B	80	266
南区	防災対策活動事業	C	66	B	72	268
	防災関係費	C	68	B	72	270
港南区	防災講演会事業	C	68	C	68	272
	区防災訓練等事業	B	76	B	78	274
保土ヶ谷区	災害対策推進事業	B	82	B	72	276
旭区	災害に強い区づくり事業	C	70	B	76	278
	災害対策事業	C	66	B	74	280
磯子区	地域防災推進事業	B	86	B	90	282
金沢区	要援護者の災害対策事業	B	80	B	78	284
	区防災活動事業	B	76	B	82	286
港北区	災害に強い区づくり推進事業	B	80	B	82	288
緑区	緑安全安心まちづくり推進事業	B	84	B	74	290
	「区民がつくる安全な街・緑区」推進事業	C	58	C	68	292
青葉区	青葉区防災の街づくり事業	B	74	C	62	294
都筑区	地域防災活動推進事業	B	82	B	86	296
	区災害対策本部費	C	70	B	80	298
戸塚区	防災活動事業費	C	70	C	58	300
	風水害対策強化事業	B	76	C	64	302
栄区	水害対策事業	B	76	B	78	304
	防災力向上事業	B	80	B	72	306
	区防災活動事業	B	72	C	68	308
泉区	地域安全対策事業	B	72	B	74	310
	防災関連事業	C	68	B	74	312
瀬谷区	地域防災活動推進事業	B	80	B	84	314
	災害対策関係事務費	B	76	B	76	316

.....平均点.....

**74.1**

75.1

**事業の目的**

防災関係機関等の協力体制強化を図り、災害発生時に、被害が最小限で収まるよう、区役所の災害対応力を高める。また、防災訓練や防災講演回答を開催し、地域の災害対応力を向上させる。

**区防災活動事業（鶴見区）**

**監査委員による事業評価**

点数	abc 評価	理由、説明等
13	① a	地域防災拠点運営委員会連絡協議会や各地域防災拠点運営委員会での議論や聞き取りなどにより地域からのニーズを把握し、地域防災拠点の備蓄物品の修繕などの対応を図った。
	② a	近年、台風や集中豪雨、大地震などの発生が各地で大きな被害をもたらしており、鶴見区においても防災対策を緊急の課題として位置付け、集中的・重点的に対応している。
	③ b	鶴見区防災会議により、警察、消防等との連携、協議調整を行っている。
13	① a	事業の成果・効果をより高めるため、災害対策事業については、横断的な組織（災害対策強化推進会議）を設置し、災害種別ごとのプロジェクトでの検討を経て、事業を実施した。
	② b	区本部訓練の実施に当たっては、総務局危機管理室や各局区から参集する拠点班の職員と各拠点班の役割等について調整を行った。
	③ a	区政運営方針の「地域で守る安全・安心なまちづくり」の重点目標に掲げられた事業であり、目標の実現に貢献した。
15	① a	鶴見区防災会議において鶴見区防災宣言を策定し、防災計画の策定など具体的な目標を設定した。
	② a	防災訓練の実施といった定性的な目標も含まれているが、取組目標を定めたことにより、課題が整理され、具体的に議論が進みやすくなったという点で評価ができる。
	③ a	地域防災力強化の取組は今後も継続的に行っていくものであるが、平成17年度については、防災会議の設置や防災キャラバン隊の創設など、新たな取組にも着手することができ、地域防災力の強化に向け、事業が推進した。
7	① b	平成16年度に水防協議会への補助金の見直しを実施し、前年度から10万円の金額の引き下げとなった。今後も、補助額の妥当額を検証し、必要に応じて見直していくことが望まれる。
	② c	歳入の確保について検討していない。防災リーフレット等配布部数が一定以上のものについては、広告の掲載等を検討する必要がある。
	③ b	防災資機材に関し、拠点における点検等が十分ではなかったため修繕費が必要となった。
8	① a	横浜市防災計画及び区防災計画に基づいて実施している。水防協議会に対する補助金については、「鶴見区水防協議会補助金交付要綱」に基づき、交付されている。
	② b	災害時に地域住民が防災資機材を誤った使用方法で使用し、事故が起こるのを防ぐために、年に1度、業者による点検に地域住民を立ち合わせる等して、防災資機材の安全な使用方法を確認している。
6	① b	各種防災活動は区民を対象に実施している。
	② b	なじまない。
6	① b	広報区版、ホームページなどの広報媒体を有効に活用している。
	② b	広く区民に配布している地域防災拠点マップは、文字が小さいなどわかりやすいものになっているとはいえない。
3	① b	区の運営責任職が担当地区の地域防災拠点運営委員会と連携し、地域での防災力の向上に努力している。
3	① b	I S O 14001に基づいて環境負荷の低減を図っている。
74	B	事業の成果、効果をより高めるため、災害対策事業については、横断的な組織（災害対策強化推進会議）を設置し、災害種別ごとのプロジェクトでの検討を経て、事業を実施したことは意欲的な取組である。今後は、上記課題を解決し、着実な事業推進を期待したい。



<b>事業の内容</b>	(1)防災訓練の実施及び防災上必要な体制及び区役所設備の維持点検
	(2)鶴見区防災対策連絡協議会の開催
	(3)防災講演会の実施
	(4)鶴見区水防協議会への補助金
	(5)防災リーフレットの作成 (6)各連合町内会への災害時連絡用FAXの設置

所管区課名

鶴見区総務課

評価項目		点数	adc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	13	① a	平成17年度の横浜市民意識調査において、「地震などの災害対策」が鶴見区民の市政に対する要望で第3位になっている。また、災害に備えた地域防災力の強化は、区民生活の安全性確保の面で重要なものである。
			② a	近年、台風や集中豪雨、大地震などの発生が各地で大きな被害をもたらしており、鶴見区においても防災対策を緊急の課題として位置づけ、集中的・重点的に対応している。
			③ b	地域防災力を高めるためには、地域が主体となって日頃から災害に備えた活動を行っていくことが重要である。区は、区民の防災活動の支援、調整や防災意識の啓発という視点で事業を進めている。
2	有効性 (15点)	15	① a	事業の成果、効果をより高めるため、災害対策事業については、課を越えた横断的な組織(災害対策強化推進会議)を設置し、災害種別ごとのプロジェクトでの検討を経て、事業を実施した。
			② a	平成17年8月に鶴見区防災会議を設置し、計3回実施した会議の中で、関係機関との連携体制を強化した。また、風水害に対する区民の防災意識の把握を目的とした意識調査を国土交通省京浜河川事務所と共同で行うなど、連携を図っている。
			③ a	平成17年度区政運営方針において、迅速・的確な災害情報の提供による地域との連携強化や、区の危機管理体制強化による災害に強いまちづくりが重点目標に定められており、その方針に基づいて事業を進めている。
3	目標達成度 (15点)	11	① b	区防災活動事業の目標は地域防災力の強化であり、その実現に向けて具体的な目標を定めているが、数値目標は特に設定していない。
			② a	鶴見区、鶴見消防署、国土交通省京浜河川事務所などが連携して「防災キャラバン隊」を編成し、地域に出向いて災害に対する情報技術などを提供して地域防災力強化を図る取り組みを新たに始めた。
			③ b	地域防災力強化の取組は今後も継続的に行っていくものであるが、平成17年度については、防災会議の設置や防災キャラバン隊の創設など、新たな取り組みにも着手することができ、地域防災力の強化に向け、事業が推進した。
4	経済性・ 効率性 (15点)	5	① b	水防協議会への補助金の見直し(平成16年度～)によるコスト削減を行った。
			② c	検討していない。
			③ c	地域防災拠点備蓄庫の資機材修理費などは、各地域による年数回の定期的な点検が行われることで支出が抑制される可能性もあるため、迅速で無駄のない事業執行に向けて、今後検討していきたい。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	8	① a	横浜市防災計画、鶴見区防災計画、水防協議会会則に基づき、実施している。
			② b	災害時に地域住民が防災資機材を誤った使用方法で使用し、事故が起こるのを防ぐために、年に1度、業者による点検に地域住民を立ち合わせる等して、防災資機材の安全な使用方法を確認している。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	8	① a	防災活動事業の対象者は広く全区民であり、社会的公平性、公正性に照らして、適正なものとなっている。
			② b	なじまない。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	6	① a	広報よこはま区版、ホームページなどの広報媒体を活用し、幅広く周知に努めている。
			② c	広く区民に配布している地域防災拠点マップは、文字が小さいなど十分にわかりやすいものになっているとはいえない。
8	市民との 協働(5点)	5	① a	地域防災拠点運営委員会との連絡協議会を開催し、情報の共有化を図るなどして、区と地域が一体となって事業を進めていく体制が整っている。また、平成18年1月には、ボランティア団体との合同で震災時のボランティア受入訓練を行った。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	① b	なじまない。
総合評価 (100点)		74	B	台風や集中豪雨、大地震などの発生が各地で大きな被害をもたらしている中で、地域防災力強化に向けた各種事業が実施できたことは、大きな成果であると認識している。

区による事業評価

**事業の目的**

災害に強いまちづくりを目指し、地域防災拠点の強化を図る。

地域防災拠点の充実（神奈川区）

監査委員による事業評価

点数	abc 評価	理由、説明等
11	① a	防災訓練実施後、参加者からの要望等をもとに災害備蓄品等を検討している。
	② b	自然災害が続発し区民の不安が高まっており、地域における防災の取組は不可欠となっている中、区と地域が連携した防災訓練が実施されている。
	③ b	地域防災拠点運営委員会連絡協議会や各地域防災拠点運営委員会での議論や聞き取りなどにより地域からのニーズを把握し、地域防災拠点における備蓄物品の拡充など対応を図った。
11	① b	「かめ太郎出前トーク」を実施する際に、「防災啓発パネル展」で使用したパネルを活用することで、区民の理解を促し、防災意識の啓発を図ることができた。
	② b	自治会・町内会をはじめ、土木事務所、消防署及び警察署等と連携し、被災時の連絡体制が行き届くよう、訓練・調整を図っている。
	③ a	区政運営方針の重点政策課題の一つである「いざという時に備えて！地域の防災力を高めます」に合致した事業であり、目標の実現に貢献した。
9	① b	高齢者・障害者対応防災訓練を3箇所で開催している。
	② b	高齢者・障害者対応防災訓練については、他区でも行われており特段のチャレンジ性はない。
	③ b	高齢者・障害者対応防災訓練は2箇所で開催された。
13	① a	防災啓発パネル展を実施する際に、まちづくり調整局所有のパネルや既製品のパネルを活用するなど、資源の有効活用と経費の節減を図った。
	② a	区局連携事業として実施した「民間活力を導入した避難場所標識整備モデル事業」は安全管理局が主導的な位置付けではあるが、取組は評価できる。民間活力の導入により、標識整備における設置・メンテナンス費用を企業負担としている。
	③ b	地域防災拠点運営委員会での地域からの提案や、他都市の災害事例から必要物品の把握を行い、効率的な執行に努めている。
8	① a	横浜市防災計画震災対策編やそれぞれの地域防災拠点運営マニュアルに基づき適正に実施している。
	② b	防災訓練等を実施する際、参加者に事故等不測の事態を未然に防ぐ工夫がなされている。
8	① a	防災訓練への参加を障害者等に対しても積極的に呼びかけている。
	② b	なじまない。
6	① a	地域の防災に対する意識啓発を高めるため、区の広報媒体を有効に活用している。また、期日前投票所に防災マップを設置するなど積極的に広報を行っている。
	② c	横浜市が災害時に何ができるのかの情報が区民に提供できていない。また、一般的な防災知識についてホームページで十分な情報提供ができていない。
3	① b	近隣住民などからなる「地域防災拠点運営委員会」が地域防災拠点の運営を行うことになっており、地域防災拠点の防災訓練も、地域防災拠点運営委員会が主催し行っている。
3	① b	ISO14001に基づいて環境負荷の低減を図っている。
72	B	区局連携事業として取り組んだ「民間活力を導入した避難場所標識整備モデル事業」は先駆的な取組である。平成18年度は避難場所の標識設置が行われるところであるので、円滑な事業実施が期待される。

<b>事業の内容</b>	(1) 地域防災拠点備蓄品の充実
	(2) 障害者・高齢者の防災訓練への参加支援
	(3) 防災啓発
	(4) 地域防災拠点訓練支援

所管区課名

神奈川区総務課

評価項目		点数	adc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	11	① a	平成17年度に実施した「神奈川区区民意識調査」によると、区民の9割は防災対策を重視しており、その要望にこたえる事業内容となっている。
			② b	最近の災害で災害時要援護者への避難誘導體制の不備が指摘されていることを踏まえて、「高齢者・障害者対応防災訓練」を実施するなど災害時要援護者対策を進めている。
			③ b	訓練を実施する主体は地域であるが、その能力向上のために行政が訓練メニューを提案するという役割分担は現状においては適切と考えます。
2	有効性 (15点)	9	① b	期日前投票期間中、投票に来られた方の目に付くところに防災啓発パネルを展示し、防災パンフレットを配布した。また「かめ太郎出前トーク」の際に、「防災啓発パネル展」で使用したパネルを活用することで、わかりやすく説明するなど、工夫して啓発事業を実施した。
			② b	防災訓練を実施する際には、水道局神奈川営業所や神奈川消防署と調整し、実施した。「高齢者・障害者対応防災訓練」実施の際、障害者施設と事前に調整を図りながら実施した。
			③ b	区政運営方針の最重点政策課題である。
3	目標達成度 (15点)	9	① b	事業全体としてではなく、個々の事業について訓練回数や物資の備蓄数など明確な目標が設定されている。
			② b	災害時要援護者対策として「高齢者・障害者対応防災訓練」を実施している。
			③ b	「高齢者・障害者対応防災訓練」は雨天中止が1か所あったため目標に達していないが、備蓄品の充実や防災啓発についてはおおむね目標を達成している。
4	経済性・ 効率性 (15点)	9	① b	当初予定していなかった「神奈川区防災マップ」増刷やAEDの購入により赤字決算となったが、防災啓発パネル展を実施する際に、まちづくり調整局所有のパネルや既製品のパネルを活用するなど、資源の有効活用と経費の節減を図った。
			② b	地域防災拠点の地域での認知度向上のために看板を設置することを検討しているが、区局連携事業として取り組んだ「民間活力を導入した避難場所標識整備モデル事業」の一環として広告費で作成することを検討。
			③ b	地域防災拠点運営委員会連絡協議会総会で年間スケジュールを提示し、地域の協力を得て、計画的に実行している。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	8	① a	横浜市防災計画震災対策編やそれぞれの地域防災拠点運営マニュアルに基づき適正に実施している。
			② b	既存の事故防止マニュアルの準用が可能であるため、これにより対応している。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	6	① b	区として、すべての地域防災拠点に必要な最低限の物資については同量を備蓄している。
			② b	災害時に避難者を助けるための事業であり、なじまない。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	4	① b	広報よこはま神奈川区版、町内会回覧チラシ、神奈川区防災マップ、かめ太郎出前トークなどを活用し、区民への情報提供を行っている。
			② c	横浜市が災害時に何が出来るかの情報が区民に提供できていない。また、一般的な防災知識についてホームページで十分な情報提供を行っていない。
8	市民との 協働(5点)	5	① a	近隣住民などからなる「地域防災拠点運営委員会」が地域防災拠点の運営を行うことになっており、地域防災拠点の防災訓練も、地域防災拠点運営委員会が主催し行っている。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	① b	なじまない。
総合評価 (100点)		64	C	地域防災力の向上を図るためには、区民が自主的に防災活動に取り組むように、区民の防災意識や防災知識の向上を図る必要がある。その動機づけのためにも、区民への情報提供を充実させる必要がある。

区による事業評価

**事業の目的**

行政機関と区民、防災関係機関が一体となって、災害に強い区づくりを目指す。

**区災害対策費（神奈川区）**

**監査委員による事業評価**

点数	abc 評価	理由、説明等
13	① a	平成17年度に実施した「神奈川区区民意識調査」によると、区民の9割は防災対策を重視しており、区の初動体制の強化など、その要望にこたえる事業内容となっている。
	② a	局地的な集中豪雨が増加していることを踏まえて、土木事務所による浸水被害想定箇所のパトロール強化や、避難場所の事前確保を実施している。
	③ b	災害発生初期における情報収集や区民への情報提供など災害時に市が行うべきであるが、防災訓練については、民間との分担・連携について随時、検証する必要がある。
9	① b	区民の防災意識向上に向け、防災訓練等の際にはできるだけ現実感のある想定のもとに実践的な訓練となるように努めている。
	② b	「神奈川区連絡調整会議」と「神奈川区災害対策協議会」で関係機関との連携を確認、強化した。
	③ b	区政運営方針の「いざという時に備えて！地域の防災力を高めます」に基づいて進められている。
9	① b	適切な初動体制の確立を目標としている。
	② b	適切な初動体制の確立といった、定性的な目標のためチャレンジ性について判断できない。
	③ b	防災関係会議を計画どおり実施した。
11	① a	防災とボランティアの日訓練において資料を購入ではなく、作成することで、費用の削減が図られた。
	② b	なじまない。
	③ b	防災訓練などは年間のスケジュールを策定して、迅速で無駄のない事業執行に努めている。発災時の初動体制についても、即応班と総括班で連携し迅速に対応している。
10	① a	「横浜市防災計画」「神奈川区における初動体制マニュアル」などに基づき、適正に実施している。
	② a	個人情報保護など、事故の未然防止や、事故が起こった後の迅速な対応のための体制が整備されている。
6	① b	各種防災活動は区民を対象に実施している。
	② b	なじまない。
4	① b	旧総務局危機管理対策室発行の「横浜市の災害」や「わがまちかながわ」で、本部設置状況などを公開しているが、視覚障害者に考慮した形での情報公開となっていない。
	② c	窓口では情報提供をしているが、ホームページや広報区版など区民に身近な形では提供できていない。
3	① b	発災時に、地域の消防団員と連携して対応できるよう、神奈川消防署とともに連携を図っている。
3	① b	I S O 14001に基づいて環境負荷の低減を図っている。
68	C	防災情報の提供については、窓口以外での情報提供が不十分である。防災に関する区民の意識高揚のためには、分かりやすい広報が必要であるので、より一層積極的に取り組む必要がある。



<b>事業の内容</b>	(1) 防災訓練の実施
	(2) 区災害対策活動の実施

所管区課名

神奈川区総務課

評価項目		点数	adc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	13	① a	平成17年度に実施した「神奈川区区民意識調査」によると、区民の9割は防災対策を重視しており、区の初動体制の強化など、その要望にこたえる事業内容となっている。
			② a	局地的な集中豪雨が増加していることを踏まえて、土木事務所による浸水被害想定か所のパトロール強化や、避難場所の事前確保を実施している。
			③ b	防災事業全般としては、自助・共助・公助それぞれが重要であり、官民の役割分担が行われているが、本事業は災害発生初期における情報収集や区民への情報提供など災害時に市が行うべき部分を対象としているため、なじまない。
2	有効性 (15点)	9	① b	神奈川区連絡調整会議で「発災時の情報の収集・提供」について話し合いを実施し、関係機関との連携を強化した。これにより区本部への情報の一元化がはかれ、スムーズな情報伝達や迅速な対応が可能になった。
			② b	「神奈川区連絡調整会議」と「神奈川区災害対策協議会」で関係機関との連携を確認、強化した。
			③ b	区政運営方針の最重点政策課題である。
3	目標達成度 (15点)	9	① a	平成17年度は、風水害に対応して区災害対策警戒本部を8回、地震に対応して区災害対策本部を1回設置し、適切に初動体制を確立して対応した。
			② b	横浜市防災計画に基づいて、適切に初動体制を確立することを目標としている。
			③ c	災害発生時の対応としては、概ね目標を達成しているが、平常時の取組としての「災害に強い区づくり」は道半ばである。
4	経済性・ 効率性 (15点)	9	① b	防災訓練を実施する際に、内部講師の活用や、訓練教材の自作を行っている。
			② b	事業になじまない。
			③ b	防災訓練などは年間のスケジュールを策定して、迅速で無駄のない事業執行に努めている。発災時の初動体制についても、即応班と総括班で連携し迅速に対応している。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	8	① a	「横浜市防災計画」「神奈川区における初動体制マニュアル」などに基づき、適正に実施している。
			② b	個人情報保護などについては、事故の未然防止や、事故が起こった後の迅速な対応のための体制は整備されている。しかし、風水害時のパトロールでの職員の安全確保に課題がある。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	8	① a	区全体を対象とした事業であり、発災時の対応も公平・公正に対応している。
			② b	事業になじまない。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	4	① b	旧総務局危機管理対策室発行の「横浜市の災害」や「わがまちかながわ」で、本部設置状況などを公開しているが、視覚障害者に考慮した形での情報公開を行っていない。
			② c	窓口では十分な情報が提供できているが、ホームページや広報よこはまなど区民に身近な形では提供できていない。
8	市民との 協働(5点)	3	① b	発災時に、地域の消防団員と連携して対応できるよう、神奈川消防署とともに連携を図っている。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	① b	なじまない。
総合評価 (100点)		66	C	目標達成に向けて、実践的な訓練の実施やその検証など、段階を踏んだ具体的な目標を設定する必要がある。 また、地域の防災力底上げのために区民への情報提供を充実する必要がある。

区による事業評価

地域防災活動推進事業（西区）

事業の目的		地域防災拠点(12拠点)を中心とした地域防災対策を進め、地域の災害対応力を強化する。	
点数	abc 評価	理由、説明等	
11	①	b	地域防災拠点運営委員会で挙げられた訓練の反省・検討事項に基づき、訓練メニューの検討や備蓄庫の資機材の充実を図った。また平成18年度には拠点の区割り変更も行うよう検討している。
	②	a	局地的な集中豪雨や大地震などが続発する状況を見据え、職員97人体制による警戒を実施するなど、警戒本部体制の機能強化を図った。
	③	b	各地域防災拠点の訓練は区民が自主的に進めることを原則としつつ、区で計画・進行管理している面もあるため、官民の役割分担を一層進める観点から、自助の意識を高める効果的な啓発方法を検討している。
15	①	a	AED（自動体外式除細動器）が一般利用可能となったことを踏まえ、地域医療救護拠点や地域ケアプラザで導入し、消防署の協力のもと、心肺蘇生に係る救命講習を実施するなど、新たなメニューを設けて訓練の充実を図っている。
	②	a	区内防災関係機関等で構成する災害対策連絡協議会を開催した。また資機材の取扱者を育成する安全管理局の事業に加え、救命の実技を習得する「防災士」の育成を独自に進めることで、地域の人材育成の充実を図っている。
	③	a	区政運営方針重点推進課題「安全・安心のまちづくりの推進」事業の一環として事業が進められた。
13	①	a	「災害時にサポートが必要な人への支援のためのガイドライン」の作成が目標とされた。
	②	a	ガイドラインについては健康福祉局に先駆けて作成されている。
	③	b	ガイドラインの策定について、当初の目標時期であった12月に間に合わなかったが、年度内の3月には策定できた。
9	①	b	消防団に対する防災倉庫設置助成について、補助要綱を定めて適正な支出が行われるようにしている。
	②	b	防災マップへの広告掲載を予定しているが、改訂後のマップに地震・浸水の情報を追加する予定があるため、安全管理局が計画しているハザードマップの作成を待ち、情報の整合性をとれるよう作成を保留している状況である。
	③	b	防災訓練については、各地域防災拠点運営委員会から事前に計画書の提出を受けて、地域と連携しながら効率的に進めている。
8	①	a	地域防災拠点における防災訓練は、横浜市防災計画や区防災計画を踏まえて策定された地域防災拠点運営マニュアルに基づき実施された。
	②	b	AEDを導入した地域医療救護拠点、地域ケアプラザ等の施設において、救命講習を実施し、関係職員に操作方法を周知することで救命対応力を向上させた。
6	①	b	いずれの避難場所でも、同様の支援（備蓄物資の提供など）が受けられるよう地域防災拠点運営マニュアルに定められている。
	②	b	不特定多数の区民を対象とする事業であり、受益者負担の評価になじまない。
8	①	b	広報よこはま区版、ホームページなど広報媒体を活用し周知している。
	②	a	広報の作成に当たっては、地図や絵を活用し、内容が分かりやすくなるよう工夫している。
5	①	a	防災訓練の企画・実施については、地域の代表者などが参加する地域防災拠点運営委員会や連絡協議会が担っており、また無線団体等との協定を締結することなどで、民と協働した訓練を実施している。
5	①	a	地域防災拠点における防災訓練では、一部の拠点で炊き出し訓練の際に、リユース食器の導入をしたり、ごみの持ち帰りや分別を行っている。当該取組は協議会での訓練結果報告の際に、他の拠点にも波及するよう啓発している。
80		B	全市的に取組が進みつつある要援護者対策について迅速にガイドラインが整備された。防災に関するボランティア人材は、局が養成する人材との区別を図って事業を展開している。現在、地域防災力を強化するために、自助の意識高揚につながる一層の啓発が課題となっている。

監査委員による事業評価

<b>事業の内容</b>	(1) 地域防災拠点等の機能強化 (2) 防災訓練の支援 (3) 防災ボランティアの育成 (4) 区民防災推進事業 (5) 西区防災計画改訂版の作成 (6) 災害時にサポートが必要な人への支援ガイドラインの作成

所管区課名

西区総務課

評価項目		点数	adc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	11	① a	各地域防災拠点から訓練終了後、「訓練の反省・検討事項」を提出してもらい対応しています。また、連絡協議会等の意見をふまえ、緊急かつ対応可能なものは執行のなかで見直しを行っています。
			② a	近年、台風や局地的な集中豪雨、大地震などの発生が相次ぎ各地で大きな被害が発生し、防災対策は緊急の課題となっている、そこで、当区においても災害の発生を受け早急な対応を図りました。
			③ c	災害発生直後には各家庭・身近な地域における自助・共助がまず必要となるので、災害時の初期対応を想定した地域防災拠点における防災訓練については、地域主導で行われることが効果的ですが、行政と地域の役割分担が十分ではないところがあります。
2	有効性 (15点)	15	① a	AED（除細動器）を導入した施設において、救命講習を実施しました。
			② a	事業の重複や欠落を避けるため、区内防災関係機関等で構成する災害対策連絡協議会を開催しています。
			③ a	区政運営方針重点推進課題「安全・安心のまちづくりの推進」事業の一環として事業を進めました。
3	目標達成度 (15点)	13	① a	「災害時にサポートが必要な人への支援のためのガイドライン」の作成を目標として、区政運営方針に明記しました。
			② a	ガイドラインについては福祉局に先がけて作成しました。
			③ b	ガイドラインの作成やAEDの設置など、計画した事業について、概ね目標を達成しました。
4	経済性・ 効率性 (15点)	9	① b	防災訓練については、計画的に手戻りなく、地域と一緒にを行っています。
			② b	防災マップ等に広告を掲載することを検討しています。
			③ b	区内防災関係機関等で構成する災害対策連絡協議会や、全地域防災拠点の連絡協議会を開催し、地域と連携を密にすることで、全体として手戻りなく事業を実施しました。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	8	① a	地域防災拠点における防災訓練は、地域防災拠点運営マニュアルに基づき適正に実施しています。
			② b	AED（除細動器）を導入した施設において、救命講習を実施し、関係職員に操作方法を周知しました。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	6	① b	どこの避難場所でも、同様の支援（備蓄物資の提供など）が受けられるよう地域防災拠点運営マニュアルに定めている。
			② b	行政が主体となって取り組むべき事業であり、受益者負担の考えには馴染みません。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	10	① a	広報よこはま区版、ホームページ、回覧チラシなど広報媒体を活用し幅広く周知に努めています。
			② a	広報の作成にあたっては、地図や絵を活用し、内容が分かりやすくなるような工夫をしています。
8	市民との 協働(5点)	5	① a	地域の代表者などが参加する地域防災拠点の連絡協議会や各地域防災拠点の運営委員会を開催し、事業を実施しています。また、防災訓練は協定締結団体の協力を得て実施しています。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	① b	地域防災拠点における防災訓練では、一部の拠点で炊き出し訓練の際に、リユース食器の導入をしたり、ごみの持ち帰りや分別を行っています。
総合評価 (100点)		80	B	地域防災拠点（震災時避難場所）における防災訓練等の充実を図り、引き続き、地域の防災力向上に向けた取り組みを推進する必要があります。

区による事業評価

浸水危険情報伝達システム整備事業（西区）

事業の目的		局地的集中豪雨の際、河川の状況を素早く把握し、適切な水防活動及び速やかな周辺地域への周知を行い、溢水による被害を軽減する。	
点数	abc 評価	理由、説明等	
13	① a	台風の事前情報や避難勧告が聞こえにくいという区民の意見を踏まえて河川等にスピーカーを設置し、その設計・設置には区民の意見を反映させている。	
	② a	局地的な集中豪雨による都市河川の急激な水位上昇に対応するため、水位計やスピーカーを設置して、災害情報の速やかな提供に努めている。	
	③ b	本事業は危険情報を速やかに地域に伝達する仕組みを整備するものであり、民の分担を求めるものでなく、評価になじまない。	
15	① a	スピーカーは区、水位計は環境創造局でそれぞれ設置・負担することとしている一方、情報受電する回線は両部署に設けて、迅速な情報伝達を図っている。	
	② a	設置場所、占用許可申請のほか、水位情報の共有方法等についても環境創造局や神奈川県横浜治水事務所と調整して事業を進めている。	
	③ a	区政運営方針重点推進課題「安全・安心のまちづくりの推進」事業の一環として事業が進められた。	
11	① b	整備の時期が目標とされた。	
	② a	区が主導で行う同種の事業は稀有である。	
	③ b	地域の要望を踏まえた設備の追加等を行っており、整備時期が当初予定よりずれ込んだが、きめ細やかな情報提供体制を整えることができた。	
11	① a	水位計とスピーカーとの設備の連動性を踏まえ、環境創造局の事業と一体で設計・施工したことで、単独で行うよりもコストの軽減及び契約に係る期間の縮減が図られた。	
	② b	本事業は危険情報を速やかに地域に伝達する仕組みを整備するものであり、使用料などの歳入の確保の視点にはなじまない。	
	③ b	神奈川県等の関係機関や、地域の連合町内会や振興協議会などに対する説明・調整を行っている。	
10	① a	占用許可申請等について、河川法や港湾法等に従い、神奈川県、土木事務所等への手続きを適正に進めた。	
	② a	水位計の誤作動を防ぐため、防護柵を設置した。また、区防災担当や宿日直者向けの制御盤操作マニュアルを作成した。	
6	① b	河川の下流域以外ではスピーカー等の設置要望は出ていないが、水位情報を河川周辺の区民に限らず、広く提供できるよう、メール配信サービスの登録者を募集している。	
	② b	不特定多数の区民等を対象とする事業であり、受益者負担の評価になじまない。	
8	① a	広報よこはま区版等を活用しており、特にメール配信サービスの記事については、登録方法の照会があるなど、区民の反応も良好で、当初予定の100名を超え、平成18年7月現在173名が登録している。	
	② b	広報よこはま区版では、地図や絵を活用し、内容が分かりやすくなるよう工夫している。	
3	① b	行政が主体となって取り組むべき事業であり、市民活動との連携の視点はない。	
3	① b	日常的に紙の使用量の削減などISOに基づき対応している。	
80	B	メール受信登録者の目標の100件は既に達成し、適宜拡大を予定している。また環境創造局との連携により水位計・スピーカーシステムが整備されており、繁華街のある都心の地域特性を踏まえて、急激な水位の変化の情報をいち早く広報できるよう努めている。	

監査委員による事業評価



<b>事業の内容</b>	帷子川等への水位計等の設置により関係機関や周辺地域に速やかに危険情報を伝達するシステムの整備
--------------	--

所管区課名

西区総務課

評価項目		点数	adc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	13	① a	平成16年10月の台風22号による横浜駅西口周辺等の浸水被害をふまえ、この事業を行うことになりました。
			② a	最近の局地的な集中豪雨による都市河川の急激な水位上昇に対応した事業です。
			③ b	行政が主体となって取り組むべき事業であり、官民の役割分担の視点には馴染みません。
2	有効性 (15点)	15	① a	環境創造局の事業と一体で設計・施工しました。
			② a	環境創造局や神奈川県横浜治水事務所と調整して事業を進めました。
			③ a	区政運営方針重点推進課題「安全・安心のまちづくりの推進」事業の一環として事業を進めました。
3	目標達成度 (15点)	13	① a	目標とする整備時期を定めて実施しました。
			② a	同様の事業で、区が主導で行うものは他に例がなく、画期的な事業です。
			③ b	地域の要望を踏まえた設備の追加等を行った結果、整備時期がずれこみましたが、効果的なシステムを構築することができました。
4	経済性・ 効率性 (15点)	13	① a	環境創造局の事業と一体で設計・施工したので、単独で行うよりもコストや工期が縮減できました。
			② a	行政が主体となって取り組むべき事業であり、使用料などの歳入の確保の視点には馴染みません。
			③ b	関係機関をはじめ、地元への説明・調整を十分に行い、手戻りなく事業を進めました。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	10	① a	河川法や港湾法に定める手続きを踏んで適正に整備を進めました。
			② a	水位計の誤作動を防ぐため、防護柵を設置しました。また、制御盤の操作マニュアルを作成しました。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	6	① b	平成16年10月の台風22号による浸水被害を踏まえた対策として整備しましたが、河川の下流域以外についても、防災情報を提供する事業を進めています。
			② b	行政が主体となって取り組むべき事業であり、受益者負担の考えには馴染みません。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	10	① a	広報よこはま区版、ホームページ、回覧チラシなど広報媒体を活用し幅広く周知に努めています。
			② a	広報の作成にあたっては、地図や絵を活用し、内容が分かりやすくなるような工夫をしています。
8	市民との 協働(5点)	3	① b	行政が主体となって取り組むべき事業であり、市民活動との連携の視点は馴染みません。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	① b	システム整備のための事業であり、馴染みません。
総合評価 (100点)		86	B	システムの整備は完了したので、今後は広報よこはまへの掲載などにより、利用者の増加を図ります。

区による事業評価

いえ・みち まち改善緊急整備事業（西区）

事業の目的		「いえ・みち まち改善事業」(都市整備局所管)において、勉強会を経て協議会として立ち上がった地区を対象に「密集住宅市街地整備促進事業」が導入されるまでに緊急に改善を要する箇所について、整備を行い災害に強いまちづくりを推進する。	
点数	adc 評価	理由、説明等	
15	① a	「いえ・みち まち改善事業」では早急に対応できない、緊急的対応を要する箇所における、改善整備の実施を望む区民主体によるまちづくり協議会の意見を反映した事業内容となっている。	
	② a	大地震が各地で続発していることから、区民の自助の意識が高まっており、道路整備に関する地域の負担をバザーで確保していくなど、地域の独自の取組を推進している。	
	③ a	緊急整備の実施主体を区民から構成されるまちづくり協議会とし、これを行政やNPOが支援するなど、官民の役割分担に配慮した事業を展開している。	
13	① a	区民、都市整備局、NPO、区が協働で実施している「いえ・みち まち改善事業」と、緊急性を要する道路整備等に係る助成金を組み合わせることで、区民にとって目に見える整備となるよう工夫している。	
	② a	まちづくり協議会で判断される緊急箇所の整備を事業化するにあたり、要綱の策定や支援体制の調整を都市整備局と行っている。また、私道整備助成などの既存の助成制度と重複がないよう、道路局とも調整を行っている。	
	③ b	緊急整備箇所を選定するにあたり、まち歩きを実施するなど、地域での防災意識が高まり、西区まちづくり方針の基本方針の一つである「災害に強い安全なまちづくり」に寄与している。	
9	① b	まちづくり協議会、NPO及び区の協働で事業を進めるという定性的な目標が設定されている。	
	② b	区民主導のまちづくり協議会が緊急性を判断して整備箇所を決定できる独自の仕組みを採っているが、助成件数などの目標は設定していない。	
	③ b	2地区において協議会が設立され、区民主導によるまちづくり活動が進められている。	
9	① b	平成17年度は道路等整備に至った事例がないため、事務費の執行にとどまったが、まちづくり協議会の要望による模型作成について、協議会と区・局との折半で作成するなど、適正なコスト配分を図った。	
	② b	まちづくり協議会の発案によりバザーを実施し、その収入を整備費用の地域負担分に充てる取組が図られている。	
	③ b	行政だけで行うのではなく、地域のまちづくり協議会が主体的に活動を行い、また行政側も区、都市整備局、NPOと役割分担を行っている。	
10	① a	地域主体の改善整備を実施するに当たり、「西区いえ・みち まち改善緊急整備助成金交付要綱」が策定され、これにのっとって事業を進めている。	
	② a	地権者情報等の個人情報を取り扱うため、まちづくり協議会にも、個人情報の取扱いに係る事故防止マニュアルに基づいた対応を求め、事故防止を図っている。	
6	① b	「西区いえ・みち まち改善緊急整備助成金交付要綱」を制定し、これに基づいて実施されている。	
	② b	まちづくり協議会において、整備による受益者の適切な負担を求める仕組みが検討されている。平成18年度ではバザー収入を充てる手法が採られ、地域の負担を伴った事業へと発展している。	
8	① b	区のホームページで随時情報を発信している。	
	② a	助成金交付要綱の策定段階から協議会に対して説明を行い、また、まちづくり協議会に加入する区民に対しては、ほぼ毎月開催される会合の場で、事業の内容、進捗状況等を説明している。	
5	① a	整備主体である地域のまちづくり協議会は、地域住民から構成され、行政やNPOがこれを支援しており、三者が協働して事業を進めていく体制が整えられている。	
3	① b	日常的に紙の使用量の削減などISOに基づき対応している。	
78	B	勉強会・協議会というワーキングを中心とする事業項目に加え、区民が緊急と判断する整備箇所に対して、地元負担を求めつつ補助金を交付する事業スキームを築き、官民が一体となって事業展開している。	

<b>事業の内容</b>	(1)危険な崖地の整備 (2)道路の隅切りの整備等
--------------	------------------------------

所管区課名

西区区政推進課

評価項目		点数	adc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	13	① a	「いえ・みち まち改善事業」では早急に対応できない、緊急的対応を要する箇所における改善整備の実施を望む区民の意見を反映した事業内容となっています。また、今後はまちづくりに活かす地域資源の把握にも努める必要があります。
			② a	近年、大地震などの発生が相次ぎ各地で大きな被害が発生し、防災対策は緊急的な課題となり区民の防災のまちづくりへの意識も高まりを見せており、これを受け、対応を図りました。
			③ b	事業のあり方について検討を行い、整備の実施主体を区民から構成されるまちづくり協議会とし、これを行政やNPOが支援するという役割分担としています。
2	有効性 (15点)	11	① a	区民、都市整備局、NPO、区が協働で実施している「いえ・みち まち改善事業」と組み合わせることで、事業の成果・効果を高めています。
			② b	地域が主体となった緊急整備を進めるにあたり、要綱の策定や支援体制について「いえ・みち まち改善事業」を進めている都市整備局と調整を図りました。
			③ b	緊急整備箇所を選定するにあたり、まち歩きを実施するなど、地域での防災意識が高まり、西区まちづくり方針の基本方針の一つである「災害に強い安全なまちづくり」に寄与しています。
3	目標達成度 (15点)	11	① b	「いえ・みち まち改善事業」の対象地区において、緊急的対応を要する箇所の改善整備をまちづくり協議会と行政、NPOが協働で行うことを目標としました。
			② a	「いえ・みち まち改善事業」において設立した、まちづくり協議会が主体となる改善整備を支援している例は他区にはありません。
			③ b	住民主体の改善整備を支援する助成要綱を策定したことにより、具体的な改善整備についての議論が深まったほか、自主的な防災まちづくり活動を進める契機となりました。
4	経済性・ 効率性 (15点)	11	① b	事務費の執行にあたっては、コスト削減に努めました。
			② a	まちづくり協議会でバザーを開催する等、地域で整備費用の一部を確保に向けた取組が図られています。
			③ b	行政だけで行うのではなく、地域のまちづくり協議会が主体的に活動を行い、また行政側も区、都市整備局、NPOと役割分担を行うことにより、効率的な執行を行うことができました。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	8	① a	地域主体の改善整備を実施するにあたり、「西区いえ・みち まち改善緊急整備助成金交付要綱」を策定し、適正かつ正確な事業の執行に努めました。
			② b	既存の事故防止マニュアルの準用が可能であるため、これにより対応しています。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	6	① b	「西区いえ・みち まち改善緊急整備助成金交付要綱」を制定し、これに基づいて実施することとしています。
			② b	まちづくり協議会において、整備により利益を享受する方からの適切な負担を徴収する仕組みの構築が検討されています。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	10	① a	月に1度のペースで実施されている地域のまちづくり協議会の会合において、事業について随時説明を行いました。
			② a	「西区いえ・みち まち改善緊急整備助成金交付要綱」について、策定段階から地域のまちづくり協議会に対して説明を行っており、図を用いて分かりやすい説明に努めました。
8	市民との 協働(5点)	5	① a	整備主体である地域のまちづくり協議会は、地域住民から構成され、行政やNPOがこれを支援しており、3者が協働して事業を進めていく体制が整っています。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	① b	事業の趣旨として馴染まないと考えます。
総合評価 (100点)		78	B	引き続き緊急的対応を要する箇所の改善整備を進めていくとともに、今後のまちづくりの中で活かしていくべき地域資源を把握し、これに基づいた区民主体の防災まちづくりを支援していく必要があります。

区による事業評価

**事業の目的**

災害に強い街、区民が安心して暮らすことのできる街の実現を目指す。

**地域防災力向上事業（中区）**

**監査委員による事業評価**

点数	abc 評価	理由、説明等
13	① b	防災カードの作成にあたっては、地域の防災関係者の意見を取り入れながら作成した。
	② a	局所的な被害が発生する災害に備え、自治会・町内会を身近な避難場所として協定を締結したことは先駆的な取組である。
	③ a	災害時の身近な避難場所として自治会・町内会との協定は地域のニーズにきめ細やかに対応したものである。
15	① a	防災カードは情報量を多くし、かつ体裁を工夫することで、携帯しやすいよう考えられている。
	② a	自治会町内会館の使用に関する協定を締結することにより、区と地域との役割分担を明確にしている。
	③ a	区政運営方針の重点推進施策「民との協働による、安全・安心できれいなまちづくり」の具体的施策項目の一つに掲げられた事業であり、目標の実現に貢献した。
9	① b	防災地図情報（1月公表）、防災カード（9月配布）の作成時期などについては定めている。
	② b	防災地図情報、防災カードの作成などといった定性的な目標であり、特段のチャレンジ性は認められない。
	③ b	防災地図の公表、防災カードの配布について、当初の計画どおりに実施することができた。
9	① a	防災カードの配布にあたっては、広報配送ルートを活用することで、経費の削減が図られた。
	② c	平成17年度は歳入の確保について検討されていない。今後は、防災カードなど配布部数が一定以上のものについては、広告の掲載等を検討する必要がある。
	③ b	災害対策連絡協議会や地区連など既存の会議で説明を行うなど説明に要する費用を低減した。
10	① a	本市防災計画及び区防災計画に基づいて実施している。
	② a	地域との協定締結に当たり、緊急連絡先などを定め、迅速な対応ができる体制にしている。
8	① a	全区民の防災に寄与する事業である。また、防災カードについては全区民に配布した。
	② b	なじまない。
6	① b	広報区版、ホームページ、報道発表などにより広く区民に事業周知を実施している。また、防災カードについては区民全員に配布した。
	② b	防災地図は地域別の詳細なものとなっており、防災地図はホームページ上での提供だけでなく、印刷物の配布など、ホームページを見られない区民への配慮も行っている。
5	① a	区の運営責任職が担当地区の地域防災拠点運営委員会を連携し、地域での防災力の向上に努力している。また、防災マップの作成にあたっては、自治会・町内会の協力により作成している。
3	① b	事業を進めるにあたっては、ISO14001に基づいて紙資源の節約などに取り組んでいる。
78	B	身近な避難場所として町内会館の使用に関する協定を結ぶことにより、地域と区の役割を明確にしたことは先駆的な取組である。今後、ハンディ防災カードのように一定部数以上の印刷物を作成する場合は、広告等の財源の確保策を検討する必要がある。



<b>事業の内容</b>	(1)災害時の身近な避難場所として自治会・町内会との協定を結ぶ。 (2)福祉施設や区民利用施設と協定を結び、災害弱者の避難場所を確保する。 (3)防災地図を作成し配布する。 (4)ハンディー防災カードの発行。
--------------	--

所管区課名

中区 総務課

評価項目		点数	adc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	15	① a	地域住民の代表や防災関係機関からなる災害対策連絡協議会の意見をもとに事業を実施している。
			② a	近年の大災害や中区において発生した災害に対応した事業を実施している。
			③ a	自治会・町内会館を避難場所に使用させていただき協定を締結するなど、区民の協力をお願いした。
2	有効性 (15点)	15	① a	事業を実施するにあたって、災害対策連絡協議会を始め幅広く意見を聞いた。
			② a	事業の実施にあたっては、危機管理対策室や区内防災関係機関と調整を行った。
			③ a	横浜市防災計画に基づいて事業を実施している。
3	目標達成度 (15点)	11	① b	防災地図情報、防災カードの作成時期などについては定めている。
			② a	自治会・町内会館の使用に関する協定を締結している例は他区にはない。
			③ b	協定の締結、防災地図情報は年度末に完了した。防災カードは区民ニーズも踏まえ区民全員配布ができた。中区への転入者にも、転入届出の際に防災カードを配布している。
4	経済性・ 効率性 (15点)	9	① b	防災カードの配布にあたっては、広報配送ルートを活用するなどの工夫を行った。
			② c	検討していない。
			③ a	災害対策連絡協議会や地区連など既存の会議で説明を行うなど説明に要する費用を低減した。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	10	① a	横浜市防災計画に基づいて事業を実施している。
			② a	地域との協定締結にあたり、緊急連絡先などを定め、迅速な対応ができる体制にしている。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	8	① a	全区民が事業の効果を受用できる。また防災カードについては全区民に配布した。
			② b	なじまない。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	8	① a	広報区版、ホームページ、報道発表などにより広く区民に事業周知を実施している。また、防災カードについては全員配布した。
			② b	防災地図の印刷物の配布など、ホームページを見られない区民への配慮も行っている。
8	市民との 協働(5点)	5	① a	災害対策連絡協議会や自治会・町内会の協力により、地域の防災情報を収集するなどして事業を実施した。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	① b	防災地図はHPの活用、CD-ROMの配布により紙地図配布を極力減らした。
総合評価 (100点)		84	B	全区民が事業効果を受用できる体制になっている。今後は、他の防災関連事業と連携しより効果的な施策を展開させていく必要がある。

区による事業評価

**事業の目的**

区民の地域防災力の向上を図る。

安全安心な街づくり事業（中区）

監査委員による事業評価

点数	abc 評価	理由、説明等
13	① a	地域防災拠点運営委員会連絡協議会や各地域防災拠点運営委員会での議論や聞き取りなどにより地域からのニーズを把握し、地域防災拠点における備蓄物品の拡充など対応を図った。
	② a	地域防災拠点運営委員会連絡協議会や各地域防災拠点運営委員会での議論や聞き取りなどにより地域からのニーズを把握し、地域防災拠点における備蓄物品の拡充など対応を図った。
	③ b	自然災害が続発し、区民の不安が高まっており、地域における防災の取組は不可欠となっている中、区と地域が連携した防災訓練が実施されている。
11	① b	事業を実施するに当たって、災害対策連絡協議会を始め、幅広く意見を聞いた。
	② b	区本部訓練の実施に当たっては、総務局危機管理室や各局区から参集する拠点班の職員と各拠点班の役割等について調整を行った。
	③ a	区政運営方針の重点推進施策「民との協働による、安全・安心できれいなまちづくり」の具体的施策項目の一つに掲げられた事業であり、目標の実現に貢献した。
9	① b	区の指揮命令・連絡調整機能の強化、地域防災拠点運営委員会の活動支援及び防災訓練の実施などを主な目標とした。
	② b	区の指揮命令・連絡調整機能の強化といった定性的な目標のためチャレンジ性の有無について判断できない。
	③ b	防災訓練については、計画どおり達成できている。
7	① b	本市防災計画及び区防災計画に基づいて実施している。
	② c	歳入の確保や新規財源の開拓については検討していない。
	③ b	自治会・町内会、ライフライン機関、防災関係機関と連携した事業を実施している。
6	① a	横浜市防災計画に基づき実施している。「まちの防災組織」活動奨励費については、補助金交付要綱に基づき、活動奨励費を交付している。
	② c	訓練実施に当たって事故等不測の事態が発生しないよう配慮がなされている。事務処理ミスについては、ダブルチェック体制を徹底することとし、照合・読み合わせなどによりミスの無いように取り組むこととした。
8	① a	防災訓練の案内は自治会の回覧等を活用して周知されている。また、単身の世帯が多いという地域特性から、独自の防災拠点を設置し、当該運営団体に対しても他の自治会と同等の補助を行っている。
	② b	なじまない。
10	① a	広報区版、ホームページ、報道発表、資料配布など様々な媒体により広く区民に事業周知を実施している。また、障害者等に対しては、障害者団体や社会福祉協議会に対して情報を提供することで伝えている。
	② a	広報区版、ホームページ、報道発表などにより広く区民に事業周知を実施している。
3	① b	地域防災拠点運営委員会（地域・学校・拠点）と連携する必要がある。
3	① b	再生紙の活用などISO14001に基づいた事務処理を進めている。
70	C	要援護者対策について、平成12年にボランティア団体と連携し、対応マニュアルを整備しているので、必要に応じてこれを見直しながら取組を進められることを期待する。

<b>事業の内容</b>	(1) 防災訓練の実施
	(2) 普及啓発活動の実施
	(3) 災害対策の実施
	(4) 中区災害対策連絡協議会の運営
	(5) 中区防災本部体制強化

所管区課名

中区 総務課

評価項目		点数	adc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	15	① a	地域住民の代表や防災関係機関からなる災害対策連絡協議会の意見をもとに事業を実施している。
			② a	近年の大災害や中区において発生した災害に対応した事業を実施している。
			③ a	地域住民を中心とした震災時避難場所運営を始め、災害発生時の地域の役割を定めている。
2	有効性 (15点)	15	① a	区内の防災関係機関に参加を依頼し、効果的な防災訓練を実施している。
			② a	危機管理室と調整を実施するとともに、区内防災機関と調整を行っている。
			③ a	横浜市防災計画に基づいて事業を実施している。
3	目標達成度 (15点)	9	① b	防災訓練の実施時期、事業の実施時期を定めている。
			② b	近年の大災害や中区において発生した災害に対応した目標を設定している。
			③ b	計画通りに事業を実施している。
4	経済性・ 効率性 (15点)	7	① b	自治会・町内会を始め地域との協働、関係機関との調整により事業効果を高めている。
			② c	検討していない。
			③ b	自治会・町内会、ライフライン機関、防災関係機関と連携した事業を実施している。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	10	① a	横浜市防災計画に基づいて事業を実施している。
			② a	緊急時のマニュアル、連絡網などの整備がされている。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	6	① b	区民及び昼間区民の安全を考慮した対策を実施しているが、障害者等要援護者への対策が十分ではない。
			② b	なじまない。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	8	① b	広報区版、ホームページ、報道発表、資料配布など様々な媒体により広く区民に事業周知を実施している。
			② a	広報区版、ホームページ、報道発表などにより広く区民に事業周知を実施している。
8	市民との 協働(5点)	5	① a	自治会・町内会、ライフライン機関、防災関係機関と連携した事業を実施している。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	① b	防災備蓄食料に関しては廃棄せず、防災訓練、イベントで啓発用として有効活用している。
総合評価 (100点)		78	B	区民の意見を聞きながら事業を展開しているが、今後は、災害要援護者など幅広いニーズに応えた対策が必要である。

区による事業評価

**事業の目的**

区役所における災害発生時の初動体制の整備及び区民、関係機関の災害対応力の向上を図る。

**災害対策関係事務費（中区）**

**監査委員による事業評価**

点数	abc 評価	理由、説明等
9	① b	地域住民の代表や防災関係機関からなる災害対策連絡協議会の意見を基に事業を実施している。 夜間休日の業務員対応の援助も行っている。
	② b	繁華街など人が大勢集まる場所が多くなっているという地域特性から、協議会の中には地元企業者が多く含まれており、事業者等を対象とした防災の取組を促進するというねらいを持っている。
	③ b	自然災害が続発し区民の不安が高まっており、地域における防災の取組は不可欠となっている中、区と関係団体とが連携して防災訓練が実施されている。
9	① b	協議会総会は、形式的に前年度事業の実績報告を行っており、また、部会の開催も無く、個別の課題を連携して検討する取組にはなっていない。
	② b	協議会総会は構成員が多岐にわたり、形式的になっている。部会を有効に活用し、活性化を検討されたい。地域医療救護拠点においては、医師会、薬剤師会、看護ボランティアと連携し、訓練が実施された。
	③ b	区政運営方針の重点推進施策「民との協働による、安全・安心できれいなまちづくり」の一環として推進された事業である。
9	① b	防災訓練の実施時期（9月、1月）、事業の実施時期（災害対策連絡協議会開催 6月）を定めている。
	② b	防災訓練の実施などといった定性的な目標のため特段のチャレンジ性は認められない。
	③ b	協議会の開催は7月中旬となったが、訓練については、予定どおり実施されている。
9	① b	他事業の説明の場として、協議会等を提供することで、防災事業全体としてコストの削減につながっている。
	② b	なじまない。
	③ b	宿日直体制をとることにより、いつでも発災時の初動体制がとれるようになっている。
8	① a	横浜市防災計画に基づいて事業を実施している。
	② b	緊急時のマニュアル、連絡網などの整備がされている。
6	① b	各種防災活動は区民を対象に実施している。
	② b	なじまない。
8	① b	広報区版、ホームページ、報道発表などにより広く区民に事業周知を実施している。
	② a	写真などを掲載することで、分かりやすい広報に努められている。ホームページについては、情報も整理され、分かりやすいものとなっている。防災拠点の情報については、英語版でも情報が提供されている。
3	① b	防災関連事業全体としては、自治会・町内会等地域との協働が図られている。
3	① b	I S O14001に基づいて環境負荷の低減を図っている。
64	C	中区災害対策連絡協議会は構成員が多岐にわたり、開催回数も限られていることから、これまでは形式的になりがちであったので部会を有効に活用し、活性化を図ることが望まれる。また、繁華街などの観光客に対しては、当該地域との連携が重要である。



<b>事業の内容</b>	(1) 防災宿日直の実施
	(2) 中区災害対策連絡協議会の実施
	(3) 医療救護拠点における訓練の実施

所管区課名

中区 総務課

評価項目		点数	adc 評価	理由、説明等
<b>区 に よ る 事 業 評 価</b>	1 適応性 (15点)	13	① a	地域住民の代表や防災関係機関からなる災害対策連絡協議会の意見をもとに事業を実施している。 夜間休日の業務員対応の援助も行っている。
			② a	近年の大災害や中区において発生した災害に対応した事業を実施している。
			③ b	地域住民を中心とした震災時避難場所運営を始め、災害発生時の地域の役割を定めている。
	2 有効性 (15点)	15	① a	マニュアルの整備や研修の実施により、職員の対応能力の向上を図っている。
			② a	関係機関と調整を行い役割分担、情報の共有化を明確にしている。
			③ a	横浜市防災計画に基づいて事業を実施している。
	3 目標達成度 (15点)	9	① b	訓練の実施時期、事業の実施時期を定めている。
			② b	近年の大災害や中区において発生した災害に対応した目標を設定している。
			③ b	計画通りに事業を実施している。
4 経済性・ 効率性 (15点)	9	① b	自治会・町内会を始め地域との協働、関係機関との調整により事業効果を高めている。	
		② c	検討していない。	
		③ a	自治会・町内会、ライフライン機関、防災関係機関と連携した事業を実施している。また、宿日直体制をとることにより、いつでも発災時の初動体制がとれるようになっている。	
5 法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	10	① a	横浜市防災計画に基づいて事業を実施している。	
		② a	緊急時のマニュアル、連絡網などの整備がされている。	
6 社会的 公平性・ 公正性 (10点)	8	① a	全区民が事業の効果を享受できる。	
		② b	なじまない。	
7 説明責任・ 情報公開 (10点)	8	① a	広報区版、ホームページ、報道発表などにより広く区民に事業周知を実施している。	
		② b	ホームページを見られない区民への配慮も行っている。	
8 市民との 協働(5点)	5	① a	災害対策連絡協議会や自治会・町内会の協力により事業を実施した。	
9 環境負荷の 低減(5点)	3	① b	なじまない。	
<b>総合評価</b> (100点)	<b>80</b>	<b>B</b>	震災、風水害に加え、テロや都市災害など新しい課題に応えることができる体制を維持していくことが重要である。	

**事業の目的**

災害発生時に適切な対応を行い、被害を最小限に抑えるための危機管理体制の構築を目指し、南区独自の防災対策活動に取り組む。

**防災対策活動事業（南区）**

監査委員による事業評価	点数	abc評価	理由、説明等
	11	①	a
②		b	防災に対する関心の高まりから、多くの区民からのニーズが寄せられる中で、優先順位を付け、事業が執行されることが望ましい。
③		b	風水害パトロールは地元の消防団が実施し、地域防災拠点運営委員会等において、地域、区役所、関係機関等の連携について検討している。
9	①	b	平成17年度は防災資機材取扱研修を積極的に実施したが、その成果が地域に反映できているかどうかの検証が不十分であった。
	②	b	南区防災対策連絡協議会を設け、関係機関、地域との連携・調整を図っている。
	③	b	区政運営方針の重点推進施策である「犯罪がなく災害に強いまち」に基づき推進された事業である。
11	①	b	太陽光発電装置の設置については、数値目標を設定し、計画的に実施されたが、他の事業においても、できる限り数値目標を設定されることが望ましい。
	②	b	目標そのものは過年度実績を勘案したもので、特段チャレンジ性は認められない。
	③	a	区内での調整により太陽光発電装置の設置については、1年度前倒しで、平成17年度中に25の防災拠点全てに設置することができた。
7	①	b	スケールメリット等を考え、消耗品購入の際には安く購入できるよう努力している。
	②	c	平成17年度には新規財源の確保は行われていない。防災マップなどへの広告を掲載するなど財源を確保する方策を検討する必要がある。
	③	b	本部設置に係る備品購入について、庁内調整を行い、一括購入している。
8	①	a	風水害ネットワーク事業においては「南区風水害ネットワーク事業実施要領」に基づき、補助事業を実施している。
	②	b	事故防止マニュアル等は特段整備されていない。通知文の発送に当たっては二重チェックを実施している。
8	①	a	全ての拠点に対して太陽光発電装置を設置を完了したことに加え、区職員が地区担当制により、防災訓練へのアドバイスを実施する等公平性を確保している。また、ホームページでは、英語で拠点の紹介等を行っている。
	②	b	なじまない。
6	①	b	広報区版、ホームページ、拠点運営委員会の場を活用し情報提供がされている。
	②	b	ホームページにおいては、絵を効果的に使用し、独自に工夫されている部分もある。区民まつり等で防災に関するPRを実施するなどさらに広くわかりやすい情報提供について工夫する必要がある。
3	①	b	地域の防災担当者（区民）と協働で防災訓練の計画が立てられている。
3	①	b	なじまない。
66		C	地域の特殊性を踏まえたきめ細やかな取組を行っている。一方、地域の防災担当者の育成を支援する等地域防災の核となる人を育てることが今後の課題となっている。

<b>事業の内容</b>	(1)風水害ネットワーク事業 (2)地域防災活性化事業 (3)防災啓発事業 (4)災害対策本部強化事業 (5)太陽光発電装置設置事業
--------------	--

所管区課名

南区 総務課

評価項目		点数	adc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	13	① a	資機材取扱研修について、各地域防災拠点の要望を受け実施している。
			② b	地域からの要望等に対応し事業を行っている。
			③ a	防災拠点運営委員会等において、地域、区役所、関係機関等の連携について検討している。
2	有効性 (15点)	9	① b	実施結果に対し、運営協議会等で検討を行っている。
			② b	防災計画の策定にあたり、危機管理室との調整を行っている。
			③ b	自主防災訓練の実施を支援しており、地域防災力の強化に寄与している。
3	目標達成度 (15点)	13	① a	太陽光発電装置の設置について、4ヵ年で25拠点すべてに設置する目標を設定している。
			② b	過去の実績等を勘案し、妥当な目標となっている。
			③ a	18年度終了予定を前倒しで行い、17年度ですべて設置を行った。
4	経済性・ 効率性 (15点)	9	① b	消耗品等について、コスト縮減に努めている。
			② b	検討中
			③ b	本部設置に係る備品購入について、庁内調整を行い、一括購入している。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	6	① b	要綱等に遵守し、業務を行っている。
			② b	通知文の発送等については、2重チェックを行っている。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	6	① b	防災訓練等において、どこの拠点でも同様の支援を受けている。
			② b	なじまない。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	8	① a	必要な情報については、防災拠点委員会を通じて提供している。
			② b	防災マップ等を作成し、広報を行っている。
8	市民との 協働(5点)	5	① a	地域の防災関係者と連絡会議等を開催している。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	① b	なじまない。
総合評価 (100点)		72	B	さまざまな地域との連携、支援により、地域の自主防災力を高めることができた。

区による事業評価

**事業の目的**

区民の防災に対する意識の向上、被害を最小限に抑えるための危機管理体制の構築を図る。

**防災関係費（南区）**

**監査委員による事業評価**

点数	abc 評価	理由、説明等
13	① a	地域防災拠点運営委員会連絡協議会や各地域防災拠点運営委員会での議論や聞き取りなどにより地域からのニーズを把握している。
	② a	自然災害が続発し区民の不安が高まっており、地域における防災の取組は不可欠となっている中、区と地域が連携した防災訓練が実施されている。
	③ b	区内の関係機関とは、南区災害対策連絡協議会において、防災に関する共通の認識を持つことで、円滑に区の防災に対応できている。
11	① a	宿日直体制の整備により、防災初動時の体制強化が図られている。平成15年度以降、区民対象の防災訓練については各地域防災拠点、自治会町内会で実施することとし、自主的な防災意識の向上につなげることをねらいとしている。
	② b	警察、消防署との連携を確保しながら、防災訓練等を実施している。
	③ b	区政運営方針の重点推進施策である「犯罪がなく災害に強いまち」に基づき推進された事業である。
9	① b	防災訓練の実施や災害対応力の強化や、防災関係機関との連携強化を目標としている。
	② b	防災訓練の実施などの定性的な目標であるためチャレンジ性について評価できない。
	③ b	南区災害対策連絡協議会を1回実施した。防災訓練も予定どおり実施（9月、1月）された。
11	① a	職員の防災訓練については、実動訓練から、机上での想定訓練に変更することにより、経費の節減が図られた。
	② b	なじまない。
	③ b	各関係機関との連絡協議会の実施に際して、同一時期に行うことで、スケジュール調整を円滑に行っている。
6	① a	横浜市防災計画及び区防災計画に基づいて実施している。
	② c	訓練等の際に、事故など不測の事態が発生しないよう配慮がなされている。「町の防災組織」活動奨励費に誤交付があった。誤交付発覚後はダブルチェックや照合・読み合わせを徹底して事故を防ぐとしている。
6	① b	各種防災活動は区民を対象に実施している。
	② b	なじまない。
6	① b	各自治会の中での回覧板による情報提供など、防災訓練については、広報されている。
	② b	ホームページにおいては、絵を効果的に使用し、独自に工夫されている部分もある。防災情報や防災への取組などを広く区民に知ってもらうために、区民まつり等のイベントを活用することも考えられる。
3	① b	防災訓練の回数を増やすことにより、より多くの市民が参加できるように工夫されている。地域防災拠点運営委員会連絡協議会等において、地域からの意見を取り入れている。
3	① b	事業を進めるに当たっては、ISO14001に基づいて紙資源の節約などに取り組んでいる。
68	C	南区は他区と比べ、比較的急傾斜地が多く、人や建物が密集しているため、防災対策が重要である。さらに、防災関係機関との連携を強化し、より実践的・効果的な訓練等を実施することにより、地域の防災力の向上を図ることが期待される。



<b>事業の内容</b>	(1)南区防災対策連絡協議会事業
	(2)南区防災訓練事業
	(3)防災宿日直室整備事業

所管区課名

南区 総務課

評価項目		点数	adc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	13	① a	連絡協議会を開催し、ニーズの把握に努めている。
			② b	連絡協議会が年1回の開催だが、緊急時には委員長への調整等により即時対応している。
			③ a	連絡協議会は、官民の関係機関の出席者で開催されており、役割分担等の検証は行えている。
2	有効性 (15点)	11	① a	関係機関との連絡協議会において、防災に関する共通の認識を持つことで、円滑に区の防災に対応できている。また、南区では宿日直体制の整備により、防災初動時の体制強化が図られている。
			② b	関係機関が同席しての会議のため、官民の連携がとれている。
			③ b	区の防災に対して、関係機関が共通の認識において行えている。
3	目標達成度 (15点)	9	① b	なじまない
			② b	なじまない
			③ b	なじまない
4	経済性・ 効率性 (15点)	11	① a	訓練方法の見直しによる費用削減を行った。
			② b	なじまない
			③ b	各関係機関との連絡協議会の実施に際し、同一時期に行うことで、スケジュール調整を円滑に行っている。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	8	① b	防災計画に則り実行している。
			② a	緊急時の連絡体制が確立している。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	6	① b	なじまない
			② b	なじまない
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	6	① b	1/17の訓練において、地域拠点と連携し実施することより周知を行っている。
			② b	上記訓練実施に当たっては、参与職員を通じ、文書、口頭での説明を行っている。
8	市民との 協働(5点)	5	① a	関係機関が同席しての会議のため、官民の連携がとれている。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	① b	なじまない
<b>総合評価</b> (100点)		72	B	連絡協議会の内容等、地域拠点との連携がとれている。また、訓練等の見直しによる費用削減を行っている。

区による事業評価

**事業の目的**

区民及び区職員の防災意識・災害対策意識を高揚・啓発させる。

**防災講演会事業（港南区）**

**監査委員による事業評価**

点数	abc 評価	理由、説明等
13	① a	講演会の対象者、実施会場及び講演内容については、区民の様々なニーズに対応できるよう、きめ細やかな対応が図られている。
	② a	平成17年度は、単に講師を呼んで一度きりの講演を行うのではなく、職員が地域へ赴き、地域の実情に応じた防災対策を伝えるという形態を採用した。
	③ b	なじまない。
9	① b	参加者が講演会に参加して、参加者の意識や行動がどのように変わったのかなど、事業の成果を確認する必要がある。
	② b	必要に応じて消防署と共同で開催するなど、適宜調整を図っている。
	③ b	区政運営方針の「明るい暮らしを支える安全なまちづくり」に基づき推進された事業である。
9	① b	区民に防災意識を啓発するといった定性的な目標となっている。参加目標人数などを設定することが望ましい。
	② b	区民に防災意識を啓発するといった定性的な目標であるため、チャレンジ性について評価することができない。
	③ b	事業の目的を達成することができていると認められる。
11	① a	外部講師を招くのではなく、職員が地域へ行って実施することで、経費の削減を図っている。
	② b	事業の趣旨から入場料等の収入は現実的ではないが、防災関連企業とタイアップすることなども検討できるのではないか。
	③ b	経費の執行については、特段の無駄なく行われている。
6	① b	要綱等に基づき実施する事業ではないが、事務事業の執行に当たっては、適切に実施されている。
	② b	なじまない。
8	① a	区民全てを対象とした事業である。また、休日にも開催することで、平日勤務者にも配慮されている。
	② b	なじまない。
6	① b	区のホームページ等により、講演会の概要を周知するなど、より広く情報が提供されるよう工夫されることが望ましい。
	② b	講演会の概要を蓄積し、市民に分かりやすく提供する方策を検討することが望ましい。
3	① b	地域防災拠点運営委員会等の地域のリーダーと連携しながら進められている。公演内容についても、地域との調整の中で選定している。
3	① b	事業を進めるに当たっては、ISO14001に基づいて紙資源の節約などに取り組んでいる。
68	C	事業の効果を高める工夫として、職員が出向く方式に改めたことは意欲的な取組で工夫がみられる。今後も、事業の効果測定を行いながら、よりよい事業手法を検討していくことが期待される。

<b>事業の内容</b>	災害の実体験に基づく講演会の実施
--------------	------------------

所管区課名

港南区 総務課

評価項目		点数	adc 評価	理由、説明等	
<b>1 適応性</b> (15点)	13				①
		②	a	平成17年度は、単に講師を呼んで一度きりの講演を行うのではなく、職員が自ら地域へ伺い、行政として日ごろからお願いしたいことを、じかに話すという形態を採用した。	
		③	b	職員が職員の立場として、目線を区民に合わせて実施している事業であり、民間に委託することはなじまない。	
	2 有効性 (15点)	11	①	b	17年度は実施回数がのべ10回と、区域全体を網羅したわけではなかったが、地域から依頼が来るのを待つのではなく、電話での問い合わせ時にこちらから働きかけたりするなど、回数の増加に努めた。
			②	b	必要に応じて消防署と共同で開催するなど、適宜調整を図っている。
			③	a	地道な手法だが、区民の防災意識を向上させるためには、必要不可欠かつ効果的であると考えている。
	3 目標達成度 (15点)	9	①	b	平成17年度は、より効果的な事業実施を検討し、年度途中で方向性を転換したが、区民に防災意識を植え付けるという、当初の目的達成に寄与できたと考える。
			②	b	区民全員を対象にするとともに、個別依頼に応じて話題を変える必要があり、創意工夫が求められている。
			③	b	すべての区民に対し、実施できていないが、参加者からの感想・反応は概ね良好であった
4 経済性・効率性 (15点)	11	①	a	外部講師を招くのではなく、職員が自ら伺う形式で実施しているため、経費は発生していない。	
		②	b	歳入の確保の必要性がないため、現段階では特段の取り組みはない。	
		③	b	事業の実施にあたっては、日程調整程度であるため、実施にあたり、特段の無駄が出ているとは考えていない。	
5 法規性・正確性・安全性 (10点)	6	①	b	設問の趣旨が本事業になじまない。	
		②	b	同上	
6 社会的公平性・公正性 (10点)	6	①	b	現在は、依頼があったところを中心に実施しているが、今後は区のHP等で事業を紹介し、区域に全般に浸透させていきたい。	
		②	b	現在は地域住民を主な対象としているが、今後は高齢者の集まりなど、テーマ別の実施も検討したい。	
7 説明責任・情報公開 (10点)	6	①	b	17年度は年度途中で、より効果的な実施手法に切り替えたが、地域から防災相談があった際に案内するなどにとどまった。	
		②	b	口頭で伝えるとともに、必要に応じてレジュメなどの作成も行っている。	
8 市民との協働(5点)	3	①	b	地域住民の要望に応じて実施している。また、特段のNPOとの連携はこれまでのところ必要性を感じていない。	
9 環境負荷の低減(5点)	3	①	b	設問の趣旨が本事業になじまない。	
<b>総合評価</b> (100点)		68	C	事業手法については、より効果的・効率的な体制など、検討の余地は残るが、意義のある方向転換が図れたと考えている。また、講演事業は、やることに目的ではなく、その効果を予め十分検証して実施したい。	

区による事業評価

区防災訓練等事業（港南区）

事業の目的		災害時に迅速かつ的確な対応がとれるよう、港南区内の地域防災拠点を中心に、防災訓練等を通じて地域防災力の向上と防災意識の高揚を図る。	
点数	abc評価	理由、説明等	
15	① a	防災については区民の意識や関心が非常に高い分野であり、地域防災拠点運営委員会等のニーズを把握しながら事業を実施している。	
	② a	自然災害が続発し区民の不安が高まっており、地域における防災の取組は不可欠となっている中、区と地域が連携した防災訓練が実施されている。	
	③ a	地域での訓練時に防災資機材業者を講師として招いたり、LPガス協会が炊き出しに協力するなど、必要に応じ協力体制を確保している。	
9	① c	防災リーダー研修については、修了者が地域に対しその技能を還元しているかどうかの検証が不十分である。	
	② b	警察、消防署との連携を確保しながら、防災訓練等を実施している。	
	③ a	区政運営方針の「明るい暮らしを支える安全なまちづくり」に合致している事業であり、目標の実現に貢献した。	
9	① b	具体的な数値目標が設定されていないが、防災訓練の実施のほか、区内の地域防災拠点が、災害発生時に迅速な対応を取れることや、情報収集の連絡手段の適正確保をねらいとしている。	
	② b	防災訓練の実施などの定性的な目標であるため、チャレンジ性について評価できない。	
	③ b	当初の予定どおり事業実施ができています。	
11	① b	防災用携帯電話を災害時優先電話に切り替えるとともに、料金プランを安く抑えるなど、コスト削減の努力を図っている。	
	② b	なじまない。	
	③ a	自治会町内会、ライフライン機関、防災関係機関と連携した事業を実施している。また、宿日直体制を整えることにより、いつでも発災時の初動体制がとれるようになっている。	
8	① a	横浜市防災計画に基づいて事業を実施している。	
	② b	訓練等の際に、不測の事態が発生しないよう配慮がなされている。	
6	① b	全区民対象の事業であるが、自治会町内会未加入世帯に対するアプローチが課題であり、現在は、町内会加入促進の努力を行っている。	
	② b	なじまない。	
10	① a	適宜、広報区版に掲載するとともに、各自治会の中でも回覧されているなど、防災訓練については、広報がなされている。また、災害時には区ホームページに臨時に状況を乗せるなどの工夫も行っている。	
	② a	防災マップに記載されている情報は、整理され、絵も効果的に採用されるなど、工夫されている。	
5	① a	アマチュア無線非常通信協力会と協定を締結し、災害発生時の通新体制を補完することとした。	
3	① b	事業を進めるに当たっては、ISO14001に基づいて紙資源の節約などに取り組んでいる。	
76	B	防災リーダー研修を実施しているが、修了者が地域に対しその技能を還元しているかどうかの検証が不十分であるので、課題を明確にすることができず、改善策を講じることができない。事業の推進にPDCAサイクルを考える必要がある。	



<b>事業の内容</b>	(1) 防災訓練等の実施
	(2) 区災害対策本部経費
	(3) 防災情報管理費

所管区課名

港南区 総務課

評価項目		点数	adc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	13	① a	防災については市民・区民の意識・関心も非常に高い分野である。災害が発生した際に迅速かつ的確な行動が取れるよう訓練を実施することは、ニーズを捉えていると考える。
			② a	少子高齢化の進展は防災分野においても地域の防災力の低下につながる恐れがあるため、日ごろからの備えを充実させ、意識の高揚を個々の住民が図ることで、地域の防災力向上につなげている。
			③ b	地域での訓練時に防災資機材業者を講師として招いたり、LPガス協会が炊き出しに協力するなど、必要に応じ協力体制を確保している。
2	有効性 (15点)	15	① a	区防災訓練では、より実践的な内容を求め、内容を変えながら実施しているほか、シミュレーション形式を導入し、訓練に参加した個々の職員が主体的に取り組めるよう、手法に工夫を凝らしている。
			② a	区独自の訓練を実施しており、特段の重複はない。
			③ a	港南区の防災力向上、職員・区民の防災意識の向上に防災訓練は欠かせない事項であり、施策の方向性に十分合致していると考ええる。
3	目標達成度 (15点)	9	① b	防災意識に具体的な目標を設置することは困難であるが、実施手法等に工夫を凝らすなど、身につく訓練を目指している。
			② b	同上
			③ b	具体的な目標の達成を図ることができないが、区職員や地域住民からの防災に関する要望や提案などが増えており、意識の向上は肌で感じる。
4	経済性・ 効率性 (15点)	9	① a	防災用携帯電話を災害時優先電話に切り替えるとともに、料金プランを安く抑えるなど、コスト削減の努力を図っている。
			② c	財源の確保が難しい事業である。
			③ b	防災事業はその多くが即効性がなく、効果が見えにくい事業であるが、事務執行に当たっては迅速性を心がけている。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	10	① a	適正・正確に実施していると考える。
			② a	災害発生時に備え、即応班・統括班を編成し、有事に備えている。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	6	① b	広く全区民・全区域にいきわたる分野であると考ええるが、自治会・町内会未加入世帯に対し、どのように働きかけていったらいいか、検討の余地が残る。
			② b	防災については、ある種の公共財であると考えられ、受益者負担の考え方にはなじまないと考ええる。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	10	① a	適宜、広報に掲載するとともに、各自治会の中でも回覧されているなど、防災訓練については、広報がなされている。また、災害時には区HPに臨時に状況を乗せるなどの工夫も行っている。
			② a	広報よこはま区版への記事掲載などの際は、わかりやすい表記に努めている。
8	市民との 協働(5点)	3	① b	市民防災研究所やアマチュア無線非常通信協力会などとの連携・研究を進めている。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	① b	本事業の実施にあたり、特段の環境負荷を与えているとは考えにくい。
総合評価 (100点)		78	B	引き続き区民・職員の防災意識向上を図るべく、より実践的な訓練の実施に努めるとともに、区のHPなどにも工夫を凝らしたい。

区による事業評価

災害対策推進事業（保土ヶ谷区）

事業の目的		区民の防災意識の高揚と地域防災力の総合的向上を図り、住民の防災活動の自立化を推進するとともに、震災・風水害・都市災害等の被害を最小限に抑えるため、区の緊急危機管理体制を確立する。	
点数	abc評価	理由、説明等	
13	① a	防災力向上を求める区民の意見にこたえるため、トリアージ、防災資機材取扱リーダー養成、救護ボランティア育成などを目的とした防災研修を新たに実施している。	
	② a	保土ヶ谷区の地域特性を踏まえ、台風や局地的な集中豪雨、大規模地震などに備えるため、副区長を長とする災害対策センターを発足させ災害対応力の強化を図っている。	
	③ b	地域防災拠点管理運営委員会連絡協議会での意見を踏まえ、見直しを図っていくこととしている。	
15	① a	新たに希望者に対し災害情報を電子メールやファックスで配信するサービスを開始したほか、防犯のための安全ネットを利用して災害情報を提供するなど、区民への情報伝達手段や機会の提供に積極的に取り組んでいる。	
	② a	各地域防災拠点運営委員会等と連携して防災訓練を計画・実施している。また、局が行う防災資機材取扱講習とは別に区独自の枠を設けて講習を開催するなど、区民ニーズへの対応に努めている。	
	③ a	区運営方針では防犯・防災に関する安全なまちづくりのための重点事業として位置付けられており、区の災害対応能力の強化と区民への情報提供、意識啓発に取り組んでいる。	
11	① a	区内8箇所の医療救護拠点でトリアージ訓練を年2～3か所行い、3年間で全拠点の訓練を終了することとした。また、救護ボランティア養成を目的とする応急処置研修の年2回開催、防災マップの改訂などを目標とした。	
	② a	救護ボランティアの積極的な養成は区の独自事業として取り組んでいる。なお、平成15年度、16年度の2か年で約140名を養成している。	
	③ c	トリアージ訓練については1か所の医療救護拠点で実施し、30人の地域医療救護隊員、救護ボランティア及び地域住民で300人の参加を得た。救護ボランティアは76名を養成した。防災マップは年度内の配布には至らなかった。	
13	① a	防災資機材取扱リーダー養成講座等研修の講師には、安全管理局など内部職員を充てることとし、トリアージ研修についても区福祉保健センター長を講師として謝金等経費の縮減に努めた。	
	② a	防災マップに企業広告を導入して新たな財源の確保を図った。	
	③ b	地域防災拠点の防災訓練では、物品の更新時期に合わせて活用している。	
8	① a	関係法令及び条例、横浜市災害対策警戒本部等の設置、構成及び運営に関する要綱、規定、協議会規約等に基づき事業が行われている。	
	② b	訓練では講習を受けた防災資機材取扱指導員が指導し、事故防止に努めている。	
6	① b	いずれの避難場所でも同様の支援が受けられるように、各地域防災拠点ごとに基本的な事項を定めたマニュアルを作成するよう指導している。	
	② b	家具転倒防止器具取付事業における器具の購入代金及び取付代は区の負担としていたが、健康福祉局の通知に基づき、今後実施する場合の器具購入代金は自己負担扱いとすることとした。なお平成18年度は新規募集していない。	
8	① a	広報よこはま区版、ホームページ等での防災関連情報の周知のほか、ケーブルテレビを活用し、災害の危険が予測される場合は文字情報を流している。非受信世帯にも広報車、電子メール配信などで周知している。	
	② b	広報よこはま区版での水害対策の特集や、ホームページでは地震や台風・大雨、がけ崩れなど災害の事象ごとに情報を整理して検索しやすいよう工夫されている。	
5	① a	各地域防災拠点運営委員会には自治会町内会役員が参加しており、定期的に「連絡協議会」を開催して情報の共有化を図りつつ、区と地域が協働して防災活動を推進する体制を整えている。	
3	① b	ISOに基づき、電子ファイル等を有効に活用し、日常的な紙使用量を削減している。	
82	B	区役所の災害対応能力の強化、市民への多様な情報提供手段の確保、区民・区職員への防災研修の実施やボランティアの養成など、区民の防災意識の高揚と地域防災力の総合的な向上のために、バランスよく取組が進められている。	

監査委員による事業評価

<b>事業の内容</b>	(1)地震災害や水害等に備えた防災訓練の実施、防災資機材の配備
	(2)区民に対する防災啓発の実施、区民、区職員に対する防災研修の実施 (3)地域医療救護隊員の継続的な研修、幅広い層の救護ボランティアの募集・育成、要援護者・負傷者の救出対応についての検討

所管区課名

保土ケ谷区総務課

評価項目		点数	adc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	11	① a	地域防災拠点運営委員会連絡協議会での要望、意見等を踏まえ、区民を対象とした防災研修にトリアージ訓練を取り入れた。
			② b	台風や局地的な集中豪雨、大規模地震などに備え区の地域特性に合わせた災害対策を図るため、当区では7月に「災害対策センター」を発足させ、日頃から地域との協働による災害対策を図っている。
			③ b	地域防災拠点管理運営委員会連絡協議会での意見を踏まえ、見直しを図っていくこととしている。
2	有効性 (15点)	13	① a	携帯電話、FAX、Eメールを利用した「災害情報配信事業」を独自に実施し、登録された293人に情報提供を行った。またGIS（地理情報システム）を活用して防災マップの作成を行った。
			② a	市が行っている防災資機材取扱訓練を、区として独自に実施し市民の受講機会を向上させた。また各地域防災拠点と連携して防災訓練の計画や実施を行っている。
			③ b	各地域防災拠点の自主防災訓練の実施計画書の提出を求め、市の防災計画に基づく計画的な防災訓練の実施を図った。
3	目標達成度 (15点)	9	① b	トリアージ訓練を8医療救護拠点全てに、17年度から3か年でできるように計画的に実施をしている。
			② a	積極的な救護ボランティア養成研修の実施と医療救護拠点と拠点管理運営委員との連携の強化など、他区に先がけて実施している。
			③ c	救護ボランティア養成については、平成15年より毎年ほぼ70人前後を養成しており、平成17年度は、76人を養成した（累計240人）。防災マップについては年度内に配付することができなかった。
4	経済性・ 効率性 (15点)	11	① a	各種研修等の講師には、内部職員等をあて、謝金等の経費削減に努めた。
			② b	防災マップに広告を導入することとした。
			③ b	避難場所に備蓄している物品については、一括管理し、また、地域防災拠点の防災訓練に期限切れ間近の物品を効率よく執行している。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	8	① a	関係法令及び条例、規約等に基づき適正に実施している。
			② b	横浜市防災計画（震災対策編、風水害対策編）、保土ケ谷区防災計画（震災対策編）に基づき運用している。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	6	① b	どこの避難場所でも、同様の支援が受けられるよう各地域防災拠点管理運営委員会マニュアルに基本的な事項について定めるよう指導している。
			② b	検討の結果、平成17年度は家具転倒防止器具取付事業について、受益者負担を求めることは適当でないと判断した。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	6	① b	広報よこはま区版、ホームページ、Eメール等を活用し防災情報を提供。また、ケーブルテレビを活用し、災害の危険が予測される場合は、文字情報として災害情報を提供している。
			② b	災害情報の適切な提供に努めている。
8	市民との 協働(5点)	5	① a	各地域防災拠点との「連絡協議会」を定期的に開催し情報の共有化を図りつつ、区と地域が協働して防災活動を推進する体制を整えている。また、各拠点ごとに区の担当者を定め、防災訓練の日程調整や、意見集約などを行っている。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	① b	ISO14001に基づき、電子ファイル等を有効に活用し、日常的な紙使用量を削減している。
総合評価 (100点)		72	B	「災害対策センター」の設置、「災害情報配信事業」、「救護ボランティア」の養成など独自の取組をしている。災害発生時の区民の安全確保のため、より具体的な行動マニュアルを作成し内容の周知徹底を図る必要がある。

区による事業評価

<b>事業の目的</b>	地域の災害対応力の向上と区災害対策本部の機能強化事業
--------------	----------------------------

災害に強い区づくり事業（旭区）

監査委員による事業評価	点数		理由、説明等
	点数	abc評価	
	11	① b	区民意識調査における防災対策への関心は2位に位置付けられており、区民からの投書や地域防災拠点運営委員会からの要望に対応している。平成17年度では、防災備蓄庫の整備や資機材の充実を図った。
		② a	多発する災害を背景に防災に対する区民の関心は高まっており、地域防災拠点の境界線の見直しなどにより、防災マップを改訂した。
		③ b	防災をテーマとする講演会が地域防災拠点で独自に実施されている例がある。
	11	① a	防災備蓄庫に備蓄した資機材について、各地域防災拠点の訓練時に訓練参加者に動作確認をしてもらうなど、点検と訓練を兼ねた作業を推進している。
		② b	資機材の取扱いリーダーを育成する「横浜防災ライセンス事業」において、人員・物資の手配は安全管理局が、自治会町内会等への広報や場所の確保を区で行い、連携・調整を図っている。
		③ b	区政運営方針において「防犯力・防災力の向上」と明記して事業が進められた。
	9	① b	講演会の開催や防災マップの作成、要援護者支援の仕組みづくりの検討といった定性的な目標である。
		② b	定性的な目標であり、チャレンジ性の有無については判断できない。
		③ b	講演会の開催等は予定どおり実施している。要援護者支援は、特別避難場所の協定を29施設と締結しており、平成18年度以降も引き続き事業拡張が進められている。
	11	① a	各地域防災拠点の備蓄庫の資機材について、点検・修理を一括委託することで、コスト削減を図った。
		② b	防災マップ内に広告の掲載欄を設けることについて検討を行っている。
		③ b	講演会開催に当たり消防署等の関係機関と事前調整し、取組の重複が生じないようにしている。
	8	① a	横浜市防災計画及び平成14年度に改訂した区防災計画に照らして、各地域防災拠点の運営などを行っている。
		② b	地域防災拠点備蓄庫の資機材については、安全管理局が策定した取扱いマニュアルを各地域防災拠点に配布しているが、区民の意見に基づき資料の一部を追加添付するなど、対応を図った。
	6	① b	防災マップは区民の数が多いため、全戸配布はしておらず、各地域防災拠点や自治会町内会に配布して周知してもらっている。
		② b	特定の区民を対象とする事業ではなく、受益者負担になじまない。
	6	① b	ホームページや広報よこはま区版などで事業を広報している。
		② b	防災マップなどは特に分かりにくいという区民の声は出ていない。
	5	① a	防災マップを基に区民自らの手によるマップを作成したいという声を受けて、避難経路や給水施設の機能、広域避難場所の定義など、必要な情報を提供した。
	3	① b	再生紙の活用など、ISOに基づいて事務を進めている。
	70	C	防災マップの改訂や資機材取扱いマニュアルへの追加添付など、区民からの個々の要望に適切に対応している。積極的な事業広報による区民の意識啓発が課題とされている。



<b>事業の内容</b>	(1) 地域防災リーダー養成講習会の実施
	(2) 防災講演会の開催
	(3) 旭区地域防災マップの作成
	(4) 要援護者支援の仕組みづくりの検討

所管区課名

旭区総務課

評価項目		点数	adc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	15	① a	区民要望を踏まえた事業であり、執行をしている。
			② a	防災マップ作りなど事業内容の見直しを行っている。
			③ a	区民主体で行っている。
2	有効性 (15点)	13	① a	訓練などで発見された資機材の不具合を修理している。
			② b	消防署など関係する機関との連携を図っている。
			③ a	市防災計画に沿って対応している。
3	目標達成度 (15点)	9	① b	防災講演会での周知度（参加者数）を数値目標としている。
			② b	概ね妥当なものとなっている。
			③ b	ほぼ目標どおりとなっている。
4	経済性・ 効率性 (15点)	11	① a	区として一括で対応可能などところは取りまとめて発注するなどしている。
			② b	検討を行っている。
			③ b	消防署など関係する機関との連携を図っている。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	6	① b	市の防災計画に沿って対応している。
			② b	資機材取扱いマニュアルを準備している。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	8	① a	サービス提供は全員にわたっている。
			② b	馴染まない。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	6	① b	地域住民の広報を支援している。
			② b	議事録等請求に応じて開示している。
8	市民との 協働(5点)	5	① a	地域住民主体で行っている。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	① b	資料は再生紙を利用し、むだのないように配慮している。
総合評価 (100点)		76	B	区民のニーズが高く、今後ますます重要な事業になるので、常に改善をしながら進めていきたい。

区による事業評価

災害対策事業（旭区）

事業の目的		区災害対策連絡協議会等防災体制の強化	
点数	abc 評価	理由、説明等	
9	①	b	区民意識調査における防災対策への関心は2位に位置付けられており、区民からの投書や地域防災拠点運営委員会からの要望に対応している。平成17年度では、起震車や給水車を訓練に導入した。
	②	b	自然災害が頻発し、区民の不安感が高まっている中で、地域における防災の取組は不可欠な状況にあり、災害対策連絡協議会等の場で防災訓練等の項目が検討されている。
	③	b	情報の受伝達システムを区でつくり、防災訓練等は区民主体で行うこととして、官民の役割分担を図っている。
13	①	a	1年を通して防災の輪番体制を採っており、さらに秋の台風シーズンには宿日直も併せて行うことで、情報の受伝達体制を徹底している。
	②	a	訓練や講演会の実施に際して、消防署をはじめ、応急給水訓練について水道局、土のうの手配について土木事務所、簡易トイレの設置指導について資源循環局と、それぞれ連携・調整している。
	③	b	区政運営方針において「防犯力・防災力の向上」として明記して事業が進められた。
9	①	b	災害対策連絡協議会や防災輪番班に係る適切な事務執行及び防災訓練を行うなどの定性的な目標を掲げている。
	②	b	災害対策連絡協議会や防災輪番班に係る適切な事務執行及び防災訓練を行うなどの定性的な目標であり、チャレンジ性の有無については判断できない。
	③	b	災害対策連絡協議会や防災輪番体制及び防災訓練は予定どおり実施されている。
11	①	a	防災訓練の際に使用する三角巾やガソリン等の消耗品について、一括して発注することで経費の削減を図った。
	②	b	防災に関する経常的な業務であり、なじまない。
	③	b	訓練実施にあたり消防署等の関係機関と事前調整し、取組の重複が生じないようにしている。
6	①	b	横浜市防災計画及び平成14年度に改訂した区防災計画に照らして、防災訓練等を実施している。
	②	b	地域防災拠点備蓄庫の資機材については、安全管理局が策定した取扱マニュアルを各拠点に配布しており、これに基づき訓練を行うことで、事故防止が図られている。
6	①	b	防災訓練の案内は自治会町内会の回覧等を活用して周知している。
	②	b	特定の区民を対象とする事業ではなく、受益者負担になじまない。
6	①	b	なじまない。
	②	b	なじまない。
3	①	b	無線団体の協力を得て、情報受伝達の防災訓練を実施している。
3	①	b	再生紙の活用など、ISOに基づいて事務を進めている。
66		C	災害の起きやすい時期を選んで、防災の輪番体制と宿日直を組み合わせるなど、情報の受伝達体制の強化を図っている。また訓練に必要な消耗品を一括発注するなど、コスト意識を持って取り組んでいる。区民の防災意識の高揚に向け、継続的に啓発を行うことを課題としている。

<b>事業の内容</b>	(1) 災害対策連絡協議会の運営
	(2) 防災訓練の実施
	(3) 災害対策本部の強化
	(4) 防災情報システムの維持管理

所管区課名

旭区総務課

評価項目		点数	adc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	13	① a	区民要望を踏まえた事業であり、執行をしている。
			② b	毎年度、民間度チェックをするなど、見直しを行っている。
			③ a	区民主体で行っている。
2	有効性 (15点)	13	① a	関連する他事業と一体で推進している。
			② b	消防署など関係する機関との連携を図っている。
			③ a	市防災計画に沿って対応している。
3	目標達成度 (15点)	9	① b	防災訓練の実施回数を数値目標としている。
			② b	概ね妥当なものとなっている。
			③ b	ほぼ目標どおりとなっている。
4	経済性・ 効率性 (15点)	11	① a	区として一括で対応可能なところは取りまとめて発注するなどしている。
			② b	検討を行っている。
			③ b	消防署など関係する機関との連携を図っている。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	6	① b	市の防災計画に沿って対応している。
			② b	資機材取扱いマニュアルを準備している。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	8	① a	サービス提供は全員にわたっている。
			② b	馴染まない。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	6	① b	特に対応はしていないが、議事録等請求があれば開示の予定。
			② b	特に対応はしていないが、議事録等請求があれば開示の予定。
8	市民との 協働(5点)	5	① a	地域住民主体で行っている。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	① b	資料は再生紙を利用し、むだのないように配慮している。
総合評価 (100点)		74	B	区民のニーズが高く、今後ますます重要な事業になるので、常に改善をしながら進めていきたい。

区による事業評価

地域防災推進事業（磯子区）

事業の目的			
点数	abc 評価	理由、説明等	
(1) 区民(転入者)に磯子区の防災情報を周知し、災害に対する備えを喚起する。 (2) 区のホームページに防災情報を掲載し、必要な時に必要な情報を自宅で入手できるようにする。 (3) 市民との協働による実践的な訓練を実施するとともに、資機材の保守管理を行うことで、災害時に円滑な活動ができるようにする。			
監査委員による事業評価	15	① a	平成16年度区民満足度調査の中では、災害対策が区民の「満足度が低く、重要度が高い」ものであるという結果が出ており、防災訓練などの防災関連事業を重点的に推進している。
		② a	近年、中越地震やスマトラ島沖地震による津波被害などもあり、こうした状況を踏まえて分かりやすい防災マップを作成したり、「まちぐるみ」で取り組んだ実践的な防災訓練を実施したりして様々な対策を講じた。
		③ a	地域防災拠点運営委員会、防災看護ボランティア、区内社会福祉施設、区医師会、区薬剤師会など各種団体と発災時の対応などについて協議し、合同で防災訓練を実施するとともに、それぞれの役割を検討した。
	15	① a	自治会町内会や防災・福祉・医療関係団体など地元27団体・14機関、約1,200名が参加するまちぐるみでの大規模な総合防災訓練を実施し、多くの関係機関及び区民に実践的な訓練に取り組んでもらうことができた。
		② a	地域防災拠点運営委員会連絡協議会の場を中心として、関係団体・機関と防災対策について、それぞれの役割や連携のあり方などについて協議した。また、区防災計画の中で、関係団体・機関の役割は明確になっている。
		③ a	区政運営方針における重点推進施策「犯罪と災害に強く安全な地域づくり」の中に地域防災力の強化及び市民との協働による地域総合防災訓練の実施が位置付けられている。
	11	① b	区政運営方針の中で、すべての地域防災拠点における研修会の実施、災害時協力協定の締結及び市民との協働による防災訓練の実施が目標として位置付けられている。
		② a	企業等との災害時における食料無償提供に関する協力協定の締結は市内でも例がないものであり、特色のある目標である。
		③ b	洋光台地区で総合防災訓練を実施し、電源開発㈱との食料無償提供に関する協定及び区内福祉施設16箇所との特別避難場所の協力に関する協定を締結したが、全ての地域防災拠点における研修会は実施することができなかった。
	13	① a	総合防災訓練では、新たに訓練会場を借り上げることなく、既存の地域防災拠点を利用することで経費の節減を図った。また、訓練で使用する資機材についても備蓄品を活用したため、新たな費用はほとんどかからなかった。
		② a	防災マップに新たに広告を掲載した。
		③ b	関係団体・機関との連絡・調整には電子メールを活用して紙の使用を抑制した。
	8	① a	「横浜市防災計画」「平成17年度横浜市総合防災訓練基本計画」「平成17年度危機対処・防災訓練の基本方針」「第26回八都県市合同防災訓練実施大綱」「磯子区防災計画」などに準拠して進められている。
		② b	事務処理のミスが生じないように、複数職員によるダブルチェックを励行している。また、2箇所の地域防災拠点で作成した「地域医療救護拠点マニュアル」は事故防止にも役立つマニュアルとなっている。
	8	① a	災害時弱者といわれる「災害時要援護者対策」として福祉施設と協定を締結し、当該施設と連携した防災訓練を実施した。これらは、支援される側にも配慮した公平性の高い取組である。
② b		なじまない。	
8	① b	広報よこはま区版やホームページなどにより、区民が必要としている防災情報が適時に提供されている。	
	② a	ホームページでは図表やイラストを活用して見やすくする工夫が図られており、掲載する情報も整理されて検索がしやすい。広報よこはま区版でも地震特集を組み、レイアウトを工夫して情報を盛り込んでいる。	
5	① a	地域防災拠点運営委員会連絡協議会等を通じて町内会、ボランティア団体、消防団、アマチュア無線非常通信協力会等との連携が図られている。また、地元企業から災害時に食料提供を無償で受ける協定を締結するなど、先進的な取組が見られる。	
3	① b	防災マップは横浜市グリーン購入に関する取扱要領にのっとり再生紙を使用している。また、関係団体・機関との連絡には電子メールを活用してペーパーレス化を図っている。	
86	B	総合防災訓練について、写真入りの分かりやすい報告書を作成して地域住民に知らせており、住民の防災意識啓発に役立っている。また、「まちぐるみ」の総合防災訓練や地元企業との「災害時における食料無償提供に関する協定」の締結などは意欲的な取組として高く評価できる。	



<b>事業の内容</b>	(1)防災マップの一部修正、区民への配布
	(2)ホームページを最新情報に更新
	(3)「防災の日」「防災とボランティアの日」を中心とした訓練の実施
	(4)地域防災拠点の資機材等の保守点検及び補充

所管区課名

磯子区総務課

評価項目		点数	adc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	15	① a	平成16年度「区民満足度調査」において防災対策が最も重要視されたことを踏まえ、実践的な防災訓練の実施、防災マップの作成などの事業を実施した。
			② a	近年各地で大きな地震が頻発するなかで、実践的な避難訓練の実施や防災マップの配布など、発災時の避難方法や避難場所などの周知を図っている。また、雪害を受けた新潟県を2月に訪問し、磯子区民の義援金を贈呈した。
			③ a	地域や関係団体との協働、コーディネート役としての行政の役割について、外部有識者等による事業評価委員会から高い評価を受けた。また、地域防災拠点運営委員会連絡協議会での意見を踏まえ、適宜見直し等を行っている。
2	有効性 (15点)	15	① a	区民の防災の意識が高まる「防災の日」と「防災とボランティアの日」を中心に防災訓練を実施したほか、広報区版9月号で地震対策を特集した。
			② a	「磯子区防災計画」の中で区本部、関係機関・団体との役割分担を明確にしている。防災訓練等の事業においても、自治会・町内会、警察、消防、水道等と十分な連携・調整を図っている。
			③ a	平成17年度横浜市総合防災訓練基本計画の重点取組事項に基づき、地域との協働による実践的な訓練を実施した。
3	目標達成度 (15点)	15	① a	地震発生時における基本行動の周知、災害時の協定締結、区民との協働による地域総合防災訓練の実施について、期限を設定した目標を公表している。職場で目標を共有し、常にスケジュールを意識しながら事業を進めた。
			② a	自治会・町内会、防災・福祉・医療・障害者等の各種団体、関係機関との協働により洋光台地区で実施した大規模な避難訓練は、全市初の取り組みである。
			③ a	洋光台地区における訓練は地元27団体・14機関、約1,200名が参加し、地域防災力の向上に寄与することができた。また、住民どうしの顔がつながり、その後さまざまな機会で交流が生まれるなど波及効果があった。
4	経済性・ 効率性 (15点)	13	① a	防災計画で定める避難施設、既存の防災資機材を有効活用し、不要な経費を抑えた。
			② a	防災マップは、広告掲載を行い50,400円の歳入を確保することができた。
			③ b	訓練の連絡事項や資料送付についてはEメールやFAXを活用し、効果的な事務執行に努めた。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	8	① a	既存の規定や要綱に基づき適正に実施している。また、新たに地元企業と食糧の無償提供に関する協定を締結したほか、区内福祉施設16箇所と特別避難場所の協力に関する協定を締結し、災害時の円滑な協力体制を確保した。
			② b	防災マップ、広報区版、区ホームページは、印刷、公表前に内容確認や誤字脱字等のチェックを複数の担当者により行った。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	8	① a	様々な広報媒体（広報区版、区ホームページ、記者発表等）を活用して、公平・公正に幅広く防災対策に関する情報を提供している。
			② b	防災訓練の実施については、受益者（参加者）の負担は馴染まない。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	8	① a	広報区版、区ホームページ、記者発表等を通じて、防災対策に関する適時・適切な情報を発信している。
			② b	防災マップ、広報区版、区ホームページ等の情報は文字を大きくし、イラスト等を活用することにより分かりやすいものとなっている。
8	市民との 協働(5点)	5	① a	地元町内会等との打合せを定期的に関催し、情報共有することにより、訓練をスムーズに行うことができた。また、地域や関係団体との協働により、2箇所の医療救護拠点で救護隊活動マニュアルの整備を進めることができた。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	① b	防災マップは、横浜市グリーン購入に関する事務取扱要領に従い、再生紙を用いている。
総合評価 (100点)		90	B	防災対策に関する区民ニーズが非常に高いことを踏まえ、今後も引き続き防災事業を推進していく必要がある。

区による事業評価

**事業の目的**

災害発生時に確実に要援護者が避難できる体制を確立する。また、他の避難場所との連携を充実し、連絡体制の強化を図る。

**要援護者の災害対策事業（金沢区）**

**監査委員による事業評価**

点数	abc 評価	理由、説明等
15	① a	地域住民、自治会町内会、ボランティア活動者などに加え、特別避難場所である社会福祉施設等との間で懇談会等を通して意見を踏まえ、事業が実施されている。
	② a	高齢者の増大など社会情勢の変化を踏まえ、平成17年度新規事業として積極的に取り組んでいる。
	③ a	行政、地域住民、民間（福祉事業者）の役割と責任を整理し、懇談会で議論することで、それぞれの課題の明確化や情報共有を図ることができ、一定の成果を上げた。
15	① a	「避難場所開設セット」と「特別避難場所に関する懇談会」をセットで実施することで、要援護者の1次避難場所となる地域防災拠点と2次避難場所となる特別避難場所の双方を強化することができた。また、懇談会には、双方の関係者を集め、議論することにより工夫がなされている。
	② a	事業の対象となる地域防災拠点運営委員会、特別避難場所施設職員、地域住民、ボランティア活動者などと綿密に調整が行われている。
	③ a	区政運営方針「安全・安心で環境にやさしいまちづくり」の一環として、重要事業に位置付けられており、目標の実現に貢献した。
13	① b	特別避難場所との協定締結時期（4月）、特別避難場所に関する研修会の開催時期（11月）といった目標が定められている。
	② a	「特別避難場所に関する懇談会」を8箇所のケアプラザで実施するなど、チャレンジ性を持って課題解決に向けた関係者調整を行っている。
	③ a	要援護者対策に関する課題や問題の整理、地域での取組紹介などの情報共有、各避難場所受入側の知識と意識の向上といった目指すべき状況は達成できたと認められる。
11	① a	「看板及び開設セット」は、必要最低限の物品を配備することとし、「懇談会の開催」は、講師を区職員が担い、当初の講師謝金代など経費の削減がなされている。
	② b	なじまない。
	③ b	「看板及び開設セット」は、26か所の地域防災拠点で共通配備とされている。
6	① a	横浜市防災計画「震災対策編」、「地域防災拠点運営マニュアル」、「特別避難場所運営マニュアル」に基づき、事業が実施されている。
	② c	要援護者の優先順位、特別避難場所の選定等の考え方や庁内関係課における連携を明らかにする内部マニュアルが整備されていないことが課題である。
6	① b	区内26箇所の全地域防災拠点に同様の物品を配備し、公平性は保たれている。
	② b	なじまない
6	① b	事業の対象者が限定的であるので、関係者にきめ細かに周知徹底を図っていく必要がある。
	② b	関係者間で非常時に対応できるよう情報等を共有しておく必要がある。
5	① a	事業の実施にあたっては、地域防災拠点運営委員会、特別避難場所施設、地域住民、自治会町内会、ボランティア活動者などから意見を伺い、事業を進めた。
3	① b	事業を進めるに当たっては、ISO14001に基づいて紙資源の節約などに取り組んでいる。
80	B	「特別避難場所に関する懇談会」を8か所のケアプラザで実施するなど、チャレンジ性を持って課題解決に向けた関係者調整を行っている。今後は、地域のボランティアの育成・支援を行い、マンパワーを確保するなど、実効性を確保することが期待される。

<b>事業の内容</b>	(1) 特別避難場所開設セットの配布
	(2) 防災懇談会開催

所管区課名

金沢区 総務課

評価項目		点数	adc 評価	理由、説明等
区 に よ る 事 業 評 価	1 適応性 (15点)			
	2 有効性 (15点)	② a	高齢者の増大など社会情勢の変化を踏まえ、災害時の要援護者（高齢者、障害者など）に対する災害対策の充実を図るため、本事業を実施した。	
		③ a	本事業では、行政、地域住民、民間（福祉事業者）の役割と責任を整理し、懇談会で議論することで、それぞれの課題の明確化や情報共有を図ることができた。	
	3 目標達成度 (15点)	11	① a	「避難場所開設セット」と「特別避難場所に関する懇談会」をセットで実施することで、要援護者の1次避難場所となる地域防災拠点と2次避難場所となる特別避難場所の双方を強化することができた。また、懇談会には、双方の関係者を集め、議論することで、より効果のある事業を実施することができた。
			② a	事業の対象となる地域防災拠点運営委員会、特別避難場所施設職員、地域住民、ボランティア活動者などと綿密に調整を図った。
			③ a	横浜市防災計画「震災対策編」に基づき、事業は実施されているため、「避難場所の開設・運営」や「地域の要援護者対策の強化」「地域防災力の向上」をはじめとして「安全・安心なまちづくり」に大きく寄与している。
	4 経済性・ 効率性 (15点)	11	① b	区政運営方針に明確な目標を掲げ、事業を実施した。
			② a	特に、特別避難場所に関する試み（懇談会の開催）は、18区の中でも先駆的な事業となっている。
			③ b	要援護者対策に関する課題や問題の整理、地域での取り組み紹介などの情報共有、各避難場所受入側の知識と意識の向上を図ることができ、今年度の目標は、概ね達成できた。
5 合規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	6	① a	「看板及び開設セット」は、必要最低限の物品を配備することとし、「懇談会の開催」は、講師を区職員が担い、当初の講師謝金代など経費の削減を行うことができた。	
		② b	なじまない。	
		③ b	「看板及び開設セット」は、26箇所の地域防災拠点で共通配備とした。	
6 社会的 公平性・ 公正性 (10点)	6	① b	横浜市防災計画「震災対策編」、「地域防災拠点運営マニュアル」、「特別避難場所運営マニュアル」に基づき、事業を実施した。	
		② b	地域防災拠点や特別避難場所との緊急連絡網の整備を行い、体制の確保を図った。	
7 説明責任・ 情報公開 (10点)	6	① b	広報よこはま区版、区ホームページ（安全管理局のページヘリンク）などにより周知に努めている。また、本事業については、事業の実施結果を取りまとめ懇談会参加者に報告を行った。	
		② b	現在は、広報よこはま区版、区ホームページによる広報を実施している。	
8 市民との 協働(5点)	5	① a	事業の実施にあたっては、地域防災拠点運営委員会、特別避難場所施設、地域住民、町内会・自治会、ボランティア活動者などから意見を伺い、事業を進めた。	
9 環境負荷の 低減(5点)	3	① b	なじまない。	
総合評価 (100点)	78	B	本事業は、今年度から取り組みを始めたもので、先駆的な面が強く、今年度まとめた課題や問題点を基に来年度以降の事業に発展させていく必要がある。	

**事業の目的**

災害発生時の迅速な初動体制の確保を図る。

**区防災活動事業（金沢区）**

**監査委員による事業評価**

点数	abc 評価	理由、説明等
11	① a	防災アンケートや区政モニターアンケート（第6回平成18年3月11日回収分）で防災をテーマにし、その意見を踏まえ、実施している。
	② b	過去の教訓を踏まえ、危機管理宿日直者制度を設けるとともに、防災用携帯電話を経営・運営責任職に配備しているが、配備対象者の再検討など、より効果的な執行が期待される。
	③ b	防災対策における行政の役割の一つとして、災害発生時の初動体制（災害対策本部の迅速な設置、的確な情報収集と伝達）の強化が求められるなかで実施している事業である。
11	① a	区役所の災害対策本部としての機能強化を図るため、災害情報収集・伝達マニュアルを整備している。また、区防災計画の中で、災害対策本部の職員のローテーション体制についても検討されている。
	② b	災害の初動体制について、消防署及び土木事務所と調整を図っている。
	③ b	事務費的な要素が強いこともあり、区政運営方針に位置付けられていないが、横浜市防災計画に基づき進められた事業である。
11	① b	災害発生時の初動体制の確立を目標としている。
	② b	震災時、風水害時を始めとした災害発生と同時に、初動体制を確保するという定性的な目標である。
	③ a	風水害の警報発令時には、同時刻に災害対策警戒本部体制を構築することができている。
15	① a	防災マップの作成に当たっては、これまでの方法を見直し、サイズの小さいものにする事で、経費の節減及び利用者の利便性を図った。
	② a	防災マップの作成に当たっては、広告を入れることで広告料収入を得ている。
	③ a	「情報収集・伝達マニュアル」を整備するなど効率的な執行に努めている。
8	① a	横浜市防災計画「震災対策編」に基づき執行している。
	② b	「情報収集・伝達マニュアル」を整備し、事故のないよう努めている。
6	① b	全区民の安全に寄与する事業である。
	② b	なじまない。
6	① b	防災関連情報については、広報区版、区のホームページ（安全管理局のページへリンク）などにより周知している。
	② b	広報においては図などを使用し、情報の提供を行っている。
5	① a	本事業は、行政の初動体制を確立させるための事業であり、事業の趣旨からなじまない。平成12年度に設立された金沢区災害ボランティアネットワークにオブザーバーとして参加し、課題の共有を図っている。
3	① b	事業を進めるに当たっては、ISO14001に基づいて紙資源の節約などに取り組んでいる。
76	B	防災対策における行政の役割のひとつとして、災害発生時の初動体制（災害対策本部の迅速な設置、的確な情報収集と伝達）の強化が求められるなかで実施している事業である。今後も事業の目的が達成できるよう、引き続き事業を積極的に推進する必要がある。



<b>事業の内容</b>	(1)災害対策用消耗品購入	(5)災害対応用自動車借上
	(2)緊急連絡用携帯電話使用料	(6)災害対策本部用備品購入
	(3)ポケットベル使用料	(7)災害対応用旅費
	(4)宿日直用寝具リース	

所管区課名

金沢区 総務課

評価項目		点数	adc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	13	① a	防災アンケートや区政モニターアンケートの意見を踏まえ、行政としてできることを整理し、事業に反映させている。
			② a	台風や継続的な大雨などの風水害やその他の災害や苦情に対して、当区は危機管理宿日直者制度を設けるとともに、防災用携帯電話を経営・運営責任職に配備し、迅速な対応を図った。
			③ b	本事業は、災害対策基本法に基づく行政の防災体制（初動体制を含む）の整備・充実を図ることを目的としている。
2	有効性 (15点)	15	① a	災害種別ごとの事案をまとめた「災害情報収集・伝達マニュアル」の整備や危機管理宿日直者への「防災情報システム」等の研修を実施し、初動対応力の強化を図った。
			② a	危機管理室の実施している緊急連絡通報システムへ宿日直者及び経営・運営責任職の防災用携帯電話、ポケットベルの登録を行っている。また、災害の初動体制について、消防署及び土木事務所と調整を図った。
			③ a	横浜市防災計画「震災対策編」第6章第1節に基づき、進めている。
3	目標達成度 (15点)	15	① a	震災時、風水害時を始めとした災害発生時の初動体制を確保出来ている。特に、風水害の警報発令時は、同時刻に災害対策警戒本部体制を構築することが出来ている。
			② a	震災時、風水害時を始めとした災害発生と同時に、初動体制を確保するという高い目標を設定している。
			③ a	震災時、風水害時を始めとした災害発生時の初動体制を確保することが出来ている。
4	経済性・ 効率性 (15点)	13	① a	防災用携帯電話利用者の見直しをはかるとともに、通話機能のみの契約としている。
			② b	なじまない。
			③ a	「情報収集・伝達マニュアル」を整備するなど効率的な執行に努めている。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	8	① a	横浜市防災計画「震災対策編」に基づき執行している。
			② b	なじまない。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	6	① b	なじまない。
			② b	なじまない。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	6	① b	広報よこはま区版、区ホームページ（安全管理局のページヘリンク）などにより周知に努めている。
			② b	現在は、広報よこはま区版、区ホームページによる広報を行っている。
8	市民との 協働(5点)	3	① b	なじまない。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	① b	なじまない。
総合評価 (100点)		82	B	本事業は、経常業務となっているが、さらに具体的な目標を設定し、それに向けた事業を推進していく必要がある。

区による事業評価

**事業の目的**

阪神・淡路大震災から10年が経過し、地震に対する意識が薄れつつあるが、横浜市ではいつ直下型地震が起きてもおかしくない状況であり、再度、区民の間に災害に対する意識を高めてもらうとともに、災害時に備えた体制づくりを推進する。

**災害に強い区づくり推進事業（港北区）**

**監査委員による事業評価**

点数	adc 評価	理由、説明等
15	① a	区民意識調査でも、今後行政が充実すべきものとして18区中唯一「地震等の災害対策」が1位となるなど、区民の関心が高く、災害時に備えた体制づくりを推進するために実施されている事業である。
	② a	平成17年度に改訂した横浜市防災計画では、避難者の中に新たに帰宅困難者を想定することとしたが、その訓練として新横浜駅周辺における混乱防止のための区独自の帰宅困難者対策訓練を実施した。
	③ a	港北区災害ボランティア連絡会及び地域ケアプラザ等10施設の特別避難場所とはそれぞれ協定を締結して役割分担を確認し、事業内容についても意見交換を行っている。
15	① a	区災害対策本部の充実に向けて、備蓄物資の充実とともに、職責に応じて一部の課長及び係長に災害対策強化推進担当の兼務発令を行い、職務として明確に位置付けた。
	② a	地域住民及び行政機関、ライフライン関係機関、ボランティア団体等43団体で構成する災害対策連絡協議会を設置し、防災まちづくり、帰宅困難者対策、要援護者支援の各部会において、緊急時の対応等を検討している。
	③ a	区政運営方針の中で、「自然と都市機能が調和した安全で快適なまちづくり」が重点推進施策として位置付けられており、防犯・防災対策の充実として区の指揮命令・連絡調整機能の強化等を行うとされている。
11	① b	区の指揮命令・連絡調整機能の強化、地域防災拠点運営委員会の活動支援及び全拠点における区民主権の防災訓練、備蓄庫自主点検の実施などを主な目標とした。
	② b	災害に強い区づくりを地域とともに実現していくための様々な方策を盛り込んだ総合的・網羅的な目標設定となっているが、定性的な目標が多く、チャレンジ性の有無が判断できない。
	③ a	一部管理職への兼務発令による責任体制の明確化や、災害対策連絡協議会の設置、新横浜駅周辺における混乱防止を想定した区独自の帰宅困難者対策訓練の実施など、目標を超えた取組を行っている。
11	① b	会議・打合せ等は公共的な施設を使用するなど、効率的な事業執行を図った。
	② b	防災マップに企業広告欄を設けるなどの検討を行っている。
	③ a	区独自に防災担当として課長・係長に兼務発令して区の体制強化を図り、地域防災拠点で行われる地域防災活動などの調整や相談窓口として、区役所の各課長・係長を充て、遅滞なく調整や問題が解決できる体制を整えている。
6	① a	災害対策基本法及び横浜市防災計画の中では、防災訓練の実施が定められ、職員の意識高揚と住民に対する防災知識の普及を目的として実施することとされており、協定及び運営マニュアルに基づき適正に実施している。
	② c	「街の防災組織」活動奨励費に誤交付があった。誤交付発覚後は世帯数の確認などのダブルチェックを徹底して事故を防ぐこととしている。
6	① b	「街の防災組織」活動奨励費の一律の基準による交付や、各拠点から挙げられる要望への対応などに偏りが出ないように配慮している。
	② b	なじまない。
8	① b	広報よこはま区版では特集を組み、日ごろの備えや広域避難場所等の案内を掲載している。ホームページでは用語説明や拠点一覧などを掲載するなどして情報を提供している。
	② a	広報よこはま区版では目に付きやすいように表紙一面をイラスト化するなど大胆な工夫がされている。ホームページは文字情報が多いが、防災マップは地図上をクリックすると避難場所が表示されるなど利便性が高い。
5	① a	各種協議会・部会・定例会・打合せなど、地域住民やボランティア団体等との意見交換の機会を設けて連携強化に努めている。部会のメンバーは偏りが無いようテーマに応じてメンバー構成は異なる形をとっている。
3	① b	会議等の資料作成は、両面印刷を行い紙使用の軽減を図るなど、経費節減・環境負荷低減に配慮している。
80	B	一部管理職への兼務発令による責任体制の明確化や、災害対策連絡協議会の設置、新横浜駅周辺における混乱防止を想定した区独自の帰宅困難者対策訓練の実施など、区独自の取組が進められている。

<b>事業の内容</b>	(1)区防災計画及び防災マップの配布による災害に対する啓発活動 (2)防災備蓄庫資機材の取扱講習会の開催による資機材の習熟度向上 (3)アマチュア無線免許取得講習会の開催による免許取得者の確保 (4)災害ボランティアコーディネーター研修会、シミュレーションの開催による災害時のボランティア活動の確認 (5)区災害対策本部の備品の充実 (6)地域住民・関係団体との協働による防災訓練(年3回)の実施及び防災講演会の実施
--------------	--

所管区課名

港北区総務課

評価項目		点数	adc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	15	① a	区民意識調査での要望は、防災が1位であり、市民の関心が高い事業である。
			② a	年々高齢化が進む当区においては、要援護者の救護対応や、各地域の特性を受けての防災課題に取り組んでいる。
			③ a	行政でやるべきこと、民間やボランティアでやるべきことの役割は協定等結び毎年度確認しており、事業内容について、意見交換を行っている。
2	有効性 (15点)	13	① b	外国人向けに防災マップ(英語版)を作成し、広く区民に防災情報が伝わるよう取り組んでいるが、更に市民にわかりやすい情報提供も必要である。
			② a	地域の方々、交通関係者(民間)、行政、ボランティア団体等43団体で構成する災害対策連絡協議会を立ち上げ、連携を図っている。
			③ a	地域防災拠点ごとに自主防災訓練が地域の特色に合わせて行われており、防災意識向上と地域防災力の推進が図られている。
3	目標達成度 (15点)	13	① b	平成17年度は、災害に強い区づくりを目標に、その検討と事業執行を行った。
			② a	要援護者を支援する検討部会や帰宅困難者を避難・救援する検討部会など地域と共に検討していく推進組織を設置した。
			③ a	区独自に防災担当として課長・係長に兼務辞令を交付し、区の体制強化を図り、また、地域の方々や民間企業、行政、ボランティア団体等関係団体が参加する協議会を立ち上げ、基盤づくりから区との連携強化を図った。
4	経済性・ 効率性 (15点)	11	① a	会議・打合せ等は公共的な施設を使うことはもちろんのこと、不必要な補助金等の支出がないよう、計画的な事業執行を図った。
			② b	馴染まない
			③ b	区独自に防災担当として課長・係長に兼務辞令を交付し、区の体制強化を図り、地域防災拠点で行われる地域防災活動などの調整や相談窓口として、区役所の各課長・係長をあて、遅滞なく調整や問題が解決できるよう工夫している。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	8	① a	協定及び運営マニュアルに基づき適正に実施している。
			② b	事故発生マニュアルを作成し、万一の事務処理事故に対応している。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	8	① a	すべての地域防災拠点運営委員会を中心に、公正・公平な支援体制となっている。
			② b	馴染まない
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	6	① b	広報よこはまや、ホームページなどで情報を提供している。
			② b	努力はしてきているが、さらに工夫が必要である。
8	市民との 協働(5点)	5	① a	各種協議会・部会・定例会・打合せなど、可能な限り地域の方々や、ボランティア団体等との意見交換機会を設け、区との連携強化に努めている。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	① b	馴染まない
総合評価 (100点)		82	B	地域により市民が求める防災内容は違うが、それらを的確に判断し、事業に反映させ、区民に満足が得られる事業執行に努める必要がある。

区による事業評価

**事業の目的**

災害時の迅速な避難誘導と避難場所の確保、区民による横断的な防災組織の構築を進め、区民総ぐるみで防災に取り組む「ひと・まち・みどり」の実現を目指す。

**緑安全安心まちづくり推進事業（緑区）**

**監査委員による事業評価**

点数	abc 評価	理由、説明等
15	① a	平成17年度に実施された横浜市総合防災訓練の企画運営委員会を中心に、自治会、ボランティア団体、防災関係機関、行政からなる緑区防災ネットワーク委員会を設立した。
	② a	地域の防災力は地域団体とボランティアの共同作業という考え方に立ち、地域の防災力向上部会を災害ボランティア受入れ部会を設置し、検討している。
	③ a	防災ネットワークの構成委員として子育て、国際理解といった地域活動に日常従事している方も含め、様々な立場のメンバーがかかわる中で、事業の検討を行っている。
15	① a	ボランティアコーディネーターの養成を通して、災害発生時にボランティアが有効に活用できるよう検討されている。
	② a	防災ネットワークの委員会のメンバーを専門業務に関連した形で2つの部会に振り分けることで、専門性に特化した部会の構成とすることができている。
	③ a	区政運営方針の重点施策「緑安全安心まちづくりの推進」に基づいた推進された事業であり、目標の実現に貢献している。
13	① b	ネットワーク委員会の設立、緊急課題であるトイレと寒さ対策用に毛布とマットの防災備蓄品の整備、連合自治会長・民生委員等への気象警報発令時のファックスによる情報提供システムの整備を目標としている
	② a	風水害時情報提供事業に関しては他区に先駆けて実施している。
	③ a	防災ネットワーク委員会の設立、防災用品の整備（浸水被害が懸念される一部地域の自治会館等6施設）、風水害情報提供（風水害が懸念される地域の自治会長等47名）という事業目標は達成できた。
13	① a	風水害時情報配信事業に関して、インターネット上で登録及び変更ができるようになっており、事務の省力化が図られている。
	② b	災害ボランティアネットワークについて、平成17年度は実施されていないが、将来的には、運営と財源の自立性を高めていくこととしている。
	③ a	関係機関と調整を図ることで、平成18年度本格始動するボランティア受入れコーディネーターの養成等について効率的に検討が実施されている。
8	① a	横浜市防災計画「震災対策編」に基づいている。
	② b	ファックス情報の配信については、誤りのないよう注意している。
6	① b	各種防災活動は区民を対象に実施している。
	② b	なじまない。
6	① b	災害ボランティアネットワークについて、区連会や広報区版で広報されている。
	② b	ホームページでの情報提供を検討する必要がある。
5	① a	地域の防災力は地域団体とボランティアの共同作業という考え方にたち、ボランティアとの協働を図っている。
3	① b	事業を進めるに当たっては、ISO14001に基づいて紙資源の節約などに取り組んでいる。
84	B	防災ネットワークを設立し、日常的にボランティア・地域・行政との信頼関係の築き、災害時のボランティアの受入れ態勢やコーディネートについて検討が行われていることは先駆的な取組である。



<b>事業の内容</b>	(1) 災害ボランティアネットワーク設立
	(2) 小中災害時避難場所の防災用品整備
	(3) 水害時情報提供事業

所管区課名

緑区 総務課

評価項目		点数	adc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	15	① a	・近年防災に対する市民の意識が高まってきている自治会・ボランティア団体・防災関係機関・行政がメンバーの構成員となり、「緑区防災ネットワーク委員会」を設立した。
			② a	地域の防災力向上を目的として「地域の防災力向上部会」、震災時の災害ボランティアの受入体制整備を目的として「ボランティア部会」と2つの部会を作り、部会長を選任した。
			③ a	自治会・ボランティア団体・防災関係機関を委員会のメンバーとすることで、横断的なネットワーク組織を設立した。
2	有効性 (15点)	11	① b	横断的なネットワーク組織とすることで幅広い分野のニーズを反映させることが出来た。
			② b	委員会のメンバーを専門業務に関連した形で2つの部会に振り分けることで、専門性に特化した部会の構成とすることが出来ている。
			③ a	横浜市防災計画における「地域の防災力強化」と「区民の防災意識向上」に合致した形で事業が進められている。
3	目標達成度 (15点)	9	① b	・ネットワーク委員会の設立 ・緊急課題であるトイレと寒さ対策用に毛布とマットの防災備蓄品の整備を行なった
			② b	・小中規模災害にも対応すべく防災備蓄品の整備を実施した ・風水害時情報提供事業に関しては他区に先駆けて事業を実施した
			③ b	防災ネットワーク委員会の設立、防災用品の整備、風水害情報提供という事業目標は達成出来た。
4	経済性・ 効率性 (15点)	9	① b	風水害時情報配信事業においてはFAXにより情報を一斉配信することでコスト削減を実現している。
			② b	なじまない。
			③ b	水害時情報配信事業に関しては、インターネット上で登録及び変更が出来るようになっており迅速に対応出来る。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	8	① a	横浜市防災計画「震災対策編」に基づいている。
			② b	災害情報配信登録書を事前に提出・登録して頂くことで情報の誤発信防止に努めている。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	8	① a	区民全体が受益者となるべく事業展開している。
			② b	なじまない。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	6	① a	広報よこはま区版、ホームページ、各自治会への広報等幅広く周知に努めている。
			② c	画一的になっているため、理解しづらい部分がある。
8	市民との 協働(5点)	5	① a	自治会・ボランティア団体・防災関係機関を委員会のメンバーとすることで、横断的なネットワーク組織を設立し区民ニーズの吸い上げに努めている。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	① b	なじまない
総合評価 (100点)		74	B	各自治会・区民間においても防災に対する意識に格差があり、「自らの身は、自ら守る。皆のまちは、皆で守る」という認識を区民全体に浸透させるには、継続的な啓発活動と地道な地域活動が必須である。又、行政においても発災時の迅速な初動体制を確立する等一層の危機管理体制の強化が求められている。

区による事業評価

**事業の目的**

安全で安心してくらせる街・緑区の実現に向けて、区民・地域が行う防災活動等への支援を行う。

「区民がつくる安全な街・緑区」〔家具転倒防止助成事業〕推進事業（緑区）

監査委員による事業評価

点数	abc 評価	理由、説明等
13	① a	市民意識調査においても関心が高い防災に関する取組の一つとして、震災時に死傷の主要原因となる家具転倒を防止するため、高齢者一人暮らし家庭を対象とした家具転倒防止助成事業を行った。
	② a	高齢者数が増大する中で、他都市の被災状況等を見てみると、高齢者への防災に対する取組として重要な事業であり、社会情勢に対応していると考えられる。
	③ b	家具転倒防止アドバイザーを育成し、転倒防止の必要性を啓発してもらうほか、一般市民からの相談に対応してもらうことをねらいとした。また、器具の取付けについてはシルバー人材センターに委託することとし、実際にシルバー人材センターの2名の職員が取付けを行った。
7	① c	研修を通しアドバイザーの養成は行ったが、区役所として地域の活動につなげる等のフォローが十分でなかったこともあり、実際にアドバイザーとして広範な活動ができなかった。
	② b	家具転倒防止器具の設置に関して他事業との重複は無く事業は実施されているが、区民アドバイザーの活用については、地域の防災活動等の場より効果的に啓発活動が実施されるよう関係機関と調整する必要がある。
	③ b	区政運営方針の重点推進施策「緑安全安心まちづくりの推進」に合致した事業となっている。
11	① a	区内在住の一人暮らし高齢者約1,400名の中から、民生委員を通して区内11地区・上限20名を推薦してもらい、予算の範囲内で最大90名を対象とした。
	② b	他区の実績と比較しても特段チャレンジ性がある目標設定ではない。
	③ b	設置実績は98件であるが、施工レベルに差が認められた。
5	① c	講習の不足等により、設置者が十分な知識を得ず設置したため、十分に効果のある転倒防止にはならなかった。
	② b	なじまない。
	③ c	アドバイザーとして一般市民11名を育成したが、当初の予定どおり活用することができなかった。
8	① a	施行については関係法令に基づき契約を行っている。横浜市防災計画「震災対策編」に基づいている。
	② b	個人情報の取扱いについては、委託仕様書において規定している。
4	① c	器具の取付け実施者間で技能の差があり、取付けの内容が適切でない場合があった。
	② b	1万円を超える工事費に関しては受益者負担としているが、その根拠を明確に公表することが望ましい。
4	① b	広報区版において家具転倒防止についての啓発をおこなった。
	② c	助成金の上限1万円の中には人件費が含まれていることが十分に周知できなかったため、誤解を招き、取付けをキャンセルする事例が生じた。
3	① b	11地区から推薦を受け、アドバイザーの養成を行ったが、実際には活躍するに至らなかった。
3	① b	一般家庭に常備されていると思われる空き箱を使用した転倒防止策を推奨するなど環境負荷の低減を試みたが、実際には使用されなかった。
58	C	計画どおりに事業が進んでいないことに加え、当初、計画されていたにもかかわらず、区民アドバイザーの活用ができなかったことが本事業の課題である。また、地域で相談から設置までの対応が完結できる方向で検討することが望ましい。

<b>事業の内容</b>	家具転倒防止助成事業
--------------	------------

所管区課名

緑区 総務課

評価項目		点数	adc 評価	理由、説明等
1	<b>適応性</b> (15点)			
		② a	予防防災の重要性が謳われる昨今の防災対策の中で社会ニーズにマッチした事業を実施することが出来た。	
		③ a	区民を対象とした研修を開催し、緑区家具転倒防止隊アドバイザーを育成。この区民アドバイザーにより鴨居・山下みどり台地区などで防災訓練時に家具転倒防止講座が開催された。	
2	<b>有効性</b> (15点)	11	① b	研修を通し人材の育成は行えたが、アフターフォローが十分ではなかった。また、区内6箇所・合計360名を対象に職員による出前講座を行なった。
			② b	区は養成講座等を開催し、人材育成を行い、実際の施工は家具転倒防止隊アドバイザー、区民への意向調査は民生委員が行う等関係機関の連携は図れた。
			③ a	横浜市防災計画における在宅要援護者の安全確保という目的に合致した政策となっている。
3	<b>目標達成度</b> (15点)	9	① b	区内在住の一人暮らし高齢者約1,400名の中から、民生委員を通して区内11地区・上限20名を推薦してもらい、予算の範囲内で最大90名を対象とした。
			② b	アドバイザーの養成を行い、地域において、「自らの身は自ら守る」ための区民による啓発を目標とし、区としても区内6箇所・合計360名を対象に出前講座を行なった。
			③ b	実施件数としては98件と当初予定を上回ったが、施工業者との調整不足により、施工レベルにばらつきが出た。
4	<b>経済性・効率性</b> (15点)	7	① b	助成額は上限一万円の範囲内とした。
			② b	なじまない。
			③ c	家具転倒防止隊アドバイザーとして11名を育成した。
5	<b>合规性・正確性・安全性</b> (10点)	8	① a	横浜市防災計画「震災対策編」に基づいている。
			② b	施工前にアドバイザーによる下見を行い、施工時に事故が発生しないよう配慮した。また、一人暮らし高齢者への配慮としてアドバイザーの下見の際、地区の民生委員も同行した。
6	<b>社会的公平性・公正性</b> (10点)	8	① a	一人暮らし高齢者を対象としており、適切と思われる。
			② b	1万円を越える工事費に関しては受益者負担としている。
7	<b>説明責任・情報公開</b> (10点)	4	① b	従来の広報よこはま緑区版への掲載や緑区ホームページ等を用いての啓発活動に加え、職員による出前講座を区内6箇所・合計360名を対象に行った。
			② c	工事内容が施工対象者に十分に周知出来ていなかった。
8	<b>市民との協働</b> (5点)	3	① b	市民公募で家具転倒防止隊アドバイザー講座を11名が受講した。
9	<b>環境負荷の低減</b> (5点)	3	① b	一般家庭に常備されていると思われる空き箱・ダンボールを使用した簡易な転倒防止策も推奨するなど環境負荷の低減を試みた。
<b>総合評価</b> (100点)		68	C	家具転倒防止事業自体は予防防災の重要性が叫ばれている社会情勢を反映出来ている事業であるが、平成17年度は連携及び説明という部分で課題があった。今後は、従来の事業を推進すると共に更に震災時の家具転倒の危険性を一般家庭にも広く啓発していく必要がある。

区による事業評価

青葉区防災の街づくり事業（青葉区）

事業の目的				
点数	abc 評価	理由、説明等		
<p>(1) 防災に関する情報・知識を広く提供することで防災意識の向上を図り、地域防災力の強化に結びつける。また、地域防災拠点を広く周知し活動を活性化させるため、地域防災拠点PR看板を昨年度に引き続き設置する。                      (2) 総合防災訓練から情報受伝達訓練に事業転換する。</p>				
監査委員による事業評価	11	①	b	地域防災拠点運営委員会連絡協議会等に出席し、区民との意見交換を行っている。区民からの要望は訓練時における備蓄用の資機材の修理・点検程度であるが、各拠点での自助の意識が高い。
		②	a	地震・風水害だけではなく、テロ・感染症・列車等の大型事故など災害の事象ごとに緊急連絡網を整備して初動体制を明確化しているとともに、災害対策本部の運営強化のため、情報の受伝達に主眼を置いた災害時緊急対応マニュアルを策定している。
		③	b	地域防災拠点運営委員会は、課長・係長等による地区担当制を設け、サポーターとして参加しているが、あくまで地域主体であり、行政主導という形にならないよう、基本的には質問への対応という形をとっている。
	13	①	a	区役所の災害対策本部としての機能強化を図るため、災害情報収集伝達マニュアルや災害時緊急対応マニュアルを整備して、情報受伝達訓練のほか、発災対応訓練なども行っている。
		②	b	区総務課と関わりの深い消防や土木部門との連携については、雨季に入る5～6月に連絡体制の確認を取り、また、がけ崩れ等の発災時には土木事務所等と対処方法について協議している。
		③	a	区運営方針で重点施策と位置付け、安全で安心して住むことのできるまちの実現に向けた「防災・防犯・交通安全」施策において、区役所全職員による非常参集訓練及び防災訓練などにより、職員の発災時の対応能力向上を図ることとしている。
	11	①	b	防災に関する情報・知識を広く提供することで防災意識の向上を図るという定性的な目標である。また地域防災拠点の標識については60基の整備を目標設定した。
		②	a	防災に関する情報・知識を広く提供することで防災意識の向上を図るという定性的な目標である。地域防災拠点の標識整備についてはPFIによる整備手法を導入し、区域に必要な60箇所すべての整備を目標とした。
		③	b	定性的な目標であり、具体的に防災意識の向上が図られたのかを判断することは難しい。地域防災拠点の標識については、区民や道路局等との意見調整に時間を要し、60基中39基が設置未了となった。
	15	①	a	地域防災拠点の標識整備においてPFI的手法を導入して設置・メンテナンス費用を企業負担とした結果、標識60基の整備費となる約1,900万円について経費節減効果があった。
		②	a	民間活力の導入により、標識整備における設置・メンテナンス費用を企業負担としている。
		③	a	区独自に策定した「災害情報収集伝達マニュアル」により、消防・土木・警察・ライフライン事業者等と、災害の事象に応じた緊急連絡網による迅速な連携を図っている。
	4	①	b	「まちの防災組織」に対しては、活動費補助金交付要綱に基づき、活動奨励費を交付している。
		②	c	「まちの防災組織」活動奨励費交付の際に、自治体加入世帯数の入力ミスによる金額の誤りがあった。その後は課内の担当者2名による確認を徹底している。
	6	①	b	地域防災拠点の標識の設置場所については、地域防災拠点のほか、駅やスポーツセンターなど、多くの人の目に付きやすい場所を候補に挙げ、枚数の振り分けを検討している。
②		b	なじまない。	
6	①	b	広報よこはま区版での防災特集や、区ホームページでの防災関連情報の提供など、広く市民に対して情報提供がされている。	
	②	b	広報よこはま区版での地域防災拠点運営委員会の活動内容紹介や、区ホームページでの各種防災関連設備場所の一覧や用語の解説など分かりやすく説明する工夫がされている。	
5	①	a	情報受伝達訓練等は、各種防災機関やライフライン関連企業、地域との連携により実施している。	
3	①	b	講演会資料は両面印刷とし、そこで出されるお茶などの飲み終わった紙パックは分別を徹底するなどの取組を行っている。	
74	B	地域防災拠点の標識については、区独自に検討を進め、PFIによる民間活力導入を図った。また平成17年度における震度5弱の地震に際し、職員の参集率が低かった点を省みて、災害時緊急対応マニュアルを整備して被災時の初動体制を強化している。		



<b>事業の内容</b>	(1)防災講演会の実施 (2)地域防災拠点案内板設置事業 (3)青葉区情報伝達訓練 (4)区災害対策本部事務
--------------	---

所管区課名

青葉区総務課

評価項目		点数	adc 評価	理由、説明等	
1	適応性 (15点)	9	①	b	区民に最も関心の高い地震災害をはじめ、風水害、感染症等についても対応を行なっている。
			②	b	テロや感染症等が発生した場合の初期情報の収集のための連絡網を整備している。
			③	b	災害時の自助、共助、公助について、啓発に努めている。
2	有効性 (15点)	9	①	b	区役所に求められている区本部機能の強化については、各種訓練を通じて実施している。
			②	b	区総務課と関わりの深い消防・土木との連携については、随時、打ち合わせを実施することにより、役割の調整を図っている。
			③	b	区本部機能及び地域防災力の強化を目指した事業を展開している。
3	目標達成度 (15点)	7	①	c	大まかな目標にとどまっている。
			②	b	総合防災訓練を廃止し、情報受伝達訓練に重点を置く等、ある程度の挑戦をしている。
			③	b	実施すべき訓練は概ね実施した。
4	経済性・ 効率性 (15点)	13	①	a	事業にPFI的手法を用いる等、予算はできる限り縮減した。
			②	a	①のとおり、民間の資本を利用した。
			③	b	引き続き効率的な業務執行に努めていく。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	4	①	c	正確性に欠けた事務を行っていたものがあつた。
			②	b	ダブルチェック等、確認作業の充実を図っている。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	8	①	a	広く区民一般を対象とした事業、もしくは、区災害対策本部の強化を目的とした事業となっている。
			②	b	本事業については、受益者負担を求めている。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	6	①	b	広報青葉区版や窓口等で、随時、情報を提供している。
			②	b	分かりやすく説明するよう心がけている。 情報量については、十分かどうか若干疑問が残る。
8	市民との 協働(5点)	3	①	b	情報受伝達訓練等により企業や地域との連携を図っている。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	①	b	事業に馴染まない。
総合評価 (100点)		62	C	引き続き訓練や啓発等を通じて、区役所及び地域防災力の強化に努めていく。	

区による事業評価

**事業の目的**

区民の防災意識及び防災スキルの向上を図る。

**地域防災活動推進事業（都筑区）**

**監査委員による事業評価**

点数	abc 評価	理由、説明等
15	① a	拠点の運営委員会に区役所担当者が参加する等平常時からの連携の中で、地域が抱えている課題等の情報を収集している。この情報を基に、備蓄庫移設やスロープ設置を実施した。
	② a	要援護者対策の必要性から、障害者団体に対し、訓練への参加を促している。地域のリーダーとなるような人材を育成するため、講習会を開催し、防災資機材取扱いリーダーの育成を図っている。
	③ a	地域防災拠点の運営について、各拠点担当職員から情報収集する仕組みを作っている。また、区拠点委員長会で意見交換を行う場を設けている。さらに、障害者防災システム検討会を設置し、関係団体等と調整を行っている。
15	① a	区防災訓練を、これまでの見るだけの訓練から自ら参加する訓練に変更した。また、防災のつどいでは連合町内会長の体験談等の身近な話題を参加者に語りかける座談会形式により、防災について考えるきっかけを作った。
	② a	防災ライセンス講習会については、安全管理局と調整を図り、開催した。また、防災備蓄庫の移設については、安全管理局・教育委員会事務局と調整を図り、実施した。
	③ a	区政運営方針「地域防災活動の充実」に合致した事業であり、施策目標の実現に貢献している。
9	① b	区防災訓練の実施に際し、要援護者の訓練参加を目標として設定した。
	② b	要援護者の訓練参加目標数等の具体的な数値目標はない。
	③ b	区防災訓練に障害者の方、障害者関係団体の参加（計20名）があったが、要援護高齢者又はその関係団体の参加はなく、今後はすべての要援護者の避難を想定した訓練等も実施されることが望ましい。
9	① a	18拠点で防災資機材取扱い訓練を実施し、そのうち7箇所では消防の協力等により委託費用が節減できた。防災講演会については、講師を招聘するのではなく、町内会長等地域の人が座談会方式で実施することで経費を節減することができた。
	② c	歳入の確保が図られていない。防災マップへの広告の掲載等を検討する必要がある。
	③ b	防災備蓄庫前の段差解消のため、学校と調整し、スロープを据付型として設置した。
10	① a	横浜市防災計画に基づき実施している。
	② a	既存の事故防止マニュアルを用いて対応している。区の防災訓練に際しては参加者のために保険に加入している。
8	① a	全区民の安全に寄与する事業となっており、公平である。また、障害者に対する防災体制を整えるため、障害者防災システム検討会を設置し、障害者防災マニュアルの作成に取り組んだ。
	② b	なじまない。
6	① b	広報区版、ホームページ、回覧板、拠点の委員長への情報提供等を実施している。
	② b	防災マップの裏面には防災に関する豊富な情報の提供が行われているが、字が小さく、見やすいものとはなっていない。
5	① a	拠点委員長により構成された連絡協議会への情報提供を行いながら、事業を進めている。また、区民により構成された実行委員会にて防災訓練や防災のつどいの実施に際し、企画から実施まで地域との協力のもと実施している。さらに、地元企業と特別避難場所協定を結び、宿泊施設等を提供してもらうこととしている。
5	① a	区防災訓練において、参加者の協力を得ながら、炊き出し訓練で出たゴミの分別を行った。
82	B	防災資機材取扱いリーダーについては、拠点訓練での活用等を促進し、より地域の中で有効に活用されることを検討されるための工夫が必要である。また、要援護者対策としては、高齢要援護者についても一層の配慮が必要である。

<b>事業の内容</b>	(1) 災害対策連絡協議会・地域防災拠点運営費
	(2) 防災訓練等事業
	(3) 防災啓発事業
	(4) 緊急備蓄品整備事業

所管区課名  
都筑区 総務課

評価項目		点数	adc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	15	① a	平常時に各拠点と連絡調整を行っている区役所担当者から、地域が抱えている課題等の情報を収集している。この情報をもとに、備蓄庫移設やスロープ設置を実施した。
			② a	要援護者の関係団体に対し、区防災訓練や拠点訓練に関する情報を提供し、訓練への参加を促進した。
			③ a	地域防災拠点の運営について、各拠点担当職員から情報収集する仕組みをつくっている。また、区拠点委員長会で意見交換を行う場を設けている。
2	有効性 (15点)	13	① a	区防災訓練を、これまでの見るだけの訓練から自ら参加する訓練に変更し、参加者の防災意識が高まった。訓練の運営についても、企画から実施までを実行委員会方式で行い、地域との協働が促進された。また、防災のつどいでは連合町内会長の体験談等の身近な話題を参加者に語りかける座談会形式により、防災について考えるきっかけをつくった。
			② a	防災ライセンス講習会については、安全管理局と調整を図り、開催した。また、防災備蓄庫の移設については、安全管理局・教育委員会事務局と調整を図り、実施した。
			③ b	区政運営方針に沿って進められている。拠点に加え、自治会町内会などの地域でも防災訓練が実施され、地域防災力の強化が図られた。
3	目標達成度 (15点)	11	① a	区防災訓練の実施に際し、要援護者の訓練参加を目標として設定した。
			② c	要援護者関係団体への訓練参加の呼びかけ方や訓練内容については、検討の余地がある。
			③ a	区防災訓練に要援護者関係団体から約20名の参加があった。避難誘導・被災者受入訓練では被災者として拠点に避難し、初期消火訓練にも参加した。
4	経済性・ 効率性 (15点)	13	① a	区防災訓練に際して、実行委員会方式での運営により地域との協働が進み、委託費、人件費等の経費が節減できた。
			② b	なじまない。
			③ a	防災備蓄庫前の段差解消のため、学校と調整し、スロープを据付型として設置した。
5	合規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	8	① a	要綱、協定等に基づき適正に実施している。
			② b	既存の事故防止マニュアルを用いて対応している。区の防災訓練に際しては参加者のために保険に加入している。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	6	① b	訓練は全区民を対象に行っており、また、広報や資料配付等についても、区民が知り得る状況を創り出している。
			② b	なじまない。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	10	① a	転入者への防災マップの配布、広報よこはま区版の特集記事の掲載、ホームページ等の様々な媒体を活用することで、広く区民に周知されるよう努めている。
			② a	防災マップの一部に、外国人向けにローマ字表記を併記した。
8	市民との 協働(5点)	5	① a	拠点委員長により構成された連絡協議会への情報提供を行いながら、事業を進めている。また、区防災訓練や防災のつどいの実施に際し、企画の段階から地域と協働で進めている。この他に、区内企業や福祉施設と特別避難場所協定を締結し、災害時の協力体制を整備している。
9	環境負荷の 低減(5点)	5	① a	区防災訓練において、参加者の協力を得ながら、ゴミの分別を行った。
総合評価 (100点)		86	B	地域防災力の強化に向け、区民の意識啓発を図るとともに、救援体制の強化や情報収集力を向上させる事業を行っている。

区による事業評価

**事業の目的**

区の各種防災体制の整備と維持管理を行う。

**区災害対策本部費（都筑区）**

**監査委員による事業評価**

点数	abc 評価	理由、説明等
11	① a	市民意識調査においても関心が高い災害に備えた体制作りを推進するために実施されており、聴覚障害者に対しては災害情報のファックス配信を行っている。
	② b	集中豪雨等災害に対応し、宿日直体制を維持することで機動力を確保している。
	③ b	防災対策における行政の役割の一つとして、災害発生時の初動体制（災害対策本部の迅速な設置、的確な情報収集と伝達）の強化が求められるなかで実施している事業である。
9	① b	防災宿日直の携帯電話について、通信機能の高い携帯電話に機種変更を行うことで通信状態が向上した。
	② b	携帯電話及びファックスの契約台数については、安全管理局等の事業と調整が図られている。
	③ b	区政運営方針「地域防災活動の充実」の一環として実施された事業である。
9	① b	防災訓練の実施や警戒本部設置をスムーズに行うという目標を設定している。
	② b	防災訓練の実施など定性的な目標であるため、チャレンジ性について評価できない。
	③ b	職員防災訓練においても特段の問題はなく設置できている。
11	① a	防災用携帯電話の料金プランを適切なものに見直すことにより、経費を節減した。
	② b	なじまない。
	③ b	情報体制通信整備をし、災害対策本部の機能強化を図った。
10	① a	災害対策基本法、横浜市震災対策条例、横浜市防災計画に基づき実施されている。
	② a	非常時に的確に情報の伝達が行えるよう、聴覚障害者対応災害情報システムについては、定期的に配信確認を行っている。
8	① a	国際交流イベントの中で、防災情報の提供などを実施した。また、当事業は全ての区民の安全に寄与する事業である。
	② b	なじまない。
6	① b	聴覚障害を持つ人に対しては、ファックスを使用した防災情報の提供を実施している（6人）。聴覚障害者対応災害情報配信システムについて、広報を充実させて、活用を推進する必要がある。
	② b	広報等でも積極的に聴覚障害者対応災害情報配信システムについて情報を周知する必要がある。
3	① b	当該業務は行政の防災体制整備と維持管理を目的とした事業であり、なじまない。
3	① b	宿日直業務に際しても、ゴミの分別を徹底するなど、職場として環境負荷の低減に取り組んでいる。
70	C	聴覚障害者対応災害情報配信システムについて、より積極的に広報することによって、活用を促進する必要がある。



<b>事業の内容</b>	(1) 防災通信機器、防災携帯電話等維持管理
	(2) 災害対策連絡協議会運営
	(3) 本部防災訓練
	(4) 宿日直者寝具の賃貸借等

所管区課名

都筑区 総務課

評価項目		点数	adc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	15	① a	災害発生時に情報収集が困難な聴覚障害者に対応するため、FAX回線を維持し、定期的に配信確認を行っている。
			② a	昨今の局地的な集中豪雨による災害に対応し、宿日直体制を維持することで機動力を確保している。
			③ a	官の役割として災害発生時の初動体制の強化が必要であり、防災宿日直体制や緊急連絡体制を維持している。
2	有効性 (15点)	13	① a	防災宿日直の携帯電話について、機種変更を行うことで常時通信可能になり、即応体制を維持している。
			② b	携帯電話・FAXの契約台数については、安全管理局等の事業と調整が図られている。
			③ a	災害発生時の初動体制の強化が課題であり、防災宿日直体制や緊急連絡体制を維持することで対応している。
3	目標達成度 (15点)	9	① b	防災宿日直者がシステムを使用した訓練に参加することで、防災担当課職員の参集前に、警戒本部設置をスムーズに行えるよう進めている。
			② b	防災情報システムについて、防災宿日直の操作技術の向上を図っている。
			③ b	できている。
4	経済性・ 効率性 (15点)	13	① a	防災用携帯電話の料金プラン変更により、経費を節減した。
			② b	なじまない。
			③ a	緊急連絡網を整備している。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	8	① a	区防災計画に基づき、適正に実施している。
			② b	既存の事故防止マニュアルを用いて対応している。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	8	① a	災害時の情報提供については、聴覚障害者にも配慮した事業を行っている。
			② b	なじまない。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	6	① b	防災マップや広報よこはま都筑区版等で防災に関し広報している。また、聴覚障害者対応災害情報配信事業について、障害者防災マニュアルへ組み込むことにより、広く周知されるよう検討を行っている。
			② b	わかりやすいものとなっている。
8	市民との 協働(5点)	3	① b	なじまない。
9	環境負荷の 低減(5点)	5	① a	宿日直業務に際しても、ゴミの分別を徹底している。
総合評価 (100点)		80	B	防災宿日直体制や緊急連絡体制を維持しながら、初動体制の強化を図っている。また、様々な手段を活用し、聴覚障害者等の事業関係者への周知を図っている。

区による事業評価

**事業の目的**

浸水が頻発する地域の自治会町内会との協働により、風水害時での避難勧告等を区民に素早く周知するための連絡網の整備及び住民自らが避難を促すためのサイレンを設置し、区民の社会生活や生命、財産を守る。加えて、行政、防災関係機関、区民との協働により、日ごろからの備えの充実、地域防災力、防災意識の向上を図る。

**防災活動事業費（戸塚区）**

点数	abc 評価		理由、説明等
15	①	a	地域防災拠点運営委員会連絡協議会や各地域防災拠点運営委員会会議等での議論や聞き取りなどにより地域からのニーズを把握し、サイレンの設置など対応を図っている。
	②	a	従来は区災害対策本部用の資機材を整備していたところだが、平成16年度の台風による被害を踏まえて、連絡網の整備とともにラジオライトや土のう袋など各地域防災拠点の防災資機材の整備を行った。
	③	a	住民避難用のサイレン設置に関して、サイレンの設置は区、運用は地域として役割分担をしており、吹鳴方法については訓練を実施した。
9	①	b	連絡網は区・自治会町内会長・各町内会の間で使用するものとして、防災資機材は土のうやラジオライトなどを整備して防災訓練等で活用している。
	②	c	サイレンについては、地域や関係機関との調整に不十分な面があり、3か所予定していたうちの1か所は先行する河川改修工事に遅れが生じたことなどにより、設置には至らなかった。
	③	a	区政運営方針の中で、地域の支えあいで作る安心社会のまちづくりとして、防災活動事業が重点的に位置付けられており、区の災害特性の現状を把握することができた。
7	①	b	区政運営方針においては、風水害時における区、防災関係機関及び地域の災害対応力の向上が図られていることを目標としている。
	②	b	定性的かつ単一の目標であり、チャレンジ性の有無については判断できない。
	③	c	災害対応力の向上のために設置を予定していたサイレンの一つが地元との調整に不十分な面があったことや、先行する河川改修工事に遅れが生じたことなどにより、設置には至らなかった。
9	①	a	土のうの詰め物に公園の土を使用することとして、当初予定していた吸水性土のうに代えて通常の土のう袋を購入したことにより経費を節減できた。
	②	b	なじまない。
	③	c	事業の実施までの詳細内容の検討や地域及び関係機関との調整に時間を要したことから、スケジュールどおりに事業を進めることができなかった。
8	①	a	災害対策基本法及び横浜市防災計画にのっとり、災害対応力の強化を図った。
	②	b	郵送物の宛名チェックなどの業務において、担当者間によるダブルチェックの体制をとっている。
8	①	a	区の災害時の拠点となる全地域防災拠点（35か所）に対し、防災資機材の整備を行うとともに、過去の災害で浸水被害が発生し、今後も発生の恐れがある地域に対してサイレンの整備を行うなど公平・公正に事業が進められた。
	②	b	なじまない。
6	①	b	広報よこはま区版で地震及び風水害についてそれぞれ特集を組み、防災関連用品の備蓄の呼びかけなどを各2面にわたり行うなど地域特性を踏まえた広報を行っている。
	②	b	広報よこはま区版はイラストや図表の活用、地震発生時の行動をフロー図で表すなど分かりやすくする工夫がされている。ホームページは文字情報がほとんどで関係機関へのリンクが主な内容となっている。
5	①	a	各地域防災拠点運営委員会及び防災関係機関とは訓練の企画立案などを協働して行っている。
3	①	b	日常的に紙の使用量の削減などISOに基づき対応している。
70		C	平成16年の台風22・23号による被害を考えると、サイレンの早期設置に向けた区民ニーズは高いと想定されるが、一部で設置が間に合わず、当該区域においては地域の災害対応力の充実を図ることができなかった。

**事業の内容**

- (1)風水害に備えた地域住民と協力しての避難勧告等の災害時の連絡網の整備、サイレンの重点地域への設置
- (2)地域防災訓練の実施による防災力の向上と啓発
- (3)区災害対策本部体制整備及び防災資機材、災害対策用備蓄物品の備蓄

所管区課名

戸塚区総務課

評価項目		点数	adc 評価	理由、説明等	
1	適応性 (15点)	9	①	b	地域防災拠点運営委員会連絡協議会や各地域防災拠点運営委員会会議等で地域との調整を行い、市民ニーズに対応した。
			②	b	平成16年度の台風による被害を踏まえて、連絡網や防災資機材の整備を行った。
			③	b	地域との役割分担はあるが、サイレンの活用については調整が不十分な面があった。
2	有効性 (15点)	5	①	c	連絡網・防災資機材は整備し、活用している。サイレンについては、地域及び防災関係機関との調整が不十分で活用には至らなかった。
			②	c	同上
			③	b	災害対策基本法及び横浜市防災計画に則り、災害対応力の強化を図った。
3	目標達成度 (15点)	9	①	b	避難勧告に必要なツールを確保するという目標がある。
			②	a	過年度と同様の事業執行ではなく、どうすれば区における災害対応力の強化につながるのか、地域や関係機関との意見交換や過去の災害の分析を行ったうえで事業を行う必要がある目標を設定できた。
			③	c	事業の実施までの詳細内容の検討や地域及び関係機関との調整に時間を要したことから、年度内に事業を完了することができなかった。
4	経済性・ 効率性 (15点)	9	①	a	防災資機材の購入において、土木事務所との調整により、経費削減を図ることができた。
			②	b	馴染まない。
			③	c	事業の実施までの詳細内容の検討や地域及び関係機関との調整に時間を要したことから、スケジュール通りに事業を進めることができず、効率のよい事業執行とはいえなかった。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	6	①	b	災害対策基本法及び横浜市防災計画に則り、災害対応力の強化を図った。
			②	b	事業実施の際、担当者間によるダブルチェックの体制がとられていた。(発送等)
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	8	①	a	区の災害時の拠点となる全地域防災拠点(35箇所)に対し、防災資機材の整備を行うことができた。また過去の災害で浸水被害が発生し、今後も発生のある地域に対してサイレンの整備を行った。
			②	b	馴染まない。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	6	①	b	事業の実施時期や事業の進捗に合わせて、随時各地域防災拠点運営委員や防災関係機関に対し進捗状況を提供した。
			②	b	各地域防災拠点運営委員会、各町内会・自治会及び広報区版を通じて情報提供を行っている。
8	市民との 協働(5点)	3	①	b	各地域防災拠点運営委員会及び防災関係機関と調整を行いながら、事業執行することができた。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	①	b	馴染まない。
総合評価 (100点)		58	C	事前のスケジュール設定を十分に行い計画的に事業執行すること、また、地域住民や関係機関との連携を強め、災害時はもちろん平常時においても協力しあえる体制の確立を図る必要がある。	

区による事業評価

<b>事業の目的</b>	風水害対策の一層の強化。
--------------	--------------

風水害対策強化事業（戸塚区）

点数	abc 評価	理由、説明等
13	① a	地域防災拠点運営委員会連絡協議会や各地域防災拠点運営委員会会議等での議論や聞き取りなどにより地域からのニーズを把握し、地域防災拠点における備蓄物品の拡充などの対応を図った。
	② a	平成16年の台風22、23号による被害を踏まえて、水防能力調査や気象データ収集などによる中小河川の整備状況、下水排水能力、地形状況等を調査して浸水危険性の高い区域を特定した。
	③ b	連合町内会自治会連絡会や地元企業等からなる災害対策連絡協議会を開催し、各機関相互の連携体制の強化に努めている。
13	① a	戸塚区内における水防能力及び水害発生危険性の調査・検討を委託により実施することで、区の水防活動全般に係る地形、降雨に対する対応能力、降雨量などの基礎データを収集し、危険区域を割り出すことができた。
	② b	水防能力の調査内容の再検討の結果、降雨量等を踏まえて避難勧告発令の判断ができるようデータの整理を行ったが、関係機関との発令基準に関する調整に不十分な点があった。
	③ a	区政運営方針の中で、地域の支えあいで作る安心社会のまちづくりとして、風水害対策強化事業が位置付けられており、区の災害特性の現状を把握することができた。
9	① b	避難勧告発令の指針及びそれを組み込んだ区独自の風水害対策マニュアルを再整備するという目標を設定した。
	② a	避難勧告発令の指針や区独自の風水害対策マニュアルの再整備という、浸水被害の発生をいかに最小限に抑えるかという課題を抱える戸塚区独自の目標を設定している。
	③ c	水防能力調査の委託内容の再検討など、事業実施前の段階で時間を要したことから委託時期が遅れ、委託成果物の活用方法の検討を行うことができず、年度内に目標を達成できなかった。
9	① a	試行的な取組として行った、気象専門業者からの水害対策支援情報提供事業（局地的な降雨等気象情報が24時間体制で提供されるシステム）について、環境創造局との連携事業とし、経費を折半して実施した。
	② b	なじまない。
	③ c	水防能力調査の委託内容の再検討など、事業実施前の段階で時間を要したことから委託時期が遅れ、委託成果物の活用方法の検討、指針及びマニュアル化が実施できなかった。
8	① a	横浜市防災計画で示される組織体制や夜間の対応などに基づいた対応であり、区防災計画は震災対策をまとめたものだが組織体制などで準用し、災害対応力の強化を図った。
	② b	郵送物の宛名チェックなどの業務において、担当者間によるダブルチェックの体制をとっている。
8	① a	区の災害時の拠点となる全地域防災拠点（35箇所）に対し、必要な防災資機材の整備を行っているほか、区民要望を踏まえて備蓄物資の拡充を行っている。
	② b	なじまない。
8	① b	水防能力の調査・検討は基礎データ収集段階で情報提供はされていないが、備蓄物品の拡充は各地域防災拠点運営委員会に実施時期、進捗よく状況を提供している。また、広報よこはまで風水害対策の特集を組み、区民周知を図った。
	② a	広報よこはま区版では区内の水害危険箇所や関係機関の情報入手先の紹介、日ごろの備えの必要性などをイラストや図表を使って比較的分かりやすく表している。
5	① a	各地域防災拠点運営委員会及び防災関係機関と調整を行いながら、事業執行することができた。
3	① b	日常的に紙の使用量の削減などISOに基づき対応している。
76	B	水防能力調査において、浸水区域の把握だけでなく、降雨量等を踏まえて避難勧告発令の判断ができるようデータの整理を行っており、他区に先じた取組となったが、発令基準等の設定には更なる多角的な調査・分析や関係機関との十分な調整が必要であり、目標とした避難勧告のガイドライン策定にまで至らなかった。



<b>事業の内容</b>	(1) 災害時の区本部での風水害対策での活用に向けた戸塚区内の河川・遊水地データを収集
	(2) 災害対策連絡会議の開催
	(3) 防災備蓄庫備品の拡充

所管区課名

戸塚区総務課

評価項目		点数	adc 評価	理由、説明等	
1	適応性 (15点)	7	①	b	地域防災拠点運営委員会連絡協議会や各地域防災拠点運営委員会会議等で地域との調整を行い、市民ニーズに対応した。
			②	b	平成16年度の台風による被害を踏まえて、水防能力調査や気象データ収集、地域防災拠点における備蓄物品の拡充を行った。
			③	c	水防能力調査については委託内容の再検討などにより、事業着手が遅れ、かつ関係機関との調整が不足していた。
2	有効性 (15点)	11	①	a	戸塚区内における水防能力及び水害発生の危険性の調査・検討を委託により実施することで、区の水防活動全般に係る基礎データを収集することができた。
			②	c	水防能力及び水害発生の危険性の調査・検討は行われたが、これらのデータの具体的な活用方法の検討や防災関係機関との調整が不足していたため、風水害の危険度を判断するための活用は行うことができなかった。
			③	a	水防能力及び水害発生の危険性の調査・検討を行ったことにより、水防活動に係る基礎データを収集することができ、災害対応力の向上を図ることができた。
3	目標達成度 (15点)	11	①	a	風水害に対する区、防災関係機関及び地域の災害対応力の強化を図るため、避難勧告発令の指針及びそれを組み込んだ区独自の風水害対策マニュアルを再整備するという具体的な目標を設定した。
			②	a	避難勧告発令の指針や区独自の風水害対策マニュアルの再整備という、浸水被害の発生をいかに最小限に抑えるかという課題を抱える戸塚区独自の目標を設定した。
			③	c	水防能力調査の委託内容の再検討など、事業実施前の段階で時間を要したことから委託時期が遅れ、委託成果物の活用方法の検討を行えず、年度内に目標を達成することができなかった。
4	経済性・ 効率性 (15点)	9	①	a	試行的な取り組みとして行った、気象専門業者からの水害対策支援情報提供事業について、環境創造局との連携事業とし、経費を折半して実施した。
			②	b	馴染まない。
			③	c	水防能力調査の委託内容の再検討など、事業実施前の段階で時間を要したことから委託時期が遅れ、委託成果物の活用方法の検討、指針及びマニュアル化が実施できず、効率のよい事業執行とはいえなかった。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	6	①	b	横浜市の防災計画及び戸塚区の防災計画に則り、災害対応力の強化を図った。
			②	b	事業実施の際、担当者間によるダブルチェックの体制がとられていた。(発送作業等)
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	8	①	a	区の災害時の拠点となる全地域防災拠点(35箇所)に対し、必要な防災資機材の整備を行っている。
			②	b	馴染まない。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	6	①	b	水防能力の調査・検討に関する委託については基礎データの収集の段階であり、情報提供を行っていないが、備蓄物品の拡充については、各地域防災拠点運営委員会に実施時期、進捗状況を提供した。
			②	b	同上。
8	市民との 協働(5点)	3	①	b	各地域防災拠点運営委員会及び防災関係機関と調整を行いながら、事業執行することができた。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	①	b	馴染まない。
総合評価 (100点)		64	C	委託による調査検討内容をより有効なものとするため、成果物の活用方法を早期に検討し、避難勧告発令の指針となるものもしくはその案を作成する。	

区による事業評価

水害対策事業（栄区）

事業の目的		水害発生時の情報受伝達体制のハード・ソフト両面の強化を通して、区民が安全で便利・快適に暮らせるまちづくりの推進を図る。	
点数	abc評価	理由、説明等	
13	① b	風雨時のスピーカー放送や情報受伝達の工夫等について、主に浸水被害にあった区民から、区政提案カードや連合町内会広報部会、地区担当（課長・係長）による地域防災拠点運営委員会での聞き取り、区の窓口等を通じて要望を受けて対応している。	
	② a	地球環境の変化等により局地的な集中豪雨や台風が多発等が年々深刻となる中で、平成16年の台風22・23号による柏尾川での大規模な浸水被害を踏まえ、新たに本事業を立ち上げて広報用スピーカーの設置や増設などの水害対策を行った。	
	③ a	水害対策連絡協議会では、浸水多発地域の自治会町内会と、ライフライン関連事業者、警察、消防署など各機関との連携強化を図り、設置した防災用広報スピーカーの運用については行政と自治会町内会との役割分担を明確にしている。	
13	① a	装置設置の際、浸水多発地域の自治会町内会を対象に見学会を開催し、事業周知及び操作訓練を行った。また、台風時でも音声伝わるよう、大音量スピーカーの導入及び異なる種類のスピーカー設置による聞き取りにくさの解消に努めた。	
	② a	関係機関との連携・調整を図るため、神奈川県等の防災関係機関を構成員とした水害対策連絡協議会を発足した。	
	③ b	区政運営方針で重点推進施策と位置付け、「安全快適なまちづくり」の「防災力の向上」に基づいて体系立てて進められている。	
11	① b	区政運営方針の重点取組の一つとして位置付け、水害対策連絡協議会の発足や防災用広報スピーカーの設置時期を目標としている。	
	② a	防災用広報スピーカー設置は、区役所としては先駆けて行う取組である。また、台風シーズン到来前の6月までに防災用広報スピーカーを設置するという目標は、地元調整の期間なども考慮すると困難度が高い。	
	③ b	防災用広報スピーカーの仕様固めや設置場所の選定が難航した結果、年明けの設置となった。	
9	① a	防災用広報スピーカーの設置の際に、一部は新たに取付ポールを設置せずに既存の設備を活用するなどして経費を抑えた。防災用広報スピーカーの維持管理コストのうち電気使用料は地元自治会に負担してもらうこととした。	
	② c	歳入の確保や新規財源の開拓に向けた検討は特に行われていない。	
	③ b	防災用広報スピーカーの設置については、神奈川県等の防災関係機関や自治会町内会を構成員とした水害対策連絡協議会で事前説明を行い連絡調整を行うとともに、マスコミを活用して区民の事業に対する理解を高めた。	
6	① b	横浜市防災計画（風水害対策）中の「情報収集・伝達体制の整備」に沿って、台風到来時には河川の水位が一気に上昇するため、被災前の情報伝達が重要である点を考慮してスピーカーを整備した。	
	② b	水害対策連絡協議会の参加者への通知は、誤送付等の防止のため、既存の事故等防止マニュアルを準用し、ダブルチェックにより対応している。	
8	① b	水害対策は特定地域へのサービスの提供となるが、水害対策連絡協議会の内容はホームページへの掲載等を行い、広く周知に努めている。	
	② a	設置した防災用広報スピーカーの管理の一部について、地域の自治会町内会で行うものとした。	
8	① a	水害対策連絡協議会や防災用広報スピーカー設置等の記者発表、ホームページ掲載のほか、テレビ局の取材を受け、都市型水害の事例としてテレビ番組での特集も組まれた。この他、ケーブルテレビやタウンニュースなどでも取り上げられている。	
	② b	防災関連のホームページでは、災害事象毎に分類し、訓練の結果概要や地域防災拠点の一覧、写真入りでの備蓄物資の紹介など分かりやすく工夫がされている。	
5	① a	浸水多発地域の自治会町内会や防災関係機関を構成員とした水害対策連絡協議会を平成17年6月に設置し、地域とともに水害対策を行っていく体制を整えた。	
3	① b	電子メール連絡によるペーパーレス化など、事務的なものを含め、環境負荷低減のための取組が行われている。	
76	B	平成16年の台風22・23号の被害を受けて、水害発生時の情報受伝達体制のハード・ソフト両面の強化を図るため、広報スピーカーの設置や水害対策連絡協議会の立上げなどに素早く取り組んでおり、今後、設置効果を検証して広報体制を再確認していく必要がある。	

<b>事業の内容</b>	(1) 区庁用車への高機能・高規格広報スピーカー設置
	(2) 浸水多発地域等への広報装置等の設置
	(3) タオル、毛布等の避難所等用の応急対応用品補充
	(4) 水害対策連絡協議会及び水害対策訓練の開催

所管区課名  
栄区総務課

評価項目		点数	adc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	13	① b	平成16年の台風災害を受け、水害対策に関する区民からの要望や意見を踏まえた事業内容となっている。
			② a	地球環境の変化などにより局地的集中豪雨や多発する台風などが年々深刻となっているなかで、早急な水害対策を行った。
			③ a	浸水多発地域の自治会・町内会や防災関係機関を構成員とした水害対策連絡協議会を17年6月に設置し、地域と共に水害対策を行っていく体制を整えた。
2	有効性 (15点)	13	① a	装置を設置した際には、浸水多発地域の自治会・町内会を対象とした見学会を開催し、事業の周知と共に操作訓練を行った。
			② a	県等の防災関係機関を構成員とした水害対策連絡協議会を発足させ、定期的に会議を実施し、関係機関との連携・調整を図っている。
			③ b	区政運営方針の「安全快適なまちづくり」の「防災力の向上」に基づいて体系立って進めており、施策目標の実現に寄与している。
3	目標達成度 (15点)	11	① a	区政運営方針の重点取組の1つとして位置づけ、水害対策連絡協議会の発足や防災用広報スピーカーの設置時期を具体的に明記し、目標が具体的に分かりやすい形で明確化されており、職場内でも周知されている。
			② a	防災用広報スピーカー設置は、区役所としては先駆けて行う取組みである。また、防災用広報スピーカー設置目標の6月は、非常にチャレンジのある目標である。
			③ c	目標の達成時期が当初の計画から遅れてしまった。
4	経済性・ 効率性 (15点)	11	① a	防災用広報スピーカーの一部は、新たに取り付けポールを設置せず、既存の設備を活用するなどして経費を抑えた。防災用広報スピーカーの維持管理コストのうち電気仕様料は地元自治会に負担してもらうこととした。
			② c	検討していない。
			③ a	防災用広報スピーカーの設置については、県等の防災関係機関や自治会・町内会を構成員とした水害対策連絡協議会で事前説明を行い連絡調整を行うとともにマスコミを活用して区民の事業に対する理解を高めた。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	6	① b	横浜市防災計画(風水害対策)に沿って事業を実施した。
			② b	水害対策連絡協議会の参加者への通知は、誤送付等の防止のため、既存の事故等防止マニュアルを準用し、これにより対応している。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	8	① b	水害対策は特定地域へのサービスの提供となるが、水害対策連絡協議会の内容はホームページへの掲載等を行い、広く周知に努め、客観的な説明ができるような形で公表されている。
			② a	設置した防災用広報スピーカーの管理の一部は、受益者である地域の自治会で行うものとし、受益者負担を適切に図った。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	8	① a	水害対策連絡協議会や防災用広報スピーカーの設置等は記者発表はもちろん、取材にも積極的に応じ、また、ホームページの掲載なども節目ごとに行うとともに、情報格差も考慮している。
			② b	ホームページで公開している水害対策連絡協議会の内容は、要約した議事録や写真入りの解説等によって、分かりやすい広報を行っている。
8	市民との 協働(5点)	5	① a	水害対策連絡協議会では、浸水多発地域の自治会、町内会と、東京電力やNTTなどの民間事業者、警察、消防署など各機関と適切な連携強化を図り、設置した防災用広報スピーカーの運用については行政と自治会・町内会との役割分担を明確にしている。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	① b	Eメール連絡によるペーパーレス化及びコピー時の裏面使用を行った。
総合評価 (100点)		78	B	区政運営方針「防災力の向上」を目標に、平成16年の台風で被災した区民からの要望に対して的確かつ適正な施策を実施した。安心して暮らせるまちづくりを行うことができた。

区による事業評価



防災力向上事業（栄区）

事業の目的		地域の防災力強化を進めるとともに、区災害対策本部の機能充実を図ること で、地域防災拠点の自主的な活動を支援する。	
点数	abc 評価	理由、説明等	
13	① a	区民の要望や意見等を踏まえ、訓練の見直しや講習会の開催などを行っている。	
	② a	特に区民の高齢化が著しい栄区において、災害時の若い力の確保策として、中学生による人工呼吸、AED（自動体外式除細動器）などの心肺蘇生法による救命救助訓練を実施し、防災意識の啓発を図った。	
	③ b	地域防災拠点運営委員会に対しては、防災訓練等に関するアンケートを実施して、防災ライセンス講習会を栄区においても実施するなど適宜見直しを行っている。	
15	① a	中学生に対する救命救助訓練は、消防署と協力した実技指導を含んだものであり、講師として参加した消防署員から生命の大切さについても伝えるなど防災啓発事業としての効果的な啓発の場となった。	
	② a	区単独での水害対策訓練を実施したことにより、風水害時の関係機関及び地域住民との連携・役割分担の再確認をすることができ、実地訓練のシミュレーションともなった。	
	③ a	区政運営方針で重点推進施策に位置付け、また防災計画に沿って訓練を実施し、地域防災拠点や自治会町内会による防災訓練が定期的実施されるなど、地域での防災活動が活発となり、地域防災力の底上げを図っている。	
11	① a	区政運営方針の重点取組事項として、防災力向上のために水害対策連絡協議会の発足や広報用スピーカーの設置、一人暮らし高齢者等を対象にした家具転倒防止器具の取付、中学生の防災訓練への参加呼びかけを明記している。	
	② a	地域防災拠点に対しては従前どおり支援するとともに、中学生に対する防災訓練への参加呼びかけや水害対策訓練の実施など、新規の訓練等を実施することで、より幅広い層への防災意識や防災力の向上を図っている。	
	③ c	家具転倒防止器具設置事業については実施ができなかった。	
13	① b	避難場所で使用する物品等を一括管理することで効率的な執行に努めている。	
	② a	水害対策訓練実施時には、民間企業から非常食の提供を受けるなど、市の負担の軽減が図られた。	
	③ a	中学生のみを救命救助訓練の対象としているが、小学生は理解度や技術面で難しく、高校生は地元以外の学生も多いことからすれば、区単独で取り組むには無駄のない有効なやり方である。	
8	① a	災害対策基本法及び横浜市防災計画の中では、防災訓練の実施が定められており、それを受けて安全管理局から訓練用として示される通知に沿って訓練が行われている。	
	② b	水害対策連絡協議会の参加者への通知は、誤送付等の防止のため、既存の事故等防止マニュアルを準用し、ダブルチェックにより対応している。	
6	① b	防災啓発パンフレット「大地震を生き抜くために」は、作成当時には全戸配布し、現在は転入者に配布している。救命救助訓練は小学生には理解度や技術面で難しく、高校生は地元以外の学生も多いことが理由であり妥当である。	
	② b	家具転倒防止器具設置については、平成17年度は器具購入費用は自己負担を予定しており、18年度についても同様とする予定である。	
6	① b	広報よこはま区版やホームページなどにより防災関連の情報が広報されている。	
	② b	各種訓練の様子は、ホームページに写真を掲載するなど、分かりやすい広報を行っている。	
5	① a	地域住民、防災関係機関等と地域防災拠点運営委員会連絡協議会を定期的 に開催し、情報の共有化を図るなど、地域・関係機関・区が連携して事業を 進めていく体制を整えている。	
3	① b	内部資料の裏紙使用等の事務的なものを含め、環境負荷の低減に取り組ん でいる。	
80	B	これまで近隣の3区合同で行っていた水害対策訓練を単独で開催したこと により、これまで以上に地域特性に合わせた実効性のある訓練を実施する ことができた。また、中学生を対象とした救命救急訓練は若い力を活用する ための積極的な取組である。	



<b>事業の内容</b>	(1) 地域防災拠点における防災訓練…「防災週間」及び「防災とボランティア週間」各拠点防災訓練参加者計5,081人
	(2) 拠点支援用物品購入等…簡易トイレ、ブランケット、ラジオライト等を購入
	(3) 防災啓発事業…中学生による救命救助訓練、パンフレットの増刷

所管区課名

栄区総務課

評価項目		点数	adc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	13	① a	平成16年の台風による水害を受け、水害対策に関する区民からの要望や意見を踏まえ、浸水が多発する地域の町内会・防災関係機関と連携して、区単独としては初めての水害対策訓練を実施した。
			② a	特に区民の高齢化が著しい栄区において、災害時の若い力の確保策として、中学生による心肺蘇生法（AEDを含む。）による救命救助訓練を実施し、防災意識の啓発を図った。
			③ b	地域防災拠点運営委員会に対しては、防災訓練等に関するアンケートを実施して、適宜見直しを行っています。
2	有効性 (15点)	13	① a	中学生に対する防災啓発事業としての救命救助訓練を実施は、消防署と協力した実技指導を含んだもので、効果的な啓発の場となった。
			② a	区単独での水害対策訓練を実施したことにより、風水害時の関係機関及び地域住民との連携・役割分担の確認や実地訓練が良いシミュレーションとなりました。
			③ b	地域防災拠点や自治会町内会による防災訓練が定期的実施されるなど、地域での防災活動が活発となり「地域防災力」の底上げが図れた。
3	目標達成度 (15点)	9	① b	区政運営方針の重点取組みの1つとして、中学生の防災訓練への参加呼びかけ等、地域防災力の向上を明記した。
			② a	地域防災拠点に対しては従前どおり支援するとともに、中学生への防災訓練への参加呼びかけや水害対策訓練の実施など、新規の訓練等を実施することで、より幅広い層への防災意識や防災力の向上が図れた。
			③ c	家具転倒防止器具設置事業においては、設置主体の選定を再検討し、効果的な制度の運用を図る必要がある。
4	経済性・ 効率性 (15点)	11	① a	中学生の若い力という人的資源に着目した事業は、現在及び将来的にも有効であると思われる。
			② b	水害対策訓練実施時には、民間企業から非常食の提供を受けるなど、市の負担の軽減を図った。
			③ b	避難場所で使用する物品等を一括管理することで効率的な執行に努めている。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	4	① b	横浜市防災計画に沿って、適切に実施している。
			② c	各種会議等の参加者への通知は、誤送付等の防止のため、既存の事故等防止マニュアルを準用し、これにより対応している。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	8	① a	防災啓発パンフレット「大地震を生き抜くために」は、作成時には全戸配布し、現在は転入者に配布している。
			② b	家具転倒防止器具設置については、受益者負担の観点には馴染みません。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	6	① b	広報よこはま区版、ホームページ掲載、記者発表などを活用して、周知に努めている。
			② b	水害対策訓練の様子は、ホームページに写真の掲載等、わかりやすい広報を行っている。
8	市民との 協働(5点)	5	① a	地域住民、防災関係機関等と「連絡協議会」を定期的開催し、情報の共有化を図るなど、地域・関係機関・区が連携して事業を進めていく体制が整っている。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	① b	内部資料の裏紙使用等事務的なものを含め、環境軽減に取り組んでいる。
総合評価 (100点)		72	B	地域の防災訓練はある程度定着してきており、さらに災害発生時の救援活動の一端を担う中学生への防災意識の高揚を図った。また、家具転倒防止器具設置事業の設置主体を再検討し、効果的な災害弱者支援を図る。

区による事業評価

**事業の目的**

地域の防災力強化を進めるとともに、区災害対策本部の機能充実を図る。

**区防災活動事業（栄区）**

監査委員による事業評価	点数	abc評価	理由、説明等
	11	①	a
②		b	安全管理局が策定して各区に通知した「ボランティア設立にあたってのガイドライン」を踏まえ、災害ボランティアネットワーク設立に向けた検討を進めた。
③		b	各地域防災拠点運営委員会に区運営責任職が参加して連携の円滑化を図っている。また、区及び警察、消防署等の防災関係機関などから構成される地域防災拠点運営委員会連絡協議会を2回開催し、意見の交換を行った。
11	①	a	平成15年度に宿日直制から当番班体制に移行して緊急連絡の受け手を増やし、いずれかの職員が駆けつけられる体制を整えたことで、区災害対策本部の強化につながり、平成17年度は更に班の体制を強化した。
	②	b	区本部防災訓練の実施にあたっては、総務局危機管理対策室（現、安全管理局危機管理室）や各局区から参集される拠点班の職員と各拠点班の役割や避難経路等について調整を図った。
	③	b	区政運営方針の「安全快適なまちづくり」の「防災力の向上」に基づいて進められている。
9	①	b	区災害対策本部の機能充実を目標としている。
	②	b	定性的かつ単一の目標であり、チャレンジ性の有無については判断できない。
	③	b	区災害対策本部の機能充実に向けて当番制を1班4人から6人に充実した。
11	①	a	防災の初動体制を宿日直から当番班体制にすることにより、宿日直手当の削減が図られた。
	②	b	なじまない。
	③	b	災害当番班に対する新防災情報システムの説明や、市本部による情報受伝達訓練の活用など、災害時の初動体制の確立を図った。
8	①	a	災害対策基本法、横浜市震災対策条例、横浜市防災計画等に基づき実施されている。
	②	b	各種会議等の参加者への通知は、誤送付等の防止のため、既存の事故等防止マニュアルを準用して対応している。
8	①	a	災害対応用携帯電話及びポケットベルについては、契約会社を3社に分けることで公平性を保つとともに、災害時の不通リスクの分散化を図っている。
	②	b	なじまない。
6	①	b	事務費的な要素が強く、積極的な広報になじまない。
	②	b	事務費的な要素が強く、積極的な広報になじまない。
5	①	a	各地域防災拠点運営委員会の構成を地域、学校、行政とし、地域の防災関係者との情報の共有化、連携強化を図り、連絡協議会に前年度の実績や各拠点の取りまとめを報告している。
3	①	b	内部資料の裏紙使用等の事務的なものを含め、環境負荷の低減に取り組んでいる。
72		B	当番班体制の更なる強化など、災害時の区災害対策本部の初動体制の確立に向けた取組が進められている。また、台風時の雨・風を防ぐための一時的な避難施設として、特に水害多発地域において重点的に協定を締結するなど、避難場所の拡充が図られている。

<b>事業の内容</b>	(1) 平常時の防災体制を含めた区災害対策本部の運営 (2) 災害対策協議会の開催 (3) 区防災訓練の実施
--------------	--

所管区課名

栄区総務課

評価項目		点数	adc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	11	① b	区民意識調査において、地域にとって特に重要と思う項目の上位にある防災対策について、地域防災拠点運営委員会や町の防災組織等地域の防災力強化を進めるとともに、区災害対策本部の機能充実を図った。
			② a	災害時におけるボランティア活動の重要性が叫ばれていることから、災害ボランティアネットワーク設立に向けて、取り組んだ。
			③ b	各地域防災拠点運営委員会に区運営責任職が参加し、連絡体制の確立・強化を行っている。また、防災関係機関も含めた連絡協議会を年2回開催し、意見の交換を行った。
2	有効性 (15点)	11	① b	災害対応班の交替時には、新防災情報システムの利用方法の周知徹底を図るとともに、市本部による情報受伝達訓練等も活用して、初動体制の確認の効果を高めた。
			② b	区本部防災訓練の実施にあたっては、総務局危機管理対策室や各局区から参集される拠点班の職員と調整を図った。
			③ a	区政運営方針の「安全快適なまちづくり」の「防災力の向上」に基づいて進めており、施策目標の実現に大きく寄与している。
3	目標達成度 (15点)	9	① b	区政運営方針の重点取組みとして防災力の向上を掲げ、水害対策連絡協議会の設置や広報用スピーカーの設置を公表した。
			② a	地域と協定を締結して、避難場所の拡充を図った。特に水害多発地域においては、重点的に協定を結んだ。
			③ c	災害対策連絡協議会の実施を見送った。
4	経済性・ 効率性 (15点)	9	① a	防災の初動体制を宿日直から当番班体制にすることにより、宿日直手当の削減を図っている。
			② c	特に検討していない。
			③ b	災害当番班に対する新防災情報システムの説明や、市本部による情報受伝達訓練の活用など、災害時の初動体制の確立の向上を図った。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	8	① a	災害対策基本法、横浜市震災対策条例、横浜市防災計画等に基づき、適正に実施している。
			② b	各種会議等の参加者への通知は、誤送付等の防止のため、既存の事故等防止マニュアルを準用し、これにより対応している。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	6	① a	災害対応用携帯電話及びポケットベルについては、契約会社を3社に分けることで公平性を保つとともに、災害時の不通リスクの分散化を図っている。
			② c	区本部機能の強化に係る事業のため、受益者負担には該当しない。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	6	① b	広報よこはま区版、ホームページ等などの媒体を利用して、周知に努めている。
			② b	区ホームページに、防災情報、風水害対策、地震対策等の防災関連情報をまとめて掲載することにより、区民の防災情報検索の利便性向上を図っている。
8	市民との 協働(5点)	5	① a	各地域防災拠点運営委員会の構成を地域、学校、行政とし、地域の防災関係者と情報の共有化、連携強化を図り、区と地域が一体となって事業を進めていく体制が整っている。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	① b	内部資料の裏紙使用等事務的なものを含め、環境軽減に取り組んでいる。
総合評価 (100点)		68	C	区災害対策本部として、災害時の初動体制の確立、各防災機関等と連携した災害対応活動の迅速性が向上を図った。今後も、区災害対策本部機能の維持・強化、防災関係機関及び地域住民との連携強化のための訓練を実施する。

区による事業評価

**事業の目的**

災害発生時に備えた防災資機材の整備を行い、地域の防災対応能力の向上を目指す。

**地域安全対策事業（泉区）**

**監査委員による事業評価**

点数	abc 評価	理由、説明等
13	① a	資機材の整備については、地域防災拠点運営委員会の要望等を踏まえながら行っているが、区予算の都合もあり大型テントなど要望は多いが対応できないものもある。
	② a	各拠点が訓練等を通じて実際に必要とされるものを調査し整備している。
	③ b	地域防災拠点運営委員会委員長会議等を活用し、適宜、事業の課題等を解決している。
11	① a	各拠点の意見を取り入れ、実際に拠点では何が必要なのかを調査を行い実施されている。拠点担当管理職が2か月に1回拠点における課題等について報告書をまとめることで、課題の共有を図っている。
	② b	安全管理局の整備した資機材と重複しないように調整されている。
	③ b	運営方針の「協働による地域課題の解決、まちづくりへの支援」に基づき実施されている。
9	① b	各拠点への資機材の整備については、計画的な導入が必要であり、目標値の設定が望ましい。迅速な初動体制の確立という定性的な目標は設定されている。
	② b	迅速な初動体制の確立については、定性的な目標であり、チャレンジ性について評価できない。
	③ b	初動体制の確立のための連絡体制は、通信機器の維持管理を行い、円滑な緊急連絡体制を取ることができた。
11	① a	宿日直体制を廃止し、区役所の近くに居住する職員を初動班とすることで、宿日直にかかる費用が削減できた。
	② b	なじまない。
	③ b	平成17年度に特段の取組はないが、平成18年度においては、より一層迅速な対応を予定している。
8	① a	横浜市防災計画や、横浜市災害救助物資備蓄要綱に基づき適正に実施している。
	② b	関係者への通知は、誤送付等の防止のためダブルチェック体制により実施されている。
8	① a	拠点からの調査結果をまとめ、再度拠点へ調査し必要な拠点のみに整備を行っている。
	② b	なじまない。
6	① b	運営委員会を中心に防災資機材の整備を行っているが、地域防災拠点の訓練を通じ備蓄庫の整備を確認している。
	② b	備蓄庫の整備状況に関して、区民に十分周知はされていない。防災訓練やホームページ等を通じ一層の周知が必要と認められる。
3	① b	地域防災拠点運営委員会（地域・学校・拠点）と連携しなければならないが、意識の低い拠点へのてこ入れ策が課題である。防災資機材の点検については、年に2回地域防災拠点において実施している。
3	① b	I S O14001に基づいて環境負荷の低減を図っている。
72	B	地域防災拠点運営委員会等の要望をもとに、防災資機材を積極的に整備したが、今後は横浜防災ライセンス制度を活用するなど、地域での人材の育成が求められる。



<b>事業の内容</b>	(1)防災資機材整備 (2)災害対策用通信機器整備 (3)災害時参集用自動車借上げ
--------------	---

所管区課名

泉区 総務課

評価項目		点数	adc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)			
2	有効性 (15点)	13	① a ② b ③ a	<p>① 各拠点の意見を取り入れ実際に拠点では何が必要なかを調査を行い実施している。</p> <p>② 安全管理局の整備した資機材と重複しないように調整している。</p> <p>③ 安全管理局と同様に、人命救助や避難生活に必要な防災資機材を整備している。</p>
3	目標達成度 (15点)	13	① a ② a ③ b	<p>① 迅速な初動体制の確立 各拠点に訓練等を通じ現場で必要とされる資機材の整備</p> <p>② 泉区独自の整備であり、地域の防災対応能力の向上をはかる。</p> <p>③ 初動体制の確立のための連絡体制は、通信機器の維持管理を行い、円滑な緊急連絡体制を取ることが出来た。</p>
4	経済性・ 効率性 (15点)	7	① b ② c ③ b	<p>① 補充する物資等はできるだけ集約し、無駄のないように発注した。</p> <p>② 検討していない。</p> <p>③ 配備完了が年度末になっているため今後は12月ぐらいまでに配備できるよう改善する。</p>
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	6	① a ② c	<p>① 防災計画や、横浜市災害救助物資備蓄要綱に基づき適正に実施している。</p> <p>② エンジンカッター訓練などを行うときに、安全靴等が拠点に整備されていないため今後整備をしていく必要がある。</p>
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	8	① a ② b	<p>① 拠点からの調査結果をまとめ、再度拠点へ調査し必要な拠点のみに整備を行っている。</p> <p>② 震災時避難場所の避難地区の指定は行っているが、災害発生時にはどこの避難場所でも避難生活をすることができる。</p>
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	4	① b ② c	<p>① 運営委員会を中心に整備を行っているが、拠点の訓練を通じ備蓄庫の整備を確認している。</p> <p>② 備蓄庫の整備状況に関して、区民に十分周知はされていない。防災訓練等を通じさらなる周知が必要。</p>
8	市民との 協働(5点)	5	① a	運営委員会(地域・学校・拠点)と連携し整備を進めている。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	① b	なじまない
総合評価 (100点)		74	B	防災資機材の整備は整いつつあるが、拠点にそれを使いこなす人がいないなどの問題がある。訓練等を通じいつでも使用できるようにする必要がある。

区による事業評価

**事業の目的**

地域住民の防災意識の高揚及び災害対応能力の向上を図る。

**防災関連事業（泉区）**

**監査委員による事業評価**

点数	abc 評価	理由、説明等
13	① a	市政への要望で災害対策は第2位という結果となっている。地域防災拠点運営委員会に拠点担当の管理職が参加することで意見を聞き、2か月に一度総務課に報告書を提出し、検討している。
	② a	乳幼児を抱える世帯への対応が不十分であった点を踏まえ、防災訓練への参加を呼びかけ、実施している。
	③ b	各地域防災拠点運営委員会に区運営責任職が参加して連携の円滑化を図っている。また、各関係団体からなる防災連絡協議会を開催し、意見の交換を行った。
11	① b	訓練の実施方法を行政主導の訓練から、防災拠点運営委員会に対し、訓練案を提案し、ともに考え実施する訓練に切り替えることで、防災に対して区民が主体的に取り組めるよう努めた。防災講演会の実施に当たっては、結果として幅広い区民の参加は得られなかった。
	② b	防災連絡協議会の場を中心として、関係団体・機関と防災対策について協議している。また、消防等関係機関と連携し、防災講演会、防災訓練を実施している。
	③ a	運営方針の「協働による地域課題の解決、まちづくりへの支援」に基づき実施された事業であり、目標の実現に寄与している。
9	① b	地域防災拠点運営委員会の構成員を増やすことや乳幼児を抱える保護者等が参加した実践的な訓練を実施することを目標としている。
	② b	具体的な数値目標の設定がなく、チャレンジ性について評価できない。
	③ b	構成員については、青少年指導員など、地域で活動している人の参加を促すよう拠点に呼びかけていたが、十分な効果がなかった。乳幼児を抱える保護者は区の総合訓練に5組参加できた。
11	① a	防災マップについては、区役所で印刷することにより、コストの削減が図られている。また、訓練時の会場設営についても、地域で実施することにより、節減が図られた。
	② b	なじまない。
	③ b	防災連絡協議会、地域防災拠点運営委員会を行うことで、地域、学校等との連携を図っている。
4	① b	災害対策基本法、横浜市震災対策条例、横浜市防災計画に基づき実施されている。「町の防災組織」活動奨励費の交付については、活動費補助金交付要綱に基づき、活動奨励費を交付している。
	② c	エンジンカッターを使用した訓練では、消防署や・防災ライセンス資格者が指導し安全確認を行いながら実施した。「町の防災組織」活動奨励費の誤交付があったが、以後ダブルチェック体制、照合・読み合わせなどを徹底することとした。
8	① a	平成17年度においても、事業としては公平に実施されたが、さらに平成18年度からは要援護者対策として、要援護者リストの作成等の課題について地域と検討を行っている。また、障害者団体を中心として、障害者の防災訓練への参加を促している。
	② b	なじまない。
6	① b	広報区版に特集を組んだり、ホームページで講演会等の広報を実施するなどしている。
	② b	講演会開催案内のチラシは文字が小さく高齢者には読みにくいものとなった。
3	① b	防災連絡協議会、地域防災拠点運営委員会を行い、連携を図っている。
3	① b	I S O 14001に基づいて環境負荷の低減を図っている。
68	C	防災講演会については、当初のねらいと実施後の効果を検証する必要がある。また、要援護者対策が充実されるよう、訓練への参加を促すとともに、課題の解決に向けて検討を進める必要がある。

<b>事業の内容</b>	(1) 防災訓練 (2) 泉区防災連絡協議会開催 (3) 防災講演会 等
--------------	--

所管区課名

泉区 総務課

評価項目		点数	adc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	15	① a	市政への要望で災害対策は第2位という結果を踏まえ、災害弱者等の訓練参加を呼びかけ地域全体の災害対応能力の向上をはかる。
			② a	「阪神・淡路大震災」から9年が経過し、災害に対する意識が薄れつつあるが、いつ来るか分からない災害を想定し、災害対応能力を向上させる。
			③ a	地域が主体となった訓練を行うことで、地域住民の防災意識の高揚を図り、あわせて災害対応能力を向上させる。
2	有効性 (15点)	11	① a	行政中心の見学する訓練ではなく、市民体験型の訓練を充実させるなど、より実践的な訓練が行えた。
			② b	消防・水道等関係機関と調整を行い、市民が直接参加できる訓練をスケジュールに取り入れた。
			③ b	安全管理局と同様に、災害発生時の動揺と混乱のなかで、地域防災拠点の運営が円滑に行えるように地域防災力の向上に努める。
3	目標達成度 (15点)	11	① a	乳幼児を抱える人等が参加できる幅広い層の参加をめざした。
			② b	今までの訓練は、一部の方が参加していたために地域全体の訓練としては、不十分である。災害弱者と呼ばれる人の参加率を増やし地域全体で防災への意識を高めた。
			③ b	今まで乳幼児等の参加呼びかけを行っていないため、参加がほとんどなかったが総合訓練時には、乳幼児家庭5組の参加があり様々な意見を聞くことができた。
4	経済性・ 効率性 (15点)	7	① b	訓練時には設営などを業者に委託せず、地域主体で行いコスト削減に努めた。
			② c	検討していない。
			③ b	地域・学校・行政等で連携を図ることにより、役割分担を明確化し、効率的に執行した。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	10	① a	防災計画や、総合防災訓練基本計画等に基づき適正に実施している。
			② a	エンジンカッター訓練等は、消防署・防災ライセンス資格者が指導し安全確認を行いながら実施した。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	8	① a	訓練実施校の実施基準は過去の実施状況や設備等を考慮し、特定の地域だけで実施しないよう泉区全体で行っている。
			② b	講演会・防災訓練等参加者が一部の人に限定されているので、幅広く参加を呼びかけていく必要がある。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	6	① a	広報横浜区版、ホームページ、回覧チラシ等を活用し幅広く周知に努めている。
			② c	講演会のチラシは、文字が小さくお年寄りなどには見えにくいと思われる。
8	市民との 協働(5点)	3	① b	地域防災拠点の運営委員会を定期的に行い、地域・学校・行政等で連携を図っている。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	① b	なじまない
総合評価 (100点)		74	B	訓練等参加者が一部に限られており、今後は災害弱者等の参加呼び掛け、参加できる環境を整える必要がある。

区による事業評価

地域防災活動推進事業（瀬谷区）

事業の目的		区民の防災意識の高揚を図り、地域防災力の向上を推進する。	
点数	abc 評価	理由、説明等	
13	① a	各地域防災拠点運営委員会の要望を受け、民生委員と協力して要援護者支援の一環となる家具転倒防止器具の取付補助などを実施した。	
	② a	大規模震災時に要援護者の被災事故が多かったことなどから、国では要援護者支援のガイドラインが策定されており、区独自に家具転倒防止策を実施した。	
	③ b	要援護者支援の手引きの作成にあたり、各地域防災拠点の運営委員等の参加を得た。	
13	① a	要援護者支援の実施にあたり、民生委員を活用して対象者把握を行った。被災時の避難所運営に協力するボランティアの育成を区独自に行い、被災時の要援護者救出活動の支援を行えるよう体制整備を進めている。	
	② b	安全管理局の所管する生活・救助資機材取扱リーダーの育成に協力している。	
	③ a	区政運営方針で重点推進施策とされ、「区民との協働を進める仕組みづくり」の一環として事業が進められた。	
13	① a	要援護者支援策である家具転倒防止器具の取付けの目標数を定めた。	
	② b	要援護者支援策である家具転倒防止器具の取付け目標を設定するにあたり、先行して事業を行った旭区の取組目標を参考としている。	
	③ a	家具転倒防止器具は予定どおり取付けを終えた。	
9	① b	要援護者支援策となる家具転倒防止器具取付けの対象者について、民生委員を活用して情報収集することで、効率的な執行を図った。	
	② b	防災マップへの企業広告導入を検討したが、平成17年度は不足分の刷り増しのみであったため、広告欄を設けるための版下作成は先送りとした。	
	③ b	民生委員や委託業者との連携を図って事業を進めている。	
8	① a	横浜市防災計画における要援護者支援対策や、内閣府策定の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」等にとり進めている。	
	② b	要援護者の個人情報等は鍵付きの書庫に保管し、また防災訓練においては損害保険に加入するなど、事故防止に努めている。	
8	① a	要援護者は横浜市防災計画で明確な基準を定めて特定しており、公正性を確保している。また自治会町内会非加入者に対しても、民生委員が情報を収集することで対応できている。	
	② b	事業一般に不特定多数の区民を対象とするものであること、また要援護者対策は福祉施策の一環でもあり、受益者負担になじまない。	
8	① a	広報よこはま区版を活用して広報している。また要援護者については作成したガイドラインに基づき民生委員が直接個別訪問して事業を説明している。	
	② b	広報よこはま区版では対象者や条件などを記載して事業を案内している。	
5	① a	14の地域防災拠点から、自治会町内会が1地区づつ参加するワークショップを実施しており、各地域の避難ルート等を示した防災診断地図の作成に取り組んでいる。	
3	① b	防災マップ作成において、古紙70%を含む紙を使用するなど、環境負荷低減に取り組んでいる。	
80	B	避難場所ルートや要援護者の所在等を示す防災診断地図の作成をモデル地区で進めており、また防災ボランティアを区独自で育成するなど、区民による自助の取組を積極的に推進している。後者については、各地域のリーダーとなるよう、スキルアップのためのワーキングも進めている。	



<b>事業の内容</b>	(1) 要援護者の救援・啓発 (2) 防災まちづくりの検証 (3) 防災ボランティアの育成 (4) 防災マップの作成 (5) 実践的な防災訓練等の実施
--------------	---

所管区課名

瀬谷区総務課

評価項目		点数	adc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	15	① a	家具転倒防止器具の取付けを平成15年度から平成17年度まで3か年実施した。要援護者への対応は近年ニーズが高まってきたものでありそれに対応する事業である。
			② a	大規模地震が発生する恐れが高まってきており、大規模災害発生時の要援護者支援は、阪神淡路大震災を契機に全国的に取組みが進められている事業である。
			③ a	家具転倒防止器具の取付けは、災害弱者支援を目的とするものであり、官の支援が必要な事業である。
2	有効性 (15点)	15	① a	家具転倒防止器具の取付け対象者については、民生委員を活用し対象者把握を行っている。
			② a	現在、国等において要援護者支援について検討が図られており、国のガイドラインに基づき事業立案している。
			③ a	国等の「要援護者支援」という政策課題に対しては合致した事業推進である。
3	目標達成度 (15点)	13	① a	各年度の家具転倒防止器具取付け目標数を定め、実施期間も3か年としている。
			② b	現実に即した独自性がある事業である。
			③ a	おおむね目標を達成している。
4	経済性・ 効率性 (15点)	9	① b	民生委員の活用による対象者把握など、効率的な執行を行っている。
			② c	民間とタイアップした資材の供給を受けること等の検討は行っていない。
			③ a	取付けについては、シルバー人材センターに委託し執行している。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	8	① a	適正な執行である。
			② b	訓練において自己が発生した場合には、市民活動保険の適用により、事後申告により保険適用の取扱いを行うことができる。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	8	① a	要援護者や自治会町内会に対する事業であり、社会的公正性は確保されている。
			② b	受益者負担について、対象者が限定されるものについては、導入等の検討が必要である。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	10	① a	「広報よこはま 瀬谷区版」での広報のほか、民生委員による該当者への周知を行っている。
			② a	対象となる区民の条件等を、わかりやすく広報した。
8	市民との 協働(5点)	3	① b	ボランティアの育成事業は、まさに市民との協働という視点による事業である。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	① b	防災マップ作成において、古紙70%を含む紙を使用するなど、環境負荷軽減のための努力をしている。今後、訓練等の資材等についても、検討が必要である。
総合評価 (100点)		84	B	要援護者を対象とした「家具転倒防止器具取付け事業」や防災機材の配布、防災マップの配布等、区民にとって危険な防災対策で区民満足度の向上に資している事業である。

区による事業評価

災害対策関係事務費（瀬谷区）

事業の目的		区災害対策本部・警戒本部の運営を行い、防災に努める。	
点数	abc 評価	理由、説明等	
15	① a	防災のみのアンケート等は実施していないが、地域防災拠点運営委員会の場などで区民要望を受け、水防訓練について、緊急時により実践的な対応ができるよう緊急連絡網を活用した情報受伝達訓練に切り替えている。	
	② a	集中豪雨の傾向が強まる状況を踏まえ、区災害対策本部の機能を強化するため、係長以上職員全員にポケットベルを配布し、当番制により、災害時の参集態勢を徹底している。	
	③ a	区民に被災情報の連絡が行き届くよう地域防災拠点運営委員会と役割分担している。各自治会町内会では被災から72時間以内に全員の安否を確認できるよう役割分担し、区では危険区域に出向き、注意広報、個別訪問を行っている。	
11	① a	区民の防災意識向上に向け、防災訓練等の際には災害に対する現実的な危機感につながる説明に努めている。実際の被災時に当番班の職員全員が直ちに駆けつけるのが難しい点を踏まえ、係長以上の職員全員にポケットベルを配布した。	
	② b	自治会町内会をはじめ、土木事務所、消防署及び警察署等と連携し、被災時の連絡体制が行き届くよう、訓練・調整を行っている。	
	③ b	区政運営方針の「区民との協働を進める仕組みづくり」の一環として事業が進められた。	
9	① b	防災訓練について、15の地域防災拠点ごとに、9月と1月の2回に分けて実施を呼びかけている。	
	② b	防災訓練は平年度の開催回数を目標としている。	
	③ b	各地域防災拠点における訓練は予定どおり実施されている。	
13	① a	行政主体の訓練実施方法を改め、各地域防災拠点における区民主導型の訓練に切り替えたことで、結果的に会場設営や機材運搬に係る経費を削減できた。水防訓練も図上訓練に切り替えて同様の削減ができています。	
	② b	本事業は防災用携帯電話の通話費や車の借上費などからなり、新規財源獲得の検討にはなじまない。	
	③ a	区災害対策本部の機能強化を検討し、発災時の迅速な職員参集を図るため、平成18年6月から当番班だけでなく係長以上と防災担当にポケットベルを貸与し、参集者の確保を図った。	
8	① a	横浜市防災計画及び区防災計画にのっとり事業を進めている。	
	② b	風水害の対処としては、河川の警戒区域ごとに設けた対応フロー図に従い、水防警報発令後の災害対策本部の設置、河川パトロール、注意広報などを実施している。	
6	① b	自治会連合会には、各課長・係長で分担して延90回程度出席し、自助・共助等に係る意識啓発を行っている。	
	② b	なじまない。	
6	① b	広報よこはま等で防災意識の啓発に努めているが、浸水危険箇所や避難ルートを示すマップの作成は検討中である。	
	② b	広報紙だけでは区民の意識啓発を行うことは十分でないとの考えから、連合自治会などの区民の集まる場に出向いて説明を行っている。	
5	① a	各防災拠点において防災活動を支援するボランティアを区独自に育成し、各地域のリーダーとしての質を高められるよう、社会福祉協議会も交えてワーキングに取り組んでいる。	
3	① b	訓練後のごみは持ち帰り、分別してリサイクルするよう周知が図られている。	
76	B	区民にとって、より実践的な防災訓練となるよう、訓練方法などが適宜見直されている。被災時の注意警報は区民に対する重要な被災情報提供手段であるが、関係機関との十分な連携が取れていない。	

<b>事業の内容</b>	(1) 区災害対策本部機能の強化・充実
	(2) 区防災訓練の実施

所管区課名

瀬谷区総務課

評価項目		点数	adc 評価	理由、説明等
1	適応性 (15点)	15	① a	防災関連の事業であり区民ニーズに対応した事業である。
			② a	防災という恒常的な事業であるが近年の集中豪雨の発生や要援護者への対応等、社会情勢の変化に対応した防災施策を考案している。
			③ a	協働で取り組むべき事業であり、官民の役割分担を検証しながら事業をすすめている。
2	有効性 (15点)	13	① a	防災訓練をより実践的にし、従来の行政の防災体制を区民に見せる形式から、住民自らが自主防災意識をもつように住民自らが参加するものに変更するなどの工夫をしている。
			② a	自治会をはじめ関係機関と調整をした上事業を実施している。
			③ b	国のめざす防災対策の趣旨に則り、より地域の実情に合わせた防災対策を推進している。
3	目標達成度 (15点)	9	① b	具体的な数値による防災の目標は設定していないが、区本部の円滑な運営を心がけている。
			② c	チャレンジ性のある目標はない。
			③ a	災害発生の恐れが生じた場合の円滑な本部運営に心がけ、情報の円滑な収集、各機関との情報受伝達を着実に遂行していくことが必要と考えている。
4	経済性・ 効率性 (15点)	11	① b	行政主導の訓練から、区民参加型の実践的な訓練にすることにより、訓練費用の節減に努めている。
			② b	なじまない。
			③ a	発災時の迅速な職員参集を図るため、当番班だけでなく係長以上と防災担当にポケットベルを貸与し、参集者の確保を図っている。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	10	① a	市の地域防災計画に従い、適正な事業執行を図っている。
			② a	市民の安全を最優先に、事前広報などに力を注いでいる。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	10	① a	地域住民全員が安全を確保できるよう、自助・共助も含め、意識啓発を図っている。
			② a	発災時には、関係機関への迅速な情報伝達に心がけ、区民の生命を守ることを最優先に救出、復旧への取り組みを行っている。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	2	① c	住民啓発についても、広報紙での特集や地域での会合の際に職員がアピールする等、多様な手法で広報を行っているが、避難の仕組み、浸水警戒区域の周知等、十分ではない点もある。
			② c	防災に関する情報提供は適宜実施しているが、各区民の理解が十分得られているかとの点からは伝える内容、方法等にさらなる検討が必要である。
8	市民との 協働(5点)	1	① c	防災ボランティアの育成にも力を注いでいるが、まだ十分とはいえない。
9	環境負荷の 低減(5点)	5	① a	訓練後のごみは持ち帰り、分別してリサイクルするよう周知を図っている。訓練等の資材についても今後検討が必要である。
総合評価 (100点)		76	B	区民ニーズが高い危急の事業として各種防災訓練などを実施しているが、区内の防災体制の検討、マニュアルの整備、広報する内容など見直すべき事項は多々ある。

区による事業評価